

# 令和3年第3回伊仙町議会定例会

## 会期日程



令和3年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

令和3年9月7日開会～9月17日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	7	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定	
				○諸報告 （1） 諸般の報告（議長の動静） （2） 行政報告（町長） ○陳情 1件（経済建設常任委員会へ付託） ○報告 2件（報告～質疑で終結） ○議案 11件 39号～49号（提案理由説明～質疑～討論～採決） ○認定 6件 1号～6号（提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託）	
〃	8	水	本会議	○一般質問（美島議員、佐田議員2名）	
〃	9	木	本会議	○一般質問（牧本議員、清議員、永田議員3名）	
〃	10	金	特別委員会	○令和2年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 （現地調査）	
〃	11	⊕	休 会		
〃	12	⊖	休 会		
〃	13	月	特別委員会	○令和2年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 （室内審査）	
〃	14	火	特別委員会	○令和2年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 （室内審査）	

9	15	水	休 会	※令和2年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会委員長 報告作成	
〃	16	木	休 会	※令和2年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会委員長 報告作成	
〃	17	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全員協議会</li> <li>○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決）</li> <li>○陳情審査委員長報告（報告～質疑～討論～採決）</li> <li>○意見書発議（提案理由説明～質疑～討論～採決）</li> <li>○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建 常任委員会）</li> <li>○閉会</li> </ul>	

# 令和3年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和3年9月7日



令和3年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月7日（火曜日） 午前10時17分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 陳情第5号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書（経済建設常任委員会へ付託）
- 日程第5 報告第4号 令和2年度健全化判断比率（報告～質疑で終結）
- 日程第6 報告第5号 令和2年度資金不足比率（報告～質疑で終結）
- 日程第7 議案第39号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第40号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第41号 伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第42号 訴えの提起（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第43号 町道の一部変更（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第44号 令和2年度伊仙町上水道事業会計の利益処分（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第45号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～審議中止）
- 日程第14 議案第46号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第47号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第16 議案第48号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第17 議案第49号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第18 認定第1号 令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特

別委員会へ付託)

- 日程第19 認定第2号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第20 認定第3号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第21 認定第4号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第22 認定第5号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第23 認定第6号 令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)



1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君                      事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長補佐	前元 広紀 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育 長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午前10時17分

○議長（福留達也君）

ただいまから令和3年第3回伊仙町議会定例会を開会いたします。  
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福留達也君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、牧本和英君、西 彦二君、予備署名議員を佐田 元君、清 平二君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（福留達也君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月7日から9月17日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月7日から9月17日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（福留達也君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和2年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

2回定例会以降、コロナ感染症の影響で様々な出張、研修等が中止または延期となっておりますので、数少ない報告となります。

7月13日、正副議長研修会、これは鹿児島市で行われ、副議長とともに参加してまいりました。議会運営における心構え、そういった類いの研修でありました。

7月26日、世界自然遺産登録視聴会、これは天城町防災センターで行われ、この徳之島を含む奄美群島が世界自然遺産に登録される瞬間をライブで視聴する、そういったことでありました。これによって、この徳之島が世界の宝になるという決定的な瞬間でありました。

今後、うれしい話であるんですけども、今後入り込み客が増えるとか、観光客が増えるとか、

経済効果が見込まれるとか、うれしい話題でありますけれども、今後、その受入体制をきちんとするとか、自然を未来永劫、受け継いでいく。そういったことも大きな課題として残ってきますので、我々議会も行政側、あるいは民間の方たちと協力しながらきちんと守り抜いていかなきゃいけない、そういった思いでありました。

7月30日、令和4年度公立高等学校の生徒募集定員策定等に係る地区説明会、これは教育長と天城町防災センターで参加してまいりました。

以上で、議長の動静についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和3年8月分までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

#### ○町長（大久保明君）

おはようございます。令和3年6月議会終了後、今日までの主な報告をいたします。

お手元にあるように、この間、島外出張は一度もありませんでした。その点、報告は少なくなっております。

6月14日、味の素の新しい社長とテレビ会議を行いまして、第3圃場が阿三地区の新しい橋の近くに今建設中であります。

それから、平張りハウスで、県の農業総合開発センターの中で2年前よりコーヒーマスの苗を植えた結果、この平張りハウスは改良されておまして、台風にも非常に強い中でコーヒーマスが予想以上に伸びているという結果が報告されました。

6月23日に校長会の中で、日本マルコのことを説明いたしました。といいますのは、新しい徳之島高等学校の校長先生が挨拶に来たときに、校長先生はJAXAという航空宇宙、国の航空宇宙関連の会社に行くことが夢であったという話をしたときに、日本マルコの話をしたら、その日のうちに視察に行ったということでありましたので、今後、この会社のことを町内の校長先生方にも理解していただきたいということで、所長に校長会の中で説明をしていただきました。今年は新しい新卒者が本社のほうで3年間、研修して、島に帰ってくるというふうな状況も生まれております。

同日、南西糖業の神崎新社長が挨拶に来られました。

6月29日に、令和3年度新規就農者励ます会が天城町で開催されまして、この中に天城町が12名、伊仙町が3名、徳之島町が1人という新規就農者でありました。天城町の就農者の中には、1ターンの方が2人いらっしゃいまして、大学卒業生の、農学部卒業生の方もいらっしゃいましたので、伊仙町としても新規就農者を増やすために、今後努力をしていかなければならないと思っております。

7月16日に徳洲会の方が来られまして、今後のコロナが発生したときの町の受入体制を要望に参りました。

7月21日に移動図書館車の出発式がありまして、命名は「はこぶっくKUKURU（くる）」という名前でありまして、今後、この「はこぶっくKUKURU（くる）」が子どもたちに大いに読書に関心を持っていくことになると思います。

7月26日には、世界自然遺産登録の会合が天城町防災センターであり、中国の浙江省における会議の様もオンラインで拝聴いたしました。そして、奄美大島、徳之島、やんばる、西表島の各町とのオンラインでの中継がございました。あとは鹿児島県庁含めて、このことは歴史的な感動でありますので、今後、この地域が世界自然遺産に推薦されて約18年が経過した中での喜ぶべき世界自然遺産登録でございます。今後は長期的な視野で、この世界の宝をどのように私たちは守り、そして活用していくかということが重要になってくると思います。

8月5日には、第1回伊仙町誌編纂審議会が行われまして、数多くの伊仙町に関係してきた、世界自然遺産関係の小野寺先生やら、石上先生たちを中心として、今後4年間を目標に、これは先史時代からカムイヤキ、現在までの伊仙町の歴史的なことも含めて検証し、そして50年後、100年後に予見するような伊仙町誌を作成していけると思っております。

8月9日には、島内で最初のコロナの感染者が発生いたしまして、この約1か月近い間に、毎日放送しているように、島内で合計221人の方が感染いたしました。そして、町内においては63人の方が感染ということで、情報によりますと、鹿児島に搬送された1人の方が亡くなられたという情報が入っております。

8月30日には、伊仙町子ども議会が3年ぶりに開催されまして、その中でコロナ禍の中での移動販売車が町内にも必要ではないかというふうな質問。それから、自然遺産になったときのしまっ子ガイドを養成していくということが必要ではないかということでありました。

また、ある中学校においては、バリアフリー化を推進していただきたいということで、この学校は、昔はスロープから運動場を下りる状況ですけども、またそれに戻してほしいということでありました。

公園の話が東部地区、西部地区からもありまして、東部地区、西部地区にも公園を造ってほしいという要望であります。このことも場所の選定等を考えて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

その中で各学校から出たことは、環境問題においてごみの分別等、そういうことに関しまして、子どもたちに集落内放送をしていただきたいという話もございましたので、これは非常にいいことじゃないかと考えております。

コロナ禍の中、この2か月半の間、国内、全世界が大変な状況になり、その中でオリンピックが無観客という形で開催されました。8月31日にたまたまテレビを見たら、パラリンピックの中で、日本とボスニア・ヘルツェゴビナのシッティングバレーの映像がありました。過去オリンピックで二連覇している強豪でありますけども、そのときアナウンサーが話したのは、ボスニア紛争のときの子どもたちが、かなりの方がいろんな、足を失ったりした、その子どもたちが今40代で活躍し

ているということでもあります。

伊仙町があえてホストタウンとしてボスニア・ヘルツェゴビナを、総務省の許可を得てホストタウンになりました。一度大使とのオンライン会議も行いましたので、この国が、内紛を起こしたこの国、約30万人の方が死亡したその国が、闘牛文化を通じてまとまっているということは、この闘牛文化の価値というものは果てしないものがあるのではないかというふうに考えておりますので、2年後は世界闘牛サミットを各国の大使を島に来ていただいて、できたらと今考えております。

以上でございます。

○議長（福留達也君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第5号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書

○議長（福留達也君）

日程第4 陳情第5号、貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書についてを議題といたします。

令和3年第2回定例会以降、これまで受理した陳情は3件です。したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第5号、貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書は、所管する経済建設常任委員会へ付託したので、報告します。

△ 日程第5 報告第4号 令和2年度健全化判断比率

△ 日程第6 報告第5号 令和2年度資金不足比率

○議長（福留達也君）

日程第5 報告第4号、令和2年度健全化判断比率、日程第6 報告第5号、令和2年度資金不足比率の2件を一括して議題とします。

提案者の報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第4号及び報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債費比率9.7%、将来負担比率74.4%となりました。

公営企業会計においては、資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（福留達也君）

補足説明があれば、これを許します。

## ○総務課長（久保 等君）

それでは、報告第4号、令和2年度健全化判断比率について説明いたします。

財政健全化判断比率の指標としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてであります。

令和2年度歳入歳出決算における主要施策の成果説明書4ページをご参照ください。

左側の表に一般会計等として、一般会計等実質収支額が3,455万7,000円で黒字となっております。国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計を合わせた連結実質収支も黒字であるため、成果説明書3ページの実質赤字比率、連結実質赤字比率を横棒で示してございます。

成果説明書5ページをお開きください。

実質公債費比率の状況を示してございます。上段の①から⑭の指数により実質公債費比率が算定されます。この数値を算定式で求めますと、令和2年度は10.0486となり、令和元年度においては10.4386、平成30年度においては8.70448となっております、この3年間を平均した数値9.7が実質公債費比率ということになります。

次に、成果説明書6ページをご参照ください。

将来負担比率の状況でございますが、将来負担額として、地方債の現在高73億8,093万5,000円、債務負担行為に基づく支出予定額4億8,963万6,000円、公営企業等への繰出見込額14億7,075万5,000円、一部事務組合等への負担額6,059万2,000円、退職手当負担見込額1億6,944万5,000円の合計95億7,136万3,000円であります。

充当可能財源として、基金16億4,527万6,000円、家賃収入等の特定財源6億1,037万1,000円、交付税で算定される基準財政需要額の歳入見込額49億8,199万1,000円の合計額72億3,763万8,000円となっております。

将来負担額から充当可能財源を差し引いた金額は23億3,372万5,000円であります。標準財政規模から、先ほど実質公債費比率の状況の表中、⑨⑩⑪の算入公債費等の額を差し引いた金額が31億3,668万6,000円となります。表中、AマイナスB、23億3,372万5,000円から、CマイナスD、31億3,668万6,000円を除いた数値が将来負担比率となるため、令和2年度決算における将来負担比率は74.4%となり、令和元年度より6%程度の改善がなされたこととなります。

令和2年度監査意見書の9ページをお開きください。

監査委員の意見書で、下段中央部からありますが、それぞれ改善されており、努力の成果が見られる。早期健全化基準団体以下で将来負担が軽減されるように、後年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や老朽施設の更新、町民所得減少による経済状況を勘案し、将来負担比率が増加しないように、今後とも健全なる財政計画を推進していただきたいとの意見を鑑み、健全なる財政計画を推進してまいりたいと考えております。

報告第5号、令和2年度資金不足比率について説明いたします。

成果説明書4ページをご参照ください。

右側の表に、伊仙町上水道事業会計における資金不足・剰余額を示しており、資金不足は生じていないことを報告いたします。

先ほどの監査意見書の23ページをお開きください。

結びに、ダム、ため池以外の原水を確保し、水質を向上させて、おいしい水を供給し、町民の健康を守ることと、平成30年度改正された水道使用料の段階的な原価に基づいた改正や未収金の徴収に努力し、今後も引き続き、公営企業事業の目的に沿った計画の策定と対策を講じることに努めていきたいと考えております。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（福留達也君）**

報告第4号、報告第5号について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（福留達也君）**

質疑なしと認めます。

これで、報告第4号、報告第5号の2件について終結します。

△ 日程第7 議案第39号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第8 議案第40号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

△ 日程第9 議案第41号 伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定

**○議長（福留達也君）**

日程第7 議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第40号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第41号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定の3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

**○町長（大久保明君）**

令和3年第3回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第39号から議案第41号について説明いたします。

議案第39号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例、議案第40号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案します。議案第41号は、伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（福留達也君）**

議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について補足説明します。

今回の条例改正は、議案書のとおり、法改正に伴う文言の追加及び訂正、それに期限、年度等の延長の変更が主なものです。

今回の条例の改正において、税率の変更等、税が、町民の税が、負担額が上がるような改正はありません。

審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（福留達也君）

議案第39号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第40号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（橋口智旭君）

議案第40号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

条例中、第2条第1項中「9,771万3,000円」を「9,771万4,000円」に改めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第40号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第40号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第41号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定について補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（名古健二君）

議案第41号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定について補足説明をいたします。

参考資料の1ページから8ページに、令和3年度から7年度の5か年事業計画書が掲載されております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第41号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第41号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑を行います。

この策定においては、策定に基づいて、先般出された町長のマニフェスト等が作成されたものだと、ある一部は含まれていると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（福留達也君）

具体的に何かとか、そういったのがあれば答えやすいですけど。具体的に担当課をまた指名していただければ分かりやすいです。

○14番（美島盛秀君）

具体的に言いますといっぱいありますけども、特別に私がお尋ねをしたいのは、まず1ページの社会的条件ということで、3公民館、中あたりにありますけれども、この3公民館の活用、公民館とは住民の教養、健康、生活などの向上のために設けられた集会所というふうに理解をしておりますけども、西部公民館において保育所のほうに委託をしているような感じで、保育所があって、グラウンドが使えない。犬田布地区、西部地区のお年寄りの高齢者の方たちがグラウンドゴルフで利

用したりしていたんですけども、老人会の活動ができないというようなことで、数年前から意見等がありまして、最近もありまして、なかなかそういう、後で出てきます、ありますけれども、スポーツ系、そういうのに助成金を出すとか、出ておりますけれども、一向に改善されない。

そしてまた、公民館の施設、建物についても使いたいけど使えないというようなこと等がありますけれども、これまだ改善されないということで、今後、どう考えているのか。こういうことも町長のマニフェストにも載っていることだと私は思っております。

それから、認可所、保育所の件、西部、わかば、幸徳、いせんとありますけれども、認定こども園というのは伊仙のきらら、それから東部のおもなわ保育所も、これ認定保育園になっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（福留達也君）

一つずついきましょうか。

○14番（美島盛秀君）

はい。

○議長（福留達也君）

先ほどの公民館はどのページにあるんですか。集落の公民館はどこなのかなと思って。

○14番（美島盛秀君）

西部公民館の状況。

○議長（福留達也君）

計画書の何ページって言っていただければ。

○14番（美島盛秀君）

1ページにあります。社会的条件という。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

西公民館については指定管理として、今わかば保育園が利用している状況ですけど、町民が利用町民が利用する際には借用の申出があれば利用できる状況ではあると思いますけど、その辺、再度確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○14番（美島盛秀君）

これ数年来の課題であって、利用したい人たちが利用したくても鍵がないとか、鍵は誰が持っているとか分からないとか、何かやりたくても利用できないというようなことでありますので、そこあたりは改善ができればいいのじゃないかなと。

また、日程的に子どもたちが使う。あるいは調理場等も、もともと公民館用で使う道具とか資材とかあるらしいんです。それが使えないということ等がありますので、そこあたりしっかりと地区の区長、あるいは関係者、老人クラブ、あるいは婦人会、女性連、こういうあたりと協議をして、何か項目で示しておけばいいのじゃないかなと。ただ口で約束するとかじゃなくて、きちんとした

規約等を設けてやればいいんじゃないかと思しますので、お願いいたします。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

児童福祉施設につきましては、町内に3保育園と2こども園があります。先ほどおっしゃられたおもなわについてですけど、おもなわ保育園のほうが先月、県のほうに認定こども園の、令和3年度から認定こども園へ移行したいということで、県のほうへ申請を上げております。

認定こども園については、面縄幼稚園との絡みがありますので、教育委員会のほうと協議しながら、県のほうの結果が3月に出ますので、それまでに教育委員会と協議していきたいと思っています。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

3保育園と2認定こども園と言いましたけども、この保育園と認定こども園、ここに利用する保育士の数とか、何人に対して、保育園では、保育所では児童、何歳から何歳までに対しての保育士は何人必要だと。あるいはこども園に対しては何人必要だと、そういう規約、規定がありますか、お尋ねします。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

保育園につきましては、幼稚園教諭の免状を持っている方が要らないんですけど、認定こども園に関しましては、幼稚園教育部分もありますので、幼稚園教諭の免状を持っている方がいなければなりません。

○14番（美島盛秀君）

聞き取りにくくて理解し難いんですけども、そういう人数的、そういうことについては別に関係がないということで受け取ってよろしいですか。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

保育の部分に関しましては、ゼロ歳児については、保育士3人、児童、乳幼児、ゼロ歳児は3人につき1人の保育士が必要という規定があります。

○議長（福留達也君）

認定こども園にはそういった基準はないんですかと。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

すみません。保育園と認定こども園の2号、3号部分については、保育士の資格保有者は何人に1人という規定はあります。ほぼ同じような感じです。

○14番（美島盛秀君）

私がなぜこういうことをお尋ねするかといいますと、子どもたちを預けている父兄の皆さんの声として、最近、その保育所、あるいは認定こども園、ここに勤める保育士さん、これが長続きしないと。しょっちゅう変わると。ある父兄の話では、資格のない、経験のない、高校を卒業して18歳、19歳の若い人が来て、保育士さんがいないから仕方ないから、そういう若い人たちを採用すると。

そうしたら経験のない人たちが来たら、果たして子どもたちの幼児教育がきちんとできているだろうかという父兄の一つの意見等がありました。何人からか、そういうのを聞いております。そして、長く勤まらないから、しょっちゅう募集をしなければならないような状況だと。

こういふことで幼児教育を今後どうするかということを実際に考えていただきたいわけでありませうけど、課長のほうからは、教育委員会とも相談してと言っておりますけれども、教育委員会の考えとしてどうでしょうか。

#### ○教委総務課長（上木正人君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに今、子育て支援課長のほうから申されたとおり、先月、認定こども園の件で会議を持たせていただきました。その中でいろいろ意見も出されましたし、どういった状況でいくのかというのは、県の審査を待たなければいけない状況であるとは思っております。

今、子どもに対しての幼稚園保育、認定保育、そういったことに関しましては、幼稚園管轄といたしましては、私たちのほうでは有資格者を優先に雇ってございますので、その点は問題はないかと思っております。

#### ○14番（美島盛秀君）

町長もくわどう室、これを公に約束をして政策として取り上げております。そういう観点からいいますと、私は全く政策が実効性に乏しいということを申し上げなければならないと考えておりますけれども、今後、本当にこのふるさとに帰ってこられる若者、そしてそれを教育する保育士、また育っていく子どもたちが本当にこの島を愛するような、そういう子どもたちの教育・指導をしていかなければならないわけでありませうけれども、最後に、町長の考えをお尋ねいたします。

#### ○町長（大久保明君）

保育士の問題、介護士の問題などは、共通の問題は報酬が安いということでありませう。ですから、この3年ほど前に保育士が足りないと、そして、保育園に入る順番が大変だということが社会問題になったときに、これ都会では保育士の賃金を相当上げました。そうすると、地方にいた保育士の方々が都会は生活費も高いんですけれども、それに生活していくことと、そしてそれ以上の報酬があるということで、島の保育士たちもどんどん都会のほうに出て行ったというのが現状です。これは、保育園に入学することができないというある女性の書き込みが全国に広がって、そういった状況になったわけでありませう。

同時に介護士も、これ関連していますので話しますと、今、2025年になったら、都会では介護難民が出ると。約260万人の介護難民が出るということで、地方の社会福祉法人から相当数の人が、この介護難民を解決するためには、介護士の報酬を上げなければいけないということで、都会ではそういう賃金がどんどん上がっていく中で、地方から都会に進んでおります。

この東京一極集中は加速している中で、この島でどのようにしたら、今言った経験のある優秀な保育士が集まってくるか。また、介護難民が出るために行った人たちの難民と言われる方々を、そ

したら、島の出身の方々は特に帰っていただけたら、これは島に帰ってくるということは、人口が増えるわけです。そうすると、介護施設も今以上に増えてくるということになるわけです。

ですから、そのときに、今、高齢者の方々の1人当たりの地方交付税を算定しますと35万から40万になります。若い人で25万から30万という、これは町のほうで試算しておりますので、そうすれば、高齢者の方々が帰ってきたら、その方々の家賃をその地方交付税で賄えばできると。それから、介護士の給与補填はその地方交付税で賄っていくということになる。

そうすると、この介護士も帰ってきたら、子どもが生まれたりすると子どもが増えていくと。そうすれば、保育士もその施設の給与以外に、都会から帰ってきた方々には1人当たり、夫婦であれば約60万ぐらいの地方交付税が伊仙町に入ってくるわけですから、それは、そのままその方々の賃金ないし家賃に還元していくということを今考えております。

そういうことは、財政的なこの予算書の中では出てこないんですけども、これはなぜこういうことを考えるのかといいますと、島外から伊仙町の小規模校区に住宅を造って帰ってきた方々に給与補填したわけです。それも、帰ってきたら、その人たちの家賃を安くしても、余るほど地方交付税が入ってきているということになるわけですから、そういうふうに財政的な計画も立てていくということであれば、私はうまく流れが、循環ができるんじゃないかと思えます。

2025年問題に関して、先ほど申し上げましたように、260万の介護難民をどうするかということは、私はおこがましいですが、一町長がこんなことを申し上げてはいけませんけれども、大変な時代になるわけです。それを我々は先取って、出身者の方々、いろんな施設に入っている方々も、島に帰ってきていただくという流れを強力に作っていくことが重要であります。

その最大のあれは人件費、家賃でありますので、それは入ってきた地方交付税で賄っても余るぐらいの予算が計算できるというふうに考えておりますので、これはあちこちで話すと、なるほどと言いますが、しかし、本当にそんなことができるのかという話ですけれども、それは間違いなく町が何年もかけてそのことを進めていけば実現できると、私は確信しておりますので、そういう大きな枠の中の一つとして、保育所を今、どんどんこれから増やすこともできるし、徳之島老人ホームの理事長さんと話をしたら、まさに同じような考え方をしておりましたので、長寿、子宝のこの島にそういうことを十分に計画を立てて実現できると私は確信しておりますので、そういった大きい枠の中で、今のような若い保育士では心もとないということなども解決できるし、幼保一元化の中で、こども園で定年した先生方も一緒になって教えていくことができると。これは地方自治体であればやりやすいわけでございます。これは、厚労省と文科省でのいろんな権限が重なったりしますので、その辺はなかなか各省庁でまとめることができないので、自治体のほうで柔軟にやっけて、そういうモデルを提唱していくということも可能ではないかと思っております。

#### ○14番（美島盛秀君）

町長の話は世界一周をして何か理解を求めようというような話まで、介護の話まで出てきたわけでありまして、私の言ってることは、保育士が長続きしないから、これをどう解決するのか。

都会から老人が、いろんな人が帰ってきたら、これ何十年かかりますか。町長の任期は4年しかないんですよ。その4年で実現するのが公約じゃないですか。今までもそうでしょう。だから、私たちは、大久保町政5期20年の検証ということで議会報告もしてあります。多くの町民がそういうのを見て私に意見をしているんです。さっき、給料が安いと、安いから長続きしないとされましたけれども、本当にその保育士の皆さん、給料だけで長続きしないんでしょうか。その保育士さんも子どもがいるはずで、その子どもを育てながら他人のお子さんも預かって保育をする。この育児、指導するということの大切さ、重要さ、それを町長は全く認識してないと私は思います。給料が安かったら、安かったでその施設の皆さんにお願いをして、ちゃんと給料を上げるようなことはできないですかね。あるいは、もし町長にそういう本気度があれば、本物の政治家であれば、町単で少しでもその保育士さんに協力できる助成金を上げるとか、私はできると思います。そういう保育士さんやあるいは町民に寄り添った気持ちのない、心のない町政を過去20年間続けてきた結果が、我々が議会報告をした結果にも私はつながっていると、そう考えておりますけれども、今後、そういう保育士さんが入れ替わり立ち替わり、また経験のない保育士さんたちが大事な幼児を教育していく場所でありますので、ぜひ今後のマニフェストの見直し、そこらあたりもしつかりと考えながら、町民に公約をしていただきたいと思います。

#### ○町長（大久保明君）

少し誤解しているような気がいたしますので、もう1回説明いたします。

この保育士が足りないのは給料はもちろんですが、給料が安くて保育士がいなくなると非常に忙しくなるわけです。ですから、忙しくならぬためには給料を上げていくということになるわけですから、それは、先ほどはちょっと大きい枠の中で話して、世界一周はしてないんですけども、鹿児島県ぐらいの中では考えていけると考えておりますので、私も今ごまかしているような言葉で、何か訳の分からないことを言っているようなことがありましたけども、今、わかば保育園とか、いせん保育園、そしておもなわ保育園、これはそういう決意の下でやったわけでありまして。これは、県は伊仙町は人口が減るから、おもなわ保育園は、先ほど課長が県と交渉して、伊仙町はこれから子どもたちが増えていくから保育園が必要だということを申し上げて説得したわけでありまして。

それから、保育士は本当に忙しい中で持ちこたえられないと、子どもたちに十分な保育ができないということ、先般、外国で子どもたちを育てたスウェーデンにいた方の講演がありましたけれども、びっくりしたのは、子ども1人に2人ぐらいの保育士が専属でついていると。ですから、日本の保育教育というものは、外国に比べて相当遅れとと。ただ、ヨーロッパでは、またヨーロッパと言ったら世界一周と思うかもしれませんが、現実には、1人の子どもに3人ぐらいの保育士がついているという、これは社会保障が、消費税が20%、30%ぐらいある国ではこういうことが実現可能なわけでありまして、先ほど申し上げました、美島議員が提案した、今、今すぐ保育士の方々に給与補填をしていくということも、これは確かに非常に重要なことでもありますので、

前向きにしっかりと対応していきたいと思います。

#### ○14番（美島盛秀君）

それでは、次の②の中の農産加工施設整備事業とありますけれども、これはもう20年ずっと言いっ放しだと、町長、思います。この10年は、もう私も相当議論もしたつもりであります。

あの黒糖製糖工場、あの隣の空き地に加工センターを造ると言い出して、もうやがて7年になるんじゃないですか。あるいは、西部にあります加工支援センターですか、あそこの整備も毎年毎年微々たる予算で、もうあれも30年過ぎましたけども、施設の老朽化も激しい。本気でやる、本物の力が出せれば、ああいうことにもっと力を入れるべきですよ。ただ口先だけのことを、この10年やあるいは20年間やってきて、それで町民が本当に信頼してると思いますか。今後、この加工設備についてどう考えておりますか。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先般、子ども議会等でもありましたが、加工施設においてはバレイショの食品ロス等の問題も、今、大きな課題となっております。また、1次産業のみの営農においては、農林水産業の従事者に所得が上がってこないということも踏まえまして、現在、加工施設の建設の準備を始める段階にあると考えております。

#### ○14番（美島盛秀君）

私もこの1次産業、農業が本当にこの徳之島の、あるいは伊仙町の発展につながる産業だと私は思っております。私も農家出身ですから。ここにいらっしゃる皆さんも農家出身が多いと思います。本当に町長が本気を出してやるならば、私は所得も上がってくる。町民もやはり農業というのは人間づくりだと、私は思っています。

私も農業をやってますので、朝早くから畑に行って、畑仕事、草の一つでも抜く。そうすれば本当に人間、心が穏やかになります。そして、自分が植えた作物を見ているときに、本当に大丈夫だろうか、この作物が成長していく姿、それを見ているときに、本当にしっかりと育て実りあるものになるかなと、私はつくづくそういうことを考えながら畑に行っています。

そういうこと等を含めて、私はずっといろんな、最近はショウガも作って何か返礼品にできないかなということ等も今やっております。

町としても、マーザク、長命草あるいは加工設備、いろんなことを取り組んできましたけども、一つも成功していない。どうですか、町長、町長の約束した公約が実現できたと思っておりますか。

#### ○町長（大久保明君）

農業立町ということは、もう何十年もそれに続いておりますし、農業生産額50億という目標は、かつてなかったことは、目標をつくって農家の方々があらゆる農産物、さとうきび、ばれいしょ、畜産に頑張ってきたと。また、そういう時代背景、流れもあった中で、50億達成は3回ほどなっております。

加工施設に関しましては、これは、この前、西部地区に行きますと、西部地区に造るはずだった加工施設、土地もあったのに、私が知らない間にいつのまにか、これ町長としても恥ずかしい話ですけれども、議会で西部地区に造ると約束して、土地の購入なども計画していた中で、うかつにも今の場所にできてしまったということに対しては、これは議会で質問した議員の方々にも大変申し訳ないと今でも思っております。

ですから、そのことは鹿児島県もそういう大隅地区にかなりの予算を投じて研修センター、加工施設を造りましたので、県、国としっかり島の将来を見つめながら、これからも長命草は完全に失敗したわけではありません。まだ何人かの農家が継続をしております。継続しているわけですから失敗ではないということです。

それから、かんかんファームもそれなりの実績を今出しているわけでありますので、全てが失敗だという極端な言い方は間違っているんじゃないかと思えます。

継続して、これからいろんな農業政策、全ての農業政策の中で重要なことは、これは大規模農家の方々があまりにも多くなって土地を占有するような農業であってはいけないと。ですから、6次産業化、加工した農業が今まで以上に必要になると。しかもそれは高齢者の方々も6次産業に関わっていけるような農業をしていかなければなりません。大規模化、機械化が進んだらどういう結果になるかということ、土地が占有されて、人口が激減していくということであります。

ですから、人口が減ってしまったら、元も子もなくなるということを含めて、私は人口を維持しながら、そして多くの方々に農業の補助をしていくということは、これは、私は先ほど地方交付税の話をしましたけれども、それは人口がどんどん減れば地方交付税はどんどん減っていくということでありますので、増えるような政策をして、高齢者の方々にもいろんな補助ができるような仕組みをつくっていくということなどを考えていきたいと思うし、美島議員が朝早くから、本当に農家の方々は頑張っております。そして、畜産の方々、青年たちは夕方遅くまで牛の世話をしております。

このバレイショも値段が安いときでも1個1個丁寧に収穫して、利益がなくても、悲しくても作っていくというふうなことになるわけですから、この島が農業中心に、世界遺産になったときに、やっぱり豊かな土地をいかに生かしていくか、それは加工するための野菜であり、高齢者の方々が野菜を作ると。そして障害のある方々も島で農業生産に関わっていくというふうなことをいつも考えておりますので、そういうふうにしてやっていけば、この町の農業はさらに豊かになっていくと私は確信しております。

#### ○14番（美島盛秀君）

町長は町長の政策で進めていけばいいかと思えます。しかし、その政策あたりが住民にしっかりと理解されて実現できるかどうかは、任期の4年間の町民の姿だと私は思います。

あの百菜ができて、もう12年になります。あの百菜の目的、町長、ご存じですか。建設した当時の目的、今はスーパーみたいになっている。全く目的に反している。あの百菜のきちんとした運営



ができるように指導なりあるいは協力していけば、もっともっと私はこの加工する農家の皆さんもやる気があって、それぞれ頑張ってきたのじゃないかなと思うんですけども、そのおかげで商工会まで今つぶれかかっている。町長も亀津に行く途中に広い空き地があるのをご存じですか。地元の商工会一つ一つ、1軒1軒つぶれていっているんですよ。この責任は町長にあると私は思っております。もうやがてつぶれる、店じまい……

○議長（福留達也君）

この計画書のことをやってください。あまりにも細かく広がり過ぎるとあれですよ。

○14番（美島盛秀君）

そうじゃないですか。そういうこと等を考えながら、今回の公約していただきたい、実現できるような。この加工施設についても、さっき長命草のことも言いました。パパイヤあたりのことも補助金を出した。こういう加工施設をするために相当な予算、職員の浪費、相当な問題を抱えてきたと思っております。

また、コーヒーの話も先ほど言っていましたけども、このコーヒーが本当に実現できるのかは、これはどうか分かりませんが、そこらあたりも考えながら、これから加工施設等にも取り組んでいかなければならないのではないかなという気がいたします。

私だけで質問……

○町長（大久保明君）

議長。今は商工会の話が出ましたけれども、商工会というか、その大型店舗がない中で、伊仙町の町内購買というのは激減しておりました。そういった中で、商工会の方々と大激論をして、大型店舗の誘致を主張いたしました。最初にできたのが百菜であります。それから、これはJAが大反対した中で、あらゆる政治的な手段といいますか、上のほうの方々に交渉して、JAあまみは絶対つくらないということでありましたけれども、地元の賛成する方々もあって、Aコープを誘致したと。

そうすると、町内購買はどんどん増えていったわけです。そして、店舗数が、商工会がなくなると今、暴言を吐きましたけれども、（「何言ってるの。暴言は言ってないよ。町長、自分が暴言してるがね」と呼ぶ者あり）数えてみると（「町長らしい、そこは答弁してください」と呼ぶ者あり）ですから、年長の議員らしい質問をしてください。

ですから（「議長、町長にも注意せんね。僕だけに言わんで。何で町長ばかりかばうことばかりやるの」と呼ぶ者あり）かばってはいけません。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時32分

---

再開 午後 1時00分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

続けて、質疑をいたします。

先ほどの町長の暴言ということを私は取り下げていただきたいと思います。

ここに地方自治法第132条に普通地方公共団体の議会の会議、または委員会においては、議員は無礼な言葉を使用し、または、他人の私生活にわたる言論をしてはならないとうたわれております。そのとおりであります。

これを私は、個人、私生活に対することは1つも言っておりません。商工会に対する意見でありまして、ですから、町長が言った暴言ということを取り消していただきますけども、町長、お願いします。

○副議長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時05分

---

再開 午後 1時52分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（大久保明君）

先ほどの商工会の件に関しまして、私の発言を整理いたしますと、町長になってすぐ、ちょっと説明しますので、じっくり聞いてください。

商工会の方々が大型店舗反対だということで、大型店舗誘致反対という要望書をずっと持ってまいりました。一方、町民の方からは、大型店舗が必要だという方々もいっぱいいました。

そういった中で、町内の方々が、大型店舗がないために亀津方面に買いにいったとき、行ったついでに、またいろんなものを伊仙町内で購入できるものも買ってくるという現象があったと思います。そういう中で、町内にも大型店舗が来れば、町内での大型店舗以外の商工会に加盟している店舗の方々も潤うことも予測されるというふうに考えていました。

そういった中で、大型店舗を誘致したほうが町民全体の利益になることは間違いないというふうに私は確信いたしました。そういう信念のもとに、タイヨーの誘致にも何回もお願いに行きましたけれども、場所がなかなか、県道沿いのほうが良いということで、最終的に断られました。

それから、先ほど言ったように、JAに関しましても、非常に厳しい意見が、JAあまみのほうではありました。それで、本部のほうでいろいろお願いいたしまして、Aコープの店とか、そういう店を3か所ほど視察に行ってみまして、伊仙町においても、Aコープの誘致ができると、町内の方々は、時間をかけて亀津に行く必要もなくなるだろうという話、そういうふうに確信を持ち

ましたので、同時にまた、セブンイレブン、ファミリーマート、前身の店も、同じころに伊仙町に進出したいという話がありまして、つくったわけでありまして。

先ほど、Aコープは地産地消という大きな目的で組合をつくってやっている。そして、農家の方々が大量販売をするようにもなっていたわけでありまして。そういったさなかで、この誘致を最終的に取り消してほしいという要望を、商工会の役員の方々が町長室にもやっけてまいりました。

そのときに、私は、町民全体の利益、そして、町民のいろんな購買にかかわるお金が町内で循環したほうがいいという判断をも説明いたしました。もう少し、そのとき話をしたのは、商工会の方々が、大型店舗、大型店舗を反対している中で、商工会の役員の方々の店は、比較的安定していたような気がします。しかし、それ以外のさらに小さな各集落の店舗は激減してきているという現状も目の当たりにしました。

そういう中で、これで、こういう状況であって本当にいいのかという中で、今言ったことは、商工会の方々にも、私の考え、思いは説明いたしました。そういった流れの中で、それは議員の方々も、しっかり考えたら理解できるんじゃないかと思っております。

そこで、先ほどの話の中で、このある店が更地になっているということで、それは、町長の責任であるという言葉に關しまして、私も少し感情的になったとは思っております。

そこで、あの暴言という言葉が出ました。これは使ってはいけない言葉であります。改めてそう思いました。ですから、そういう大きな流れの中で発したということを理解をしていただきたいと思うし、その方が、涙を流して私に訴えてもきました。最後まで、誘致しないでほしいということ私に言いました。

ですから、そういう大局的な町全体のことを考えてみた場合に、やむを得ない判断だったと思うし、まさか、店を閉じるとは思っておりませんでしたので、そのことに関しては、その方には大変申し訳ないと思っております。

しかし、判断そのものは正しかったと思っております。ですから、このことを美島議員がよく理解していただいたら、私はこのことの暴言発言は間違いだと思います。そうであることを信じて、私はあの言葉を撤回したいと思っております。

以上です。

#### ○14番（美島盛秀君）

今の町長の答弁等は、Aコープ誘致あるいはファミリーマート誘致の、そういう大型店舗の誘致の話が出た時点でもありました。重々承知をいたしております。町長の考え等は理解してはおりません。しかし、この今の現状を、私は想定をしていました。必ず商工会は疲弊していきたくらうと。言葉はちょっと私も悪かったんですけども、潰れていきたくらうというふうな考えも相当ありました。

実際に、喜念から小島まで、糸木名まで見たときに、空き店舗がたくさんあります。そういうこと等を考えたときに、本当に伊仙町の商工会は大丈夫だろうか、再生ができるだろうか。そういうことを思いながら質問をしたわけでありまして、私もちょっと潰したという、そういうような責任

を、言ったことに対しては、私も反省しております。今後気をつけたいと思いますし、また、私はその商工会のこれからの活性化については、ここ数年来、プレミアム券をもっと増額できないか。

私も議長時代に、いろいろ商工会からの陳情も受けましたので、増やして、町単独でやらなければならないことじゃないのということを、たびたび一般質問等でもやっていたわけでありますけれども、ここの2年、去年、今年、コロナ対策事業で相当の額が下りてきましたので、これは、町民に対するいろんなこれ、プレミアム券が発行できたのではないかな。町民の皆さんも少しは生活の足しになっていると、安心していらっしゃる場所でもありますけれども、しかし、このコロナ対策が解決をして、今後、この商工会が復活できるのかどうか。

今、商店を営んでいる人たちが今後、今までどおり、またさらに、活性化できるだろうか、こういうことを考えたときに、私はもっともっと、プレミアム券を増やして、例えば、前回出しました地方創生の1万5,000円の券も私たち議会から、決して町外で使えるような券を出してはいけません。大型店舗で使えるようなのは反対だよということを素直に、執行部の皆さんも聞いて、そして、町内商工会で利用できる券になったと思います。

ですから、今後も、私は大型店舗は店舗なりの品ぞろえもいいし、私も行きます。利用価値はあります。しかし、今までの老舗といいたまいますか、商工会に加入している地元の商工会、これこそが私は島の発展につながっていくものだと考えておりますので、今後、このプレミアム券等を、さらに額を増やして、町単で増やしていき、そういう体制をお願いをしたいと思います。今の件に関しましては、これで終わりますけれども。

#### ○町長（大久保明君）

私は各集落がどうしたら活性化するかということで、この各集落残っている店の方々を、いかにして集落内で購買をしていくかということは、これからの政策の中でやっていかなければいけないと思っております。

それは、学校の話もしましたけれども、集落、これから高齢者が増えていきますと、ますます買物が困難になってくるわけですから、その方々のために、配達がすぐできるような集落の拠点ということで、そういうまちづくり。ですから、集中から分散という考え方は、まさにそういうことがありますので、集落が、老若男女が本当に増えて、昔の伝統文化を「いーいたわり」（ゆい）、そういうものが復活していくことこそが商工会の大きな、商工会にしかできないことではないかと思うし、今話したいろいろなプレミアム商品券などは、これからもどんどんどんどん進めていきたいと考えております。

#### ○14番（美島盛秀君）

続きまして、23ページの教育の振興。

中段のほうに、また、町の将来を担う子どもたちに、町の歴史や文化と郷土を理解する教育に力を入れたいというふうに書いてあります。郷土愛に燃える、そういう教育をするという意味だと思いますけれども、もう、このことについて、実は、平成25年ですかね、復帰60周年の記念事業を契

機に、泉芳朗先生のあの25日を祝して、歩こう会というのをやりました。私は素晴らしいことが出てきたと思って、私も3回参加しました。

ほーらい館の広場を出て、犬田布岬を往復しました。また、ほーらい館の前を出て、面縄も一周したこともあります。こういうふうにして、私はやっぱり、そういう当時の大先輩であり偉人である復帰の父、泉芳朗の、そういう意思を引き継ぐ、そういうことを私は今後も続けたいというふうに強く思っておりまして、これが途中でできなくなった、やらなくなったということを思ったときに、非常に残念でならないわけでありまして、毎年、12月25日には、奄美のほうでは、断食も何人かでやっているみたいです。何で伊仙町だけは何をやっても、計画しても長続きしないんだらうか。これは本当に島民性だらうか。そういうことを続けるような、指導するのが町長の仕事でもあり、また、教育長の仕事だと私は思っているところであります。

あの当時、60周年記念で、私の母校である阿権小学校の子どもたちが、泉芳朗の「一点の島」あの詩を朗読したときには、私は涙が出ました。それぐらい、やはり、島に感動を与える、そういう泉芳朗先生の意志を引き継いで、私たちはこれから島のこと、伊仙町のことをみんなで考えていかなければならないときが来たと思っております。

そこで今後、この歩こう会、こういうことが復活できるのかどうか。あるいはまた、泉芳朗会館は今、長寿子宝社という名に代わって、せっかく建てた泉先生の遺徳をしのぶことさえできない。その歩こう会の件、それから、泉芳朗館の件、お尋ねしたいと思います。

#### ○町長（大久保明君）

これは当時、教育委員会でなくて企画課長のほうが提案したこともあるし、3年連続ぐらい挙行いたしました。そのとき、2回目の終わったとき、オーナーの方々が、今、泉芳朗先生の生家がありますね。あそこに当初、あの銅像は、計画のときは生家につくる予定だったという話も聞いております。

そのことを何とかできないかという、移せないかという話がありまして、今、泉信喬先生の家が、駐車場も完備できるぐらいあるし、そこから歩いて、信喬先生のところから町道を出ない道を通って、歩いて、芳朗先生の生家には行けますので。

ただ、あの胸像を移すとなると、それは面縄の方々から要望があったんです。当初はあそこにつくるように要望したけれども、そういう建物をつくるための工事ルートなどが難しかったんじゃないかと思うんで、義名山のほうに出来たわけでありまして、そのことも1つの模索すべき点ではないかと思えます。

まず、そういうことが今あるということと、そのウオーキングに関しては、確かに、楠田書店の先代の方が芳朗先生とともに復帰運動をやったということで、毎年、おがみ山へ登って芳朗先生をしのぶ会が継続されている。

地元である伊仙町でやってないということは恥ずかしいことでもあるわけですから、そのような形で、集落の方々の理解を得て、場所が、技術的に、胸像を後ろのほうから持って行って、クレー

ンで降ろすことは可能だと思いますけれども、その辺も含めて、また、そこまでする必要はないだろうという方々も、以前、聞き取りしたときに話がありましたので、そのことを考えながら、12月25日の歩こう会は、町としては復活していく必要があると考えておりますので、教育委員会そして子どもたちに再度復帰運動のことを、歩きながら、歌を歌いながら体験していくことは、間違いなく、いい郷土教育になると思いますので、大変すばらしい質問でありました。前向きに考えていきたいと思えます。

#### ○14番（美島盛秀君）

こういう計画を立てたら、できるものは即やると、実行すると。これなんか、もう何年も前から言われていることなんですから、泉芳朗の件はしっかりやらないいけないよと、もう四、五十年前から言われている。昭和の時代から言われている。

当時の復帰50周年記念で、木之香の稲摺り節に予算が180万円だったと思いますけれども、出て行って、稲摺り節をして、東京に4,000人の観衆が何とか会館に集まって、郷友会の皆さんが喜び、感動したということもありました。そのときに、泉芳朗先生の劇もありました。いろんなことがありました。私はそのとき、議員ではありませんでしたけれども、自分で行きました。

そういう歴史・文化を伝えていくことこそが、私はこの伊仙町のこれからの再起をかけた事業ではないかと考えております。こういうふるさとの歴史を知る、あるいは文化を知る、こういうことが今、希薄になっている。そういうことにちょっと、取組をしなかったこともまた、町長、今後は努力をしなければいけないし、また、我々も努力をしていかなければならないと思うところでありまして、実際、私も地元のあの平屋敷の件も、これを何とかして文化を守っていかなければいけない。阿権にはすばらしい文化がある。

といいますのは、鹿浦側、阿権側、あそこも国定公園です。いろんな希少植物がある。あの平屋敷を起点にして、あるいは平家を起点にして阿権は栄えたのではないかなという自負さえ、私は思っております。両方の阿権側、鹿浦側に囲まれて、私たちは小さいころ、歩いて犬田布、歩いて伊仙にも来ました。そういう思いがありますので、私は地元のことに対して、こういう歴史と文化を語り継げていける、そういう館にしたいという思いがありましたので、町に寄附をさせることや、いろんなことに取り組んできました。

しかし、町長は、それに一生懸命取り組む、あるいは取り込もうとする矢先に、区長さんを変えたり、自分の言うことを聞かない人には協力しないと、いろんなことがありました。私も一時、関係したくないなというようなこと等もありました。

今、阿権では工事も着工はいたしておりますけれども、このようなことを町長は決して、町長としての立場で村を分断させるようなことは、私はあってはならないと思っておりますので、ぜひ、私もこういう歴史と文化を語る館、あるいはそういうことを努力していきたいと。

その泉芳朗館の件は今どうなっているのか。一般社団法人長寿子宝社に催して、その泉芳朗館にあった資料とか、そういうのはどうなったのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、町長も言われたように、建設して、長い間、ちょっと空いている状況とか、芭蕉布作り機織りのこと等もしていたんですが、そこにある泉芳朗さんの写真とか、そういうのは残ってはいるんですが、向こうをうまく活用するというので、また、一般社団法人長寿子宝社は、そこに行くことで芳朗館のほうも活性化する。また、今言った、さっきの質問にあったようなことも、そこを中心にまた、復活していけるものだろうと思っています。

今、外注をしたりすることも、この一般社団法人長寿子宝社があることでいろんな事業に手がけられるという点もあつての選択でありました。その記念になるその中の写真とか、いろいろな当時の茅葺の学校とか、その辺の資料は残ってございます。

○14番（美島盛秀君）

私は事業の目的が泉芳朗館、こういう歴史や文化を語り継ぐ。長年、時間がたっておりますので、他に利用してもいいかとは思いますが、しかし、その一般社団法人長寿子宝社は、旧農校の空き室もあります。そこらあたりを考えないで、目先のことを考えてどんどんどんどんやる。それで、今思ってたまた、こういうふうな歴史や文化を語る。教育振興とかいう。こういうふうなちぐはぐな、計画性のないようなことをするから、町長は我々議会から言われると私は思っております。

教育長に聞きます。

教育長はこの、後で教育長になったわけなんですけども、ああいうところをどう活用していこうかと考えていますか。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の質問にお答えします。

歴史と文化を重んじることは、今までもこれからも大切に育てていかなければならないと思います。泉芳朗記念館については、それぞれの泉芳朗さんの歩みがあるし、歴史もあるし、さっき、美島議員が言った島という詩ですね。非常に大事であり、国語教育あたりで取り入れていますので、その辺も含めて、教育の一端として取り組んでいかなければならないと思っております。

○14番（美島盛秀君）

取り組んでいくのは当たり前でしょう。取り組んでいかないとならないと思っておりますが、それじゃあね、長年、何十年、こう言い続けてきたことが実現できるはずがない。そこが伊仙町のそれぞれの、町長をはじめ教育長、他の課長の私は欠点だと申し上げたいと思います。ぜひ、こういうことに真剣に取り組んで、計画が出たら真剣に、職員が一丸となって、私はオール伊仙町ということをしよっちゅう言います。そういう計画性のあることは即実行していただきたいと思っております。

簡単にできるわけですから、今までの計画もあるし、やろうと思えば即できます。そういうことを申し上げて、私の議案に対する質疑を終わりたいと思います。

○副議長（岡林剛也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時23分

---

再開 午後 2時33分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号について質疑を行います。

○5番（清 平二君）

ページ14ページ、地域における情報化ということで、光ファイバー網を10年前に町内に整備された。これは契約をしてあると思うんですけども、何年契約してあるのか、お伺いします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

10年契約であります。

○5番（清 平二君）

何年に契約して10年契約でしょうか。その契約が過ぎているのか、まだ、契約内にあるのか。

○未来創生課長（名古健二君）

ちょうど、契約のほうは今年の3月で終わってしまっていて、次年度からは1年ずつの更新になっております。

○5番（清 平二君）

令和3年3月で終わっているということですね。1年ずつの更新ということで。これは10年前の計画と契約の内容は一緒ですか。何か、違っていませんか。

○未来創生課長（名古健二君）

10年前に契約した当初のとおりであります。今は毎年、更新という形で覚書を交わしております。

○5番（清 平二君）

これに修理費もそれぞれ出ていると思います。また、この中で、IRUの支線使用料というのがあると思うんですけども、これもそのまま契約、そのままですか。

○未来創生課長（名古健二君）

毎年、多少金額は変わりますが、大体、1,100万円程度の契約になっております。

○5番（清 平二君）

歳出も大体1,200万円ぐらいやと思うんですけども、この歳出は、毎年支払いしていますか。

○未来創生課長（名古健二君）

歳出のほうは保守管理費ということで、2か月一遍の支払いで、約1,200万円ぐらいです。



○5番（清 平二君）

そしたら、支払いはしているけど、この町の財産である I R 支線の歳入は、毎月、2 か月に一遍とか、年 1 回とかは必ず入っているのかどうか。

○未来創生課長（名古屋健二君）

令和元年度の歳入のほうは、去年の大分遅れまして10月に入っております。令和2年度分に関してはまだ入っていないということで、一応、覚書のほうで、3年度内には支払うということで了解を得ております。

○5番（清 平二君）

3年度以内に入るということですけども、これはそのままですか。それとも何か、督促料とか延滞金とかはつけてなくて、元金だけ入るわけですか。

○未来創生課長（名古屋健二君）

一応、業者のほうの社長のほうとも、お話のほうさせていただきまして、遅延金3.3%、1年後に支払う場合はそれをいただくということで了承を得ております。

○5番（清 平二君）

3.3%ということですけども、他の延滞金等の利息とも比較して、適正な料金を設定してもらうようにしていただきたいと思います。

では、ページ20ページ、水道事業についてですけども、水質と水量の安定性供給、危機管理について推移していくとありますけども、現在、伊仙町の水道水は、安全な水とは言われていると思います。今後これを本当に、住民に安心して、水道水として、飲料水として使われるのかどうか。その辺の計画あるのかどうか、お尋ねします。

○水道課長補佐（前元広紀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在使用している、まず、原水の水質、これについては、ほぼ毎月検査を行い、異常のあるなしを確認しているところでございます。

今後、浄水場の機能を高めていく計画でございます。本計画の中にも、表が下段に計画としてあります。この上から2段目の生活基盤施設機能強化等事業とあります。この計画の中で、今後、煮詰めていくところでございます。

○5番（清 平二君）

中部地区は原水というか、どこから中部地区の水はとっているんでしょうか。

○水道課長補佐（前元広紀君）

中部地区で、馬根地区を除いた形で、今現在、馬根にあります伊仙中部ダムから水をとっております。

○5番（清 平二君）

中部ダムから取っているということですけども、伊仙の方々は、ひょっとしたら水を、飲料水を

これと別にして、各家庭で何か買って使っていたりするんじゃないかなと思うんですけども、役場の中では、まさか、そういうこと起こってないと思うんですけども、どうでしょうか。

○水道課長補佐（前元広紀君）

庁舎内で使用する水については、水道課として調査等を行っておりませんので、把握しておりません。

○5番（清 平二君）

各課でそういう水は買っていない。水道水を使っているということで理解してよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

各課全体全てではないんですが、1階、それから2階等、その水道水を使っているところもあるし、今、トルマリンとか、それを利用しているところもあるということでもあります。

○5番（清 平二君）

トルマリンを使っている課もあるということですけども、やはり、役場が率先してそういう水を買わないで、水道水を安全だということをしないと、何かしら、個人個人で出しているからかもしれないんですけども、本当に町民に信頼できる水と言えるんでしょうか。私はこの計画を本当に見直して、安心して、安全であると、原水を探していく計画を立ててほしいと思いますけども、町長どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

台風とか大雨のときに濁ったりすることがたびたびある中で、徐々にトルマリンに移行している状況だと思います。しかし、カルシウムとかいろんなミネラルに関しましては、水道水のほうがはるかに優れているわけでありますので、濁りがない、濁ったときはやっぱり、これ悪臭がしたりとか、そういう経験があると、なかなか、中部地区の方々もトルマリンに向かっているような気がいたしますので、その辺をしっかりと啓発活動を行いながら進めていけば、徐々に、カルシウムが多いということは、マグネシウム、それから亜鉛等が多いということは間違いなく体にいいわけですから、それと健康のためにも勧めていくよう周知徹底していきたいと思います。

○5番（清 平二君）

今、悪臭とか濁りとか言ってますけども、私は一番心配しているのは、悪臭とか濁りじゃなくて薬害ですよ。今、農業用で除草剤を使ったり農薬を使って、それがダムに流れ込んで、それを飲料水として使用するのはどうかなと思ってますよね。だから、こういうのをなくすためにも、やっぱり原水を取ってきて、町民に与えてほしいと思いますけども、そういう計画はないんですか。

○水道課長補佐（前元広紀君）

現状、水道課としては、原水の水質検査、これによって、残留農薬物の検査も行っております。今のところ、検出された経緯はまだございません。今後の計画の実行に当たっては、よりよい水源の調査を進めていきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

やはり、そういうのは検査して出てないということですけども、やっぱり、人間は気の持ち方ですよね。そういうのが入っているんじゃないかなと疑っているから、トルマリンとかそういうものに、市販の飲料水に利用していると思います。

だから、ただそこで、検査をしているから大丈夫ですというんじゃなくて、もちろん、検査もするけども、そういう町民に本当に安心して飲める水道水の確保をするようにお願いします。

次に、25ページ、集落の整備ということで、現況と問題点とありますけども、集落が26集落あると思います。この集落に駐在員もしくは区長、集落に全部配置されているのかどうかお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

26集落中3集落が今区長が不在しているところでございます。

○5番（清 平二君）

3集落、これは集落名を挙げていただければなおありがたいんですけども。どこどこが何年からいないのか、その原因は何なのかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

現在区長が存在していないところでは、古里集落、あと馬根中山集落、小島集落であります。

いない原因という質問であります。いろんな行政の要望とかそういう意味においても、また集落のほうにおいても、なかなか決まらないということがありまして、今現在、成り手がいないということでもあります。

○5番（清 平二君）

私は議員になってすぐ、こういう駐在員、区長、これはやはりその集落で決めて、町長が認めて集落をまとめていくのがいいんじゃないかなと思いますけども。町長はどういう思いでしょうか。

○町長（大久保明君）

集落からの推薦がない場合は、こちらのほうからまた話をして、任命をしている状況であります。

馬根中山集落は、区長さんが選管ということ、形は不在になってはいますけれども、今人選をしている状況でございます。小島地区に関しましては、清議員の地元でありますけれども、区長の方々3名ほど任命していきまされたけれども、集落内いろんな状況があるかもしれませんけれども、3人の方がまた辞めて、自主的に辞めた状況であります。古里集落は区長さんがいたんですけども、個人的に、かなり町長個人に夜中にいろんな電話がかかってきたりする中で、こういったことは適切でないということでご本人が自主的に辞めました。その後、また集落の方と想定して、相談をして、ぜひ区長を選んでいただきたいということで、今交渉している状況であります。

○5番（清 平二君）

再度私からお願いしたいんですけども、やはりその集落でまとまって、その集落で決まった方を町長は任命できるのかどうか、再度お伺いします。

○町長（大久保明君）

今までほとんどが集落からの推薦でございます。

○5番（清 平二君）

だから私は最初、駐在員をやるのは集落の中で決まった人を推薦できますかということだったら、これは条例どおりにするというので、私たち小島は、過去3年間区長はいないわけです。役場との連絡、そういうのもできなくて非常に困っている状況ですけども。

もしこれが、どこの集落も一緒と思うんです、集落で決まった人を集落で推薦してきたら、町長は任命しますかどうかと私を聞いているんですけども。その辺のところをお答えいただきたいと思っています。

○町長（大久保明君）

集落から推薦ということは、集落で会合を持って、どういう形で決めていくのかよく分かりませんが、集落の選出であれば、それはしっかりとやっていかなければならないと考えております。

○5番（清 平二君）

町長はよく町民総参加ということを行っていますけども、やはり集落で決まった人をぜひ推薦して、その人を駐在員として集落の発展につなげていくことをお願いして、終わります。

○副議長（岡林剛也君）

他にありませんか。

○3番（西 彦二君）

11ページをお願いします。

産業振興について、水産振興についてお尋ねします。

今、サメ駆除、オニヒトデとか、漁礁設置、イカシバの投入とか上っていますけど、今現在どういう状況になっていますか、お願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度はイカシバの投入並びにクエの稚魚の放流、本年度はシラヒゲウニの中間育成及び放流を行っております。

○3番（西 彦二君）

最近、オニヒトデとかサメの出現がちょっと多めになっています。その対策についてどうですか。

○経済課長（橋口智旭君）

サメの対策及びオニヒトデですが、サメのほうも船を出して駆除を行っております。またオニヒトデのほうもサンゴのモニタリング調査と同時にオニヒトデの駆除も行っているところです。

○3番（西 彦二君）

オニヒトデがやっばし多くなって、またサンゴ礁の継承もあります。よろしくお願いいたします。

続きまして、観光について申します。

先日世界遺産になりまして、引き続き外部からの観光客が増えてきます。喜念浜の先月の議会でもいいし、喜念浜の観光について言いますけど、どのような状態になっていますか、お願いします。

**○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）**

西議員の質問にお答えいたします。

西議員から前回ご指摘いただきました点につきましては、見積り等を頂きまして、今修繕、改修の段取りを行っているところであります。階段等についても腐食が激しくて傷んでいるところがありますので、そこも含めて今改修の準備を整えているところであります。他の場所も結構もう老朽化というか、さびが多かったり、今年分の予算、修繕費につきましては、瀬田海の更衣室、トイレ等のドアがぼろぼろになっていまして、そこを少し、申し訳ありませんが、そこを優先してそちらのほうの対応に予算のほうを使わせていただきましたので、少し残額が少なくなりましたので、今見積り等を頂きまして、喜念のほうの対応を検討しているところであります。

現地調査をしましたところ、休憩所となっている施設のほうも結構、簡単にペンキを塗るだけで済まなくて少し補強等も必要だということで、少し金額が上がっていますので、その辺を含めて今後対応していきたいと思っております。

**○3番（西 彦二君）**

やっぱり喜念の入り口から入っても、やっぱり相当な改良が必要ですかね。入り口またモクマオウを適正に切りながら、またアスファルトとか、やっぱり簡単に入って観光のできるような待合室とか展望台とか、もし徐々に計画立てて進んでいってもらいたいと思います。

ちょっと水道課をお願いします。

東部地区でちょっと水質が悪いという放送がある、どうですかね。

**○水道課長補佐（前元広紀君）**

東部地区及び中部地区の皆様には、8月の最後の週からご迷惑をおかけしております。

晴天が続いた関係で、ダムの原水が大分暖かくなってしましまして、臭いが生じることとなりまして、で、活性炭を使って処理をしております、薬品等でも十分な処理をして検査等を済ませておりますが、どうしても気温が、浄水場から排出後にも気温が上がった関係で、いろいろな臭いがするかと思います。

現在では、大きな漏水を見つけまして、今後、時間的な断水はいたしません、修理のために一時的な断水を行います。それによって修理を行い解決に向けていきたいと考えております。

**○5番（清 平二君）**

すみません。27ページ、生活環境の整備とあります。

その中で、ハブ買上げ事業ですけども、年間どのぐらい買い上げているのか、分かれば教えてください。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

平成14年当初は3,300ぐらいでありました。そこから徐々に頭数は減ってきました、最近ですと2018年、平成30年ですね、平成30年におきましては1,744匹です。で、令和元年1,474、令和2年1,383、令和3年今現在ですと、すみません、5月までの集計しか上がっていませんが、296匹という具合になっております。

○5番（清 平二君）

やっぱり年々減少しているということですが、私はこのハブは撲滅のほうにぜひ進めていただきたいと思っております。過疎債、こういう事業があつてできるわけですので。今3,000円ですか、昔の値段に戻すことはできるのかどうか、可能かどうか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

こちらで今即答というのはちょっと不可能だと思いますが、会議等で検討はしてみたいと思います。

ただし、ハブは非常に危険な動物であります、山を守ってきたという意味では山の守り神であるということも、やはり徳之島の自然を守ってきた、一翼を担ってきたという事実もやっぱりあると思いますので。そこら辺、人間とハブが共存できるような環境もまた望ましいのかなというような気がいたします。

○総務課長（久保 等君）

今、値段が高かった頃と今と比べたら、捕ってくる蛇の数が少ないということでの意見だと思うんですが。これが、大島郡全てのところを鑑みてしないと、伊仙町だけ高くすると両町から伊仙に持ってきて処理するとか、そういうのも考えられて、その当時、奄美にハブを送って向こうで買い取らせるということ等も実際には起こっていましたので、その辺もまた、大島郡全てのことも考慮していきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

天城町、徳之島町からも持ってくるということですが、やっぱり3町でしっかり話をして、ざっと計算してみると、平成14年が3,300、今年の5月までで300切る。3,000匹の差が出ているわけですが、単純に計算しただけですよ。3,000匹に2,000円掛けたら600万円。これをやはり元の値段に戻せば、3町話合いしても、そんなに財源に、町の財政に響くような金額ではないと思います。3町でしっかり話合いをして元に戻してほしいと思っております。可能なのかどうか、3町話合いをして。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

郡内にありますハブの協議会等もありますので、今日ご提案いただいた件について議題として提案しまして、協議してみたいと思います。

○5番（清 平二君）

ぜひ協議して、このハブの買上げ価格が5,000円になると伊仙町の経済効果にも響いてくると思

ますので、伊仙町だけじゃなくて、大島地区全体のそういう経済効果に響いてくると思いますので、ぜひその辺のところを訴えて、町の負担だけじゃなくて県にも負担を求めて、このハブがいるのは世界で大島地区、徳之島、沖縄だけですので、ぜひその辺のところ県にも訴えて、町の財源だけじゃなくて県のほうにも訴えて、これを元の値段に戻してほしいと私は期待しております。よろしくをお願いします。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第41号について討論を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第41号について、反対討論をいたします。

冒頭申し上げました、町長の任期は4年であります。20年かけて今頃、自分のできなかったことをまた提案を計画をしてくる。理にかなわない、中身のない計画だと私は思っております。しかもこの内容につきましても、私たちが大久保町長の5期20年の総括した中でも、議会報告として町民に報告をいたしております。

よって、伊仙町過疎地域持続的発展計画書の反対をいたします。

○副議長（岡林剛也君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○副議長（岡林剛也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時10分

---

再開 午後 3時20分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの採決の結果、起立少数です。したがって、議案第41号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定は否決されました。

## △ 日程第10 議案第42号 訴えの提起

### ○副議長（岡林剛也君）

日程第10 議案第42号、訴えの提起について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

### ○町長（大久保明君）

議案第42号は、伊仙町糖業振興会不正経理に関わる訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますようお願いいたします。

### ○副議長（岡林剛也君）

議案第42号について、補足説明があればこれを許します。

### ○経済課長（橋口智旭君）

議案第42号、訴えの提起について補足説明をいたします。

1、訴訟の相手方、元伊仙町糖業振興会事務局員並びに連帯保証人

2、提訴の趣旨、（1）被告らは連帯して原告に対し609万4,829円及びうち412万7,252円に対する令和3年2月27日から支払済みまで年14.6%の割合による金員、うち196万7,577円に対する訴状送達の日翌日から支払済みまで、年3%の割合による金員を支払え。（2）被告は原告に対し531万4,187円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで、年3%の割合による金員を支払え。（3）訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに仮執行の宣言を求めるものでございます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

### ○副議長（岡林剛也君）

議案第42号について、質疑を行います。

### ○14番（美島盛秀君）

議案第42号、訴えの提起についての質疑をいたします。

まず、2番目の提起の趣旨についてお尋ねいたします。

609万4,829円、これに①とつけてください。そして、（2）の531万4,187円に②としてください。

この2つの合計が1,140万9,012円になると思います。既に支払われたお金が280万円と確か聞いております。これを3として、これに加えていただきたいと思います。そうしますと、1,420万901円になると思います。そうしますと、使途不明金の1,420万になると計算されると思いますけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

### ○経済課長（橋口智旭君）

そのとおりでございます。

### ○14番（美島盛秀君）

それに196万7,577円、これが支払済みまでの3%の利息、それから次の531万4,187円に対する訴



状の日からの支払済みの3%、この裁判の費用とこれを含めると、まだ計算してありませんけども、1,600万円近い額になると考えられますけども、そういう考え方でよろしいですか。

○経済課長（橋口智旭君）

裁判費用のほうは、この金額には参入されておられません。

○14番（美島盛秀君）

訴訟費用は被告の負担とすると、結果が出てからのことですので、額面は示されないと思います。この件に対して、民事訴訟の手続は取ってあるのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

民事訴訟の手続でございますが、去る令和3年3月29日の臨時会において、本訴えの提起の議案が否決されております。その後、糖業振興会の臨時総会等を持ちまして、振興会のほうにおいて民事訴訟を提起すべきかという話し合い等を持ったわけでございますが、民事訴訟を行うに当たって初期費用は賄うことができますが、糖業振興会において継続する裁判費用の捻出が不可能という決断に至っております。

また、町としまして、民事訴訟を提起する場合には、本議案のとおり訴えの提起として議決が必要となっておりますので、民事訴訟における訴えについては現在着手はできておりません。

○14番（美島盛秀君）

民事訴訟の予算が否決されたら、ないということと、それから刑事訴訟は、今、やっておりますか。

○経済課長（橋口智旭君）

民事訴訟においては、本訴えの提起が可決され次第、また弁護士のほうに訴状の作成に当たってもらう予定となっております。刑事告訴につきましては、令和3年6月30日に徳之島警察署を訪れ相談、受理という形で手続を取っております。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、刑事訴訟は本人が280万は使ったということを自首しています。そういうこと等を含めて、刑事訴訟の告発はできるわけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

本人が自首をしており、280万円と言っているわけですが、我々に対してその280万円の根拠というものが何ら示されておらず、我々としてはこの使途不明金額という形で告訴及び民事訴訟に持って行きたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

私は以前予算とあるいはこの件に関して反対して否決もいたしました。しかし、これは町の今後の信用、あるいは予算等の関係もありますので、ぜひ予算を組んでスムーズな民事訴訟、刑事訴訟が行えるようにということを、何日だったか記憶にございませんけども、議長、副議長、あるいは各常任長で構成する議会運営委員会のほうで申入れをいたしております。

その申入れのとおり、今後進めばことは進んでいくと思いますので、その件に関して、今、進んでいる状態ですか。

○経済課長（橋口智旭君）

この議案の採決後、また補正予算のほうで弁護士費用等の予算を計上させていただいております。そこで、その採決次第によって、また弁護士のほうに早急に連絡を取り、対応を進めてまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

今、担当課のほうから答弁がありましたけれども、この件に関して、これがスムーズに進めるように町長の見解をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

今、課長のほうからもしっかりした答弁がございました。今後、スムーズにいくように伊仙町議会とともにこの問題がしっかりと解決できるように努力をしてまいります。

○14番（美島盛秀君）

終わります。

○副議長（岡林剛也君）

他に。

○4番（佐田 元君）

議案第42号、訴えの提起について質問いたします。

この2番の提訴の趣旨、この金額がもう少し詳しく説明していただきたいと思います。先ほど美島議員のほうからもありましたが、609万4,829円及びうち412万7,052円に対する令和3年2月27日から支払済みまで、年14.6%の割合による金員と。うち196万7,577円に対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで、年3%の割合による金員を支払えと。

過去にも同じ531万4,287円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで、年3%の割合による金員を支払えと趣旨は書いてありますが、この609万4,829円及びうち412万七千、及びうち、このうち詳しい説明をお願いしたいと思います。

また、支払済みまで、年14.6%の割合による金員、また年3%の割合による金員を支払えとしてありますが、なぜこの14.6%と年3%の違い、これの説明をお願いしたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

まず、609万4,829円について説明いたします。

こちらは糖業振興会からの毀損額及び使途不明金、合算額889万4,829円から本人から返済があった280万円を差し引いた額でございます。

次に、412万7,252円ですが、これは当初の捜査段階において発覚していた使途不明金額692万7,252円から本人の返還額280万円を差し引いたものでございます。この中で令和3年2月27日からとありますが、こちらは当初令和3年2月4日付で返還に関する合意書を締結しており、その支払期限が

令和3年2月26日となっているものでございます。

その下の531万4,187円、これはこの合意書に基づく返済がなかったことから各関係機関よりさらに通報を受けまして、再調査した結果、出てきた使途不明金となっております。

この利息分の14.6及び3%につきましては、弁護士と協議の上、その都度設定していたものでございます。

○4番（佐田 元君）

ということはこの609万4,829円、412万7,252円、これは280万を支払いから差し引いた金額がこの金額ということでよろしいわけですね。ということは2月26日が支払期限であったんだけど、延滞金ということで14.6%の金員で支払うようにということ、そういう解釈でよろしいわけですか。はい、分かりました。終わります。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はありませんか。

○13番（樺山 一君）

議案第42号、訴えの提起について、1点だけ質疑をします。

この件について、被害届、そして刑事告発はいつされましたか。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほどもご説明いたしました、令和3年6月30日に徳之島警察署へ訪問し、相談、受付という形で受理されております。

また、被害届についてですが、告訴状をお持ちするということで徳之島警察署のほうからそれならば被害届の提出はもう必要ないという指示をいただいております。

○13番（樺山 一君）

それで6月30日に刑事告訴して、それから徳之島警察署の捜査は行われていますか。

○経済課長（橋口智旭君）

捜査というよりも資料の提出要求が都度ありまして、提出している状況でございます。

○13番（樺山 一君）

それで、やはり役場関係、そして役場に来て捜索をしたりとか、そういうことじゃなくて、こちらから資料を提出するという状況ということですか。

○経済課長（橋口智旭君）

現在は根拠となる資料の提出を行っているところです。今後、また役場のほうに捜査に入るかもしれないし、関係者の聞き取りが実施されることになるかと考えております。

○13番（樺山 一君）

そのような形の捜査が進まなければ、あなた方が言っているようにこの訴えの提起で民事訴訟をしても、満額の金を相手方から私は取ることは難しいんじゃないかなと思いますけど、やはり警察の捜査をしてその裏付けがなければ、私は民事訴訟には勝てないと思いますけど、その点はどのよ

うに考えておりますか。

○経済課長（橋口智旭君）

その点につきましても弁護士と協議をしておりますが、まず民事訴訟における損害賠償請求と刑事告訴における厳罰を求める請求とは、もともと趣旨が違うものと認識しております。

こちらは弁護士と共通理解を図り、進めているものでございます。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、補正予算等に糖業振興会からの債権譲渡も受けておるようですが、この歳入が本当の歳入になるように、伊仙町民に迷惑がかからないような形で、ぜひ進めていただきたいということを要望しておきます。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はありませんか。

○3番（西 彦二君）

この件に関しまして、前回の議会終了後、また糖業振興会の臨時総会を行いました。そのとき、自分はまた集落の代表で出席しました。またもう1人議員もおりました。美島議員も集落代表で出席しました。

いかにも議会が悪いという感じで執行部は言ってきました。どう思われますか。

○経済課長（橋口智旭君）

私は経緯を説明したまででありまして、議会が悪いといった発言は一切いたしておりません。

○3番（西 彦二君）

糖業振興会の集落の代表もやっぱしそのような数字出席が低かったです。ある人はもっと資料が必要、資料の提出とも言っていましたけど、やっぱしこれは執行部が資料を提出しながら慎重に議論する場としてもらいたかった。いかにも議会の責任でこういった会が自分には不可解な思いがしましたけど、どう思いますかね。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほども申し上げましたが、議会が悪いといった発言等は一切しておりません。

○3番（西 彦二君）

分かりました。また、今後の経過をよろしくお願いします。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はありませんか。

○5番（清 平二君）

この14.6%という延滞利息、町で延滞利息をやる場合は何%かかっていますか。

○経済課長（橋口智旭君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時42分

---

再開 午後 3時52分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

すみません。くらし支援課で取り扱っているのは、各種税金、町民税であったり固定資産税であったりとかです。それに対して督促状を發布し、1か月を経過するまでの期間に対しては特例基準割りプラス1%で、現在2.5%。それ以後に関しては、年8.8%の割合で延滞金を課しています。

○経済課長（橋口智旭君）

この14.6%ですが、こちらは合意書締結時の法定金利内でありまして、弁護士と協議の上、罪の重さ等を考慮しまして設定した金額でございます。

○5番（清 平二君）

町税で設定してある8.8%じゃなくて、やっぱりこれだけ悪いことをしたというか、罪があるから14.6%にしたということによろしいですか。

○経済課長（橋口智旭君）

本案件は、業務上横領罪ととても重い罪が問われる事案となっております。そのためそういったことを考慮し、14.6%と設定しております。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、訴えの提起を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を可決することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

○副議長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、議案第42号、訴えの提起は可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第43号 町道の一部変更

○副議長（岡林剛也君）

日程第11 議案第43号、町道の一部変更について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第43号は、町道の一部変更につきまして道路法第10条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（岡林剛也君）

議案第43号について、補足説明があればこれを許します。

○建設課長（福島隆也君）

議案第43号、町道の一部変更について補足説明いたします。

議案書にあります下記の路線を変更したいので、道路法第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更理由といたしまして、路線名が重複している箇所があるためであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（岡林剛也君）

議案第43号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第43号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、町道の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

○副議長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、議案第43号、町道の一部変更は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第12 議案第44号 令和2年度伊仙町上水道事業会計の利益処分

○副議長（岡林剛也君）

日程第12 議案第44号、令和2年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第44号は、令和2年度伊仙町上水道事業会計の利益処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（岡林剛也君）

議案第44号について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長補佐（前元広紀君）

議案第44号、令和2年度伊仙町上水道事業会計の純利益が3万8,565円発生しております。

この処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づいて、減災積立金として積み立てることをご審議いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（岡林剛也君）

議案第44号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第44号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、令和2年度伊仙町上水道事業会計の利益処分を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

○副議長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、議案第44号、令和2年度伊仙町上水道事業会計の利益処分は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第13 議案第45号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）

○副議長（岡林剛也君）

日程第13 議案第45号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第45号は、令和3年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第

218条第1項の規定により提案しております。ご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（岡林剛也君）

議案第45号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第45号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。  
予算書をお開きください。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額、85億1,121万3,000円に歳入歳出それぞれ1億4,398万7,000円を増額し、歳出予算の総額を86億5,520万円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。

歳出予算補正予算事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

9款地方特例交付金、補正前の額、140万3,000円に131万8,000円を増額し、272万1,000円とするものであります。

個人住民税、減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金の額の確定によるものであります。

10款地方交付税、補正前の額、32億2,332万5,000円に280万7,000円を増額し、32億2,613万2,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金、補正前の額、4,137万8,000円に生ごみコンポスト購入負担金30万円を増額し、4,167万8,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額、8,559万4,000円に徳之島地域文化情報発信施設使用料12万円を増額し、8,571万4,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額、10億8,957万4,000円に子どものための教育、保育給付負担金1,251万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,264万6,000円、個人番号カード交付金事業事務費交付金90万円、子ども・子育て支援交付金87万8,000円、合併浄化槽設置補助金819万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金148万9,000円の増により、総額3,662万1,000円を増額し、11億2,819万5,000円とするものであります。

15款県支出金、補正前の額、6億1,066万7,000円から主なものとして、子どものための教育、保育給付負担金243万2,000円、子ども・子育て支援交付金87万8,000円、合併浄化槽設置補助金409万7,000円、産地生産基盤パワーアップ基金事業補助金300万円の増額等、観光拠点連携整備事業補助金4,290万円の減額等による総額3,089万6,000円を減額し、5億7,977万1,000円とするものであります。

17款寄附金、補正前の額、1億1,000万1,000円にきばらでえ伊仙応援寄附金5,000万円を増額し、1億6,000万1,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額、5億4,174万7,000円にきばらでえ伊仙応援基金繰入金2,961万4,000円を増額し、5億7,136万1,000円とするものであります。



19款繰越金、補正前の額、1,211万1,000円に444万6,000円を増額し、令和2年度決算の実質収支額3,455万7,000円から基金繰入金1,800万円を差し引いた額、1,655万7,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額、3,746万1,000円に過年度分IRU先進使用料1,100万7,000円、糖業振興会賠償金1,146万5,000円等を増額し、6,123万1,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額、22億2,636万7,000円に減額分として乳幼児医療費助成事業費140万円、農林水産物輸送コスト支援事業費1,020万円、観光拠点連携整備事業2,900万円等の減額、増額分としてさとうきび増産推進事業補助金700万円、過疎対策道路整備事業費1,670万円、臨時財政対策債2,248万7,000円、避難所施設改修事業債300万円、東伊仙地区排水路事業1,740万円の増額により、差し引き2,588万7,000円を増額し、22億5,225万4,000円とするものであります。

歳入合計85億1,121万3,000円に1億4,398万7,000円を増額し、86億5,520万円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は6ページでございます。

2款総務費、補正前の額、26億5,194万円に8,605万円を増額し、27億3,799万円とするものであります。主なものとして、総務管理費、交通安全対策費において、ガードレール、カーブミラーの原材料費100万円の増額、電算システム費において、システム保守委託料155万1,000円の増額、企画費において修繕料106万1,000円、解体撤去委託料100万円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給費126万7,000円の増額、きばらでえ伊仙応援基金事業費において、返礼品代1,500万円、通信運搬費250万円、ふるさと納税収納代行手数料318万8,000円、ふるさと納税支援サービス業務委託料410万円、きばらでえ伊仙応援基金積立金5,000万円の増額、徳之島交流ひろばほーらい館運営費において、徳之島交流ひろばほーらい館運営繰出金253万5,000円の増額、集落活性化推進事業において、備品購入費94万4,000円の増額、戸籍住民基本台帳費においてマイナンバーカード用裏書プリンター更新業務委託90万円の増額等によるものであります。

3款民生費、補正前の額、14億8,482万4,000円に3,128万1,000円を増額し、15億1,610万5,000円とするものであります。主なものとして、児童福祉費、私立保育所費において幸徳保育所、わかば認定こども園、広域入所保育所、面縄保育所の児童保育給付費2,690万6,000円の増額、子育て支援事業費において、放課後わくわくクラブ運営業務委託料263万4,000円の増額、子ども医療費において、義務教育就学時医療費150万円の増額等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額、6億5,442万4,000円に3,009万6,000円を増額し、6億8,452万円とするものであります。主なものとして、保健衛生費、環境衛生費において、合併浄化槽設置補助金1,639万円の増額、海岸漂着物地域対策推進事業費において、重機借上料332万円の減額、備品購入費280万円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業において、新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,264万6,000円の増額等によるものであります。

6款農林水産業費、補正前の額、9億8,845万2,000円に3,580万2,000円を増額し、10億2,425万

4,000円とするものであります。主なものとして、農業費、糖業振興費において、弁護士裁判委託料100万円、産地生産基盤パワーアップ基金事業補助金300万円、損失補償費266万円の増額、農地総務費において排水路工事費1,750万円の増額、特定地域振興生産基盤整備事業において、修繕費800万円、重機借上料250万円の増額等によるものであります。

7款商工費、補正前の額、1億1,355万4,000円から6,150万3,000円を減額し、5,205万1,000円とするものであります。主なものとして、商工振興費において新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業負担金398万2,000円の増額、観光費において増額分として修繕費208万3,000円、瀬田海浜公園公衆浄化槽改修委託料154万7,000円の増額、減額分として設計委託料650万円、工事請負費6,365万円、徳之島地区トライアスロン大会負担金70万円、伊仙町夏祭り補助金197万円の減額、世界自然遺産推進事業費において、インターネット初期整備委託料103万3,000円の増額等によるものであります。

8款土木費、補正前の額、8億5,018万9,000円に1,290万2,000円を増額し、8億6,309万1,000円とするものであります。主なものとして、道路橋梁費、過疎対策事業費において工事請負費2,090万円の増額、道路維持費において修繕費425万円の増額、工事請負費1,556万7,000円の減額。住宅費において、シロアリ駆除委託料50万円、耐震診断委託料98万円の増額等によるものであります。

9款消防費、補正前の額2億3,218万9,000円に300万円を増額し、2億3,518万9,000円とするものであります。消防費の防災まちづくり事業費において、避難所施設改修工事300万円の増額によるものであります。

10款教育費、補正前の額5億8,150万9,000円に635万9,000円を増額し、5億8,786万8,000円とするものであります。主なものとして、教育総務費、事務局費において会計年度任用職員報酬133万3,000円の増額。幼稚園費、幼稚園管理費において預かり保育士謝金151万6,000円、代替教諭謝金91万2,000円を増額。社会教育費、歴史民俗資料館費において、施設修繕費50万円。石垣修繕89万3,000円の増額等によるものであります。

歳出合計85億1,121万3,000円に、1億4,398万7,000円を増額し、86億5,520万円とするものであります。

次に、予算書4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正についてご説明いたします。

- (1) 過疎対策事業債、限度額3億9,360万円を3億7,660万円とするものであります。
- (4) 臨時財政対策債、限度額9,436万7,000円を1億1,685万4,000円とするものであります。
- (6) 緊急防災減災事業債、限度額4,000万円を4,300万円とするものであります。
- (13) 緊急自然災害防止対策事業債100万円を1,840万円とするものであります。

起債の限度額合計22億2,636万7,000円を22億5,225万4,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率3%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行っ

た後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその貸付け条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰上償還することがある。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○副議長（岡林剛也君）**

議案第45号について質疑を行います。

**○7番（牧 徳久君）**

令和3年度伊仙町一般会計補正予算書（第3号）について質疑をいたします。

8ページの歳入の観光拠点連携整備事業補助金4,209万円と、19ページ、目2の観光費、12、委託料、設計委託料650万円の減額と、その下、14、工事請負費6,365万円の減額となっております、それについての詳細な説明をお願いいたします。

**○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）**

牧議員のご質問にお答えいたします。

本件につきましては、小原海岸遊歩道を設置する予定でありました。事業実施に当たり、詳細に境界等を確認、相続人等を確認しましたところ、境界の現時点での確定が非常に難しく、現況の舗装をしても後々問題になる可能性があるということで、町長とあと地元の有志の皆さんと協議をいたしまして、境界を地籍調査のほうで確定後、整備したほうが確実であるという結果を得まして、本議会のほうで予算のほうを取り下げて、確定後、この事業については実施したいと考えております。

**○7番（牧 徳久君）**

当初の段階でこの予算を計上したわけですが、その段階でその舗装をするところですか、詳細はどこか分かりませんが、そこが今となって地主が分からないということではありますが、入り口のほうですか、下のほうですか、どちらですか。

**○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）**

詳細にわたっての字図等を取り寄せまして調べた結果、相続人がまだ確定して追えない部分とか、境界の部分が、上の畑総をしてある部分についてはしっかりした図面等があるんですが、それ以外のところほとんどが境界が未確定の部分があります。

それでもちまして、今の現況を舗装するだけでは後々疑義が出て、いろんなことに発展しかねないということで、調べて協議した結果、確定をもってするほうが確実であるという判断をいたしました。

すみません、事業前に議員がご指摘の部分がなぜ分からなかったということですが、この部分に関しては、私どもきゅらまち観光課の少し認識が足りなかった点が多々あると思います。大変申し訳ありませんでした。

○7番（牧 徳久君）

今、おっしゃった畑総については、土地改良のほうで測量して地主が分かっている。その下、海岸に向かってと思いますが、その崖から下のほうについては字図を見る限り、赤線のように思われます。今ある小さい小道なんですけど、それについては赤線のように国有地のように思いますが、その図面を見たことはございますか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

現場のほうも、係の者と確認に行きまして確認しておりますが、たとえ赤線と言えども、やはりきちっとした地積でもって境界の確定をしないと触れないような状況であります。

ですので、今、現況のまま安易にその歩道を整備するというものは少し、様々な問題が発生する可能性があるということで、先ほど来ご説明しているとおりの、境界の確定をもって事業を実施できればと思っております。

○7番（牧 徳久君）

この確定するには、地籍調査はいつ頃を予定しておりますか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

この地籍調査に関しましては、最近のドローンを飛ばして、現況の地積、境界のミニチュアのモデル等をつくってかなり高度な技術を要する筆界確定が必要だということで耕地課のほうの地籍調査室のほうから伺っております。

また、詳細については、見込み等については再度詳細に打合せをした後、お答えできるかと思っております。

○7番（牧 徳久君）

その崖から下の海岸地帯においては国有地を含めて町有地、私有地も幾分あると思います。それについて、全体がもう原野化されて荒れ放題になっておりまして、これを測量するにしても伐採したり、大変かと思われれますが、ぜひ地籍調査を入れるのであれば早急にそれを予算化して地籍調査を行い、県が補助金を一旦は認めたわけでございますので、この国の予算を活用して、この昔の小原海岸が整備できて、湯治客とか行けるような状況にしていきたいものであります。

町長にお伺いしますが、今後、どれぐらいでこの整備をされるのかお伺いします。

○町長（大久保明君）

今、課長が答弁したように、地籍調査をなるべく早急に行いまして、終了後ですけれども、これ一旦返納した金でありますので、すぐまた申請をするような形にして、工事期間も含めてまた具体的にその段取り等については今後、地籍の状況を見ながら、できるだけ早く完成するようにやっけていけたらと思っております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、この西海岸、小原海岸を含めて、岬からの断崖は世界自然遺産登録にもなったわけでございますので、多くの観光客が伊仙町にも訪れると思いますので、この小原海岸を含めて小島には鍾乳

洞もございますので、西海岸の整備のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はありませんか。

○14番（美島盛秀君）

令和3年度一般会計補正予算書（第3号）について質疑をいたします。

11ページ、歳出の目8企画費、節12の委託料100万円、それから18の新型コロナウイルス感染症対策利子補給費についてお尋ねをいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、委託料の100万円の解体撤去委託料なんですけれども、こちらは皆さんもご存じのとおり、ほーらい入り口の信号の十字路のちょっと先に、壊れかけた家屋があると皆さんもご存じだと思うんですけれども、そちらが交通量も大分多くて子どもの通学路にもなっていますし、危険ということで、あと衛生状態も悪いということで、ネズミや害虫なども結構いるということで、近くの方やら、あと集落の方、区長から撤去の要望が出ているということで、台風等の災害によって二次災害も起こるんじゃないかということで、一応撤去費用として予算を100万円計上してあります。

1つずつでよろしいですか18も。

これは、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業と言ひまして、新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けて、中小企業の経営の安定化を図るためのものでありまして、中小企業の方が奄美広域のほうからお金を借りた場合の利子のほうなんですけれども、それを国が50%、町が10%、県が40%持ちまして利子の補填に充てようという事業であります。

○14番（美島盛秀君）

委託料については分かりました。

負担金の補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対策の利子、国が50%、県が40%、町が10%ということなんですけれども、これは中小企業がお金を借りた、コロナ対策のために例えば店が開けられなかった、あるいは飲食店営業ができなかった。そんなときに金を借りた。そういうのに対しての利子を補填してあげるといふことでよろしいですか。

○未来創生課長（名古健二君）

今、美島議員がおっしゃったとおりで、最高4,000万円まで借りる事業なんですけれども、借りた後の利子を年率が大体2%の借入れができるんですけれども、これの補填をするといふことで、奄美群島域全ての利子を3,000万円といふことでしてありまして、その中から伊仙町は126万7,000円の利子の補填金が一応予算として計上されております。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町で126万7,000円、そんなに大きな借入れは伊仙町では考えていないといふことでよろしい

ですね。分かりました。

それから、下の目10の、きばらでえ伊仙応援基金事業の返礼品1,500万について、この1,500万、その返礼品、内容、どのような品物なのか。そして、この1,500万で収まっているのか。これ、地元に戻元できるような返礼品であるのかお尋ねをいたします。

#### ○未来創生課長（名古屋二君）

1,500万という返礼品代を今回、計上してありますけども、これにつきましては現在、去年の8月末段階よりふるさと納税が1,300件ほど増えていまして、それで特にふるさと納税が多いのが10月から12月になっております。それで、一応5,000万円ほど歳入のほうに計上してあるんですけども、これぐらいは予算的に増えるだろうということで、歳入のほう。それで、一応その3割ということで1,500万円返礼品代ということで計上してあります。

夏場でしたらパッションフルーツ、あとマンゴー、あと今からでしたらドラゴンフルーツ、あと一番多く出ているのが牛肉です。あと、豚肉、あと今、春先になるとジャガイモ、ショウガ、タンカンですか。あと他に魚介類とかなりますとソデイカとかエビとかそういうのが多く出ております。

#### ○14番（美島盛秀君）

これは、1,500万の補正ということでよろしいですね。

その返礼品の中身なんですけども、牛肉、豚肉が多いということで、これ牛肉というのは伊仙町内の、あるいは豚肉も伊仙町内の肉だと思うんですけども、恐らくこの肉が、伊仙町には養豚業者、また牛肉販売ということ、加工はできないはずでありますけども、牛肉と豚肉、この内容についてはどこからどのような経路で仕入れて販売しているのかお尋ねいたします。

#### ○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまの質問、牛肉のほうは、こちらのほうから子牛を出荷した肉を、先から、鹿児島の方から返品に牛肉が欲しいという方に送らせていただいております。

あと、養豚業者は伊仙町もそれほどないということで、徳之島町のほうから、なるべくそういうことはしたくなかったんですけども、豚肉も結構人気があるということで、徳之島の業者のほうから譲っていただきましてそちらのほうから返礼品として差し上げているところであります。

#### ○総務課長（久保 等君）

今、課長のほうから答えていただいたんですが、牛肉については徳之島産の牛が出荷されるとその証明がつくということで、それを利用した鹿児島の屠畜業者さんから相手先に、このふるさと納税に希望があって牛肉という指定がされましたらそこから送ってもらうようなことになっています。

俄然、ふるさと納税の希望が牛肉、豚肉等に集中していることから、農産物についてはその伊仙町の生産者等を中心に行っているところではありますが、このふるさと納税を伸ばさなければならないというところで、島内のこういった業者さんを使うということで、このふるさと納税も伸びて、この伊仙町の資金もまた増える。いろんな事業に活用できるということで、以前から島内の業者さんを使っているものでございます。

○副議長（岡林剛也君）

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程どおり議事進行を行うため、あらかじめ延長します。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 4時42分

---

再開 午後 4時55分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

牛肉については鹿児島から、それから豚肉については徳之島町ということでありますけれども、その鹿児島からののは、この島から行った子牛を育てた肥育牛で送っているということだと思います。

それと、徳之島町では何とか牧場で徳之島のブランド牛をつくるということで、徳之島町はやがて、来年辺りから恐らく徳之島町で生産牛が返礼品になるということを知っております。

伊仙町も、今後そういう考え方で畜産振興にも活用できると思うんですけども、そういう点について考えがあるのかどうか。それから、その豚肉については伊仙町にもお肉屋さんがあるわけですけども、その伊仙町内のお肉屋さん等をお願いをして、返礼品を伊仙町内から送ること等はないのかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

肉用牛の肥育についてですが、なかなか食べさせる粗飼料だとか肥育技術等が導入できないという話で徳之島町からも伺っております。

そういったものをまた今後見定めて、本町でも必要であれば取り組んでまいりたいと思います。

また、こういった話も、本町の肉用牛振興会のほうでもまだ議題として上がっておりませんので、こちらから一度投げかけたりしていきたいと考えております。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問で、豚肉等、伊仙町のほうでも扱えないかという質問でありましたが、この豚肉の返礼品は始める時に、そういった部位とか送る方法とか、その辺を協議した経緯がありまして、今、伊仙町で扱っている業者さん等についてはそこまで手が回らないというか、量が確保できないという点もありましたので、今、島内で回しているところなんですけど、今後またその対応が可能であるということになれば、伊仙町の業者さんのほうも利用した返礼品の在り方というのを随時計画してまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

この返礼品につきましては、いろいろ他の都道府県でも問題がありまして、とにかく地元のものを返礼品としないというような指導等もあると思います。

そこまで手が回らないということ等ありますけれども、例えば牛肉、これについては廃牛にした牛の牛汁なんかをおいしいと、都会から帰ってきた人なんかはよく言うんですけれども、そういう牛を、島で独自のそういう返礼品、そういうのを宣伝して、ぜひ島のふるさとの味を味あわせるといふ、そういうこと等も可能性だと私は思うんですけれども、今後、そういうこと等にも取り組んでいただきたい。

粗飼料等とかそういうの、本当の一流の牛肉仕上げるということかもしれませんけれども、私は心のこもったそういうふるさとの返礼品であれば、私はふるさとの出身者たちは豚汁やあるいは牛汁は好んで食べたりしますので、今でも島で豚汁を作ったり、ヤギ汁を作ったり、鳥汁を作ったりやっておりますので、そういう地元の味を味あわせるといふことも必要かと思っておりますので、努力していただきたいと思っております。

12ページ、16番の集落活性化推進事業の備品購入費、どこの集落の備品購入費かお尋ねをいたします。

**○未来創生課長（名古健二君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

これは、今、工事に入っています阿権の前里屋敷の備品購入であります。12月3日が工期になっていまして、その前に全てをそろえて完成という形に持っていければということで、12月議会でも遅くなかったんですけども9月議会に計上した次第であります。

**○14番（美島盛秀君）**

ありがとうございます。阿権のために94万4,000円も組んでということで感謝を申し上げます。

そこで、どのような備品ですか。

**○未来創生課長（名古健二君）**

見積りを取った段階での、今現在の備品の品名を申し上げますと、エアコンのほうは5台、あと冷凍冷蔵庫1台、あとクッキングヒーター1台、オーブンレンジが1台となっております。

**○14番（美島盛秀君）**

こういう備品は、建設費の中には予算として組み入れることはできなかったわけですか。

**○未来創生課長（名古健二君）**

これは、どうしても附帯設備ですので、実施要項第2条にもうたわれておりますように、工事費とかそういうのには入れることはできなかったということで、今回計上させていただきました。

**○14番（美島盛秀君）**

分かりました。

17ページ、衛生費の目11、新型コロナウイルスワクチン接種事業、12の委託料1,264万6,000円、新型コロナウイルス接種の委託料なんですけれども、これはどこに委託をしてどのような方法で接種をしているのかお尋ねいたします。



○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

接種事業の1,264万6,000円につきましては、内訳としまして、なるべく地元の自治体のほうで接種をとということで、伊仙町のほうでは伊仙クリニックさんのほうでお願いをしております。

また、個別接種のほうでは徳之島町、天城町でも接種をされている方がいらっしゃいます。

この内訳に関しましては、医療機関のほうでの接種に関します時間外接種加算料と休日接種加算料、あと当初、接種対象が16歳以上だったんですけれども、途中から12歳以上になりまして、12歳から15歳の接種338人分の接種委託費を加算したものであります。

○14番（美島盛秀君）

伊仙クリニックで実施しているということでもありますけれども、この今の338人で1,264万6,000円で12歳以上ということで、65歳、高齢者についてはほとんどもう完了したということをお聞きしておりますけれども、この予算内で収まりますか。どうですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

これは、接種対象者分で予算を組んでおりますので、100%の方が接種するとは限りませんので、この予算内で収まるというふうに考えております。

○14番（美島盛秀君）

非常にこのコロナウイルス感染の件につきましては、接種のことについて全国で苦慮しているところでもありますけれども、伊仙町は大分進んでいるというような話も聞いておりますし、放送でまだワクチンが余っているから、まだ申込みをしていない人たちは申込みをしてくださいということも放送でやっていました。

その中で、町長がその注射に来ていたということで、あるお年寄りや若い人たち、20年振りに注射したが大丈夫かという意見等も聞いたんですけれども、医療の技術として20年でも過ぎて、町長は大丈夫だと自信を持って言えますか。どうですか。

○町長（大久保明君）

20年たっても目をつむれば昨日までやっていたような感じがしますので、そうしたら注射そのものはそんなに、血管に注射するわけでもなし、大変な仕事でないと、技術でないと考えております。

伊仙町もクリニックの中だけでやるということで、院長からも手伝ってくれないかという要請もありましたので、2週間ほど前から土曜日を中心に接種をしておりますので、何ら問題はないと思っております。

心配ありませんから、また土曜日に来てください。

○14番（美島盛秀君）

伊仙クリニックでということなんですけれども、私も伊仙クリニックでいたしました。これ、他の徳洲会病院、宮上病院、徳之島診療所等でもあったと思いますけれども、そこへの接種の委託料等は出ていますか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

個別接種につきましては、徳洲会病院がされていないんですけれども、宮上病院、いなだ整形クリニックとかでされている分につきましても、接種料は伊仙町のほうに請求が来ますのでお支払いはしております。

○14番（美島盛秀君）

今、言ったように、町長がいたからもう、注射をやめて帰ってきたという人も二、三人、私聞きました。そこら辺りを言うわけではないんですけれども、やはり時期が時期だけにいろいろ考えなければいけないのじゃないかなという思い等もあります。

それと、こういうふうに町長が出向いて行って接種注射等をした場合の報酬等もいただくんですか。どうですか。

○町長（大久保明君）

私、注射という話がありましたけれども、この20年の間東北の震災にも丸4日行きて、それから町の健診もずっとやってまいりましたので、その知識とか技術そのものが衰えているということはないと思います。

それから、東北の震災のときも、徳洲会グループから旅費を出すとかいう話もありましたけれども、私はもう、一切自費で行きました。

それから、厚生連の健診もずっと受けていますけれども、これも報酬は町のほうに入れておりますので、個人としては一切受け取りません。

今回も、クリニックのほうから報酬の話がありましたけれども、あくまでもボランティア活動である。そして、いろんなトラブル等が起きた場合は、私自身が全責任を持ってやるというふうに話をして応援をやっておるという状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

私も、久しぶりに伊仙クリニックに行って接種を受けて、いつも考えることは、「小医は病を癒やす、中医は人を癒やす、大医は国を癒やす」この3つの徳田前理事長のあの額を見て、非常に感動するんですけれども、私ももらったことがあります。

そういうこと等で、今ボランティアでやっているということでありましたけれども、もらった報酬を町に収めた。これ、寄附行為に私は当たると思うんですけど、幾ら町に返されたんですか。1日の医者としての日当は幾ら、今もらえるんですか。

○町長（大久保明君）

厚生連の健診は、厚生連から頼まれて、例えば緊急で医師の調達ができないときには、今までかなりの回数をやってまいりました。それは、町のほうに私は、厚生連が個人にやるというふうに言っていますけど、私はそれをもらわないということで、町のほうの歳入に入っておりますし、今回は、いろいろクリニックのほうに本部に相談して、いろいろ報酬等の問題とかそういう問題で、問題があったら困るという話がありましたので、先ほど申し上げたように私は完全にボランティアで

やって報酬は受けていないわけでありますので、その辺の問題は何もないものと思っておりますので、分かりますか。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

私は、そういう考え方でしたら、この1,264万6,000円、この額を減額して町に入れる。町でもちろん減額したら関係ないわけですので、そういうことが私は行政としての役割でないかなと、数字できちんと説明できることが必要でないかと思っておりますので、今後そういうことにも留意されながらやっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、17ページ、その下の農林水産業の糖業振興費、弁護士裁判委託料、これはいいです。その21番、補償補填及び補償金の266万円が財源がその他となっていますけれども、どのような形でこの損失補填費を組んだのか。

これ、糖業振興会の予備費で組まれたんですか。説明をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

財源につきましては、予算書9ページ、款20諸収入項3雑入、3目農林水産業費雑入、糖業振興会費賠償金より財源充当をしております。

○14番（美島盛秀君）

その雑入で組んだということです。

以上です。終わります。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

○13番（樺山 一君）

議案第45号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をします。美島議員とちょっと重複しますが、今の新型コロナウイルス接種事業負担金についてですが、伊仙町では、伊仙クリニックに委託していると、そして、あと伊仙町の方々が、例えば宮上病院、いなだクリニック等であれば、また伊仙町が支払うという形で理解してよろしいですか。

そして、この今回の補正は1,264万6,000円、当初の予算で2,489万3,000円、これは65歳以上の方々の接種料だと考えてよろしいわけですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

65歳以上じゃないです。16歳以上の接種になります、当初予算では。今回は12歳から15歳の年齢が増えた分についての増額であります。

○13番（樺山 一君）

今さっき、美島議員の質疑がありましたけども、私も町長が土曜日か日曜日か、伊仙クリニックで接種をしていたと。そして、それは伊仙クリニックから委託契約等を受けてしているのか、それ

とも時間が空いているのか、自分から進んでいってしているのか、お伺いいたします。

#### ○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたように、院長からそういう話がありましたので。私は手伝いますということで契約は何もしておりません。ただ、応援という形でやっています。

これは、天城町が2人の医師で週2日、ずっと金・土やって、かなり接種率が進んでおりますので、今、高齢者だけでなく、この前聞きましたら、小中学生から高校生まで大分来ていましたので、早くワクチンを打ちたいという方々が大分いることは間違いない状況でありますので。

この前放送したのは、そのときは、とにかく急な土曜日のワクチン接種が決まったようでありましたので、私ども2人の、院長以外の2人の医師がいましたので、なので放送して、放送しただけで70人以上の方が来ていただきましたので。

今、どこでも、いかに早くワクチンを2回打つかということが重症化、今のデルタ型は感染力が非常に強い状況で、症状のない人からも相当感染しますので、それでもワクチン2回接種した方は、重症化はほとんどしないというふうになっていきますので、いかに早く、高齢者は終わりましたけども、若い人たちも2回接種を進めていくということが、最も効果がある方法だと思っていますので、そういうつもりで、私は、それこそ町民を守る責任があると思っていますので、ボランティアにも参加している状況でございます。

#### ○13番（樺山 一君）

次に、やはり委託の契約等を受けて、正式な文書を交わして、報酬は受け取ったほうがいいと思いますよ。公職選挙法に抵触しますよ。その厚生連の件も先ほど申し上げていましたけども、町に寄附したら寄附行為になります。そういうところをぜひ気をつけてして、もらうのはもらって、払うのは払う、それがやはり正しい方法だと私は思っております。ぜひ気をつけてください。

それから、これも先ほどの美島議員の質疑のちょっと補足になりますけども、11ページの企画費、委託料の解体撤去委託料ありますけども、これは条例等要綱等しっかり決めて、この委託料を100万円も出そうとしているわけですか。それとも、安易に気分次第で出そうとしているのか、答弁をお願いします。

#### ○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

前回、6月議会でも、空き家対策の件で条例を設置したところなんですけども、それに基づきまして、空き家で危ないところということで、さっきも申し上げましたとおり、衛生面とか、また二次災害とか、そういう点があるということで撤去をするということで今回計上させていただきました。

また、この後、どうするかという整地した後のほうも、既に話し合いが進んでいまして、5か年間は町のほうが、整地した、撤去した後の土地は使用するという話ではできておりますので、今のところ空き家対策の条例が6月にできたということで、それに基づいて、一応行っている経緯であります。

○13番（樺山 一君）

まあそういう形で100万円の予算を組んで撤去して、後で町に5年間ただで使わせてもらおうと。伊仙町は、喜念から小島まで危険で隣に迷惑をかけそうな不衛生な空き家、たくさんありますよ。これ全部できますか。なぜそこだけですか。要綱を決めて、優先順位を決めて、そしてむしろ負担金をどれぐらいと、それを、他町村、それでみんなしているんだけど、100%町が出して、こういう予算の使い方で本当にいいと思っていますか。

○未来創生課長（名古屋二君）

今の樺山議員のおっしゃるとおりだと思いますけども、我々も今、これから空き家等の調査ということで、今喜念から、今中伊仙まで行ってきたところなんですけども、確かに我々が優先順位をつけずにやったというのは、あれなんですけども、一番中心地でもあり、また一番危ないというか、二次災害も起こりやすいとか、また、想定外の台風も来るだろうとか、そういうのを考えたら、やっぱり一番中心地で、一番、私が考えるには、優先順位では1番になるんじゃないかなという考えを持っております。

○13番（樺山 一君）

それもあるんだけど、要綱を決めて、そして、家主さんに何%か出させる、負担させる、そして上限が幾らまで負担する、そういう要綱をしっかりと決めてしないと、明日、他の集落から危ないから壊してくれっていう要望が来たら受けられますか。そういうのをしっかりと決めてから、この予算化するのが私は普通じゃないかと思いますが、どうですか、町長。（「修正」と呼ぶ者あり）

○副議長（岡林剛也君）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時27分

---

再開 午後 5時46分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで、議案第45号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）についての審議を中止します。

- △ 日程第14 議案第46号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第15 議案第47号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第16 議案第48号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第17 議案第49号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）

○副議長（岡林剛也君）

日程第14 議案第46号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第15

議案第47号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16 議案第48号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第17 議案第49号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）の4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を、4件一括して求めます。

**○町長（大久保明君）**

議案第46号から議案第49号までは、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計、令和3年度伊仙町介護保険特別会計、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○副議長（岡林剛也君）**

議案第46号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があれば、これを許します。

**○地域福祉課長（大山 拳君）**

議案第46号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を、補正前の額、9億6,979万8,000円から、歳入歳出それぞれ738万円増額し、歳入歳出予算の総額を9億7,717万8,000円とするものです。

5ページをお開きください。

6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、補正前の額7億7,027万3,000円に250万円増額補正し、補正後の額を7億7,277万3,000円とするものです。

10款繰入金、2項1目基金繰入金は、各種事業の実績に伴う償還金の財源として、保険給付費等交付金が312万8,000円、特定健康診査等負担金が46万8,000円、保健事業交付金が91万円の合計450万5,000円増額し、補正後の額を450万6,000円とするものです。

11款繰越金、1項1目前年度繰越金については、令和2年度決算に伴う剰余金である37万5,000円を増額し、補正後の額を37万6,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

1款総務費、1項1目一般管理費について、令和3年度税制改正に伴うシステム改修費として25万3,000円増額補正し、補正後の額を1,011万8,000円とするものです。

6款保健事業費、1項2目保健指導事業費は、補正前の額795万5,000円に222万2,000円増額補正し、補正後の額を1,017万7,000円とするものです。

同款同項3目医療費適正化経費について、補正前の額706万7,000円に25万9,000円増額補正し、補正後の額を732万6,000円とするものです。

予算書7ページになります。

同款 2 項 1 目特定健康診査等事業費は、補正前の額949万7,000円に 1 万9,000円増額し、補正後の額を951万6,000円とするものです。

7 款基金積立金、1 項 1 目準備基金積立金は、歳入で説明した繰越金からシステム改修費を除いた12万2,000円を増額し、補正後の額を12万3,000円とするものです。

予算書 8 ページになります。

9 款諸支出金、1 項 6 目保険給付費等交付金償還金、7 目特定健康診査等負担金償還金、8 目保健事業分交付金償還金は、それぞれ令和 2 年度事業の実績に伴う償還金として、保険給付費が312万7,000円増額、補正後の額312万8,000円、特定健康診査等事業が46万8,000円増額し、補正後の額が46万9,000円、保健事業が91万円増額し、補正後の額を91万1,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○副議長（岡林剛也君）**

議案第46号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（岡林剛也君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第46号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（岡林剛也君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、令和 3 年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

**○副議長（岡林剛也君）**

起立多数です。したがって、議案第46号、令和 3 年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第47号、令和 3 年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明があれば、これを許します。

**○地域福祉課長（大山 拳君）**

議案第47号、令和 3 年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額 8 億9,347万3,000円に、歳入歳出それぞれ2,337万5,000円増額し、歳

入歳出予算の総額を9億1,684万8,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

2款国庫支出金、2項2目介護保険事業補助金について、税制改正に伴うシステム改修費が9万9,000円、介護保険制度改正に伴うシステム改修費が7万7,000円、合計17万6,000円の2分の1が国庫支出金歳入として入ることから、8万8,000円増額補正するものです。

7款繰越金、1項1目繰越金、令和2年度決算に伴う剰余金2,328万7,000円を繰越金として増額補正し、補正後の額を2,328万8,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

1款総務費、1項1目一般管理費について、補正前の額256万8,000円から17万6,000円増額し、補正後の額を274万4,000円とするものです。歳入で説明したシステム改修費による支出分の増額となっております。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、令和2年度決算に伴う剰余金から返還金と町負担システム改修費を除いた額98万6,000円を積立金として増額補正し、補正後の額を98万7,000円とするものです。

5款諸支出金、1項2目償還金は、実績に伴う事業の償還金になります。地域支援事業費精算償還金として172万3,000円、介護給付費精算償還金として2,049万円の合計2,221万3,000円増額し、補正後の額を2,221万5,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

**○副議長（岡林剛也君）**

議案第47号について、質疑を行います。

**○5番（清平二君）**

令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算、予算書の中身に入る前にお伺いしたいと思います。町長は、ずっと人口を増やすために介護難民を受け入れ、人口を増やすということを言っていますが、介護難民を増やすということは、伊仙町にとって、どういう利益というか町にとって何かいいことがあるのかどうか、お伺いします。

**○町長（大久保明君）**

例えば、都会の介護施設から伊仙町に住所を移して来た場合、伊仙町の介護施設に行ったときの介護保険料は、3年間ほどは、元おったところの自治体から出すようになっておりますし、また、今後その制度がどうなっていくかわかりませんが、メリットとしたら、本当に介護を受けられなくなる方々が、団塊の世代の人が75歳以上になったときには、その昭和22年から24年までの生まれた方々だけでも250万人ほどの受入れが足りなくなるという試算は、もうずっと前から出ているわけですので、そうした場合は、その最初の自治体が3年間は移住したところの介護保険料を払うというふうになってはいますが、これはどうなるかわかりません。

それだけでなく、島の出身者が島に来て、介護施設に直接入ったとした場合の地方交付税、こ



れはいろいろ試算しましたけれども、大体30万から35万、1人当たり、伊仙町に地方交付税が参入されるわけですから。そうした場合の人口も1人増えるわけですね。そういうふうな施設の受入れ体制を担っていくと、これは介護施設を増やしていくということと、もう一つは、出身者の方々が都会での生活にやめて島に帰りたいという方々がいっぱいいらっしゃいますので、その方々はこの集合住宅などに来たりすることが可能であると思います。それは、そういうのを集中的に造って、そこに来て、長屋のようなところでも、単身で、特に男性は帰りたいけれども、地域社会に根差した女性はなかなか帰りにくい環境などもあるわけですから。そしてまた、行ったり来たりという方々も出てくると思いますので、そういった施設をどんどん造っていくということで。

その方々も5年、10年したら介護施設に入る可能性もあるわけですから、そういった意味での介護を受ける、これから予備は、入る予備軍の方々も、島に来てもらって暖かいところで保養しながら、例えば、少しの土地があれば、そこでいろいろな農産物の生産に関わっていくとかいうことをやっていけば生活費も稼ぐことができると。

それは、日置市の高山集落というところが、行ったら、もう既にそういうことを始めているわけですね、始めているというか、高齢者に、この集落から移動しにくい高齢者にも、集落の中で野菜を作って、それを60代の方は、それこそ日置市にある蓬莱館というところに持っていくとかいう、そういう村づくりもしているわけです。それが農業と福祉の連携ということになるわけですから。農福連携に高齢者の方々を取り入れていくということであれば、明らかに人口は増えていくということになります。そうすると、介護を受ける方々も都会から報酬を、自治体がある程度、補填したら返ってくると思います。しかも家族で若い世代が帰ってきた場合は子どももまた増えていく可能性ありますので。

そういうふうにと考えたら、新しい地域の在り方、仕組を、この長寿と子宝のまちということを、もう一回再認識してやっていけば可能ではないかと願っておりますので、ちょっと話が長くなりましたけど、ピンと来ないかもしれませんが、また議論をしていけたらと思います。

#### ○5番（清 平二君）

介護をしたその3年間は、その前の市町村で介護保険料を持つということを思っているみたいですが、すけども。

地域福祉課長にお尋ねします。今、介護で待機者は何人ぐらいいますか。

#### ○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。各事業所において様々なんですけども、おおよそ申込みは30名程度だと思っております。その中でも、その施設に対象となる要介護度に応じた入所等となるため、現実的に各事業所と申しますか、町においては、「みさき」、そして、「さみどり苑」があるんですけども、対象者は5名程度だと思っております。「仙寿の里」については20名程度だったというふうに記憶しております。

○5番（清 平二君）

待機者が30名程度と言いますけども、本当に今この町民、伊仙町にいる方々の介護施設に入りたいけども入れないと、この家族のことを思ったら、何で介護難民だけ受け入れるんでしょうか。やはり町で、足りなければ介護難民とかは話は分かりますけども、町民の家族が入りたいと言っているのに入れない。その介護している家族は大変苦勞しているんですよ。それは、やっぱり私の周りもそういう方がいます。早くその手続をして介護認定を受けて申込みをしてくださいという話をしているんですけども。そういう困っている人がいるのに介護難民を受け入れてくるとか、何とか。本当に町民のことを、その苦勞している方々、町長は分かっているのかどうかお尋ねします。

○町長（大久保明君）

私は、そのことも百も承知しておりますので。ですから、介護施設を新たにいろんなグループ、団体の方に増設してほしいということ、これ徳之島老人ホームの理事長さんもそのことをずっと言っています。あと2倍ぐらい拡大していきたいと。そのようにする、決断するためには、介護を受ける人たちが本土から来れば、増床、増床ということはできるわけであります。そうしたら、今の待機待ちの方々が優先的に入ることができるわけですから。そのように理解していただきたいと思えます。

○5番（清 平二君）

介護保険計画等の中で出てくると思うんですけども、伊仙町では、これ以上に介護施設を増やしたら介護保険料がすごく上がってくるわけですよ。やはり今そういう介護難民を受け入れるとか何とかしないで、早く介護待機者をどうやって救うか、庁舎内でそういう話し合いをしたことがありますか。地域福祉課長。

○地域福祉課長（大山 拳君）

庁舎内で話ということなんですけども、課内の職員も含め、そういった話、シミュレーションは、介護運営協議会の中においてもしているところであります。

○5番（清 平二君）

課内で話し合いをしているということですけども、やはり町長、総務課長入れて話し合いをしないと、課内だけ話し合いしても解決できないんじゃないですか。そういう話し合いをしたことがありますか。総務課長。

○総務課長（久保 等君）

先ほど町長からも言われているように、そういった施設受入れ体制を整えると、そこで働く、雇用される方も増え、またその働き場ができる子どもたちも増えてくる、その相乗効果によって人口増加というのを目指そうということで、町長以下、話をしているところですので、また、その方法として、これがふさわしいんじゃないかというのも、また、協議を進めてまいりたいと考えております。

○地域福祉課長（大山 拳君）

先ほどの言葉なんですけども、課内だけではなく、介護の運営協議会の中でも話し合いは行っております。

○5番（清 平二君）

この介護の介護保険の立ち上げのときに、私も担当して、初めての介護保険制度をつくってきたのを、私はこの苦勞を分かっています。だから、そう簡単に介護難民を入れるとか、介護の施設を増やすとか、やはりこういうのは計画的にしないと、あと何年かすると、伊仙町は介護施設が空き家になってくる可能性があるわけですよ。そういうのを考えてしないといけないと思いますので、しっかりとその介護保険計画、担当課長及び皆さんは、町長にそういうのを進言をしてやってほしいと思います。

むやみやたらに都会から介護難民を受け入れてやると、町民ができないのに、施設利用ができないで困っているのに、都会はそういうのあるから相乗効果ある、若い人を受け入れる、仕事ができる、雇用が増える、それは分かりますけども、やはり今現在、現状を見て、私は介護保険制度、介護の苦勞を知っていただきたいと思いますので、しっかりと庁舎内で話し合っって介護保険計画をつくってほしいと思います。

以上です。

○町長（大久保明君）

今、清議員が話したとおり、しっかりした計画ということで、まずはもう2年半前にそういうシンポジウムをしたわけですね、伊仙町で。農業と福祉の連携という形で、障害のある方々だけではなくて。大阪で介護施設でやっとなる島の出身者も、大阪からかなりのいろんな入所者を島に連れていきたいという話があるわけですから。

ただ、そういうことを、今まさに清議員が話したのは、計画を、5年計画なら5年計画を、どの地域から何人ぐらいの方々が島に来るような施設を、いわゆる来るようにすると。そうしたら、どこにどれだけの施設を増やしていくかということ具体的にしていくのは、これから作成していきますので、これは今大きな、絵を描かなければまだ始まりませんので、そういうことをまずやっていきますので、何も島におる方々は優先的に、そういう施設に、今足りない中で入所してもらうということですから、決して島におる人たちをおろそかにして本土から連れてくるということではありませぬので、これは緒に就いたばかりでありますので、今、心配なさっているようなことのないように、議会のほうでも、しっかり計画書を作成して提示していく必要があるわけですから、頑張ってもらいたいと思います。

○5番（清 平二君）

この待機者を優先的になくしていかないと、待機者がいながら、こうやっているということは、私は間違っているんじゃないかなと思いますので、やはりこの介護を受ける方々の、待機者のことをしっかりと受け止めて、そしてその次に進まない、町内に待機者がいながら他の町のことをや

るという、そして、地方交付税が増えるとかいう、こういう考えは、もうちょっと私は見直してほしいと思いますので、ぜひ課内、全体で話し合いをしていただきたいと思いますのでよろしく願います。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第47号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、議案第47号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第48号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第48号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億9,452万6,000円に、歳入歳出それぞれ310万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億9,762万8,000円とするものです。

予算書5ページをお開きください。

4款繰越金、1項1目繰越金について、令和2年度決算に伴う繰越金が282万4,000円、保険料、負担金の確定に伴い、前年度徴収保険料繰越金が51万8,000円減額、差引合計230万6,000円増額し、補正後の額を282万5,000円とするものです。

5款諸収入、2項1目還付加算金は、当初予算補足説明時に説明いたしました科目存置として1,000円予算計上するものです。

同款5項1目療養給付費負担金については、令和2年度療養給付費負担金の確定に伴う歳入として、79万5,000円予算計上するものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療特別会計内の差額調整として、230万7,000円増額し、補正後の額を1億8,505万円とするものです。

4款諸支出金、2項1目一般会計繰出金は、歳入にて説明した令和2年度療養給付費負担金の確定に伴う一般会計の繰出金として、79万5,000円予算計上するものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（岡林剛也君）

議案第48号について質疑を行います。

○4番（佐田 元君）

予算書の5ページをお願いします。款5の諸収入の償還金及び還付加算金、これは補正前の額0円になって補正額は1,000円、合計、下のほうにしますと30万1,000円となっていますが、この30万はどこからの30万ですかね。この予算書によるとゼロしかなくなってないんだけど、30万が入っていますけど、これの説明をお願いします。

○副議長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 6時16分

---

再開 午後 6時18分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えします。

当初予算において、還付金30万円を予算計上しておりました。還付加算金については、廃目整理としていたことから、この1,000円を今回の予算にて計上しているところです。

○4番（佐田 元君）

ちょっと。この還付加算金は廃目になっているということですか。廃目になって、そして30万1,000円、そしたら、この廃目になったら1,000円でいいんじゃないですか。30万、ちょっと理解しづらいんですけど。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

款5諸収入で2項1目で今回、1,000円補正をかけているわけなんですけど、当初予算において、既に、その予算が30万円上がっていたものに、今回この還付加算金1,000円の補正ということですので、この予算書には出ていないんですけど、当初予算で既に30万上がっているということから、この合計額が30万に1,000円を今回補正をかけて、30万1,000円という形になったということでございます。

○4番（佐田 元君）

ちょっと理解しづらいんで。ということは、この補正前の額に30万を最初に入れておけば、こういうことはならなかったんじゃないですかね。補正前の額は0円にして合計金額は30万1,000円という事態が、ちょっと。

○副議長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 6時20分

---

再開 午後 6時22分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○4番（佐田 元君）

今の件は分かりました。この予算書とは関係ありませんが、この数字の間違いじゃないかなという思いで、国民健康保険納税通知書が送付されてきました。この中に、令和2年7月8日という、令和3年度の納税通知書なんですけど、令和2年7月8日で納付書が送付されていました。また、その後、訂正されて、日付が間違っただけということで訂正されて届いております。しかし、私が言いたいのは、この予算書の、私の勉強不足ですが、数字の間違いじゃないかなという思いで質問したわけなんです。

やっぱり町民に納税通知書やら送付するとき、これはどこで印刷されるのですか。これは印刷したところが間違っただけなのか、また担当のほうで間違っただけなのか、そこのところは問いはしませんけど、やっぱりこれを令和2年の、もう自分は納入済みだよというクレームなんかがついたときに、どういうふうな責任をとるのか。

また、間違っておりましたといって郵便で送られてきました。これがはっきり言って無駄なんです、郵便料金が恐らくかかっていると思います。こういうことを、以前もある議員のほうから数字の間違いが多いという指摘があったんですが、こういう初歩的な間違い、これだけは十分気をつけていただきたいと思います。町民の信頼を失うことになりますので、ひとつ注意していただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、議案第48号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第49号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

議案第49号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算額の総額1億1,777万6,000円に歳入歳出それぞれ94万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,682万9,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

予算書3ページをお願いします。

1款使用料及び手数料において、補正前の額5,808万2,000円から使用料348万2,000円を減額補正し、補正後の額を5,460万6,000円とするものであります。新型コロナウイルス感染症感染拡大対策として臨時休館したことから、5月分の会費等の使用料の歳入が減少したための減額であります。

2款繰入金におきまして、補正前の額5,003万6,000円に253万5,000円を増額し、補正後の額を5,257万1,000円とするものであります。先ほどの使用料の減額等に伴う運営繰入金を増額であります。

歳入合計、補正前の額1億1,777万6,000円から94万7,000円を減額補正し、補正後の歳入合計を1億1,682万9,000円とするものであります。

続きまして、歳出につきまして、6ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の1節報酬336万円、3節職員手当等35万4,000円、4節51万2,000円の減額は、12節委託料へ1名分を組み替えするものであり、また会計年度任用職員の雇用保険料25万4,000円と労働保険料8,000円を増額するものであります。

また、11節役務費14万4,000円を増額は、インターネット通話料として26万3,000円を増額し、損害保険料11万9,000円を減額するものであります。

12節委託料256万8,000円は、1節報酬、3節職員手当、4節共済費の会計年度任用職員1名分を業務委託料契約として組み替えるものであります。

13節使用料及び賃借料1万1,000円の減額は、有線放送使用料26万1,000円を計上して、ほーらい館アプリの創設を計画していましたが、会員への情報発信等の活用としてこれを減額し、11節役務費のインターネット通話料に組み替え、LINEでの情報発信とするものであります。

また、健康増進施設認定マーク利用料25万円は、厚生労働省認定の健康増進施設としての登録料として10年目の更新を行うものであります。

18節安全運転推進協議会負担金1万8,000円と、その研修費受講料として5,000円を増額し、合わせて2万3,000円を増額するものであります。

2款1項1目健康増進事業費7節報償費21万9,000円は、受託している介護予防教室のフリーインストラクターの報償費を計上するものであります。

3款1項1目文化事業費は、水泳事業イベント用として7万4,000円を増額補正するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○副議長（岡林剛也君）**

議案第49号について質疑を行います。

**○5番（清平二君）**

令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算案ですけれども、3年度だけじゃなくて、ここ5年ぐらいの使用料を見たら、何かしら毎年減額になっていますけれども、この場では答えなくていいですけども、その減額になっている分析をして、私たちに報告してほしいと思います。

なぜ毎年減額になるのか、そこには何か理由があると思いますので、ここ5年間ぐらいでいいと思いますけれども、その使用料が毎年落ちていきます。その原因、分析をして報告していただきたいと思います。

**○健康増進課長（澤佐和子君）**

ありがとうございます。分かる範囲内で、ご説明いたします。

5年ほど前、29年度あたりじゃない、もっと前から、水泳事業が一旦ほーらい館の事業から外れておりました。それがまた去年の8月から戻ってまいりまして、その分780万ほど昨年の半年分で使用料として増えました。

ただ、昨年に関しましては、コロナの影響がありまして、休館が多くありまして、使用料が減額したことがあります。今年につきまして、水泳事業費の会員さんが増えたことから、このコロナ禍が過ぎれば、使用料は増えるものというふうに思っております。

**○5番（清平二君）**

去年から等じゃなくて、本当に基本的に何が原因で歳入が落ちているのか、そここのところの分析をして報告していただきたいと思います。ここでいろいろ言われてもちょっと分かりませんので、



過去の歳入が落ちた原因等を分析してほしいと思います。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

3ページ、歳入で、使用料及び手数料の三角の348万2,000円、これコロナ等で歳入の減だと思えます。それで、インストラクター等、休ませている賃金、そういうことは今後どういうふうに契約上なっているのか、休んだ分の。

それから、休館で減額になっていますけども、会費を既に納めている人、この人たちの2週間ですか、入れなかったという分、その今後の取扱いについて説明をお願いいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

休館につきましてのインストラクター等の賃金ですけれども、インストラクターにつきましてはお休みしているわけではなくて、出勤していただきまして、管内の消毒作業でありましたりとか、修繕とか、そういったことに当たっております。

あと、今年につきましては、ワクチン接種の介助でありましたりとか、いろんなことで今業務のほうは休まずに続けていただいておりますので、賃金に変わりはありません。

あと、会費につきましては、休館が今年に入りまして、4月が5日間、5月が16日間ありまして、4月は5日間だけだったので、そのまま頂きましたけども、5月につきましては1か月間、会費を5月分を6月分にさせていただきまして、5月分の会費は頂いておりません。

今回につきましても、8月の10日から休館させていただいておりますので、これにつきましても、ちょっといつ再開できるか分かりませんが、その会費につきましては、翌月のほうに回していくということで考えております。

○14番（美島盛秀君）

さらに、この休んだおかげで会費が少なくなる、そうすると、さらにその分は補填しなければならないと思うわけなんですけども、そういう予算的なことは、また今後の補正で考えるのか。

また、インストラクターについては、その休んでいる間に他で仕事をするとか、そういう人たちもいると思うんですけども、そういうこと等についてのその他で、パートとかでアルバイトをした、その分についてはそのまま給料とかに関係ないということで受け止めていいですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今、会計年度任用職員になっておりますので、全員、今、勤務は通常どおり出勤をしていただいています。なので、他で勤務とかいうことは、多分ないと思います。普通、通常どおり出勤していただいています。

○14番（美島盛秀君）

通常どおり出勤をして報酬を払っていると、そしてプールとか、あるいは休業になっている部分、休みになっている部分、あるいは仕事の内容はどういうことをやっているんですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

先ほども申しましたとおり、消毒作業でしたりとか、除草作業、管内、外を含めての作業等を行っております。あとは、半日はそういった形で、あと半日はほとんど研修、それぞれインストラクターの資格を取ったりとかするんですけども、研修をさせていただいています。

○14番（美島盛秀君）

終わります。

○副議長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、議案第49号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第18 認定第1号 令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第19 認定第2号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第20 認定第3号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第21 認定第4号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第22 認定第5号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第23 認定第6号 令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○副議長（岡林剛也君）

日程第18 認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第19 認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第20 認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第21 認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第22 認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第23 認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の6件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から認定第6号までは、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成しましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（岡林剛也君）

これで提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案のあった6件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑を行います。

○9番（永田 誠君）

令和2年度歳入歳出決算書の36ページ、3款民生費1項社会福祉費13目特別定額給付金事業の実績について説明をお願いいたします。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの永田議員の質問にお答えします。

昨年、全町民に対して定額1人当たり10万円の給付する事業として特別定額給付金事業を行いました。伊仙町においても、令和2年4月1日現在の6,572名に対して給付人数6,548名、給付済額、合計額で6億5,480万円の給付をいたしました。

実際6,572人に対して6,548人の給付だったんですけど、24名のうち3名の方が辞退しますということで辞退して、21名の方がこちらのほうから親族等、それから関係者がいないかということで聞き取りをしたり、確定できる住所地に郵送のほうで申請書のほうの送付を行ったんですけど、返戻されたりで取れなかったものの分が全部で24名いました。

以上です。

○副議長（岡林剛也君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第18 認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第23 認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの6件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

異議なしと認めます。したがって、日程第18 認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第23 認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの6件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 6時44分

---

再開 午後 6時45分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に牧徳久君、副委員長に美島盛秀君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は9月8日午後1時から開きます。

議事日程は一般質問であります。

お疲れさまでした。

散会 午後 6時46分

# 令和3年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和3年9月8日



令和3年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年9月8日（水曜日） 午後1時19分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（美島盛秀議員、佐田 元議員）2名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	11番	前 徹志 君
12番	明石 秀雄 君	13番	樺山 一 君
14番	美島 盛秀 君		

1. 欠席議員（1名）

10番 福留 達也 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君

事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長補佐	前元 広紀 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		



令和3年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町長の6期目の出馬について	6期目の公約は、5期20年全ての任期と年月において作り上げてきた「基盤」に立ち、「人」に焦点を当てた公約とあるが、大久保町長が自負する「誠の政治力」、「本物の政治力」については、5期20年も議会で政策論議され、多くの町民が承知しており、総括しての議会報告も行っております。 政治家は、政治理念と政治倫理こそが「基盤」であると考えているが、大久保町長の見解を問う。	町長
		2. 6期目に向けた6つの重点政策(6×6)について	次の各項目について問う。 ⑥糖業振興について ⑨水産振興について ⑬遊び場と遊具について ⑭文化系・スポーツ大会出場に伴う旅費助成について ⑳新型コロナウイルス対策について ㉔透明性と柔軟性のある行政運営、職員採用における基準の明確化について ㉙6次産業の拠点(加工施設)について	町長 教育長
		3. 伊仙町の行政区26カ所の集落について	①駐在員から区長に変え、報酬から委託料となった理由を問う。	町長
			②区長の役割、責任はどのようなことがあるのか問う。	町長
		4. 町長交際費について	町長交際費より香料が支出がされているが、適当(違法性)か。また、令和2年度及び令和3年度7月末時点の死亡者数は何人か問う。	町長
2	佐田 元 (議席番号4)	1. 農業支援センター「青緑の里」について	①現在、何名の職員で業務を遂行しているのか問う。	町長
			②今年度の事業計画を問う。	町長
			③農業研修生を募集しているが、誰がどのように責任をもって研修させるのか問う。	町長
			④「青緑の里」の今後の運営について問う。	町長

2	佐田 元 (議席番号4)	2. コロナ対策について	新型コロナ対策本部で言われている不要不急の外出とは具体的にどの程度の範囲なのか問う。また、町長が数名の後援会の方との戸別訪問は、不要不急の外出に該当しないのか問う。	町	長
		3. 町長の選挙活動について	①大久保あきら後援会の討議資料において、公的立場の方が数名写真で写っているが、この方々は職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してならないと思うが、この方々に指導等されたのか問う。また、指導されたのであれば、どの役職の方がどの様な方法で指導されたのか問う。	町	長
			②大久保あきら後援会より町内各家庭の固定電話へ支持をお願いする電話があるようですが、これは公職選挙法に抵触する行為ではないのか問う。	町	長
3	牧本 和英 (議席番号2)	1. 農業振興について	①死亡獣畜処理について、農家から焼却費用が高いとの意見があるが、町として対策を考えているのか問う。	町	長
			②鳥獣対策について、毎年鳥獣対策についての質問を行っているが、被害状況など把握できているのか問う。	町	長
		2. 新型コロナ対策について	徳之島島内及び伊仙町内における以下の項目について問う。 ①ワクチン接種率について ②感染者数について ③医療機関における療養者数について ④自宅療養者数について	町	長
4	清 平二 (議席番号5)	1. 職員採用試験について	①透明性と柔軟性のある行政運営を行うため、職員採用における明確化とは、どのようなことなのか問う。	町	長
			②8月10日に徳之島島内における新型コロナウイルス警戒レベルが引き上げられているが、9月19日実施予定の職員採用試験を延期することはできないのか問う。	町	長
		2. ふるさと納税寄付金について	広報いせん(令和3年8月号)記載の令和2年度ふるさと納税寄付金の使途について問う。	町	長
		3. 新型コロナウイルス感染症対策について	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行額と費用対効果について問う。	町	長

4	清 平二 (議席番号5)	4. 職員の綱紀肅正について	きゅらまち観光課での盗難事件や糖業振興会における使途不明金等の事件に関し、その後の経過と解決策について問う。	町	長
5	永田 誠 (議席番号9)	1. 町道・農道の補修及び改良について	機械の大型化が進み、馬鈴薯、さとうきび運搬、また畜産に関してもローラーなど、通行に支障を来している箇所が散見されます。 農業生産額50億円を掲げているが、町としてこれらの現状を把握できているか。また、対策について問う。	町	長
		2. コロナ対策について	新型コロナウイルス感染防止対策に関し、今後伊仙町としてどのような取り組みを行うのか問う。	町	長
		3. 少子高齢化対策及び学生支援について	現在、コロナや少子高齢化が進む中、伊仙町においても様々な問題が懸念されている。その中でも、若い世代の人口流出防止対策として、伊仙町独自の奨学金制度等を創設し、未来ある若者たちへの支援ができないか問う。	町	長
		4. 6期目に向けた6つの重点政策について	①文化系（島唄などの大会等）及びスポーツ大会出場に伴う旅費の支援拡充に向けて取り組むとあるが、詳細について問う。 ②5期20年の実績と、6期目に向けての目標や意気込みについて問う。	町	長

△開 会（開議） 午後 1時19分

○副議長（岡林剛也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○副議長（岡林剛也君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

町民の皆さん、こんにちは。議席番号14番の三島盛秀でございます。令和3年第3回定例会での一般質問をいたします。

収束の先が見えないコロナ禍の中で、世界中が苦しんでおります。国内では、衆議院議院の解散時期と自民党総裁選を巡って混乱をいたしております。このような中にあっても、国民はオリンピック、パラリンピックで心を癒され、真剣に日本の未来を描いております。オリンピック、パラリンピックに出場された選手の皆さんには心からお礼を申し上げ、お喜びを申し上げたいと思います。

長期安倍政権を引き継いだ菅首相は、国民の信頼を失い退陣することになりました。政治倫理を怠り、政治家としての基本理念さえも守らない、政治家とその政界を厳しく批評していかなければならないと考えております。我が伊仙町におきましても、5期20年の長期大久保町長の政治姿勢の是非を批判しながら、10月の町長選挙に控えた手段を選ばない大久保町長の政治姿勢に町民は翻弄されております。10月17日の選挙は伊仙町の未来を決める選挙であり、正しい判断を町民の皆さんにはお願いを申し上げまして、私の一般質問をしたいと思っております。

まず、大久保町長の6期目出馬について。

6期目の公約は、5期20年全ての任期と年月において作り上げてきた基盤に立ち、人に焦点を当てた公約とあります。大久保町長が自負する誠の政治力、本物の政治力については、5期20年間議会で政策論議され、多くの町民が承知をしております。総括しての議会報告も行っております。

政治家は、基本政治理念と政治倫理こそが基盤であると考えますが、大久保町長の見解を問うものであります。

大きな2番目に、6期目に向けた6つの重点政策についてであります。

項目が多すぎますので、かいつまんで何項目か質問をいたします。通告をしておりますので。

まず、糖業振興についてであります。

「土作りとさとうきび増産支援強化に取り組みます」とありますが、土作りには農業支援センターが最も大切で、堆肥センターが大切でありまして、その堆肥センターの用途不明金等、議会報告等をさせてありますけれども、その結果どうなっているのか。あるいは、町長は6月議会で「本人と一度もお会いしてない。早急にお会いして話合いを進めていきます」と答弁しておりますので、な

ぜ自分でやった政策の中で10年間も会わないで、そしてそれを解決しようとしなかったのか。そして早急に会うということでもありますけれども、早急とはいつ頃なのかお尋ねをいたします。

次に、水産振興についてであります。

「漁業経営に対する支援と地場産業、地場産魚介類の消費及び販路拡大とに取組みます」とありますけれども、この取組み方、6月議会でも申し上げました。サメ駆除、オニヒトデ駆除、防止対策、イカシバの沖漁礁、こういう辺りで相当不正があつて、今告発中であります。そういう中で、県や国の補助金が減額される。当初あつた820万、これが120万程度に減額されております。これだけ減額されたことに対して私は町単でも予算を組んで漁業支援をするべきじゃないかということをお願いしてありますけれども、そういうことが実現できているのかどうか。そして、これだけの今後水産振興するにはまた補正等が必要だと思いますけれども、補正等をやる考えがあるのかお尋ねをいたします。

次に、遊び場と遊具についてであります。

「子どもたちのふれあいの場を広げるため、遊び場の設置と遊具（屋内を含む）の充実に取組みます」。今見てみますと、遊具が非常に少ないと思います。他町村では最近の遊具が天城町に入っているということで、子どもたちは日曜、祭日を利用して遊びに行ってもう本当に賑わっているということ等も聞いております。そういうふうにした遊具が必要でもありますけれども、この遊具に関しては5年前の不祥事が起きて裁判も、裁判中でも捜査中でもあります。その結果を踏まえて、今後町として告発をする考えがあるのかどうか。当時の説明では告発をするということでありましたので、その告発についてはどう経過になって、どういう結果になっているのかお尋ねをいたします。

⑭の「文化系、島唄などの大会及びスポーツ大会出場に伴う旅費の支援等充実に向けて取組みます」とありますけれども、ここ2年間コロナ禍の中で非常にスポーツ少年団、いろんな行事が行われなくて、子どもたちも本当に精神的にも体力的にも今苦しんでいる状況ではないかと思えます。今後はこのことを注視しながらしっかりとした文科系あるいはスポーツ大会などの旅費や支援を怠ってはいけないと思っております。

しかしながら、3年前、私の母校であります阿権小学校のバレー選手が、スポーツ少年団が関西地区において地区で準優勝するという成績を収めました。その指導者がサントリーのバレー部で毎年来ておりました。しかしながら、ここ2年はコロナ禍で来れなかった。去年、3年目になりますけれども、その予算が50万出ていたのに、3年前は出せないと言ったという、その指導者をして島出身の方が言うておりました。それはどうしてか。親が町長に、私に応援をしてないから出せないと言ったそうであります。そういうようなこと等を言って、しかしそのサントリーのバレー部は自己負担でそのときはやってきました。そういうこと等を含めて、今後そういう派閥といいましょうか、そういうこと等が起きないように町長はこの場で約束ができるのか。しっかりとした指針を持って、そういう予算計上には当たっていただきたいわけでもありますけれども、そうい

うことができるのかどうかお尋ねをいたします。

それからその文化系なんですけれども、以前は大島郡全体の六調大会というのもありました。それは広すぎてできないということで続けられることはできませんでしたが、私も踊ったことが2回ほどあります。そういうこと等を踏まえて、やはり最近のいろんな社会現象を見たときに、子どもたちの文化への取組、例えば島唄とか演芸とか、こういうことは本当に心を癒してくれますし、大事なことじゃないかなと思ったりいたしておりますが、例えば犬田布中学校では、犬田布騒動の劇を文化祭のときに毎年やっておりました。私も何回か見たことがありますけれども、この劇を始めたのは、伊仙町出身の当時の犬田布中学校に勤めていらっしゃった先生の指導でやって、私最近聞きましたらまだその脚本もあるということ等も話しておりました。ぜひ、こういうことを鑑みて、小学校、中学校の合同の文化祭、学校が小さくなって子どもたちが少ないわけでありますので、そういう合同の文化祭などをやって、子どもたちの心の発達につなげるという文化的な学習をさせていただきたい。こういうことに対しての予算あるいは計画等をできるのかどうか、これは教育委員会にも含めてお尋ねをいたします。

20番目の新型コロナウイルス感染症についてであります。

今日の南日本新聞に、「菅首相が「コロナウイルスは曲がりなりにも収束している」という発表をされた」ということが記事として載っておりました。そのことに対して、我が伊仙町では今日の南日本新聞で「徳之島町が179名、天城町が43名、伊仙町が73名」、また今日何か1人出たということでありますので74名になるかと思えますけれども、何か放送しているのとこの新聞の内容が数が擦れ違うんですけれども、そこら辺りはどうしてなのか説明をお願いいたします。

それと、今月の12日まで、3町は警戒レベル5の段階でもありますし、国や県の緊急事態、まん延防止重点措置について「12日以降延長するのかどうか判断をしなければならない」と菅総理は言っております。この3町においてこれを受け入れなければならないのか、あるいは警戒レベル5を今後どのように検討していくのかお尋ねをいたします。

それから、26番目、透明性と柔軟性のある行政運営を行うため、職員採用による基準の明確化とありますけれども、職員採用に当たっての基準は今までなかったのかどうか。もうこれは、県や国のそういう基準に当てはめてやれる、やってきたとは思いますが、それが町長の権限で、私はそれは権限内だと思っておりますので、どのような明確化をしなければならないのか、お尋ねをいたします。

次に、31番目の6次産業の拠点、加工施設について。

これにつきましては、先日の予算審議の中でも大分議論がなされたと考えておりますけれども、そのときに町長がああ黒糖工場を建設するに当たって、「西部に決まっていたのにいつのまにか伊仙に変わった」と。「私は知らなかった」という答弁をしたんですけれども、当時非常に議論になりました。その議事録を見て、町長の言ったその言葉が私は疑問で仕方ありません。なぜ、自分で執行しなければならない、3億もかかってやる大事業です、伊仙町にとっては。それを「私は知り

ませんでした」、言いました。私、昨日帰ってテープ起こして聞きました。そのことについて答弁を、見解をお願いいたします。

大きな3番目、伊仙町の行政区、26か所の集落についてお尋ねをいたします。

駐在員から区長ということに変えたと思います。その変えたときに「報酬」から「委託料」となっております。この「報酬」と「委託料」の違い、なぜ「報酬」から「委託料」にしたのか、その理由をお尋ねいたします。

2番目に、区長の役割、責任はどのようなことがあるのか。区長の役割についてお尋ねをいたします。

4番目の町長交際費についてであります。

資料をいただきましたけども、町長交際費の中から香典料が支出されております。令和2年1月1日から令和、年度ですけども12月29日、その中で64か所のお宅へ香典料を送っております、12万8,000円です。令和3年1月、3年1月から今年の8月19日までで74人、14万8,000円、合計で27万6,000円送られております。大体平均1年間で70人から80人ぐらいじゃないかと思っておりますけども、この数字的には。後もってお尋ねをいたしますけども、その香典料、これが違法性はないのかどうか。私たちは個人的に香典料を出して弔いに行きます。また、議長等も交際費があるわけなんですけれども、私が議長時代は交際費から香典料を出したことは1回もありませんでした。そういう中で、これが違法なことではないのかどうか。また、これだけの、今70人から80人と言いましたけれども、これは私が資料で見た範囲内ですのでこれ以外にも私はあると思っておりますけれども、去年、今年の死亡された方の人数をお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

この1番から順次答えていきたいと思っておりますので、まず1番の1に関しまして、5期20年の総括として、政治家は政治理念と政治倫理こそが基盤であると考えているが町長の見解を問うということがあります。

その前に、誠の政治力、本物の政治力について、20年議会で議論して、多くの町民が承知しているというふうに評価していただきました。政治理念は、私はいつも言っているとおり、まちをより豊かにするということでもあります。そのためにいろんな政策を遂行してきたと思っております。また、ちまたでよく見るのが20年は長いというふうな表現がありますけれども、これは間違いであって、私は4年ごとに審判を仰いでるわけでありますので、その結果が5回連続して20年ということでもありますので、長いとは決して思っておりません。

この20年間のいろいろな統計データを取った場合に、伊仙町の農業生産額も、令和2年度も54億という形であってないほど農業生産額も伸びております。それは、かつてなかったことがこの10年間で3回も農業生産額が伸びてきたとか、そういうのはデータも出ております。また、前から申し上げているように、伊仙町は学校を統合しないで子育て世代の住宅を造ったら、全ての小中学校で

児童生徒が増えていたという、これも政策というものが、政争から政策に完全に移した結果がこのような成果が出てると思います。ですから、政治の理念は、具体的に話をすればその町の、人口が今世界、日本中で激減してる中で伊仙町がそれを、社会的な人口が増えるということを出したというのは政策としては大きな成果だと思っております。

そして、政治倫理というのは、政治家が口に出してやると言ったことをあらゆる交渉、国への陳情などを通じて、またいろんな企業に行って粘り強く交渉していくという、それが町をよくするために、お互いの国県との信頼関係を築いていくと。メーカー、いろんな企業との信頼関係を政治倫理を持って築いていくということがあるんじゃないかと思えます。私は、そのように考えとるし、それは誠心誠意、心から交渉すると、誠の政治力であるし、町民の方々には心から誠意を持って接していくことが本物の政治家だと思うし、ある若者が私に言いました。「町長、20年長いといろいろ言ってますけど、20年間続いてこれて、そしてまちが発展してるということは、町長が本当にいい人だから、もっともっと頑張ってもらいたい」というエールを2人の青年から頂きました。そのことに改めて私自身もまた自信を持ってやっていけると思っています。

先ほど、オリンピック、パラリンピックで感動したという話、美島議員のほうからありました。本当にこれは我々日本人の価値観が大きく変わるようなパラリンピックだと、オリンピックだったと思います。伊仙町があえて闘牛文化で、それからホストタウン等して連携を取ったボスニアの選手たちが、あの30年前の紛争で片足両足を失った方々が今40代で、選手としてやってるということが報道されたとき、我々なんとそういう国と信頼関係を築いていけたということは大変な誇りであるとも思っております。ですから、政治理念を掲げて、これに信頼関係を築いていく政治倫理こそがやはり基盤であると思っております。

あと、2番の各項目については、今の答弁で議論した後にまた一つずつ各担当課長も含めて答弁をしてまいりたいと思います。

#### ○14番（美島盛秀君）

今の町長の政治姿勢、政治理念、政治倫理については、私もそうだと思います。町民が豊かになること、それを願うのが政治家の仕事だと私も考えて、一時たりとも地元の阿権のことや伊仙町のことを忘れたことはありません。そういう中で私がお尋ねをいたしたいのは、町長が当選をした平成13年度のと看、あるいはその前の県議のと看、町長は当時の自由連合、徳田虎雄先生の自由連合の下で当選を果たしてきたと。その自由連合の基本理念、町長、お分かりでしょうか。「ミカン1個もらわない」、「生命だけは平等だ」、そして、「小医は病を癒し、中医は人を癒し、大医は国を癒す」、そういう意味を含めて、徳田先生は全国展開をして政治活動をやったと。それが理念だと私は思いますが、大久保町長、この理念を当時持っていましたか。その理念の下に当選を私はやってきたと思えますけども、その理念、その理念についてどうお考えでしょうか。

#### ○町長（大久保明君）

私、今美島議員が話したとおり、徳田虎雄先生に学生時代にお会いして、大学に呼んで講演をし



ていただいたときに、「お前卒業したら徳洲会入れ」と言われまして、そのように卒業後すぐ徳洲会に入りました。これは余談ですけども、あるプロフェッサー、教授が「徳洲会行くんだったら卒業させない」という、本当びっくりするようなことも聞いたんですけども、こういう時代でありました。そこで「生命だけは平等だ」という、これは私は、それは今でもそのことをずっと信念として持ってるし、ですから島に帰ってきても、昼夜を問わず命を守るために悪戦苦闘してきた34歳まででありました。「生命だけは平等だ」は、これは「オール・ヒューマン・ビーイングス・アー・クリエイティッド・イコール」というふうに英語で訳されておりましたけれども、そのぐらい「オール・ヒューマン・ビーイングス・アー・クリエイティッド・イコール」というのは、まさに「生命だけは平等だ」ということですけども、そのことに奔走してきた34歳であり、そして伊仙町長になる前、県会議員に出てそのことを訴え続けてきました。

今や徳洲会は、改めて世界ナンバーワンの医療機関であるし、展開は日本中、世界中にしとるし、職員の崇高な理念は世界的に評価されております。今回のこれも余談ですけども、今回のコロナで厚生労働省がなかなか徳洲会に許可を出さないために、関東一円の知事から、知事は要請することができますので要請して、700以上のベッドを急性期の患者さんために提供しているということがあります。このことは、法律的にこれはもう難しいんですけども、超法規的にやっぱりやらないといけない、緊急事態宣言の中で知事の権限でそういうふうなことをやってますけれども、少し話してみますと、医療崩壊というのは医師会が本気になってやれば絶対起きないような状況。

そういうことで、コロナをどう対策するかということは、私にとってみたらこれは眼前の、目の前の対応すべき対策だと考えておりますし、昨日も質問があったかと思えますけども、このことに関しては伊仙町長として町民の生活をいかに守っていくかということで、これからもしっかりと対応していきたいと思っております。

#### ○14番（美島盛秀君）

当時の理念は守っていると。覚えているという答弁だと思います。これ当たり前のことですよね。政治家として、先ほど政治理念、政治倫理は守っているということ、これは私は道徳的あるいは常識的なことだと思いますので、みんな守っているだろうと思います。

そこで、その理念、当時の自由連合の理念、「ミカン一個もらわない」、そういう理念の下に立候補したときのことを町長の前も言いましたけれども、潮風出版の水野修さん、「町民全体の夢につなげる政策が何一つ見当たらず、やる気が欠如している」、「職員採用に多額の現金のやり取りがあるとのうわさが町民に不快感を与えている」、「目に余る特定業者との癒着」この3点を挙げて、伊仙町にはびこる権力の腐敗構造を一掃しなければ、全国最下位とも言われる所得の低迷から抜け出せず、また人口の急激な流出にも歯止めはかけられないというふうにおっしゃっております。私、これ20年間ずっと何回も出してみました。町長このとおりやってくれてるのかなと心配をしながら見守ってきたと、私は自負いたしております。また当時、当選をしたときに、当選したインタビューで「私の前に立ちはだかって邪魔をする者を私は決して許しません」と。私はこの理念と、

町長が言った3つの項目、そしてこの当選した後に言われたこと、私が今言ったことが一つも守れてないと私は思っております。ですから、この資料も先ほどお見せしたわけでありませけれども、このことについて町長はどう、この3つの点についてどう考えているのか。それから、権力の腐敗構造を一層しなければならぬ。私はこの3つを、権力の下で大久保町長は町政を務めているのが大久保町長の政治姿勢だと私は思うんですけども、町長の見解をお尋ねいたします。

#### ○町長（大久保明君）

これは、私も記憶しております。当選した日に、次の日か、ある新聞記者に答えたかもしれませんが、いろいろ言われました。その中で、「私の前に立ちはだかる者は許さない」と、かなり過激なことを言ったわけですが、私が先ほどの政治理念を持って挑戦したときに、まだまだ30代、40代か、47歳ですよ。47歳のときにこのように言ったことは、これは権力者だということ誇示するように捉えるかもしれませんが、私が伊仙町を、このときのタイトルが伊仙町を治すと、治療すると。うみを出すというような表現もしたと思いますけども、同じだと思います。そのようなことは、腐敗した政治というものは伊仙町からやっぱり完全に無くしていかなければならないということと、もう一つは激しい政争を、これは激しい対立が繰り返されてきたわけです。毎回の選挙ごとに。しかしそれをどうすることもできないような状況の中で、2期目にはあえて「政争から政策のまち」と言ったわけでありますので、このように町民が政策論議をしっかりと、そしてそこには大きな議論対立があってもそこで結論を出していくと、その結果が町長選挙に勝利したわけでありますので、私の政策と相入れないというか、町の人口を増やしていくとかいろいろ対立を徐々に無くしていこうかということに立ちはだかる、そうでないと、伊仙町は常に対立のまちだということは、私はよくないという意味でこのような表現になったと思います。

それから、職員採用について多額のお金が動いてるといううわさがあるというのは、これは聞いておりました。ただこういうことがあってはならないというふうに私はずっと思って、この20年間努力をしてまいりました。この前、いろんな街頭でうわさ話があったようですが、ああいううわさがまだ出るんだと思うぐらい、まだまだ信頼、町民の私に対する信頼というのはまだまだだということにまだ思っております。

それから、権力の腐敗、これはよく、「権力の腐敗を許さない」と私が言ってますか。すいません。そう言ってますか。（「これは潮風出版の載ってたそのままです」と呼ぶ者あり）亡くなられた方ね。水野さんね。（「はい」と呼ぶ者あり）しかし、町長なる前に権力の腐敗と。それは、腐敗というのは権力をまちづくりのためじゃなくて一部の町民と結託して予算を動かすとかいう意味あるかもしれませんが、そういうことはあってはならないことでもありますので、そういうことは一層していかなければならないという気持ちでそのように言ったんだと思いますので、そのことは今でも全く変わりません。業者との癒着ですか。それは今指名委員会なども含めて、ちゃんと能力主義、そういう形でやってるわけですから、一部の業者と癒着してその会社のために大きな利益を誘導するとかそういうことは一切やってないわけでありますので、理解をしていただきたいと

思います。ですから、これも、これはもう完全に、この3つはそのとき水野さんと対談したとおりの政治が今まさに実現できてると思います。

#### ○14番（美島盛秀君）

町長もこの質問に対してやってないと言えないでしょう。しかし、町民は分かっているんですよ。誰がどういうことをやってるか。業者がどういうことをやってるのか。あるいは、町長の関係する人たち、いろんな人たちが、町長の知らない中でやっているかもしれません。そういうことがなかったらうわさとして出てこないはずですよ。こういうことがなかったら、うわさ等がなかったら、私も町長を応援しますよ。一生、町長と一緒に伊仙町の発展のためにやっていきますよ、やっていったでしょう。3期目を努力したんだから、そのときに政争の町から政策の町へと本当に私はそれを信じていました。私も個人的にも約束をしました。派閥を解消しようと、こういうことを言われたら、町長も年を忘れるくらい動揺しているようですけども、そのくらい心配しているんだったら、こういうことを一つ一つ解決、20年間で解決すれば、今年はどこにでも、どこにでもって言ったらおかしいですけども、政治家あるいはこういうことは、あり得ることだとは思っております。新聞等にいろいろ問題等も出てきますので。しかし、20年もかかってこういうことが解決できない伊仙町、私は大久保町長が続けていくことは、こういう噂が絶えないということは、対外的に信頼を失って恥をさらしていくから、私は交代をしたほうがいいということを申し上げてきたわけでした。この政争から政策のまちづくりという本当の町長の気持ちがあれば、これ実は町長が出したものですよね。テレビに映っていますから、全国の皆さん見ていると思います。この1人は私の出身地です。県議のほうは、私たちが一生懸命応援をしました。そして隣は町長です。なぜこういうことが起こるのか、これは政治的なことがありますので、致し方ないと思いますけれども、私は、そしてここに女性連の写真等もありますけれども、やはり疑問点を持っております。大久保町長の政治思想に、政争の町から政策のまちづくりへというのなら、政策をきちんと説明をして20年間、その政策を自分の政策として町民にしっかりと理解をさせ、町の豊さ、町民を守っていくのが、私は政治家だと思っておりますが、こんなことをして、これが政争の町から政策のまちづくりへと言えるのでしょうか。どうですか、町長。

#### ○町長（大久保明君）

よく理解できないのは、その写真はまさに政策の町に進んでいるという象徴のような気もいたします。ですから、町民のいろんな方々がそのように、その方々と同じように、伊仙町は前回のよう激しい選挙じゃなくて、20年間頑張ってきた大久保に任そうじゃないかということの現れの一部であるとも思います。これが、再び政争に向かうような写真ではないと思います。多くの町民が、先ほど若い青年が言ったように、この伊仙町が本当に住みやすい町になってきたという方々がたくさんおるし、多くの自治体の方々も評価しているし、私は、自分からは余り言いたくないんですけども、国県は恐らく伊仙町が変わったというふうに感じていると思います。ですから、安倍総理のときに、わざわざ伊仙町が全国自治体の代表で地方創生の最先端を行っていることで、呼ば

れて説明をしたわけですから。そしてそのような説明、自民党大会においても伊仙町の取組が評価されており、そのことは報道でも大分出ているんじゃないかと思います。そういった形で、今、ある意味では、私に前回反対した方々が、今回はやっぱり大久保で行こうというふうな流れは、私はこの半年間に確信を持つようになりました。これは、うぬぼれかもしれませんが、こういうふうな感覚は、かつてないような感覚を私は受けておりますので、伊仙町が本当に政策を推進していく、今まで以上に協力で推進していく。私は今回、このマニフェストの中にも書きましたけれども、人口増える町にしていくと、これはもう実現できると確信すら持っております。そしてパラリンピックで見た、ああいう悲劇のあった国でも闘牛文化がその国をまとめていると、その国と信頼関係を得て、闘牛文化を世界に発信して、国際連携ですねそして世界中の方々が自然遺産のこの徳之島にやっぺいこうというふうな、夢の持てるようなことを本当にやっぺいけると確信しておりますので、私がおのろんな企業誘致などして戦艦大和の慰霊祭をあの式典をするのに、絶対できると企業には3年間で10回ぐらいお願いにいきました。前議員方も一緒に、それから募金活動においては、あらゆるところに行っぺい出向いて、実現してきました。その中で分かったことが、信念と行動があれば、あらゆる政策は実現可能になってくるということも、今20年にして確信すら持つようになってきておりますので、このおのろんな表現がありますけれども、この水野さんとのインタビューのときの伊仙町長選挙に立候補したときの原点は、全くゆるがないように、ますますなっぺいきておるような気がいたしますので。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと先を急ぎますので、ちょっと短めにお願いします。

○町長（大久保明君）

すみません、いろいろ。

○14番（美島盛秀君）

そのことはちゃんと理解していますから。言わんとしていることはもう十分理解しています。

○町長（大久保明君）

そうですか、じゃあ2番にっぺいてください。

○14番（美島盛秀君）

町長は、若者が住みやすくなっぺい町になっぺいと少年が言っぺい言いますけれども、私もそれはある面では理解できます。時代の流れですから、昔みたいにあっぺいは進歩はないわけですから。

ところが、多くの若者は、本当に変わっぺいっていないと、何を見て変わっぺいっていないといっぺいっているのか分かりませんよ。町長はさっき私が言っぺいしたことについて、あり得ないといっぺいことを言いましたけれども、こういうことが20年のうわさとして出るといっぺいこと自体、私は町長の公約とかいっぺい話の中で、町民を翻弄されてる、私は思っぺいんです。ですから、こういう質問等もしていくわけですから。こういうことがなっぺいかったら、本当に町民は住みやすい町といっぺいいますよ。対立候補なんか出っぺいくるはずがない。そこらあたりを十分理解して答弁をしていただっぺいきたいと思っぺいいます。

権力の腐敗ということを言いましたけれども、この権力というのは、要するに利権です、利権を持った者が権力を持つようになっていくと、これが普通の流れです。だから、権力の崩壊とか、いろいろ言われるわけです。そのことが20年の長期町政において、崩壊、私は今寸前だと思っております。

このようなこと等が町民でささやかれないような町政でなくてはならないと思っております。下の2番目に続けても、そういう結果が生まれているから、私は今のことを政治理念と政治倫理をお尋ねをしたわけでありませう。

それでは2番目の6期目に向けてのことについてお尋ねをいたします。

**○副議長（岡林剛也君）**

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時15分

---

再開 午後 2時29分

**○副議長（岡林剛也君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○町長（大久保明君）**

この6番、9番、13番等については、担当課長がいろいろまとめてありますので、まずは課長のほうから答弁していただきます。

**○経済課長（橋口智旭君）**

美島議員の質問にお答えいたします。

一般質問通告では6期目に向けた6つの重点施策について、糖業振興についてということですが、先ほどは堆肥センターの件についてだったんですが……、（発言する者あり）堆肥センターの件についてお答えいたします。

まずもって確認といいますか、共通認識を図りたい点がありまして、よろしいでしょうか。この金額についてなんですが、先ほど議員のほうから1,300万円とありました。また6月の定例会一般質問においても1,300万円で各ご家庭に配付されています……。 （発言する者あり）

**○町長（大久保明君）**

これ、簡単に言えば連絡が取れなくなったということです。そして会わなければいけませんけれども、この解決策の一つとして、今考えているのは、この土地をその方の土地がかなりあるのでそこを売却したいという話は間接的に聞いておりますので、その土地の周辺は住宅、町営住宅等があるところですので、ただ、その中に本人たちの墓があるんですけど、この辺を町に買ってほしいという話を間接的に聞いていますので、そこからひとつ何とかして連絡を取って、そういう方向でいけばその土地を町が本人から買収して、そして何らかの施設、この前、各小学校の子ども議会でも遊ぶ場所が公園が少ないということなどもありましたから、そういうことも念頭に入れながらとい

うことであります。ただ、何とかして連絡先が分かるはずですので、そのことも全力でお会いできるようにしていきたいとまずは考えていきたいと思えます。

○14番（美島盛秀君）

10月迄ないけれども何とかして会って解決したいと。土地を町有地にして何とかならないかという話だと思えます。

あと2期は1か月ちょっとですよ、10月までですから。私が冒頭にも言いましたけれども、1期4年間でできないことは公約にしたら、私はもう20年間ずっと同じ公約して堆肥センターも十五、六年になります。そういうことを私は申し上げたいんですよ。早急にということですけども、町長選まであってこういう話ができますか。

○町長（大久保明君）

町長選挙の期間中に会う方法をどうして探すかということは模索していきますので、それは電話等で話ができたらそれでもいいわけですから、その辺があと1か月ちょっとの間でできるように、いろいろ関係の方々含めて、模索をしていきます。

○14番（美島盛秀君）

1期4年ということは申しあげましたけれども、もしこういうことを、これも次の備品代とか漁業集落の問題等もまだありますけれども、また最近は糖業振興会の問題もあります。こういうもろもろな未納金、使途不明金、こういうようなことに対して町長は何か担保としてできるものかを考えたことがありますか。責任を持ってやると言っているんですから、それぐらいのは考えないといけませんよ。

○町長（大久保明君）

糖業振興会の方については、土地の所有とまた母方の土地の所有等は確認はしております。もう一人の教育委員会の方に関しては、家屋ももう本人の所有でなくなっているとか、これは確認しなければ分かりませんが、母方の母親の家屋等についても、もうこれは町で管理できるかどうか、不可能なようなうわさは聞いておりますので、あともう一人誰ですかね。今はそういう状況の中で模索はしている最中でございます。

○14番（美島盛秀君）

私が言っているのは、それは業者やあるいは町に義務的な支払いの生じた人たちのこと、私はそういうことをきちんと整理できない責任は町長にあると、その町長は、この堆肥センター問題については全責任を私が持つと特別委員会まで開いてやっているんです。それがもう既に10年以上たっている。だからそれを解決するため、支払いするための町に不利益を与えない、損害を与えないための担保を町長は個人として担保できますかということでしょう。普通の個人の銀行やら、あるいは他の保証人になれば、責任上、差押えもされますよ。そういうことは考えられないですかということです。そこまでやって責任を持つか。それぐらい強い信念がないと二十何年もやってきた、せっかくの町長の権力はもう水の泡になりますよ。何のための権力だったのか。

○町長（大久保明君）

明快な質問、感謝いたします。おっしゃるとおり、これは私が堆肥センターの件も責任を持って解決しなければなりませんので、そのためにはもう少し時間がかかりますので、必ず実現するように、今日のような質問を受けないように全力で取り組んでいきます。

○14番（美島盛秀君）

1期、1期を基盤にしてと公約しているじゃないですか。そんな町民をだますようなうそをつくようなことを言わないでよ。何が公約ですか。基盤ですか。20年たっているんですよ。町長、もう10月でもう退陣するのが私は道理だと思います。そういうことを申し上げて担当課長の答弁をお尋ねいたします。その土づくりについて、増産支援の強化とありますけれども、こういうこと等があって堆肥センター、非常に大事な施設であります。その土づくり、どういうふうに進めていって、あの土地改良して、今非常に10年、20年たっていますので、土地はもう痩せ切っております。反収も非常に低いです、伊仙町の場合は。つい最近、大東島の話を知りました。平均8tから10tらしいです。びっくりしました。それから10年ぐらい前になりますけれども、種子島に視察に行ったことがありますけれども、足跡のない畑は農家じゃないと言われて恥ずかしい思いをしたときもあります。こういうことをして土づくりが作物には一番大事だということだと思いますけれども、それを強調して町長は支援強化とありますね。どういう支援強化をこれからやっていくか、お尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

土づくりの強化についてでございますが、現在、年間を通して農業支援センターのほうで土壌分析等も行っております。この土壌分析結果に基づく土づくりを現在支援しているところでございます。

また、堆肥センターの堆肥を最大限に活用できるように補助金等も取り入れながら、また、今回9月議会の補正にも計上させていただいておりますが、各種事業を取り入れた堆肥の散布等できないかということも事業等で行いながら推進してまいりたいと思います。

先ほどありました大東島の反収が非常にいいということなんですが、大東島に関しましては、ほぼ夏植え圃場でありまして、夏植え一発採り、株出しをしないような体系づくりがされておりますので、反収が大幅に跳ね上がっているものでございます。

○14番（美島盛秀君）

大東島においては私もそういう話を聞いております。そういう大系型の改善等も必要だと思いますけれども、徳之島の土地改良においては面積的に狭いところが多いです。それでなかなか大型機械を使うともう土壌が固くなって、それが進行して、起こしたりなんかもしているうちに土壌がもう自然に痩せていく。圃場も浅いです。土地改良をしたところとしていないところの土壌の実はさとうきびのでき方というのは、していないところのほうが数段いいです。というのは、下からの水分の吸い上げが非常にいいらしいです。ですからそういうことを考えて、畑かんも今進んでおりま

すので、大分、トン数も上がってくると思いますけれども、ぜひこの土づくりにはもっともっと力を入れてほしいところです。

今の堆肥センターで今の伊仙町のさとうきび農家に還元できるだけ、土壌を改良したり、あるいは土づくりができる量を生産する目安はありますか。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

まず土壌改良についてでございますが、畑かん事業を行った圃場で土壌が固いというお話ですが、こちら現在のさとうきびの栽培技術におきましては、ハーベスター収穫後にすぐスクープやプラソイラ等を用いまして圃場を裂開させると。そうしたことにより、この固い地盤が水分を含んだり空気を含んだりした状態になるという試験成績が出ておりますので、そういった部分でスクープ等を最大限に活用しながら進めてまいりたいと思います。

また、堆肥センターの堆肥につきましてですが、こちらはやはり施設の規模並びにバガスや畜産の堆肥の搬入量等ございますので、全面積に対する支援というのはなかなか難しいわけでございますが、浸食の部分に関しましては、ある程度の面積には対応していけるものと考えております。

#### ○14番（美島盛秀君）

十分、課長の周辺にはさとうきび農家や両親もさとうきびを生産していますし、十分、さとうきび農家のことは理解していると思いますので、しっかりとさとうきび作り、農業のことについて勉強して、今後の伊仙町の農業振興に最善の努力をしていただきたいと思います。と思っております。

次に、9番目の水産振興についてでありますけれども、820万あった予算が集落民の減少で120万ほど、700万ほど減少しております。その減少した分はもう全く活動ができないわけですね。昨日の質問にあったと思いますけれども、サメが出てきたと。面縄港でサメが出てきて増えてきているという話でしたけれども、そういうサメ駆除、オニヒトデ駆除、沖漁礁、こういうような予算のこの今の現在の予算の枠内で実施が可能なのかどうか、お尋ねをいたします。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

漁業集落の事業の実施についてでございますが、やはり予算の枠組みがあるため、思うような活動ができていないのが実情でございます。その中でも稚魚の放流であったり、資源の確保に努めておりますので、これは漁業集落民のみならず、他の漁民の方々も恩恵を受けることになると考えております。こういった活動を継続することにより、再度、漁業集落として活動したいという漁民が増えてくる基盤づくりを我々としては推進しているところでございます。

#### ○14番（美島盛秀君）

推進していることは分かります。しかし、地場産業魚介類の消費及び販路拡大とこういうようなこと、これで飯が食っていけるんだと。販路拡大というのは外に売り出したり、加工場とかいろんな設備が必要だと思います。それでコロナの関係で去年、昨年、また今年もですけども、魚まつりができなかった。もう町民も非常に楽しみにしていた行事でもあります。そういう中での鍋釜、魚の問題等も起きたと。せっかく順調にっていた魚まつりもコロナのおかげということではありま



せんけれども、こういう事業を今後進めていくためには、こういうことを解決をして、そしてさらにまたこういう備品等をそろえて町民に還元する、喜んでもらえる、そういう事業を進めていくのが私は行政の仕事だと務めだと思っておりますけれども、今後、この鍋、魚まつりで使う道具でどのような予算で捻出していきますか。

○経済課長（橋口智旭君）

こちらは漁業集落民と協議を行いまして、漁業集落活動に対する補助金、もしくは町単等において対応はしてまいりたいと考えております。

また、販路拡大についてでございますが、先般、白菜と協議をいたしまして、パック売り、魚をさばいた後のパック売りで白菜でまた販売等ができないかということも検討していただいているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

いろいろ計画をしているところなんですけども、さっき冒頭に言った700万近い補助金や交付金が減額された。そのことに対して、恐らく私は振興策は予算の都合上できないんじゃないかなと思いますので、これに対してどれぐらい、どのような形で補助をしていくのか、助成していくのかお尋ねします。

○経済課長（橋口智旭君）

補助の金額についてでございますが、必要に応じて予算折衝なり、予算計上させていただきたいと思っております。また、我々、先ほども申しました、漁業集落の活動を通しまして、今後、漁業集落に新しく参画される方がいらっしゃいましたら、また県のほうにも見直しの要望という形で補助金の増額等について協議してまいる予定となっております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、漁業集落民1人当たり14万ぐらいあると思います。1人14万で10人で140万、100人ぐらいが維持すれば1,000万以上のお金があるわけですから、これだけの補助金を頂くためには並大抵の努力ではできないと思う。それぐらい努力をするのが、私は職員の仕事でもあり、努力の結果が出てくると思いますので、死に物狂いで本当に職員の皆さんも頑張ってください。

次の13の遊び場と遊具について、これは子どもたちの触れ合いの場を広げるため、遊び場の設置と遊具の充実ということでありまして、5年前にほーらい館のあの広場にも遊具があった。2か所つけられております。義名の運動公園の下のほうにもいろんな遊具が、遊具というよりも健康づくりみたいな形の、あまり遊具とも言えないようなおもちゃみたいなものでしかないとは見ているんですけども、もっともっと子どもたちが伸び伸びとその遊具を使って遊んで、ああ、楽しかった、また義名の運動公園のあの現地に行こうと。そして隣町からもいっぱい人が来るとそういうような事業の計画、これから世界自然遺産になりますので、お子さんや家族連れで島に訪れる人たちも多いただろうし、二、三日滞在して子どもたちも遊ばせて帰る人たちもいるだろうし、そういう場所がないと、ただ世界自然遺産といっても家族連れなどは来れないと私は思います。ぜひそう

いうところに力を入れるのが私は行政だと思います。ですから、20年の基盤を基にして町長は言うておりますけれども、その基盤を基にして20年できなかったんですけれども、これからあと2か月で私はやらなければ町長の責任は果たせないと思っているんですけども、もし町長の意思が今後つながるようなことがあれば、そういうこと等も提案しておきたいと思っております。こういう予算等について、今後どのような形で確保していくのか。

また、その備品問題、まだまだ告発中で結論も出ておりません。どういう結論が出るかはまだ分かりませんが、もし町長の任期中の2か月でこの結果が出なかった場合は、これは次の町政にも影響します。このことも町長はしっかりと責任を果たすために私は町長の考えをお尋ねしておきたいと思っておりますけれども、この備品問題の解決策、どうしていくつもりでしょうか。お尋ねいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの遊びと遊具についてですが、現在、義名山公園のほう、改修工事をしているところでございます。その中でアスレチックの遊具、滑り台、ブランコ、そして休憩所を新設する予定でございます。

また、室内遊具におきましては、今現在、スポーツ少年団と各学校の学級レクリエーション等で利用している状況でございます。

先ほどありました備品問題の件につきましては、弁護士に相談しているところでございます。その中で刑事告訴は難しいという判断を受けて、今後、調停等を進めていけたらと考えて進めているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

もう訴訟は難しいという話ですけども、今その100万程度の備品、当時納められたと思っておりますけれども、その備品については今はどうなっているんですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

先ほど申しました室内遊具になります。こちらが今スポーツ少年団と各学校で学級レクリエーション等を行っているところでございますが、そちらで活用されている状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

そういうのも町の備品として備品台帳に載せて、きちんと扱っているかどうか。備品台帳に載っていますか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

はい。備品台帳に載せてあります。

○14番（美島盛秀君）

町からの訴訟は難しいということですけども、この問題につきましても、大久保町政5期、20年の総括ということで、私、議会報告として7人の連名で出させていただきました。このようなこと、これももちろん職員の不祥事、こういうことを軽々しく返せばいいと、そういうことがこう20

年も続いてきた。それでもまだ次期町長選に出馬する。よっぽど、私には神経が、心意気が強いというのか、社会的常識が理解されていないというのか、私には全く理解のできないようなことがこの20年間あったんですけれども、それはそれなりの町長のお考えでしょう。また、町民の判断はこれからですので、町民の皆さんが正しい判断を下していただくものと思います。

その訴訟はできないということでありますので、理解をしておきます。

それから、次の14番目の文化祭とスポーツ大会出場に伴う旅費助成等について、お尋ねをいたします。

#### ○教育長（大山惣二郎君）

ただいまの美島議員の質問に対してお答えいたします。

私のほうからは中体連のスポーツ大会の補助について、説明をいたします。

中体連の補助については、大きく分けて3つです。島内大会、地区大会、県総体です。この3つの中でも島内大会は運営費が主に使われております。実質、旅費補助というのは地区大会と県総体です。今年度はこの地区大会がコロナの関係で北ブロックと南ブロック、2つに分かれて開催されました。そのおかげで県の総体に出場する選手が相当増えました。といいますのは、例年、伊仙町では県総体に大体20名前後出場していましたが、今年度は78名出場しております。これでは到底今の予算の額では足りないということで、保護者のほうやあるいは学校のほうからの要望もありました。また、6月議会においては牧本議員からも質問がありましたので、これは何とかしなければならぬ、増額しなければならぬということで課長に相談しました。予算の内容については、課長のほうから報告いたします。よろしく申し上げます。

#### ○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまのスポーツ大会出場に伴う旅費の助成についてですが、6月議会、牧本議員からあったんですが、こちらの伊仙町各種スポーツ競技大会出場補助金の交付要綱の上限額を上げて改正いたしました。

内容といたしましては、要綱の第4条になりますが、地区大会を経て、県大会へ出場の場合は1人当たり3,000円を3万円に、（2）県大会を経て児童生徒参加の競技連盟等の主催する九州大会及び全国大会にあつては旅費の2分の1だったものを3分の2に、（3）前後に該当するものについては、九州大会は1人当たり2万円から5万円に、全国大会については1人当たり3万円を10万円に上限額を改正してあります。こちらは令和3年7月1日以降の開催の大会出場団体には改正後の金額を助成していくものでございます。

#### ○14番（美島盛秀君）

町内、島内、島外、それぞれのスポーツ大会があるわけで、その大会に対して、今伊藤課長が言った金額を補助すると。額面が相当上がっているようでありますけれども、そういう努力をしたということに対しては感謝を申し上げたいと思います。ぜひ今後も、子どもたち、あるいはPTAに負担をかけないようなことを考えながらスポーツ振興に取り組んでいただきたいと思います。

それと個人で出た場合、例えばスポーツ少年団も含めて島内、島外、町内ということで受け取ってよろしいですね。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちらは、各団体、個人に助成するものであります。あと、先ほど美島議員がおっしゃられた阿権スポーツ少年団が西日本大会に行った際の件でございますが、そのときもこの補助金を助成しております。

○14番（美島盛秀君）

そのときに50万、確かに出たと思います。それに関連して、その翌年、また電話が来まして、町に言ったら、さっき言いましたように出せないというようなことがあったということがあって、自費で自分たちで出したという話でありました。そういうこと等を含めて、私は当時、議長でありましたので、大阪の出張の際にその会社の部長さんとも会いまして、個人的にもぜひ指導に来てくださいということをお願いをしたら、なるべくそうしたいと会社のほうとしても応援、協力してあげたいということ承っております。そういう時間的なこと、あるいは休暇、そういうのを見ていただいて指導に行かせようというそういう会社の気持ち、また選手の気持ち、そういうこと等をしつかりやっぱり受け止めて、少しでも協力してあげようと。半分でもいいですよ。今後、そういう町長のそういう考え方などしないでいただきたいと思うんですけどもね。自分に応援しなかったから出さなかったというようなそういう偏った考えじゃなくて平等に出していただきたいと思うんですけども、どうですか、そういう考えについて。

○町長（大久保明君）

どうということなのかよく分かりませんが、有名な選手が来るといって来ないでいいと言ったわけですか、私は。言っている意味がよく分からなかったんですけどもね。町長に応援しないから来ないでくれという意味が分かりません。

○14番（美島盛秀君）

親がそう言ったちゆうんですよ、その子どもに。島でいる身内が。島にいる身内が町長を応援しなかったから出さないと。

○町長（大久保明君）

そうですか。それはその選手が来てほしいわけですけども、あ、思い出した。前年度来てもらったんですよ。いろいろ町としても最大限の協力をしていったときに、これは人間の世界ですから、一生懸命応援しとったのにその周辺の人は「大久保、大反対だ」と言って堂々とやっていたからね。それは私としても個人的にはそんなものでいいのかなと。子どもが関西から町にああしてほしいということをいろいろ言うてくるわけです。その人は子どもの気持ちも考えないで、親は大久保は駄目だと言っている状況だったような気がしますので、それは一時的なそういう感情論というのがありますけれども、今後とも、親は関係なく、その人個人が私と話をして選手を呼び込んでくるのであれば、それは大歓迎していきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

町長の答弁とは考えられないです。大反対だったとか、そんなことを平気で、常識外ですよ、それは。（発言する者あり）いやいや、もういいです。もういいです。一遍口から出したんですから、それはもう……。

○町長（大久保明君）

ですから、これは人間というのはそういうことにもなり得るということで、私も反省しているということです。

○14番（美島盛秀君）

私は冒頭に政治理念と倫理ということ、道徳ということを申し上げました。どこに、日本のどこに反対した人には、大反対したとかそういう言葉が出る町長がいますか。聞いたことがない。

○町長（大久保明君）

いや、ですから、先ほど訂正したわけですから。

○14番（美島盛秀君）

そんなこと、訂正したから町民が許す、それぐらいのものかとか私は思わないと思いますよ。それはもう町民がインターネットを通して見えていますから。町長の20年間のことは。（発言する者あり）もういいです、いいです。分かっています。

○町長（大久保明君）

私もたまに自分自身で判断を間違うということはあるということと言いたかった。ですから、ただそれは反省して、神様じゃないわけですから、とことん自分のこの道徳心を曲げてまでそういうことを考えようと思わないし、町民の方もやはりそこところは町長というのは町民の選挙で選ばれていることはやっぱり理解をしていくということも大事だし、もちろんそのような、思い出しました、私は、大阪でバレーボールの選手、その方を呼んできたいと思いました。しかし、それはここで細かいことは申し上げませんが、その選手を来てもらったりする、宿泊とかそういう手当とか、そういうことも全部計算してそのときはこれは難しいんじゃないかというような判断が本当のことでありますので、今、話を聞いていろいろ考えて思い出したら、要するに、町が有名な選手を呼ぶから全て町でその宿泊から旅費とか、持つかどうかということがこれは常に考えて判断することでありますので、そのときのことは詳細には覚えていませんけれども、そういうことがあったような記憶があります。

○14番（美島盛秀君）

もうこれ以上言いませんけれども、今、もし子どもたちがおった場合、学校の教員というのはそういう言葉を聞いたならもう即懲戒ですよ。言葉の暴力ですよ。教育長に聞きたいんですけども、言葉の暴力、あるいは……。

○町長（大久保明君）

ゆっくり議論したいと思うんですけどもね。（発言する者あり）

○副議長（岡林剛也君）

発言をやめてください。

○町長（大久保明君）

美島議員も……。 （発言する者あり）別の話を。

○14番（美島盛秀君）

もうこの件はこれで終わります。もう幾らやっても切りがありませんので。

では、文化面、お願いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

文化面に関しては、現在、3町民謡大会を実施しているんですが、今年度はコロナの関係で中止となりまして、来年度、伊仙町で開催する予定でございます。

○14番（美島盛秀君）

時間がありませんけれども、ぜひこういう文化的なことを推進して、子どもたちの心の教育、コロナでいろいろ子どもたちも体力的にも精神的にも問題が生じている可能性もありますので、ぜひコロナに負けないようなそういう文化的な事業等を計画して推進していただきたいことをお願いいたします。

続けて3番目、1番目のほうじゃなくて、2番目の区長の役割、責任はどのようなことがあるのか、もう時間がないですから1番目はいいです。区長の役割について。

○町長（大久保明君）

総務課長がさっき手を挙げましたので、総務課長から答弁します。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の大きい質問事項の3番の2でよろしいわけですか。

○14番（美島盛秀君）

もう2だけでいいです。時間あるの。

○総務課長（久保 等君）

区長の役割、責任はどのようなことがあるかという質問であります。区長の役割として、伊仙町行政事務連絡業務の委託に関する規則第3条において、毎月開催される区長会議に出席し、町と町民の相互の連絡調整を図る業務、町の配付物の配付及び周知に関する業務、町の各機関の調査等業務への協力に関する業務、町が実施する事務事業等への協力に関する業務、行政区における防犯・災害情報を町に通報する業務、その他町長が特に依頼する事務に関するものと定義されております。その責任として誠実かつ良心的に業務委託を実施するものと考えております。

○14番（美島盛秀君）

そこで、今言われた内容なんですけれども、区長の果たす役割、私はこれは行政の末端の職員だと、委託料、報酬から委託料になったわけなんですけれども、報酬を委託料を払っているわけですから、この内容について、私は最近、町長が区長やあるいは後援会の人たちを連れて戸別訪問して、挨拶

回りをしているという話をよく聞きます。この区長を連れての挨拶回り、これもその区長の役割の中に入っていると思いますか。それとも区長は町から委託料をもらっているので、委託しているから勝手にやるべきだと思っていますか。どうですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

その区長とどういったふうな回り方をしたのか、私はそれを存じませんが、また先ほど言われた、町が調査等、またその集落の要望等を町に伝えるということでの範囲内だと考えております。

○14番（美島盛秀君）

区長は、集落、あるいは町の調査とか、あるいは私の阿権であれば阿権の校区内の調査、あるいはその集落の要望等を聞く仕事、あるいは広報等も配っているようでありますけれども、そういうような仕事をするそれは分かります。

ところが、そういう要望等を調査するのであれば日ごろから、4年間通して日ごろからやればね、こういう疑わしい行為はないと思いますよ。急になって、選挙が近づいてきた前になって戸別訪問、こういうことをするということは、私は町長の言う戦争の町から政策のまちづくりというのは全くのうそで、町民をごまかす言葉だと私はそうしか受け止めません。

そういうこと等を含めて、戸別訪問で区長はやっていいと考えているから連れて歩くんだと思いますけれども、それを何とも、そういうこと等を感じないで歩いているのか、あるいは町長として歩いているのか町長、本人から答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

区長の役割が7つ列記をされております。ただ私が考えることは、町政というのは、先ほど各集落による区長さんと町民とが一体となって政策を進めてく役割もあると思います。もちろん議会も含めてですけれども、先ほど言った民生委員の方も含めて、やはりいかにうまく連携を取って全ての町民の方の意見を吸い上げていくかということが大変重要であると思います。

もちろん議会の14名の方々も、各地区でいろいろ町民の要望を聞いているわけですが、議員のいない集落が半分以上あるわけですから、そこでいろんな事業やら行事やらそういうことに町長が自ら参加して、町民の方々とともに祭りを喜び、楽しみ、そしていろんな伝統文化にも参加していくということ、例えばこれは老人会においても区長さんがそういう役割を果たしておりますので、町長自らが各集落に出向いていろんな意見を聞いていくと。この祭りだけでなく、どこの道が最近流されてきたとか、土手が悪いとか、そういうことを議員のいない集落においてはそういうこともなかなか申し上げにくい中で、区長さんがそういう大きな役割をしていると思いますので、区長さんと一緒になって各集落の方々の意見を聞いて回るとは大変重要なことだと思っておりますので、このことで私がなかなか上まで上がってこないようなこともあるし、例えば今回集落の方々のいろんな、道路の悪いところとかそういうところを多く示していただきました。それも区長さんたちと回ってるからこそ分かったことだし、そのことは各課においても話を進めていけるような大

きな成果も出てきているような気がいたしますので、今後ともこういうことは連携を取っていくという事は非常に大事だろうと考えております。

○14番（美島盛秀君）

全く私には理解できません。選挙前になって区長を連れて、あるいは住民を連れて、あるいはいろんな人を連れて戸別訪問をする、これ常識では考えられないでしょう。でしたら、そういう要望とか意見を聞くのであれば集会場で、公民館もありますし集会場でやればいいはずですよ。ここ何年か、集会場でそういう集落座談会とかそういうことも一度もやってない。全くそういうことを町民の皆さんが理解できると思いますか。

それはそれで町長の考えだからいいでしょうし、もしこういうことが、戸別訪問が公職選挙法に抵触するようなことになれば、町長は区長さんにも迷惑をかけることになります。

その公職選挙法に違法するかどうかは、今後の問題といたしまして、そういうこと等を心配しながら、町民の皆さんのことを心配しながら戸別訪問をしていることだと思います。ただ、安易な気持ちで私は一緒に町長と回っていると思いますよ。何人かの駐在さんに聞きました。「あしゅんくとやしちやくにんしが、うり町長にやっからしょうにんむんちよ」と、本当に泣く泣くやっみたい人も何人かいますよ。

ほんで、駐在が決まってない集落もあるでしょう、昨日の予算で3人いないということでしたけれども、決まらない。そういうことに関わりたくないからやらないんですよ。もっと真剣に考えて、町長の動向、発言等には注意しながら、町長らしいことを、行動していただきたいことをお願いいたします。

○町長（大久保明君）

今おっしゃるとおりで、各集落でのいろんな集会等は例年してましたけれども、この1年はなかなかそういうこともできない状況、コロナの影響でできなかった状況でありますので、今後とも、さっき申し上げた各集落を自分の足で回るということは必要なことだし、これは今まで各集落での意見交換会はやってましたけれども、これも相当エネルギーと時間がかかるわけありますので、ただ区長さんはたまにはそういうふうにして一緒に歩いていくことで大変喜んでる方もおるし、面倒くさいなと思ってる方もいるようですので、その辺はまたしっかりと考慮してよりよい町ができるように、この町長とあらゆる世代の方々が個々に会って話をするてことは、これは非常に重要なことだと思いますので、今後とも継続をしてまいりたいと思います。

○副議長（岡林剛也君）

美島議員、残り10分です。

○14番（美島盛秀君）

ええ。

○副議長（岡林剛也君）

残り10分です。



○14番（美島盛秀君）

はい。町長がありがたい答弁をしていただきましたので、もう1点私も申し上げます。

このコロナ禍でできなかったと言いました。このコロナ禍、非常に厳しい、経過レベル5です。そういう中において、町長は戸別訪問あり、あるいは何人かで回っているという話をもうたびたび聞きます。実際に私も見たこともあります。

ある地区で、これお分かりかと思えますけれどももう何回も町長に通われた、いろんなどこ来た、仕事を与えるから、あの仕事で不満だったらこの仕事、もっと大きいのをやるからとか、本当にね町長のやってることは町民みんな見てるんですよ。

このコロナ禍の中に、自分だけはコロナ禍でできなかった口では言いながら、あのマイク放送でもやっています。今伊仙町がどういう状態にあるか分かりますかコロナで。子どもたちから老人まで、本当に死ぬ思いをして今頑張ってるんですよ。そういうときに、何人も後援会の人たちと一緒にやって戸別訪問して回る、こら本当に非常識だと私は思っております。

こういうこと等含めて、私は町長の資質は、町長としての資格はないということを申し上げたいと思います。

○町長（大久保明君）

議長。

○14番（美島盛秀君）

もういいです。

○町長（大久保明君）

誤解は解かなければなりませんので。言いたいほど言って答弁要りませんというのは失礼な話です。

今かなり大変な失言があったと思いますよ。仕事をたくさん、もっと大きいのをやるからとか、そういう私そんなことは（「町長のやってること自体失礼なことじゃないの」と呼ぶ者あり）いや、失礼という、ただ発言でそれに乗じて何でもかんでも発言してるような気がしますので、そのことはやめていただきたいということですよ。

○14番（美島盛秀君）

やめないですよ。

○町長（大久保明君）

いやこれは全国民が見てるわけですよ、その中で根拠のないことを、よくこういううわさがあるとかそういうことは恥ずべきことですから、私がそこに行ってもっと道を広げるとかもっといい事業を出すからとか、そういうことを言って回るはずはないですよ、失言ですよこれ。

○14番（美島盛秀君）

町長は失礼だと思いますけれども、私は議員として町民の声をただ言っているだけです。職員の皆さんもみんな分かっていることだと思いますよ、ただ町長に言えないだけ。そういうことを私は職員の

皆さんにも、ほかの若い職員の皆さんにも申し上げたいと思います。

4番目の、町長交際費から香料が支出されているが、これは適当であるか。また、令和3年度、あるいは4月から死亡者数は何人かお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

町長交際費であります。地方公共団体歳入歳出科目解説の中に、市長または町長がその町を代表して社会通念上の額の範囲内で慶弔金を支出することは差支えない。町が礼儀的に支出する慶弔金も支出科目は交際費が適当であるという項目がありますので、この慶弔金を町長交際費の中から支出されるのは適当だと考えております。

○14番（美島盛秀君）

そのことは、香典料も含んでのことですか。

○総務課長（久保 等君）

はい。そういうことであります。

○14番（美島盛秀君）

これ、令和2年1月から12月まで64件、令和3年1月から8月の19日までで74件、今年はちょっと死亡率が高いんじゃないかと思えますけれども、去年今年合わせて27万6,000円が支出されておりますけれども、去年と今年、半年ちょっとですけれども27万、今年12月までいきますと30万超えると思えますけれども、この年の、令和2年度、令和3年今月までの死亡された方の人数は何人ですか。令和2年1月から令和2年12月までと、それから令和3年1月から8月まで。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えする前に、事前でもらってたやつが年度年度でだったので、令和2年の4月1日から令和3年の3月31日まで、令和3年の4月1日から4月末まででの人数のほうの集計しかとってなかったんですけど、そちらのほうでよろしいですか。

○14番（美島盛秀君）

はいはい。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

じゃあすいません。令和2年中、住民基本台帳に記載されてる方で死亡届を受付けてる方が131名、令和3年4月末までが43名です。これはあくまでも伊仙町の住民基本台帳に記載されて、こちらに住民票のある方の分だけです。

○14番（美島盛秀君）

今言われたことを合計しますと174人、先ほど私が言いましたのは74人と64人で138人、40人近い誤差がありますけれども、これ町長はこういう死亡した、亡くなられた人、交際費で出すのであれば、全家庭私は行くべきだと思うんですけども、こういうようなこと、不公平なことがあっていいと思いますか。これ交際費から出てる、これ町の予算で出ている。町の予算を片寄ったところに

香典料として出していく、そういうことを町長はどう認識していますか。

○副議長（岡林剛也君）

残り1分です。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この慶弔金といえども、本人が直接その相手に渡さなければ公職選挙法違反ということになり、代理人がこの慶弔金を相手に渡すということができない関係上、町長が留守のときにこういうことがあった場合にはそこに行けないという話になってきますので、その辺で数字の違いが出てきているものでございます。

○副議長（岡林剛也君）

最後です。

○14番（美島盛秀君）

分かっているよ。留守だったから、町長帰ってきたら行けるじゃないの、そうじゃないの。これこそ不平等ですよ。ちょっと待って。

○町長（大久保明君）

私は、ほぼ全家庭にほとんど行ってるつもりでありました。今誤差があるということで、死亡した方で密葬とかそういう方々もいるし、それから死亡したけれども都会で亡くなられてその後、後ほど帰ってきたとかいろんな方々がいらっしゃるんじゃないかと思しますので、私個人的には全町民行けるところは全て行ってるつもりでありましたけれども、その辺はまた精査しないとわからないと思しますので、その誤差に関しましてはこれから調査をしていきたいと思します。

○副議長（岡林剛也君）

最後です。

○14番（美島盛秀君）

そういう考えであれば、交際費から出すんじゃなくて香料を包めなかったところには何かの形で、交際費とか町長のお金じゃなくて町のほかの社会福祉費とかそういう点から私は出しても構わないと思しますので全町民に、そういうような不公平さがないように、まあそれは町長の考えでありますので、今後そういうこと等も検討していただきたいということをお願いして私の一般質問を終わります。

○副議長（岡林剛也君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了します。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時35分

---

再開 午後 3時45分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐田 元君の一般質問を許します。

○4番（佐田 元君）

町民の皆様、こんにちは。議席ナンバー4番の佐田 元でございます。ただいま議長から一般質問の許可がありましたので、質問していきたいと思っております。

質問の前に、新型コロナウイルス感染により、今も闘病生活を送っている方、また、濃厚接触され自宅で療養中の方々に心からお見舞い申し上げます。1日でも早い日常生活に戻るのを願っております。

また、今、ちまたでは、明るいニュースも入っております。世界遺産という歴史的なニュースが入り、我々の宝、自然が世界に認められたことではないかと大変喜んでいるところであります。

それでは、通告書により質問していきたいと思っております。

1番目に、農業センター青緑の里について伺います。

現在、何人で業務を遂行しているのか。また、今年度の計画、3番目に、農業研修生を募集しているが、誰がどのようにして責任を持って研修させるのか伺います。農業支援センター青緑の里の今後の運営について伺います。

2番目に、コロナ対策について伺います。

コロナ対策本部で言われている不要不急の外出とは、具体的にどの程度の範囲か。また、町長が数名の後援会の方々と戸別訪問は不要不急の外出に該当しないのか伺います。

3番目に、選挙活動についてであります。

大久保明後援会の討議資料に、公的な立場の方が数名写真に写っているが、この方々は職務上の地位を政党または政治的目的に利用してならないと思っておりますが、この方々に、この件に関して指導などされたのか。されたのであれば、どの役職の方がどのような方法でしたのか伺います。

2番目に、町内の固定電話に大久保後援会から指示をするお願いの電話があるようですが、これは公職選挙法に抵触する行為ではないか伺います。

1回目の質問は終わります。2回目からは自席にて質問いたします。町民の皆様に分かりやすいご答弁をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

佐田 元議員の1番目の青緑の里につきましては、農業高校跡地に完成いたしまして、初代の所長が3年近く頑張ってもらいましたけれども、事情は、調子が悪いということで定年したい、辞めていただきました。

その後の経過につきましては、また、経済課長のほうから説明していただきますけれども、今後、この場所で働きたいという方が、今、島の出身者で、お一人は、農業関係の高等学校を出ている方が、あと2年少しすると定年になるということで、また、来られたいという方もいらっしゃいます

し、県の農業関係の職員で、今まで2人ぐらいにはお願いをしていますけれども、定年後、来ていただけるかどうかは不明な状況でありますけれども、これから、この青緑の里が、今はいろんな会議等で使用していることが多いんですけれども、研修生もまだ卒業した方が1人の状況で、まだまだ成果は出ていませんので、今後とも、今後これからのいろいろ、この青緑の里は生かしていけるよう、町そして農家の方々との連携を取りながら、できることは、かなり範囲が広いと思うし、それは、可能性は非常にありますので、生かしていきたいと考えております。

詳細については、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（橋口智旭君）

佐田議員の質問にお答えいたします。

現在、何名の職員で業務を遂行しているのかということでございますが、現在、所長及び事務員の2名で業務を行っております。

○4番（佐田 元君）

先ほど、町長のほうから、退職されたということで、その後、所長が就任されているようですが、この方はいつから就任されたんでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

前所長が3月末日をもって、ご家族の状況であるとかといった理由で退職しておりました。それ以降、各方面いろんな方に接触を行ってきておりまして、先月、8月中旬から勤務いたしております。

○4番（佐田 元君）

8月中旬から勤務しているということですが、この方の雇用期間はいつまでか。また、委託料と申しますか報酬のほうはどのような契約をされているのか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

支援センターの所長につきましては、会計年度任用職員であるということで、令和4年3月31日までとなっております。

○4番（佐田 元君）

ということは、8月から令和4年までということよろしいわけですね。

この方が、恐らく就任されてからではないかと思いますが、Aコープの隣、この土地が非常に荒れ放題で、本当にどうにかできないのかなとずっと思っておりました。しかし、つい最近見えますと、ちょっと整地もされておりますが、これは、この方が来てから整地をされたのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

Aコープ横の圃場の整地についてでございますが、4月から所長不在ということで、私のほうでゴールデンウィーク期間中に整備を行ったり、また、現在の所長が入所する前に、経済課の職員で除草作業等を行っているところでございます。

○4番（佐田 元君）

8月以前も整地されて、課長自らされたということですか。ちょっと、自分の見た範囲では、盆前、はっきり言って、草が生えておりました。

なぜ、このような質問をするかと申しますと、実は、今、支援センターにいらっしゃる職員に草を刈れとか、時間があれば草を刈れとか、また、男子職員を雇えとか、ちょっとパワハラというような表現があったという話を聞いたもので、このような質問をしているわけですが、これは、間違いなく所長自ら、あそこのAコープ隣の土地を整地されたというのは間違いのないわけですね。

○経済課長（橋口智旭君）

現在、女性の職員に対しましてそのような発言をいたしたことはありません。私自身ございませんが、我々経済課の中の職員としても、ないと信じております。また、整備は所長入所前には私が、所長入所後には所長のほうでロータリー等をかけております。

○4番（佐田 元君）

所長も決まって、新しい体制でこの農業支援センター青緑の里を運営していくものと思っております。

令和2年の第3回定例会で、そのときの所長であります方が頑張って、キノコにじいろクラブの子どもたちと農業支援センターを活用していろいろな作業を行っていたという、そういうことも聞いておりますので、今後とも、この農業支援センターが他の市町村に負けないぐらい努力して、支援センターらしい業務ができたかなという思いはしております。

そういうことで、2番目に、今年度の事業計画などをお願いいたしたいと思っております。

○経済課長（橋口智旭君）

本年度の事業計画でございますが、通年におけます土壌分析、また、分析結果に基づく土づくりの推進、それに伴う単収向上及び病害の軽減の推進等を図ってまいります。

また、町民向けの農業塾の開催や、先ほどありましたキノコにじいろクラブと連携した農福連携事業、また、Aコープ横という立地がございますので、各種品目の展示ほの設置、また、研修生の受入れ等を計画してございます。

○4番（佐田 元君）

今、土壌分析のお話が出ましたが、この土壌分析は、分析依頼されたら何日ぐらいで農家の方に報告ができるのか。

○経済課長（橋口智旭君）

土壌分析結果の通知についてでございますが、一概に何日で通知ができるといったことは申し上げられません。といいますのも、持ち込まれる土壌の状態によって風乾を行ったりという作業が生じますので、それに伴い変動していくものでございます。

○4番（佐田 元君）

早い農家の方は、もう来月は恐らく植付けに入るのではないかと思いますので、そういう分析等

の依頼がありましたら、少しでも、一日でも早く結果を出して報告していただけたらなという思いが致します。

次に、3番目の農業研修生を募集しているが、この研修生を、いまだにまだ入っていないというのですが、もし、入った場合、研修開始から令和4年の3月31日までという募集要項が入っておりますが、これは、1年間とかそういうあれじゃなくて、もう入った時点から4年の3月31日までという、そういうあれで、もうやっていくということですか。研修開始日から令和4年の3月31日までとなっていますが、いいですか。

例えば、12月入って、来年の3月31日までで終了という、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

研修生の研修期間につきましては、通年を通した、やはり研修が必要ということで、例えば、8月に入ると翌年の7月等まで研修を行うといった形に持っていきたいと考えております。

○4番（佐田 元君）

実は、今のは1年間、8月であれば翌年の8月、分かりますよね。しかし、この研修生の募集、これ、先月の伊仙町の広報に入っておりましたよ。この中に研修期間、研修開始日から令和4年の3月31日までと出ていますよ、うたっていますよ。これを、今の答弁では、8月に入ったら、来年の8月、1年間、この募集、これは間違いということですか、この要項は。

○経済課長（橋口智旭君）

この研修生に対しては、研修に関する手当がございますので、手当はその年度、例えば今年度入ると、令和3年度の予算から執行するというので、そういった記載になってございます。

○4番（佐田 元君）

すいません、言いたくありませんけど、今の答弁、言い訳じゃないですか。研修期間と手当と別ですよ、はっきり言って。手当は手当でいいですよ、それは、今言うように。研修期間を、何回も言います、開始日から令和4年3月31日までとなっているのはなぜですかということですよ、私が言っているのは。これを、ちょっと待ってください、これを速やかに認めたほうがいいんじゃないの。これは過ちです。それを認めたほうがいいんじゃないですか。

○経済課長（橋口智旭君）

予算には、会計年度という概念がございますので、4月から向こうの予算につきましては、当初予算等に計上しなければ執行できないという観点から、3月31日と掲載させていただいております。

○4番（佐田 元君）

私が言っているのは、その予算とかそういうあれじゃなくて、この、ここに、そうであれば、それを書けばいいんじゃないですか。手当、研修終了後、何月何日から、研修期間開始から3月31日までにはこれと、その後は終了するまでと、そういうのは、あれを書けばいいんじゃないですか。

それはそれでいいとしましょう。もう、それ、お互いしたって始まらないと思いますので。

これを、この研修生が入った場合、誰がどのようにして、この研修内容、所長だけでその研修内

容、読み上げます。「農業の基礎講座を受講し、基礎知識、栽培技術、就農計画、農業経営の修得を目指します」と書いてありますが、これを、所長1人で全部できるわけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

研修生の受講に関しましては、支援センターのほうで研修のカリキュラムというものが定められておまして、各品目ごとに経済課全員で研修に当たることとしております。

といいますのも、研修生が研修終了後の営農ビジョンによりまして、それぞれの品目等に振り分けられるということで、経済課職員全員で当たってまいりたいと考えております。

○4番（佐田 元君）

職員全員で研修を行っていくということのようですが、これを、この研修生募集されたこの要項、これは先月の、さっきも申し上げましたが、先ほどの、ごめんなさい、伊仙町の町の広報紙だけ。要は、伊仙町を対象にした募集をされたのか。以前もこういう、この支援センターの農業研修生の中で議員の方からいろいろ議論が出たことがありましたが、やはり、先月の3月31日、天城町では3名の方が研修を終えて、1の方がまた入ったという、入退所式をやったという新聞記事も載っておりました。

なぜ、伊仙町だけ、このような立派な町長がもう、成果、今は出てないけど、将来可能性がある、支援センターにしていくという言葉も述べておられますが、なぜ、この研修生が入ってこないのか、そこを、やっぱり、いろいろな方向と申しますか、いろいろ検証、または、担当課である経済課で、お互いに勉強会等、そういうのなどやって、研修生が入る体制づくり、これが入らない原因、こういうことなんか追求したことありますか。

○経済課長（橋口智旭君）

研修生の受講がないということで、課内で話し合い等は持っております。また、県が発行する機関誌等にも情報掲載として掲載頂いておりますし、農業大学校のほうでも告知等頂いている状況でございます。

昨年度は、Iターン者2名とコンタクトを取っていたんですが、ご家庭の事情で受講ができなくなったということでございます。現在、1名の方と打合せを行っているところでございます。

○4番（佐田 元君）

今現在、1名の方とというお話がありましたが、この1名の方は、その農業をどのような、さとうきびとか園芸とか畜産とかあるかと思いますが、どのような農業を目指して研修を受けようという方なのか、分かればお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

現在は、研修生の要項に対してご質問があり、相談を受けている段階でございます。

今、ご質問にあった将来営農ビジョンだとかというところまでは、まだ煮詰まってはおりません。

○4番（佐田 元君）

やっぱり、そういう希望されている方がいらっしゃるわけですから、希望する研修生のニーズに



合わせた研修、こういうことをするのが、研修生募集していく中で大事ではないかという思いがします。

実は、ちょっと話は余談になりますが、先日、セリ市がありました。そこで気づいたことなんです、今、若い女性の方、そして、若い青年の方、こういう方が、もう畜産に非常に興味を持っているなという思いがしました。

やっぱり、こういう方々が、島にはいるわけですので、やっぱり、こういうニーズに合った研修、ただ農業支援センターに合わせて、例えば、ジャガイモの研修、こんなこと言ったら大変失礼かと思いますが、ジャガイモなんかの場合、各家庭で植付けなんかもしているという関係で、やっぱり、研修生に余り魅力がないと思いますよね。だから、花とか、やっぱり島で、この町内でやってない花卉栽培とか、やっぱり、そういうあれを研修生を募ったりするのも、一つの方法じゃないかなという思いがしますが、いかがですか。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

現在の施設において、畜産関係の研修はなかなか難しいものがあるのかなと感じております。

ただ、糖業等においては、幸いなことに、伊仙町には試験場、徳之島支場がございますし、また、園芸品目に関しましても、冬場のバレイショだけでなく、我々、現在推進しているのが、通年を通した輪作体系の確立を目指していますので、そういった部分で検証は可能なのかなと考えております。

#### ○4番（佐田 元君）

今の施設では難しいという話ですが、しかし、やり方、考え方です。支援センターで研修生を募集して、農家のほうに派遣して研修を受けさせるとか、ホームステイといいますか、そういうような方法もあるんじゃないですか。

だから、いろいろ方向でいろいろなあれで、考え方で進めていかなければ、はっきり言って、この農業支援センター、せつかくの施設が、私は潰れると思います。やっぱり、いろいろな方法で、例えばマンゴー、ハウスがないとか、マンゴー栽培したいと、そういう方がいらっしゃれば、マンゴー生産している農家のほうに行って勉強させればいいんじゃないですか、お互い連携して。そういう方法も考えたことありますか。

ただ、仕事上、机上、机の上でこういうこともしました、やりました、それだけでは駄目だと思いますよ。これからの、町長がよく言う、農業立町の町という言葉、よく言います。そういういろいろな方向で、いろいろな考え方で持っていかなければ、ただ、募集しました、誰も入ってきません、そうであれば予算組んで、何百万円という予算組んでやる。所長に草を刈ってもらったり、Aコープのあの圃場をあのトラクターでやれば、20分で耕すんじゃないですか。そういうことを毎日するわけじゃないでしょう。だから、そういうような、いろいろな農業試験場もあります、そういうところへ行って勉強させるとか、そういう方法をぜひ取ってもらいたいと思いますが、町長、どうですか、今の。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

先ほどの畜産の件に関しましては、そういったホームステイ事業、研修生の、そういったことを行う場合に対しまして、その事業主さんにも補助が出るというような県の資金、事業等がございますので、そちらのほうを推進しているところでございます。

また、マンゴー等の施設栽培においても、試験場、各農家さんへの訪問により研修を行うようなカリキュラムをつくっております。

また、花卉につきましても、今回入所された所長におきましては、花卉のほうも専門ということで、非常に期待しているところでございます。

#### ○4番（佐田 元君）

ぜひ、この農業支援センターが、他の町に負けないようなセンターにしていけたらと思います。

町長が造った施設、これは、絶対効果出していかなければなりません。これを造ったということは大きな意味がありますという答弁があります。町長、この大きな意味とはどういうことでしょうか。

#### ○町長（大久保明君）

以前から天城町とか和泊町にも、10年ほど前、その和泊町の大きな研修農業センターを視察に行ったりした経緯があります。

そういったときに、伊仙町の農業生産額が以前は天城町より多かったですけど、最近では天城町に抜かれまして、今回はまた挽回しましたけれども、いずれにしても、この豊かな土地がある中で、それを、さらに効率的に生産性の高い農業をしていくためには絶対必要だというふうには思っておりますし、今、三つの品目以外にも、例えばハウス園芸も含めて、ハウスでのマンゴーとかそういうのも含めて、コーヒーなども可能性があるということでもありますので、そういった農業に、やはり研修して、新しい品目ができるように、例えば、天城町の例で、いろんな花卉とかお茶の新しい品目を軌道に乗せるぐらいまでしておりますので、伊仙町においても、過去に、民間の方と協力して長命草にも挑戦し続けているし、そういうことに関して、今、佐田議員の話した、この指導者をより優秀な指導者が来て、研修生が集まってくるように、魅力ある品目、そして、研修ができるようにしていくことが、伊仙町にとって、将来、多くの方々がこの島に来て、農業と福祉をやって人口増に貢献していけるように、これは、障害のある方でも、あまり遠くまで歩けない方でも、高齢者の方でも、やっぱり僅かながらでも生産に関わっていくというようなことをしたときに、昔ながらの農業も含めながら、新しい品目には、徳之島高校の総合学科の子どもたちが、いろんなバジルとか、そういうのも生産しておりますので、その研修センターが農業総合開発センター、伊仙町にあるし、昨日から問題になっているというか、百菜においても、いろんな地産地消も含めた形で進めていくためにも、この農業支援センターの役割は努力してやればやるほど、その可能性は増えていくし見えてきますので、そのためにも、絶対に、今は魅力ある研修にするような佐田議員の指摘もありますので、経済課を中心に、また、保健福祉課も連携を取った形の総合的な力でやってい

くことが必要じゃないかと思えます。

高齢者の方が帰ってきたり、都会の中年の世代の方々が帰ってきたときに、農業に携わりやすくなるための研修も必要な時代になってまいりましたので、そういうことも含めて、伊仙町議会の皆さんと議論しながら進めていきたいと思っております。

**○4番（佐田 元君）**

今、町長のほうから話がありましたので、4番目は削除していただきたいと思えます。

次、大きな2番、コロナ対策について。

新型コロナ対策本部で言われている不要不急の外出とは、具体的にどの程度の範囲なのか。また、町長が数名の後援会の方と戸別訪問は、これは不要不急の外出に該当しないのか伺います。

**○町長（大久保明君）**

コロナ禍で、不要不急の外出ということの放送の中での意味は、これは、不要というのは、例えば、どこまでが必要なのかということですが、要するに、多くの方と会食をしたりとかは、日頃、友達と頻繁に会ってドライブに行くとか、そういうような絶対に必要でない、今やらなくてもコロナが収まったときにできるようなことはなるべく控えていただきたいというふうなニュアンスがあります。

私が後援会の方々と、また、町民の方々と数名、二、三名で各町内の方々の意見を聞いて回っていくというのは、これは、先ほどの質問にもありましたように、町民の意見を具体的に自宅に行って聞くということほど、現実的で、町になかなか上がってこない意見なども拝聴するし、いろんな、あまり会ったことのない方々の意見も聞くチャンスが非常にあるという意味においては、必要な行動だとは思っておりますので、不要不急のことをやっているというふうには思っておりません。

**○4番（佐田 元君）**

いろんな意見を聞いたりすること、これは不要不急などとは思っていないという意見ではありますが、町長、6月議会で、町長はこのような答弁をされています。「町内津々浦々回ってみると、そこに厳しい道があったり、または、ここは誰もいないだろうと回ってみると、そこに1人住んでいた。劣悪な家などがありました」と答弁しているが、誰も住んでいないと思ったところに、なぜ行くんですか。何の用事で行ったんですか。意見を聞くため、誰もいないと、住んでいないだろうと思っているところに町長は行ったということに取られますが、これこそが不要不急の外出じゃないですか。何のために、誰も住んでいないと思ったところに行ったんですか。町長、答弁されていますよ。

**○町長（大久保明君）**

その家は、東部地区の海岸沿いにありまして、そこに1人出入りしている人がいるという話を聞きました。そうしてみると、この戸も戸締まりも完全にしておいて、電気が来ているような形跡はありましたけれども、中に人が住んでいるとは思えないような状況でしたけれども、集落の方がそこにいらっしゃるということで、その人は、全く外出もしてないと。そして、子どもさんが、先にもうどこか出ていったという話などが聞いたわけでありまして、それは、そういう周りと隔離し

たような生活をしている人がおると。そしたら、その人に、なぜそうなのかということを知りたいというふうには思うわけでありまして、行ってみたら、真っ暗闇の中に人の気配がしたということで、呼んだら出てまいりました。

ですから、こういう人が1人でそこに生活しているというのを確認して、すぐ、なぜそうなのかということは知らなければいけないということですから、これは、決して不要不急ではなくて、町長として、行って確認することが必要なことであると思います。

○4番（佐田 元君）

その家は、町長、何名で行かれました。何人で行かれたんですか。誰々で行かれました、行ったんですか、その家には。

○町長（大久保明君）

私を含めて3人で行ったと思います。

○4番（佐田 元君）

その3人の方は、役場職員とか区長とか民生委員とか、そういう方、あとの2人はそういう方ですか、後援会の方ですか、はっきり教えてください。

○町長（大久保明君）

具体的に、この場所については、先ほど東部と言ったんですけれども、東部の目手久地区にあると思います。ですから、そこの方と一緒に回りましたが、誰と回ったか、ちょっと思い出せませんが。

○4番（佐田 元君）

いや、名前言わなくてもいいです。

○町長（大久保明君）

分かりませんね。東部地区目手久の方です。

○4番（佐田 元君）

実は、町長は、8月の初めと思いますが、マイク放送で、町長自ら不要不急の外出はやらないでください、他の人との接触は控えてください、マイク放送で流していますよ。それを町長自ら、その日の、西部地区で後援会の方と回っておりました。確認しました。そこが、私が今言っている不要不急、何のあれで、用事もないのに、何の用事だとか、それは分かりません。回っております。確認しています。

なぜ、今のこのコロナ禍、今、徳之島で、先ほども放送がありましたが、223人、伊仙町で夕べは1人増えていますね。66人になっておりますよ。

こういう中で、町長自ら、やっぱりこのコロナに対しての危機感と申しますか、やっぱり、そういうのを持って行動していきたいと思っております。

なぜ、先ほどの質問の中にもありましたが、今、時期的に、なぜ今の時期に、誰もいないと思ったところを回ったり、そういうことをなぜするんですか。時期的におかしいんじゃないんですか。

今から、民生委員のこともお聞きしますが、そこには、そういう民生委員の方々とか、先ほど言われた駐在員、区長さん、そういう方もおります。だから、町長が行ったり、また、役場職員と一緒にいたりするのであれば、それは分かりますよ。そういう町民がいるということ、やっぱり気遣っていく、これは伊仙町のトップ、町長だから当たり前のことですよ、そういうことをやるのは。

しかし、一般の人と一緒に行って、するということは、やっぱり一番言いたいのは、今、世間では個人情報、個人のプライバシー、こういうことを守らなければいけないという法律もあります。

これやっぱり一般の人に、私この答弁を見て本当にこれが我が伊仙町の町長なのかと。この誰も住んでいないと思った、ここ自体がおかしいですね。やっぱり伊仙町長として20年間の実績のある方が住んでいなかった、また劣悪な家などがありました、こういうことを発言すること自体私は間違ってるんじゃないかなという思いがします。

はっきり言って、どういう家に住んでおろうが子や孫がいると思います。親がいると思います。そして、何らかの形で伊仙町の税金、また何らかの形で町に払うべきものは払ったり協力してると思います。

これをやっぱり雑な家などがありましたと、こういう答弁表現はちょっと、私は町長として考えていかなければいけないなという思いがします。はっきり言ってそこに住んでいる人を、ちょっと表現は悪いですけど変な目で見てるというか何というか、表現はちょっと分かりませんがそういうようなことに捉えられるような感じがいたします。

町長、今のこの件について町長はどういう思いでこのような答弁をされたのか、お聞きしたいと思います。

#### ○町長（大久保明君）

その方は非常に、先ほど話したように一人でお住まいになつとると。そしたら、誰がいつ行って、この倒れそうな建物を守るんだと、電気が切れたらどうするんだとか、水道が止まったらどうしていかていうのは、私がそこに行って確認を取ってその方と話をし、集落の方と一緒に解決していこうというのが町長としては自然に、当たり前を考えることであるわけですので、佐田議員が私の言ってること、言いたいことが本意が伝わって、表現が悪かったのではないかと思いますけれども、表現が悪い中で少し意思の疎通が通じなかったということでもありますけれども、私はこの社会的弱者、いろんな障がいのある人、孤立してる人そういう方々を、全ての町民がやはり安全でそしていろんな補助が受けられるとか、それから危ない家におればそうでないところに移ってもらおうと考えるのが当然でありますので、今佐田議員が言ったことは私の言ったこと、私の言ってることは話せば理解はできると思いますので、またそのような方が町内にあって連絡が取れないとかそういうことがあったら困るということですから、そういう気持ちでお伺いしたわけですのでご理解いただきたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

今の町長の答弁では、困ったことが起きた場合等は連絡が取れるようなシステムづくりに持っていったような話ですが、これはいろいろ問題が起きたときに、その方に誰に連絡せよとかそういうあれは話されたんですか。もし困ったときが起きた場合に、区長さんにするとか民生委員にするとか町のほうにするとか、そういう話はされてないのですか。

○町長（大久保明君）

そのときの1人の方には、はっきり言って申し上げております。

○4番（佐田 元君）

次に移りたいと思います。次、町長の選挙活動についてですが、大久保明後援会の討議資料、先ほども美島議員のほうから出ておりますが、この写真の中に公的な立場の方が数名写真に写っております。

私が思うには、この方々は職務上の地位、または地位を利用して政党、政治的目的のために利用してはならないと思います。この方々にこの件に関して指導などされたのであれば、どの役職の方がどのような方法で指導されたのか、また指導等はされてなければされてないで結構ですんで答弁お願いいたします。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えします。

私のほうで、注意というか注意喚起をした例はあります。質問の内容とちょっと食い違うかもしれませんが、私のほうではこのビラの内容等、写真とかそういうものではなくて県に指導を仰ぎまして、県のほうからもそのビラの内容等は選挙管理委員会としては注意することはできない、指導することはできない。ただし、ビラ自体折込をした件については、事前運動に抵触する恐れがありますよということで回答いただき、その旨ビラのほうは私のほうで注意喚起はしてあります。

県からの指導では、選挙管理委員会には、指導、取り締まる義務がないということで指導受けてますので、この問題を立件するのであれば、例えば写真があると思うんですけど写真に写ってる方がその写真を利用し、または掲載したということで、その方が立件を申出た場合は、その内容に対して警察が捜査というか立件をしていかなければならないということになっております。

ですから、ついでに申し上げますけど、公職の選挙に立候補しようとするもの、出馬表明をしている人、もしくはその立候補しようと思われる周りが認めている方が、戸別訪問等、後から出てくる電話への勧誘をすることは、選挙期間外でも事前運動の行為として禁止されていることですので、戸別訪問でおっしゃっておりますけどこれ自体選挙違反になっているわけですので、選挙違反というか選挙違反に抵触する恐れがあるわけですから、その戸別訪問の内容とそういうのも踏まえて立件していくことは警察のほうでしていただくこととなります。

ですから、したがって選挙管理委員会で選挙違反を取り締まるということはできませんので、ご理解いただきたいと思います。ただ、選挙管理委員会で指導等というのはできませんので、選挙の

後援会事務所等の看板がございますけど、これに関しては規格等、例えば地面から150cmの40cm幅とかこういう規格等がありますので私のほうで確認に行き、その規格にはまってる場合はちょっと手直しをしていただくということで、電話連絡を差し上げているところでございます。

以上です。

#### ○4番（佐田 元君）

健康増進課が担当ですよね、健康増進課のほうがこの写真に載っている方々の、はっきり申し上げましょうか、ここに載っていらっしゃる方、公的な、載っていますが地域福祉課、ごめんなさい地域福祉課ですか。

はっきり申し上げましょうか、公的な職場これははっきりするとちょっといろいろ問題があるのじゃないかなという思いがして、私公職の立場にある方とっております。皆さん、そのチラシ見たことないですか。

この私が言いたいのはこの部分なんですけど、この写真見たことないですか。チラシ入ってなかったですか。折込広告に入ってなかったですか皆さん。入ってなかった。それは町長、後援会のほうから連絡して折込広告会社に連絡して配付漏れということやったほうがいいんじゃないですか、誰も見てないと言ってますよ。町長、大久保後援会が出したこのチラシ職員は誰も見てないということなんです。

私が言いたいのは、この立場の方々には法律、ある委員の法第16条に載っております。いいですか、ここに載ってる方が民生委員の方、児童委員の方がおります。この方々は、公的な立場にある方であると私は認識しております。

この方々は、さっきも言いました民生委員法第16条に、民生委員はその職務上の地位を政党または政治的目的に利用してはならないとうたわれてます。これは明らかに政治目的のチラシですよ。これ違反じゃないでしょうか。

先ほど選管のほうからありましたが、自分なんかでは取り締るとかそういうことはできないということですので、これは我々は追求していきたいと思えます。町長はこのことご存じですか。

#### ○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの佐田議員のご質問にお答えしたいと思います。

7月の終わりごろだったと思います。ある方から、民生委員と思われる方が政治活動と疑わしき行動をしてるんじゃないかと私のほうに連絡がありました。それを受けて、先ほど佐田議員がおっしゃるように民生委員法第16条に抵触する恐れがあるということで、当該事業を行っている社会福祉協議会のほうに私のほうで確認をいたしました。その確認したところ、社会福祉協議会のほうにも同様の連絡が寄せられていることでした。

民生委員に関する委嘱解職については、都道府県知事の推薦、具申に基づき厚生労働大臣が行うとなっていることから、社会福祉協議会のほうから大島支所徳之島事務所への報告を行っております。その報告行ったところ、徳之島事務所のほうから本課のほうへ確認するという連絡を受

けております。

その後、8月2日、県庁くらし保健福祉部社会福祉課より本町担当者へ、民生委員の方が選挙ポスターのようなものに写っており、その現物が持ち込まれたという連絡がありました。

それを受け翌8月3日、担当のほうから社会福祉協議会のほうへ連絡したところ、社会福祉協議会のほうでは既に、先ほども説明したんですけども報告は行っているところで、県からのほうの対応を待っているというところでした。

その後、徳之島事務所及び社会福祉課のほうから、政治活動に当たるような紛らわしい行為は慎むよう町担当者において指導をするようにとのことで、私の地域福祉課のほうで報告を受けております。

社会福祉協議会のほうからの報告で、8月の協議会において会長のほうから各委員のほうに注意喚起がなされたということで報告はを受けております。ですが、この社会福祉課の回答を踏まえた上で次回の民生委員協議会において、紛らわしい行為は慎むよう指導を行う予定としております。

#### ○4番（佐田 元君）

県のほうからも指導があったということですが、この後指導を行う予定ということですが、この方々は指導されるだけですか。ここに、民生委員法にありますよ、もうはっきり言って解職ですよ、こういうような第16条に違反されてるわけだから。町長この件についてどう思われますか。

町長は、委員から推薦があった方々を推薦してあげるトップという立場にある方ですので、町長はどういうような、これがこの民生委員法第16条に違反されておりますので、町長はこの方々もしいろいろな指導、今から話し合いしていくということですが、この方々にどういうふうな指導をされるつもりですか。

#### ○副議長（岡林剛也君）

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程どおり議事進行を行うためあらかじめ延長します。

#### ○町長（大久保明君）

この件に関しましては、私も女性のチームの方々からお話を聞きまして、具体的にお話も聞いておりますので、先ほど選挙管理委員会事務局長が話したように、今地域福祉課長が話したようにこのことは謙虚に受け止めて、その方々も当然そのことを聞いてますので、今後こういう活動には参加しないような形で話をしていくように今考えておりますので、今回このようなことになったということは、我々もこの点に関しましては今後しっかりとした節度ある行動を、知らなかったで済む問題でありませぬので、今後選挙に関しては先ほどからいろんな叱責を受けてますけれども、しっかりとした体制でこのようなことのないような形で、組織の中でも緊張感を持って対応していかなければいけないし、そして今回の件に関しましては本人たちはもう既にこの組織というか、後援会組織には入らないと思いますけれども、これからもいろんな形で我々が選挙に関する詳しいことが理解していなかったためにいろんな問題が起きることのないように後援会再度気を引き締めてやっ



てくように、私の後援会の方では指導ていうか共通理解をもってやっていきたいと考えております。

○4番（佐田 元君）

町長、この写真の中に後援会の幹部の方いらっしゃいますか。町長、この写真見たことないですか。

○町長（大久保明君）

いや、見ますよ。

○4番（佐田 元君）

この中に、後援会の幹部の方、役職についてる方いらっしゃいませんかということですよ聞いてるのは。いないですか。

○町長（大久保明君）

ちょっと、再度確認しますので。

○4番（佐田 元君）

ええ。

○町長（大久保明君）

確認して。

○4番（佐田 元君）

はい、確認してください。今できますよ。はいどうぞ。今やってください。

○町長（大久保明君）

いや、具体的な名前はね、名前は僕は。

○4番（佐田 元君）

名前言わなくていいです。

○町長（大久保明君）

いや、名前はですね。

○4番（佐田 元君）

名前言ったら、名前言ったらだめよ。

○町長（大久保明君）

聞いてますけど、誰だったかということは、3名。

○副議長（岡林剛也君）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 4時52分

---

再開 午後 5時15分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（大久保明君）

先ほどの件に関しまして、いろいろ考えた結果、後援会のほうにこういうことをしっかり連絡を取っていきたいと思っております。そして、このいろんな法的なまた制度的な問題について、地域福祉課長のほうから、このような件に関しまして、いろんな考え方あるようですので、そのことをまた参考にしていきたいと思っておりますので、課長の内容についての答弁していただきたいと思っております。

○地域福祉課長（大山 拳君）

先ほどの民生員の活動についてなんですけれども、先ほども説明したんですけども、民生委員に関する委嘱、解職については、都道府県知事の推薦、具申に基づき厚生労働大臣が行うとなっております。そのため、町長においての民生委員に対する権限はございません。

○4番（佐田 元君）

解職は町長には権限はないということですが、先ほどから何回も申し上げておりますが、やっぱり公職につかれる方、こういう方は、十分こういう活動には参加できないという指導などさせていただきたいと思っております。

この件と関連しますが、先ほど町長のほうが先ほどのチラシを見て、政策が前に進んでいっている象徴でないかという発言がありましたが、これはどういう意味なのか、この写真が載っている方が応援に来たから政策が前に進んでいるということなのか、後援会にとってプラスになっているということなのか、お願いいたします。

○町長（大久保明君）

先ほどの美島議員の中で、ある町民の方が電話がありまして、その方の息子さんが自分は大久保町長すばらしい人だと思うと、ですからお父さんもお母さんも大久保町長に応援したほうがいいんじゃないかというふうな連絡があったそうです。それを聞いたご両親は、そのように、そうか息子が言うことを聞かなければいけないのかなというふうに考えたそうでありましたので、ですから、若い世代の方々が、私に対して非常に好感を持っておられる方がいると、今までの流れの中からは、その方々は町長を支持していない中でそういうことを言われたということでありました。

今回の先ほどのチラシも、伊仙町で私が20年近くやってきたことに対して、いろんな評価があると思っております。先ほどの若い人たちのように20年間もよく頑張っているなという考えもあるし、20年間頑張ったけれど失敗ばかりしているなど、だから代わるべきだという人たちもいらっしゃると思っております。

私ぼやり方、20年間いろんな批判があることも分かっておりますし、評価があることも分かっております。ですから、なかなか支持していただけなかった方が今度は支持するという方々が、なぜ個人的な感覚ですよ、間違いなく多くなっているような気がいたします。それは、やはりその一つの代表の象徴として、先ほどのチラシのお二人があるのじゃないかと私も思っておりますので、それは私の思い違いであるかもしれません。しかし、町内を回ってみますと、同じような意見がかなり出てきておりような気がいたしますので、それは真実は分かりません。ただ私がうぬぼれている

かもしれません。しかし、そういうふうな流れが出てきているなどというのは、先ほどのチラシを私は見たときにそう思いましたけれども、美島議員はどういうつもりであの写真を出して見せたか、私と考えは違うと思いますけれども、私は直感的にそういうふうな感じがしたということでありますので、失礼いたしました。ある議員がそういうことを言いましたけれども、個人的な名前は申しわけないと思います。ですから、そういうふうな流れがあるんじゃないかなと、私自身は確信をしている状況でありますので、今日いろいろ批判も受けましたし、それから改めていくべき点も今日は皆さんに指摘もしていただきました。私は、まだ議員の方々の平均年齢の真ん中ぐらいでありますので、これから皆さんとともに、さらなる発展、飛躍について行けるよう、今までの至らないところは、また改めていくし、もっともっと伊仙町をアピール、発展していけるような、この20年間での経験の中でその思いは強くなってまいりましたし、皆さん方に叱咤激励を受けた、そのことが、今の私の考え方の政策の基本になっていることは間違いないと思いますので、そういうつもりで先ほどの発言はしたということです。

**○4番（佐田 元君）**

町長今のチラシを見て、自分に賛同されている方が多いと思っているという話なんですけど、しかし、町長考えてください。あの写真の裏には町長を批判している方がたくさんいるということ、ぜひ考えていただきたいと思います。写真に載ってきた方だけが伊仙町の町民ではありません。町長がよく言われていますよね、町民総参加のまちづくりと、町長言われております。これが果たして町民総参加のまちづくりなのか、私は疑いたくなります。

最後の質問に入ります。これは先ほど選管のほうからもありましたけれども、大久保明後援会より町内各家庭の固定電話へ支持をお願いする電話があるようです。これは公職選挙法に抵触する行為ではないかと思いますが、先ほど選管のほうからの答弁では、選挙前告示が入ってからでなければならぬという答弁がありました。これは大久保町長は、このような電話を固定電話等にかけているということは、ご存じでしたでしょうか。

**○町長（大久保明君）**

そのことに関しましては、始まった時期は分かりませんが、最近そういう話は聞いております。

後援会の話ですから、私がそれはいろいろ指導したわけじゃないし、後援会の方々自主的にやっていることですから、つい最近そういう話を後援会の方から聞いたということです。

**○4番（佐田 元君）**

話は聞いたということですが、これは公職選挙法であるということ町長は分かっておりましたか。話を聞いただけで、違反ではないということ知らなかったのか、聞いてその場で、いろいろそういうことしたら公職法に引っかかるよとかそういう話とかはされていないですか。

**○町長（大久保明君）**

私は1回聞いただけで、それ以上の話は聞いておりません。

○4番（佐田 元君）

私が聞いているのは、1回だけ話を聞いたということなんですが、それが公職選挙法であるということの後援会のほうに指導またはそういうことをしてはいけないという話等はされたのかと聞いているのですが、されたのかされていないのか。また、公職選挙法という、これを認識していなかったのか。

○町長（大久保明君）

いつの選挙でも、電話作戦というのはやっていたようですので、私自身はそのことに関して公職選挙法に触れる、触れないということについては認識はなかったわけでありますので、今回も当然このように電話というのはしているかなと、これは先ほど話したように、選挙期間中でないのだめだということですか。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

事前運動行為というのが、告示を行った日となっておりますが、告示を受付を行って告示をするわけなんです、この手続きが終わる時間帯というのは、各候補違ってくると思います。ですので、その手続きが終わった後でないと事前運動はできないということになっております。ですので、電話の呼びかけ等は、事前運動等に今の期間は当たりますので、これは抵触する恐れがありますよということになっております。ただし、これを第三者が立件するということはできません。なぜかと申しますと、その電話の内容等を確認、証言する必要があるからです。ですので、その場合はさっきも言いましたように、警察のほうへ情報提供を行い、警察に立件をしていただき、そこへもって選挙違反ということが確定してくると私は認識しております。

以上でございます。

○4番（佐田 元君）

今の選管のほうからの説明にもあるとおり、告示されて受付がされて、その投票日の前日までにしかできないという公職選挙法に載っておりますので、ぜひこの法に抵触しない選挙運動をして正々堂々と戦っていただけたらなという思いがいたします。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（岡林剛也君）

これで、佐田 元君の一般質問を終了します。

本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

次の議会は9月9日午前10時から開きます。議事日程は、引き続き一般質問であります。お疲れさまでございました。

散 会 午後 5時30分

# 令和3年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和3年9月9日



令和3年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年9月9日（木曜日） 午前10時10分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（牧本和英議員、清平二議員、永田誠議員）3名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	11番	前 徹志 君
12番	明石 秀雄 君	13番	樺山 一 君
14番	美島 盛秀 君		

1. 欠席議員（1名）

10番 福留 達也 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君

事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長補佐	前元 広紀 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		



△開 会（開議） 午前10時10分

○副議長（岡林剛也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○副議長（岡林剛也君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、牧本和英君の一般質問を許します。

○2番（牧本和英君）

町民の皆様、おはようございます。2番、牧本和英です。ただいま議長より、令和3年第3回定例会において、一般質問の許可が下りましたので、通告順に沿って質問及び要望をいたしたいと思っております。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症から、徳之島の島民の命を守るために奮闘していただいている医療従事者の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症にて亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

現在も療養生活を送っている方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く収束することを祈っております。

また、悪いニュースばかりではなく、7月には、奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の世界自然遺産登録、誠におめでとうございます。担当職員や虹の会の皆様方など、登録のために16年という月日を費やし、ご尽力いただいた方々にも敬意と感謝を申し上げます。

それでは、質問に入っていきたいと思っております。

まず最初に、農業振興について、①死亡獣畜処理についてですが、平成30年度までは闘牛牛も含め、4歳以上の死亡牛は、徳之島中央家畜保健衛生所がBSE検査後、焼却処理を行い、焼却費として1頭当たり3万4,400円、そのうち約半額は国の助成により返金されておりました。4歳以下の死亡牛は、徳之島保健所の特別な許可をもらい、農家の所有地などに埋却されておりました。

現在、法改正により、平成31年4月1日より、全ての死亡牛の焼却処理が義務づけられたため、令和3年7月1日に民間の焼却施設が稼働を開始いたしました。

家畜保健所焼却処理施設では、8歳以上の死亡牛のみBSE検査後、焼却処理され、国の助成金も下ります。

8歳未満の死亡牛は、民間の焼却処理施設にて焼却処理されるが、国の助成金はなく、処理代金は、1歳未満が税別4万円、1歳以上が税別6万円という高額なため、農家の負担はかなり大きい。

民間業者は約7,000万円かけて焼却処理施設を造っており、管理維持のため、高額な処理費用になると思われる。

民間焼却処理施設の代表は、従来への埋却処理では、地下水汚染や土壌汚染などのおそれもあり、

焼却処理は自然環境への配慮にもつながるとまで考えているようです。

そしてまた、徳之島3町肉用牛共進会が3町の農家全てにチラシを配ってあるのをちょっと紹介します。

近頃問題となっておりました死亡獣畜処理につきまして、適正な処理を目指していくため、畜産部会への問題提示及び行政への処理施設建設の要望、鹿児島県知事への嘆願書の提出など数々の活動を実施いたしました。令和3年7月1日より民間業者による処理施設が稼働開始となったことから、今までのような埋却による死亡獣畜の処理は不能となり、死亡牛の処理費用が発生している状態であります。

このことから、死亡獣畜処理に関する畜産農家の経費負担軽減を図るため、行政及びJAへ補助金を出していただけるよう要望書を提出している状況であり、令和3年9月頃には回答がいただけることとなっております。

今後も畜産農家が安心して経営を継続していけるよう、引き続き活動を行っていきたいと考えておりますので、死亡獣畜処理施設が稼働している以上、適正な処理をしていただきますよう何とぞご理解、ご協力お願いいたしますということで、振興会からもそういう要望書が行政並びにJAへ行っておるそうです。

ですので、町内肉用牛振興会の負担金などを増やして、農家に助成する考えはないのかをお聞きいたします。

②に、有害鳥獣対策について、毎年鳥獣対策については質問しておりますが、被害状況など把握しているのか、お聞きいたします。

3番目に、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、徳之島島内、また町内における①ワクチンの接種率、65歳以上の方で、ワクチンを2回接種した方の接種率、また4月27日から始まっている64歳以下の接種率、町内で64歳以下の対象者数並びに接種率はどのくらいあるのか、また副反応の報告などはないのか、お聞きいたします。

②に、8月9日以降の町内の感染者数、また島内の感染者数をお聞きいたします。

③医療機関の療養者数、町内ではないと思いますが、島内の医療機関の療養者数と、また島外で入院されている方の数、④番目に、自宅療養者数、自宅待機者数も含めですが、今日現在でどのくらいおるのか、お聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目から自席にて行います。

#### ○町長（大久保明君）

牧本和英議員の質問にお答えいたします。

農業振興の死亡獣畜処理につきましては、今、非常に分かりやすく、細かに、深く書かれている要望書は、大変価値のある要望書だと考えております。

町といたしましても、3町と連携を取りながら、またJA等の連携を取りながら、前向きに考えたいと思っております。

今まで埋却という形でやってきたことは、我々行政にとっても、他の市町に比べて、このことは大変遅れておりましたので、順調にいくように、そして今まで3万4,000円の2分の1という1万7,000円だったのが、既に3万円を超しているということでもありますので、その補填は、これは、一気に3万4,000円ということは農家にとっては大変な負担でありますので、前向きに取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

牧本議員の農業振興について、①死亡獣畜処理について、農家から焼却費用が高いとの意見があるが、町として対策を考えているのか問うという質問についてお答えいたします。

まずもってご理解いただきたいのが、焼却費用の料金設定につきましては、民間事業者さんが施設の減価償却や油脂代等を基に積算の上、設定している料金でございますので、我々行政がその料金に対しまして高い、安い等、述べることは、また料金交渉などをするのはふさわしくないのではと認識しております。

しかしながら、特別埋却処理が禁止になり、焼却費用が農家の負担となっていることは重々承知しております。

そのため、現在、JAのほうと振り込み方法や助成の仕方、事務のほうについて打合せを行っている段階でありまして、費用の一部助成につきましては、12月議会の補正予算のほうで計上させていただきたいと思っております。

また、この助成につきましても、7月1日から焼却施設が運用開始されたということで、7月1日まで遡及措置を取りたいと考えております。

#### ○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。12月の補正で組まれるということであれします。この獣畜の埋却といいますか、本当に頭数を持っている方々、また私も含めですが、事故は付き物で、幾ら所有地に埋めようとしても、ここはこの間埋めたなとか、いろんな思いがある、また敷地、所有地などがありますので、こういう処理施設を民間の業者さんが造っていただいて、またこういうふうにも環境にも配慮してくれるということですので、どうかまた行政側としても、農家を助けるために助成金を少しでも多く出していただきたいと思えます。

そして、この質問、最後にですが、民間焼却施設業者さんから一般廃棄物処理許可願が町のほうに出されていると思いますが、この一般廃棄物というのは、肉用牛として生産をあれするのには、こういう産業廃棄物の焼却施設で構わないんですが、徳之島には闘牛牛がまだ結構おる中、闘牛牛は、要は娯楽が目的ということで、ペット扱いということで、この施設では、その一般産業廃棄物の許可がないと焼却ができないということで、幸い伊仙町、今の段階では、その闘牛牛の死亡牛が出ていないため、もし出た場合、7月1日から保健所に許可をもらおうとしても、埋却の許可は下りないし、処理施設で焼却しようとしても、処理施設にも許可が下りていない、そういう状態が今

続いておると思います。

ですので、JA、また行政、振興会、そして闘牛協会も含めて、ちょっと早急な協議をしていただきたいと思います。

本当に、この闘牛牛なんかも、命あるものですから、いつ、どういう事故が起きるかも分からない状態ですので、一般廃棄物は町長の許可で、その許可を出せば焼却施設で焼却できるということですので、ぜひ早く、速やかにといたしますか、許可を出していただきたいと思います。

それでは、これはこれでいいんですが、②についてお願いします。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

②の鳥獣対策についてでございますが、イノシシによる被害状況などの面積等におきましては、共済組合からの報告、また農家から連絡があり次第、その品目に対する担当者を現地に早急に出向かせ、面積等の把握をしているところでございます。

また、要望に応じまして、猟友会の方々に連絡を取り、猟犬を用いたパトロールやわなの設置等を行っていただいているところでございます。

#### ○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。そういうふうに対策を取っているというのであれば安心しますが、なかなかこのイノシシは繁殖能力が強くて、対策には非常に困っていると思います。

令和3年第1回定例会一般質問にて、清議員の質問に対し、昨年度まで10名だった猟友会の会員が、今年度の免許の取得の一部を助成したところで17名増え、合計27名となった。有害鳥獣駆除についても、より一層の効果が出ているものだと考えている。また、報償費の値上げに関しては、徳之島3町の足並みを踏まえ進めている関係上、今のところ考えていないという答弁でしたが、確かに猟友会の会員が増えたことによって、狩猟頭数は上がっていると思います。

ですが、さっきも言ったように、繁殖能力が高くて、自分もちょっとそういう捕ったイノシシの解体を見に行ったんですが、おなかの中に7匹の子供がおったり、そういう例もありますので、駆除していても、片方ではどんどん増えている状態だと思います。

また、今期の夏、サトウキビ圃場他、園芸作物、牛の飼料畑においても被害が出ている状態ですので、本当に個体数を減らす目的として、期間限定の報償金の増額を町だけではなく、3町と3町の各振興会、闘牛振興会、園芸振興会、肉用牛振興会などとも、もっともっと協議をしていただきたい。

全滅させるのは、よくないことだと思います。だけど、個体頭数を減らすためには、もうちょっと短期間でできる方法としては、ちょっとそういう報償費の増額して、集中的に駆除するという考えはないのか、お聞きいたします。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

報償費の増額については、ご意見として承り、また3町担当課長との中で協議してまいりたいと考えております。

個体数についてですが、捕獲数につきまして、昨年、一昨年度と同程度の数字となっております。ベテランの猟友会の方々とお話をする機会もございますが、その中では、やはり山手のほうには個体数が減ってきたという報告も上がっているところでございます。

また、先ほどサトウキビの夏植え圃場等のお話がありましたが、サトウキビの植付け後の余った種苗の放置、またバレイショの収穫後の残渣の放置等により、現在、餌づけに近いような形で管理されている圃場が目立ちます。

そういったところの根本的な改革を行いながら、寄せつけない対策等も組み合わせて行っていきたいと考えております。

## ○2番（牧本和英君）

ぜひ協議を重ねて、やっぱり農家のためにもっともっと鳥獣被害が減ること、そして減ることによって、また農家の生産意欲にもつながり、また所得向上にもつながると思いますので、早急に対処していただくことをまた要望したいと思います。

それでは、2のほうで、新型コロナウイルス感染症について、よろしく申し上げます。

## ○健康増進課長（澤佐和子君）

牧本議員の2番、新型コロナ対策について説明をいたします。

①ワクチン接種率であります。

先ほどありました島内で2回接種を終了した65歳以上の方が61.6%、伊仙町内では80.7%になります。

1回目を終えた方が伊仙町で、ちなみに86.4%いまして、3町とも希望者に関しましては7月で終了しておりますが、一旦ためらっていた方々がやはり受けたいということで、8月以降もいらっしやいまして、3町ともですけども、そこから増えてきているような状況です。65歳以上に関しては、そういったふうで、接種率は上がっているところです。

あと次に、7月27日から伊仙町は64歳以下の接種のほうも始めております。島内では、2回終了者が48.4%、伊仙町におきましては15.8%であります。8月以降、1回目受けた方が土曜日の500人規模の接種で受けておりますので、1回目接種が48.7%であります。

この中でも、ちょっと細かく言いますと、50歳以上は60%以上の接種率、1回目ありますが、まだ12歳から40歳、30代に関しましては、まだ20%から40%、1回目がというところですので、これから接種を進めていかなければいけないというふうに思っています。

あと町内の64歳以下の対象者数は3,276人です。本日も接種を今やっているところでありますが、本日を含めて、予約されている方が148名いらっしやいます。これを足しますと、64歳以下の方の接種、2回受けたとして53.3%というところですので、まだまだ特に若い方々の接種のほうは上げていかなければいけないというふうに思っています。

予約率がまだ低いところで、まだ枠はありますので、ぜひ早めにお申し込みいただきたいというふうに思っております。

○2番（牧本和英君）

本当65歳以上が、2回受けた人が80%を超えている。1回受けた人も80%を超えている。64歳以下の方々が、まだ8月、約二月ですか、こういうものじゃないかなと思います。

また、こうしてワクチンの接種を受けて副反応とか、そういうのは報告とかないですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

2回接種をしますが、特に2回目接種した方の中で、発熱や倦怠感、接種部位の腫れとか発赤とか、または下痢などの胃腸症状が現れる方がいらっしゃいますが、ほとんどの方が2、3日で消失しております。

○2番（牧本和英君）

本当ぜひ若い方々にも、一日も早く接種していただけるよう、また私も周りの人に伝えていきたいと思います。

そして、②の8月9日以降の町内の感染者数、また島内の感染者数をお願いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

感染者数について、お知らせします。

昨日、令和3年9月8日現在で、伊仙町で、防災無線でも報告しておりますが、63名と報告します。このうち3名は島外から帰省されたりとかいう方で、実際は60名であります。

昨日、南日本新聞で73人っておっしゃっていましたが、あれは8月9日以前に14人の方が伊仙町で感染している方がいらっしゃいまして、トータルで、おとといの1名を含めて74人になっていると思います。

今回の8月9日以降の伊仙町の感染者は、町内だけでは60名であります。あと徳之島町が117名、天城町が43名という状況であります。

○2番（牧本和英君）

分かりました。

また、引き続き③番の医療関係に入院されている方々、また④番目までよろしく願いいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

医療機関による療養者数及び自宅療養者数については、個人情報観点から、情報提供はなかなか難しいところではありますが、県が把握しております。

そういった中で、9月8日現在、徳之島内の感染者のうち、鹿児島島で入院、もしくは療養中の方が9名、島内で入院している方が17名、島内療養所で加療されている方が1名、自宅療養者が4名となっております。日に日に退所されている方が多いというふうに向っております。

○2番（牧本和英君）

それ島内ですが、自宅療養者とか、自宅待機者といいますか、町内でのあれはないんですか、町内では。

○健康増進課長（澤佐和子君）

申し訳ありません。そこまで具体的なことは、教えていただけてもらっていないんです。この4名の中の何人かだと思います。

○2番（牧本和英君）

また、そういった自宅で療養している方、待機している方などの、恐らく家族がやっていると思いますが、また独り暮らしの人なんかの場合はどのような、町としては対処を取っていくのか、お願いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今、自宅療養者、大分少なくなっておりますが、この中で2名ほど相談がありました。

ただ、これは保健所で全部、個人情報がありまして、把握しておりますので、保健所からの経由で、こういう相談がありますけどということで町のほうに来ます。

ですが、最終的には、その方たちも親戚の人たちで何とかしてもらえますからいいですということ、実際は私たちが何かすることはありませんでした。

○2番（牧本和英君）

ぜひそういう身内の方がやる、感染を減らすためには、そういったマニュアルちゅうか、そういうのをまたつくって、配布するなり、またどう対応したらいいということで、何か町民に伝える方法などを取っていただきたいと思います。

それからまた、町からコロナ対応臨時給付金で、飲食店や運転代行業者などに昨年10月と今年の5月ですか、交付金を出して、合わせて約15万円支払われておるといことですが、県は、また8月13日から県独自の緊急事態宣言を発令し、飲食店には16日から時短要請が出されており、そういう業者さんには協力金も出る。

だけど、飲食店など、運転代行業者の中には、従業員とか、アルバイト、そういった方々がおられると思います。

また、こういうコロナ禍で、先の見えない営業自粛といいますか、それが続くと、従業員やアルバイトの方の収入が減り、生活苦が起きると予想されるんですが、何とか町として従業員やアルバイトの方々を助けるために対策が取れないものか、町長どうですか。

○町長（大久保明君）

詳細については、また澤課長のほうに聞いていただきたいと思います。

今考えていたことは、これからいかにワクチン接種を増やしていくかということで、いかに放送していこうかということ今集中しておりましたので、すみません、内容が、また課長のほうに質問していただきたいと思います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

牧本議員の質問にお答えいたします。

清議員の質問に回答するため、準備していたものなんですが、コロナ対策給付事業としまして、

第1段階で10万円掛ける33事業者のほうに330万円、コロナの収束がなかなか見込めなくて、その後、追加でまた5万円、31事業者155万円、合計485万円を給付しております。

この部分ですが、当初33事業者から31事業者のほうに、2事業者が減っているんですが、コロナ禍の中で、先が見えないということで、2事業者さんが営業を取りやめておりまして、このような数字となっております。

また、ご指摘の部分の県独自の事業ですが、この分に関しましては、本補正予算のほうで、県の独自の対策の費用として予算のほうも計上してありますので、この予算が通り次第、また対応してまいりたいと思っております。

ただし、町単独の部分については、まだ財源等、総務との予算折衝等もありますが、取りあえずは、この県の予算、対策の費用でもって対応し、その後、まだ必要があれば、その後、検討させていただきたいと存じます。

## ○2番（牧本和英君）

町単独では、ちょっとまだ財務とは話し合っていない状態だと思いますが、本当に業者さん、飲食店さんのオーナーさんなんかは、自分なんかはいいと、だけど、そこに来て働いてくれている従業員にも何とか出してあげたい、そういう気持ちで営業もしたいけど、営業したところで、それがプラスになるかちゅうたら、早く休んで、小遣い程度ちゅうたらあれですが、少しでもやってやろうという業者さんの気持ちだそうです。

ですので、もう少しそれで生活の当てをしている方々もおられますので、何とかそういうところも配慮していただきたいと思います。

あとの質問等などについては、昨日の一般質問と重複していますので、質問というよりか、町民の方々が言われたことですので、ちょっと紹介というか、していきたいと思います。

8月23日に、この伊仙町で10名感染者が出たと報告を町長自ら防災無線で放送されていまして。町民の不要不急の外出を避け、感染対策を行うよう呼びかけておるのも、私も聞きました。

この質問ちゅうのは、昨日の戸別訪問等などをしていく予定でしたが、昨日も結構ありましたので、2名の方とちょっと話す機会があってしていたんですが、これはまた8月23日、町長も公務を終わられ、5時半、6時ぐらいどこにおられたかといえ、町長は私に気づいたのかどうか分かりはしませんが、同席していた、同乗、一緒に車に乗っていた方々は、私を見て、和英に見られたということを町民の方に言われたそうです。

私が見たところでは、あくまでもこれは戸別訪問だろうという姿を見ていました。犬田布のある個人宅の敷地内に入っていくところをです。

そしてまた、その方は、日頃からそういうコロナ対策に気を遣い、常に人との接触を避けておりました。自分の友達ですが、その方は、町長を支持している、本当にしている方だと思います。その方が言ったのが、突然の訪問。訪問だったと思います、私が見た感じも。

私と対向、道で擦れ違おうとするところを急にバックして、そこにUターンして、その敷地に入



ったのを私は見えていますので、間違いなく、別に道がどうこう、その人がどうこうというよりかは、戸別訪問だったと思います。

また、その人が話したのは、話したちゅうか、その後、私に話してくれました。その方は学校関係者で、本当に日頃から、その感染対策にとってはやっている方で、職場に迷惑をかけたらいかん、また子供たちに感染させたらいかんちゅう思いでずっとやっておられました。

8月23日ですので、1週間すれば学校が、新学期が始まるというところで、特に緊張感を持ってやっているところに町長を含め、3名の方が急に入ってこられた。

そこで、10月をよろしくという言葉も言ったということで、私は戸別訪問だと認識しております。その人が言うには、本当にあり得ないんじゃないかと、こうして8月23日、10名の感染者が出たと、町長自らが放送しながら、何であんなことをさせるのちゅうものだから、自分も分からないと、やっぱり戸別訪問だなちゅうのをまたそこで思ったんですが、幾ら何でも選挙のためだからちゅうて、この時期にするのはおかしい。

戸別訪問ちゅうのは、本当我々選挙する人にとっては付き物だと思います。それが違反とか、違反に係るんだったら違反のはずなんです、言っているのは、こういう時期にするのはいかなものかということで、その人が話してくれたんです。

この行動ちゅうのは、伊仙町の新型コロナウイルス感染対策本部長です。町長選が控えているからといっても、やっぱり時期というのを見ていただきたい。そういう行動を取ってもらいたい。

また、緊張感を持ったやり方でしていただかないと、町民には伝わらないと思うんです。ですので、こういう町民が本当買物や外出にも気を遣っている中、そういう行動は不要不急じゃないとか、昨日の発言ではありましたが、やはり来られた方は、その前に町長がどこで、誰と話したかも分からない状態で来られるものだから、帰れとは言えないし、本当心の中では近寄らないでというふうには自分は思ったとまで言っていましたので、ぜひこういう時期ですので、なるべくは避けて、お互いお互い避けていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

#### ○副議長（岡林剛也君）

これで牧本和英君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後は1時から開会します。

休憩 午前10時50分

---

再開 午後 1時00分

#### ○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

清 平二君の一般質問を許します。

○町長（大久保明君）

先ほどの議員の質問。

○副議長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。（「議場で確認しましたので、先ほど」と呼ぶ者あり）

休憩 午後 1時01分

---

再開 午後 1時02分

○町長（大久保明君）

そして、そこでお会いしたので、先ほど、（「そんな事まで言わせる必要ないよ」と呼ぶ者あり）  
そういうことです。（発言する者あり）

ですから、正しいことを述べないと、それをそのまま、誤解したまま議事録に残すことは、これは議会として間違いであります。牧本議員が言ったとおりであれば、私は素直にその方に謝罪をしたいと思っております。

しかし……。

○2番（牧本和英君）

町民の要望というか意見として、自分のところに来ているわけだから、それをまたそう言っている。私、確認したんです。でも、名前は出さないけど、特定はされるよというのは、その方にも伝えたわけです。

○副議長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時03分

---

再開 午後 1時05分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（清 平二君）

町民の皆さん、こんにちは。5番の清 平二です。令和3年9月定例議会におきまして、議長の許可がありましたので、町民の代表として一般質問をいたします。

全国的にコロナ感染が広がり、収束の見えない状況であります。医療従事者、関係者の皆様におかれましては、人名を救うということとはいえ、感染症のリスクを負いながら懸命に対応いただいていることに敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

5月8日現在、県内でも8,651人、徳之島島内では223人、町内でも63人の方が感染しています。早く完治すること、またコロナ後遺症もあるように聞いていますが、一日も早く元の生活に戻れますようお願いしています。

さらに、県内では55名の方が亡くなっていますが、伊仙町議会を代表いたしまして哀悼の意を表します。

では、一般質問に移らせていただきます。

1番、職員採用試験について、透明性と柔軟性のある行政運営を行うために、職員採用における明確化とはどのようなことなのかを問う。

8月10日に徳之島島内における新型コロナウイルス警戒レベルが引き上げられているが、9月19日実施の職員採用試験を延期することはできないのかを問う。

2番目、ふるさと納税寄附について、広報いせん（令和3年8月号）記載の令和2年度ふるさと納税寄附金の使途について問う。

3番目、新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行と費用対効果について問う。

4番目、職員の綱紀粛正について、きゅらまち観光課での盗難事件や糖業振興会における使途不明金等の事件に関し、その後の経過と解決策を問う。

2回目以降は自席にて質問いたしますので、よろしく申し上げます。

#### ○町長（大久保明君）

清 平二議員の質問にお答えいたします。

職員採用試験につきましては、毎回職員採用試験を行い、そして1次試験における採用試験の点数を見まして、ある線引きをしまして、その線引きの中をして不合格と合格を分けております。

そして、2次試験における面接等を行って、総合的に採用試験の合格者を発表している状況であります。

詳細について、また課長のほうから答弁をしていただきます。

#### ○総務課長（久保 等君）

清議員の職員採用試験についてということで、①番の透明性と柔軟性のある行政運営を行うため、職員採用における明確化とはどのようなことなのか問うという質問ではありますが、町民の視線に立ちまして、町民の皆さんが何を求め、何を望んでいるかを的確に捉え、施策に反映する、そして町民の皆様と連携、協働しながら、官民一体となり、全ての町民が主役となるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

基準の明確化という点ではありますが、本町では、採用試験1次試験として、教養試験及び性格特性検査並びに職場適応性検査を実施しております。

試験日程につきましても、鹿児島県町村会が示す統一試験日に合わせて実施し、問題、採点についても、県町村会を通じて、日本人事試験研究センターを利用しているところでございます。

2次試験につきましては、個別面接試験を実施していますが、近年職員採用について、全国的にも人物重視の傾向が強くなっていること等もあり、本年度は3次試験において、個別、もしくは集団面接を実施するなどの人柄を重視したいと考えております。

優秀、有能な人材の確保は、町の将来を左右すると考えますので、そのような採用試験に努めてまいりたいと考えております。

○5番（清 平二君）

要項の中に、一般事務は、若干名、建築は1名程度、土木は、1名程度となっていますけども、この人数が若干名というのは何名なのか、また昭和56年4月から平成16年4月1日までということですけども、この年齢の何歳から何歳までなのか、教えていただきたい。

○総務課長（久保 等君）

年齢については、高卒から40歳までの範囲内で申込みを受け付けております。

まず、出願数でございますけども、一般職員採用候補者試験の申込みが14名ございました。採用予定者ということでもありますけれども、一般職の採用については若干名ということではあります。

これにつきましては141名の職員と事務をしているところでありますけれども、今後予定者数については決定してまいりたいと考えております。

○5番（清 平二君）

職員数14名の申込みがありました。141名、現在いるわけですか、現在の職員数は。（「はい」と呼ぶ者あり）

建築は1名程度、土木は1名程度となっていますが、これに申込者は何人いたのか。

○総務課長（久保 等君）

専門職の予定をつくりましたが、申込者はゼロでありました。

○5番（清 平二君）

この要項に「令和4年3月卒業見込みの方は含まれない」とある。建築も土木もありますけども、何でこの4年3月卒業見込みの方は含まれないのか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

令和4年3月卒業見込みという方については、高卒以上としてありますが、その試験の合格というところが見込めないものということで、その分は含まれないという表現でございます。

○5番（清 平二君）

私は、この卒業見込みのない方じゃなくて、3年卒業の方も含めて採用はし、3月になって卒業できなかった者を取り消すという表現がよかったと思うんですけども、これは3年卒業する方全体を表しています。

やはりここに建築の申込み、土木の申込み、あるいは専門職を卒業して、1級、もしくは2級免許を取って申し込まれるかも分からないけども、この見込みのない方は含まれないとあったので、採用試験を申し込まなかったというように私には受け取れるんです。どうでしょうか、この要項の文言としては適切だったかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

それまでに試験が通る、通らないというところもあると考えられますが、またこれをそのように

したからといって申込みがあったかどうかというところも、またちょっとこちらで分かりかねるところでありますので、その辺のところも、また次回の試験の申込みのところから考えて、改善していきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

やはり高卒者の卒業者を、若い人を、優秀な人を採用するというのであれば、こういう文言を削除しないと、これを見たら、あっ、これは、私たちは、その資格はないんだねと受け取るわけです。

そういう曖昧な言葉をして要項にするというのは、私にはちょっと意味が分からないんです。これを今、高校3年生の方々が見たら、あっ、これは私たちには資格がないんだなと、若者は受入れてくれないんだなと、伊仙町は、そう見えるんですけど、どうでしょうか、町長どう思いますか。

○総務課長（久保 等君）

高校卒業時点で、この資格が取れるかどうかというのは、ちょっとまた調べてお伝えしたいと思うんですが、3年卒業見込みの方がこの1級土木とか、それが取るのはちょっと難しいかなと思えるので、こういった表現になっているわけなんですけど、そこを確かめて、またお知らせしたいと考えております。

○5番（清 平二君）

その下に「1級建築士若しくは2級建築士の免許を有する者」とあるわけです。そういう文言がありながら、この文言が見込みのない方は含まれないとかいう、これは要項です。

インターネットでみんな見て、卒業生を見て、試験を受けようとする方だと思うんです。非常に私は若い方々を採用しないというふうに受け取るんですけども、町長はこれどう思いますか。

○町長（大久保明君）

前回、高校生が1名受験しました。それから、消防学校を卒業してない方も受験いたしました。そのときのこととか、そして過去に一度、卒業見込みの方をしたら、卒業できなかったということで、採用できなかったという経緯もあります。

しかし、今、清議員が話したように、この専門学校を出て建築士、そしていろんな土木技士の資格を採用してから資格を取るということも可能でありますので、そのところは、その方々が希望を持って、とにかく伊仙町のために役に立ちたいということで、専門学校を出て、そして入庁してから資格を取っていくということがあれば、非常に柔軟な対応ができると思いますし、その後、しっかりと受験勉強をして、やるかやらないということですけども、これはそういう確約を取って、何年以内には学んで資格を取るとか、そういう条例等を決めていけばスムーズに行くのではないかと思います。

○総務課長（久保 等君）

今、確認したところでありまして、建築、土木の資格、免許を有する者ということは、高校を卒業した後、その実務経験がないと、この資格は取れないそうですので、この表現が間違っ、高校生であるのに申込みなかったという観点にはつながらないと考えております。

○5番（清 平二君）

やはり若者の門を閉じるようなことはしないで、例えばこれを高校卒業見込みにする方、学歴を有する方、下に書いてある。1級、もしくは2級の免許を有する者とありますので、こういう文言を書いてほしくないです、私は。

皆さんはどう思うか知りませんが、これは、私は若い方々を伊仙町役場に入ろうとしているのに門を閉じているというふうにはしか見えません。

これを議論してもどうしようもありませんので、その下に「採用後、原則として町内に居住することができる者」とあります。

これは伊仙町内だけじゃなくて、島内に来て、通勤できればいいんじゃないですか。何でこういふ、全員伊仙町に住まなければならないんですか、どうしてでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

いろんな意見があると思うんですが、伊仙町の職員として採用になる者、それがまた他町村の職員であって、伊仙町からまたこの給料をもらうというところもありますし、その辺を考えて、町民から見て、このほうがまた協力をしやすいという観点もありますので、いろんな交渉等もやりやすいということで、この文言を入れてあるものでございます。

○5番（清 平二君）

私は、これは職員に対する差別というか、ひょっとしたら徳之島島内にいながら受けないという方もいたかも分からない。島内にいて、伊仙町の建築士、土木士、あるいは一般事務でも、受けない人がいたら受けさせたらいいんじゃないですか。他の市町村には、こういうの無いと思います。どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

その要件の中に、「原則として」ということもありますし、またそういう希望する方、ぜひこういうのを受けてみたい。役場で働きたいという考えであれば、それについて、また申込みの相談があるものだと考えております。

○5番（清 平二君）

ホームページに載っていて、要項に載っていて、要項を満たさなければ受けられないと見るのが普通じゃないでしょうか。電話を受けて、相談をすとかいうんじゃなくて、その辺のところはきちっと要項を見て、そういう本当に採用すると思うのであれば、私は徳之島町、天城町に住んでいても、技術者がいたら申込みをし、門を広げておくべきだと思います。

その辺は相談あると思ってやったということですけども、それと1次試験はいろいろ町村会とありますけども、次に2次試験も必要でしょう。2次試験で全部済ませればいいのに、何で3次試験まで行う必要があるんでしょうか。

この3次試験までやっているというのは、私も他の町村を見たんだけども、3次試験の必要ということちょっと見たような気がないんだけど、何かしらこれ受ける方々の門を閉じているように

しか、私にはどうしても見えません。何ででしょうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほども申しましたとおり、今現時点では、3次試験というのは行っておりませんが、全国的に人物重視、ただ、学歴だけというところで採用しても、その人が周りとのコミュニケーション能力とか、その辺のことを考慮して採用しないと、入ってからそういうことができないということも全国的にあり得るということで、さっきのような、もしそういうことも考えていきたいという表現でありまして、今現在、3次試験を行っているというところではありません。

○5番（清 平二君）

これは、今は行っている。今回のこの要項を見れば3次試験を行うわけでしょう。2次試験で終わらせればいいんじゃないですか、何で3次試験までやるのかと私は思うんです。

2次試験だけで終わらせないんですか。これは合格した後だから、私は2次試験までで終わらせてもいいと思いますけども、要項に3次試験までとなっていますので、2次試験で終わらせていただきたいと思いますが、どうしても3次試験が必要なのかどうか。

○総務課長（久保 等君）

一般の企業等においては6次まで行っているところも実際にはありまして、そういう中において役場に入ってから人物提供ができないとか、そういうことにならないように、それを考えて実施していくということでありまして、ご理解をいただきたいと考えています。

○5番（清 平二君）

採用されてから半年間は何とかいう期限があります。その半年間の間で、いろいろ適応されなければ取消しをするとかいうのがありますが、2次試験して3次試験して、それが見えるんですか。たしか半年は何か試験をして、適応しなかったら採用しませんという何か、そういうのがあると思うんですけど、今それはないんですか。

○総務課長（久保 等君）

半年間の試用期間は、現在もございます。ですから、それが分かるのか分からないのかと言われると、私どもは、さらにそういうことがないように努力して、こういった試験を行いたいという考えであります。

○5番（清 平二君）

3次試験までしても見えない、半年しても見えない。私は、3次試験の必要性はないと思いますけども、あまりこの若い方々に、伊仙町の試験は受けたくないわと言われてないようにしていただきたいと思います。

それと、8月10日に新型コロナウイルス警戒レベルを2から4に引上げてあります。

そして、8月12日に徳之島3町で、共同メッセージも出してあります。島内外への移動の自粛を呼びかけながら採用試験・選考ではないかと思いますが、どうでしょうか。8月20日までの申込みになっていたと思うんですけども、こういうコロナ禍の時代で、島内外への移動の自粛、呼び

かけている最中にこうやっているんですけども、これは適切だったのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

統一試験日も決められていますので、この期間中で申し込んでいただきたいということもあります。もし、島外からでありますと、親族を通じてでも、また郵送でも受け付けておりますので、そこは問題なかったと感じております。

○5番（清 平二君）

郵送だったら8月20日消印があればいいということになっていました。

だから、それはそれでできると思うんですけども、この申込みほとんどインターネットだったと思いますけども、あとマイク放送とホームページだけであったのか、広報誌にも載せたのかどうか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ホームページと、それから防災無線で周知をしているところでありまして、広報には載せてございません。

○5番（清 平二君）

マイク放送を何回ぐらいしたんですか、これ。私は、マイク放送も少ないような気がしたんですけど。

○総務課長（久保 等君）

この前と中盤で、3、4回したと思うんですが、ちょっと調べないと、はっきりした数字は今申し上げることできないんですけど、その前、前後、始まる前、始まってから、締切り前というふうに、放送したというふうに記憶しております。

○5番（清 平二君）

記憶じゃなくて、後で調べて、また議会のほうに報告していただきたいと思います。

町長は、農業と福祉の連携により、障害者の農林水産業の技術習得と雇用の場の確保をし、生きがいづくりに取り組みますとマニフェストにあります。

この要項にも、非常に残念に思うのは、一般事務の中で、身体障害者を対象として申し込みする項目がなかった。この障害者を技術、農福連携とか言いながら、役場にはこういう要項に載せていない。

障害者の雇用率が義務づけられると思いますが、今、伊仙町役場は何%の方が障害者の雇用をされているのか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

伊仙町においては2.6に対して1.8の雇用率であります。（「1.8」と呼ぶ者あり）はい。

○5番（清 平二君）

2.6の義務づけであるけども、現在1.8、あと一人は入れる余地があるような気がしますけども、町長が町民総参加と言っている中で、こういう方々も入れていない。私は、職員採用の門が狭いな



と思います。そういうことはないでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

この試験の申込みについて、その表現が合っているのかどうか分からないんですけど、障害者の方たちが申し込んでも、受付をするわけでございますので、その人たちの門を閉じているということではございません。

○5番（清 平二君）

いや、特別枠を私は設けてほしいと思うんです。一般とじゃなくて、障害者の方々も1名は設けてほしいと、要項の中に入れてほしいんです。もうちょっと採用するとき、こういうことに届かなかったのかどうか、課内でそういう話は出なかったんですか。

○総務課長（久保 等君）

この試験委員会の中においては、この一般枠の中にそういったことを含めるのではなく、先ほど議員がおっしゃられました特別枠ということで設けたほうが良いという話が出ましたので、この今回の一般事務の受付とは別に、このような枠の範囲内で申込みを受け付けるという考えでおります。

○5番（清 平二君）

今14名の方が申し込まれているというわけですけど、もし14名の中にこういう方がいたら、特別枠として受験させ、そしてその資格、どの辺まで見るか、そういうことを調べて、ぜひ障害者の方々も、この前、パラリンピック終わって、すぐあれですけども、一生懸命頑張っている方々もいるわけです。こういう方々も、ぜひ採用するようにしていただきたいと思います。町長はどう思うでしょうか。

○町長（大久保明君）

障害があるなしにかかわらず、全ての町民が活躍するというふうに銘打ちましたので、例えば給与体系と、それから勤務時間というものを明確にしていくと、例えばいろんな障害者雇用をやっている施設などに行きますと、午前中だとか、午後から3時間だとか、そういう形をつくっていったら、その門を広げることが大事ではないかと思えます。

このあらゆる行政、また県、国においても、調べてみたら、ほとんどが勤務時間も給与体系も公平になっている中で、いろんな障害のある方々が採用というか、入ってから仕事をスムーズにできる方ももちろんたくさんいます。

車椅子に乗っているけれども、いろんな事務作業がしっかりできる方だとか、いろんな疲れやすいために半日しか働けないとかいう方々いらっしゃいますので、そこをパラリンピック見たら、障害のある方はAとかBとか、いろんな分けてレースもしていましたので、そういった形で、特別枠という形にするか。今でも障害の方を見ていると、確かに手、足の動きが不便ですけども、実務作業等、車の運転等、ほとんど問題ない方もいらっしゃいますので、そういうほぼ健常者と同じように働ける方も含めて、その枠というものをしっかりと数年間かけていかなければ、その障害者の雇用というのが、時間というのが今、健常者と同じようになっていることをまず変えていったり

しなければいけないと考えております。

○5番（清 平二君）

ぜひ弱い人の立場も、そして健全者の方々と一緒になって働く、こういう職場づくりになってほしい、こういう伊仙町にあってほしいと私は思います。ぜひこれを取り入れてもらいたいと思います。

それと、もう一点、この要項の中には、有効期限がありません。試験を合格しても、1年間有効なのか、2年なのか、3年なのか、ないんですけども、試験の有効期限は何年でしょうか。

○副議長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時43分

---

再開 午後 1時55分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時56分

---

再開 午後 1時59分

○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

有効期限ということではありますが、この試験の最終試験が終わってから次の採用試験があるまでが有効ということになっております。

○5番（清 平二君）

次の試験が終わってまでといいますと、来年試験がなかったら令和5年まで有効ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その辺はしっかりと要項に書いて、受験する人が分かりやすいようにしてほしいと思うんです。

私が一般質問して、これ初めて2年間も有効があると思うわけです。そのところを何かしら、まだ私には腑に落ちないところがあります。そのところをしっかりと、受験者が分かるようにしていただきたいと思います。

先ほど質問したら141名と、定数言いましたけども、現在、141ですか、146じゃなくて141。2年度は146ということですけども、職員数を見ても、平成28年度から134、29年度が140、30年度は142、平成31年度が146、令和2年度は146と、こうやってだんだん職員数が多くなっていますが、定数150に対してこうですけども、やはりこの辺のところも考える余地があるんじゃないかなと

思います。

それと、この技術職の方々が応募がないということは、伊仙町のラスパイレス指数は、現在幾らですか。私が調べただけで、令和2年4月1日88.3%、間違いないですね。

やはり職員の質を高めるのも、給与を上げてこないと、技術者は、私は入ってこないと思います。一般の企業は給与が高いのに、役場に行ったら、ああ、給与が低い、こういう点を改善していかないといけないと思うんですけども、どうでしょうか。

**○総務課長（久保 等君）**

ただいま清議員の指摘がございました。伊仙町において、このラスパイレス指数が低いという問題も改善していかないといけないと考えております。職務職階とか、そういうところもあって、今の状況が続いているんですが、これも改善して行って、その仕事の質、あと量、その辺も加味して、この職員の定数管理というものをやっていきたいと考えております。

**○5番（清 平二君）**

隣の町のことは言いたくないんですけども、やっぱり比較してほしいと思います。隣の町は92.6%とか、非常にラスパイレス指数が高いんです。

だから、私が言っているのは、伊仙町にいても、隣町にて決められる。だから、それだけ魅力のある町にしてほしいんです。徳之島町にいて、天城町にいて、通勤してきて、給料が高いから伊仙町に行きますと、そういう職員の給与体系にしてほしいと思うんですけども、これがいつごろ実現できるのか、目標があるのか、あれば教えていただきたい。

**○総務課長（久保 等君）**

ただいまのところ、これを他の町村と同じレベルに持っていくということをいつまでするということは決めておりませんが、この92%に近づけられる方法を今後また5年間のうちに、また計画をつくって、そのような形で持っていけるように調整をして取り組んでいきたいと考えております。

**○5番（清 平二君）**

やっぱりラスパイレス指数を上げて、魅力のある、それだけの給料をもらえる役場じゃなければ、私は技術職なんか雇えないと思います。さっきも質問しましたが、門は狭い、給料は安い、ぜひ改善して、技術職を入れていただきたいと思います。

次に、広報いせんの8月号、今チェックをさせていますが、ふるさと納税について、ふるさと納税の寄附金の使い道というのが8月号にあります。1億1,271万5,616円、寄附が入っています。

そして、事業への活用が6,747万3,816円となっています。この6,747万3,816円、私が資料をいただいたのでは6,941万2,424円、ざっと何かしらこの広報では見えない金が4,000万近くあります。これをふるさと納税した方々が見たら、何だ伊仙の役場は、私たちが寄附したのをこんなにまで差があるのは何でしょうかねと思うんですけども、この広報はこれで正しいのでしょうか。

**○未来創生課長（名古健二君）**

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税の使い道ということで、どういう具合に使っているということで、広報8月号に掲載してありますけども、まずちょっと誤りのほうから言わせていただきたいと思います。

まず、美しい村づくり総合整備事業というのがありまして、事業費が「53万8,094円」と記載されておりますが、正しくは1桁ちょっとずれていまして「535万8,094円」。（「議長、ちょっとコピーして全議員に配って。言っているだけじゃ、ちょっと分からない」と呼ぶ者あり）

**○副議長（岡林剛也君）**

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時08分

---

再開 午後 2時44分

**○副議長（岡林剛也君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○未来創生課長（名古屋二君）**

ただいまの件ですけども、8月号に関して、ふるさと納税報告のほうの不備、誤字等が多くて本当に申し訳ありません。再度作り直しまして、町民の皆さんに報告と、あとホームページのほうも早急に作成しまして、全国の納税をしてくださった方に報告したいと思います。本当に申し訳ありませんでした。

**○5番（清平二君）**

私は後輩をいじめているわけじゃないんですけども、やっぱりみんなでこういうのを見て、納税をしている方々、寄附をしている方々、これは寄附をしている方々が見たら本当に腹が立つと思いますよ。まあ幾らぐらい寄附しているか分からないけども。私に、ふるさと納税したけども、これは前も言いました。伊仙町にふるさと納税したら、公印省略でお礼状が来た。自分たち、会社は、トヨタから新車を買って車を買ったら、社長直々から公印を押して、「ありがとうございました」と来る。伊仙町のこのお礼は何ですかという声も聞いています。

また、こういう問題なことがあるから、私たちが寄附した金で議員が旅行している、飲み会しているとまで言われていますよ。やはりこういうことは誤解がないようにしていただきたい。

また、ふるさと納税したのに、徳之島町の肉屋から豚肉が送られてきた。何で伊仙町にはそういう肉屋がないんですか、伊仙町は何で商工会を育てないんですか、もう私はふるさと納税はしません、伊仙のおいしい豚汁が食べたかったから納税をしましたと言われたんですよ。だから、町長は、加工施設を造るとか、こういうことを言っていますけども、その肉屋で組合を結成し、その方々が加工施設を建設し、伊仙の商工会から返品品を送ってほしいんですよ。町長、どう思いますか。

**○町長（大久保明君）**

今、清議員が話したとおり、ふるさと納税に関しましては、この取組、やっと1億を越したばかりでありますし、これから今、肉の件がありましたけども、肉屋、この前、食肉センター視察に行

ったときに、中で頑張っている方、3人いらっしゃいまして、2人は伊仙町の肉屋でありました。お一人が今、徳之島町の大手の肉屋さんでありますし、食肉センターを3町で運営しているわけがありますので、その販売する、伊仙町のふるさと納税は、伊仙町の肉屋から販売できるように、あらゆる知恵を絞ってやっていけたら、今肉の需要も増えてきておりますので、今おっしゃったようなことを組合をつくってやるとか、今肉屋さんは伊仙町内、5、6件ありますので、その方々が組合をつくって、そして競争していますけれども、みんなで団結してやっていくところはやっていくということで、都会のふるさと納税した方々に本当に伊仙町に納税してよかったと言われるようにならなければなりません。

また、肉用牛で、これは注文したときに鹿児島県の徳之島伊仙町というような形ではっきり決めていかないと、今ふるさと納税の伊仙町にしたのに、伊仙町にふるさと納税しようと思ったのに、徳之島というふうにインターネットで打ちますと、かなりの部分が天城町の方も伊仙町の方も徳之島町に行っているというふうな報告が最近ずっとありますので、その辺もそうできないように、鹿児島県徳之島伊仙町まで明記したような形の行政の、ふるさと納税だけでなく、混乱しないような形のシステムをつくっていかなければならないと思っていますし、この今回のマニフェストに書いたように、加工施設というものを規模の大きい3次産業、4次産業までできるような形をつくって、伊仙町での肉以外のいろんな生産物も、町内の方々が、そこで加工して、伊仙町の加工施設から発信していくんだというようなことを、しっかりしたシステムをつくり、その目的に向かっていくよう次の4年間で成し遂げたいとも考えておりますので、今日の清議員の、また今まで質問していた方々の意見をしっかりと理解して、町執行部がいろいろ不手際があった点は、しっかりと反省して、これからも取り組んでいきたいと思えます。

#### ○5番（清 平二君）

伊仙の広報を見て、各課長見て、それぞれ思ったんだろうと思いますけども、やはり広報を出すときは、チェック機能として各課長でも一応チェックをして出すように。そうしないと、一旦出たものは我々伊仙町議会は何しているのと我々も批判されるわけですよ。先ほどふるさと納税で、私が単純に1億1,271万5,000円寄附されています。これを見た限りでは、基金も含めて、私が計算したら6,941万2,000円余り使われたように見えます。残り4,000万ちょっと、この中に載ってないんだけど、今聞いてみると返礼品が3,000万ですか、そして送料が1,000万ぐらいですか、そうなってくると、1億1,271万5,000円で合ってくるわけですけども、やはり収支計算をしっかりとして、この寄附した方々にも大事に使っていますよと分かるようにしてほしいと思えます。

そういうことでふるさと納税のことを話しましたけども、ぜひ肝に銘じて二度とこういうことがないようにお願いしたいと思います。ふるさと納税のことはこれで終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策、いろいろやってきたと思うんですけども、その中で効果が、費用対効果、各課であると思えますけども、担当された課、費用対効果があったのかどうか、また、翌年度に繰り越されているけども、これはできるのかどうか、めどが立っているのか、各課

長のほうから私は答弁していただきたいと思います。

#### ○未来創生課長（名古健二君）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行額と費用対効果についてお答えいたします。

令和2年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業は、繰越分を含めまして37事業ありまして、総事業費が4億3,187万9,000円であります。うち交付充当額が3億6,189万4,000円となっております。3年度の実施中の当交付金事業は4事業でありまして、総事業費は1億4,536万8,000円となっております。うち交付限度額が1億3,402万6,000円となっております。今後、事業者支援等若干の追加交付がある予定となっております。

対応効果としまして、伊仙町におきましては、当交付金の多くをコロナ禍における町民の生活支援及び事業所支援に活用しており、町内における消費喚起や生活基盤の向上と地域経済の活性化等に大きく寄与していると思います。

以上です。

#### ○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります。総務課においては、感染防止に係る意味において、町の施設を他の人に感染させないためにということで使用したものと、あとマスク、それから消毒液、それと消毒器の購入等に充ててございます。

費用対効果として、すぐ出るものではないんですが、感染を広げないためにした施策に、この地方創生臨時交付金を活用してございます。

#### ○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

清議員のご質問に対してお答えいたします。

きゅらまち観光課では、コロナ対策協力給付金として、当初10万円の、先ほどもご説明申し上げましたが、10万円の33事業所に330万円の給付をいたしました。後、やはりまだ収束がつかめない、収束に至らないということで追加予算要綱等を改正しまして、5万円の31事業者、155万円、合計額485万円を給付してあります。

それとあわせまして、コロナ禍における闘牛協会、牛主のほうの支援としまして、250頭掛ける1万円、250万円、商工会のほうで群島内の商工会のメンバーで、みんなでコロナ禍で沈んでいる気持ちを盛り上げようということで、商工会のメンバーが中心になりまして花火を打ち上げる事業がありました。これに100万円を使っております。

あと、長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業といたしまして、パンフレットの作成、観光PR動画の作成、旅行企画、クーポン券の発行事務手数料として1,198万2,104円歳出しております。

また、クーポンの令和2年の実績として652万円のクーポン券の費用を歳出しております。

以上であります。

## ○健康増進課長（澤佐和子君）

清議員の健康増進課に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行額と費用対効果についてご説明いたします。

主に、備品に関するもの、委託費に関するもの、需用費に関するもの、扶助費に関するもの、4項目ございます。1つずつ挙げるとたくさんになりますけれども、備品に関しましては11項目ありまして、合計額が459万1,799円であります。消毒作業、消毒機材搬入等に関する作業、また感染ごみの回収などに使用するもの、軽トラックの購入でしたりとか、空気清浄機、仕切りを行う災害時の感染対策としましてフリーパーティション、あと災害避難所のサーマルカメラ、ハンディ用のサーマルカメラ2台、あと血中酸素濃度を測るパルスオキシメーター、避難所感染物品を収納する収納庫、主に災害時避難場所となるほーらい館における、食事の面とかもありますので冷蔵庫や壊れているガスコンロ、あと各避難所の町内3か所の洗濯機、あと消毒液を作製する還元水素水の精製機等11項目を購入しております。

あと2番目の委託費につきましては、コロナ禍でありまして、リモート関係人口創出拡大事業としまして、ウェブ会議システムをほーらい館のほうに配置しまして、3会議室のほうに設置しております。それが94万2,150円。あとコロナ禍、コロナ後を見据えた健康支援事業委託料としまして、スクエアステップとか、あとポールウォーキングのほうを購入しまして、これの指導でしたりとか管理委託を含めての保健学研究室さんへ351万4,220円、これは各町内のサロンのほうでも今広がっております、高齢者の健康づくりに役立っております。

次に、需用費につきましては、もろもろ感染対策、または災害時の感染対策として、薬用ソープやパーティション、アルコール消毒液、口腔ケア衛生用品、空気清浄機のタブレット、感染対策の手袋でしたりとか噴霧器、衛生消耗品、避難所対策用品として血圧計や聴診器、あと今これワクチン接種でも使っておりますけれども、避難所用消耗品としまして、駐車場整備に係る三角コーン他、あと避難所対策用品としてジョイントマット、避難所消耗品としてクーラーボックスやドーム型のテント20個、災害用収納ボックス4個、あと避難所用のテーブル、または備品で購入しました還元水素水のカートリッジ等を消耗品として購入しております。消耗品の総額が140万647円となっております。

あと4番目に扶助費ですけれども、コロナウイルス感染症医療機関初診料助成としまして、2年度は159人に対しまして27万250円、コロナウイルス感染症島外療養者帰島時旅費助成としまして6人分、6万4,090円、トータル33万4,340円を支出しております。

これらの費用対効果でありますけれども、今後も、今もいろいろ対策を講じておりますが、これから台風もまだ来ます。そういうときの災害用の備蓄としまして準備をしているところでございます。

## ○5番（清平二君）

かいつまんで説明をしていただきたいと思います。伊仙町テレワーク環境・サテライトオフィス

事業として、翌年度繰越明許費2,640万1,000円になっていますけども、このめどは立っているのかどうか。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

明許繰越事業でありまして、今、国土強靱化ということで、社会教育課のほうで農高の4階、2階、1、2階の耐震補強ということで進めているということで聞いていますので、そちらのほうで4階のほうで進めていきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

耐震補強ですか。これは社会教育課のほう、何か耐震補強は、あそこは1階、2階、県のほうで耐震補強がという話を前の予算の辺りに聞いたんですけども、やはり農高跡地の4階を使うわけですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、歴史民俗資料館が入っている4階校舎の耐震補強の策定計画ということで6月に上げてありました。その中で、そのときに樺山議員からあったように、建て替えなのか補強なのかという比較ということがありましたので、今回の補正で、ちょっとその300万では、ちょっと足りなかったもので、今回補正を上げています。その補正が通り次第、同時に委託する予定でございます。

○5番（清 平二君）

これは、やっぱり農高の4階を使うということですね。耐震補強ですね。その辺のところをきちっと地震のそういう耐震性に耐え得るのを検討してやっていただきたいと思います。

あともろもろ聞きたいんですけども、あと2、3点で。伊仙町新型コロナウイルス感染症対策休業協力金の要綱として、きゅらまち観光課から要綱が上ってきました。その中から、支援事業者を挙げてくださいますといたら、今までは支援事業者挙げたら、氏名を全部消して黒塗りで来たんですけど、今回は本当に気持ちよく黒塗りがなく、みんなに平等に、これが給付されているものと私は信じています。やはりこのように、議会に出すときには黒塗りとか、プライバシーがあるとかじゃなくて、やはりそういうのをを出していただきたい、議会に。今回の資料は黒塗りが1か所もありません。給付をされている金額も、きちっと入っています。心配したんですけども。課長、ありがとうございます。ぜひ他の課も、私たちにこれを出すときは黒塗りがないようにしていただきたい。

最後に、今新型コロナウイルス感染症の検査、PCR、簡易検査、PCRの料金がありますか。新型コロナウイルス感染症が爆発的に発生して、島内において保健所も逼迫した状況の中、保健所が濃厚接触者ではないと判断された方で発熱のある方たちは、自分や家族を守るため、そして周囲に迷惑をかけないように病院受診を行い、検査を行います。現状として、徳洲会病院は自己希望の検査は受け付けていないとのことでした。実際、支払う、してもらう際は2万5,000円プラス消費税がかかる。宮上病院では2万5,000円の自己負担をしているのが現状であります。新型コロナウイルス感染は、1回



陰性でも再検査すると陽性になることもあり、1人が2回検査すると月に5万円の出費となります。その間は仕事も休み、場合によっては無収入の月も出てくる可能性があります。

現在、コロナ対応として、このような方々の自己負担金の対応をしてほしいのですが、この対応はできるのかできないのかお尋ねします。

#### ○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。

昨日ご質問いただきまして、病院のほうにも確認をとりました。宮上病院さんと徳洲会病院さんのほうで、今検査をしていただいております。保健所から紹介があった方たちに関しては、検査に関しましては公費負担になっております。初診代につきまして、感染に関する方々に対しては、個人負担分を各町で負担をしております。検査代は公費なんですけども、それに係る初診料でしたりとか手技料を公費として3町で負担しているところです。

これに関しましては、病院のほうと3町で協議をしまして、契約を交わして、今行っているところですけども、おっしゃるとおり、個人で希望される場合は2万5,000円です。ただし、症状がありましたりとか、感染に関する心配がある方に関しましては、多分に、特に症状が、発熱外来とか徳洲会病院さんのほうでも、今でももうやっていますので、それに係る分に関しては公費負担、あとは初診料等に関しましては個人負担ということで、個人から2、3千円なり頂いているということでもあります。

中には、徳洲会病院も当初はされていたようなんですけども、もう今はもう本当に逼迫しているような状態で、1日100件ぐらい検査もされているようですので、このクラスターが起こる前からなんですけれども、病院のほうでは、なかなかそういう検査は厳しいですということも、契約を交わす段階で聞いております。今、そうやって希望される方、島外に出るから検査していきいたいとか、島外から来たから検査したいとかいう方が自己負担2万5,000円で受けている方がいらっしゃるようですが、症状があったりとか、そういう方々に関しましては、手技料等に関しましてのみの、初診料とか保険を適用して使いますので。どうしてもやっぱり今の蔓延防止等重点措置法もひかれておきまして、鹿児島県では空港や中央駅でPCRも受けられています。また、検査キットのほうもネットとかでも最近では購入できますので、そういったのができるかと思っておりますけれども、実際はそういった状況にあります。

あと、おっしゃるように、できればそういった方々、心配な方々にも検査、自己負担を出してあげたいということもあるんですけども、病院のほうでは、そういった方々全てを、特に徳洲会病院とか、今そうなんですけども、検査ができないような状態であります。

#### ○5番（清 平二君）

やはり学校、あるいは職場で、発熱があるから、行ってPCR検査を受けてきなさいと言われてから2万5,000円かかるわけですね。

だから、そこのところを、町のほうから特別にして個人負担を少なくする、病院のほうだったら

3割は個人負担、7割は役場の負担として。ただ発熱があるからでもいいんですよ。そのほうがやっぱり初期症状だと思いますのでそういう方々、やはり早く見つけて、その家族を守る、職務を守ることですので、発熱のある方は、やっぱり病院で受けたら、その7割は町のほうで負担していただきたいと思いますが、これはできるのかできないのか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今議員がおっしゃる発熱がある方、発熱外来で受ける方に関しましては、個人負担分、先ほど申しました2,000円から3,000円分に関しましては個人負担がかかります。7割は保険で利きますので、3割の個人負担分は自己負担となりますけれどもというような状況です。

感染に関するものに関しましては、先ほど申しましたとおり、公費のほうで負担しているところでもあります。

○5番（清平二君）

2万5,000円かかるわけでしょう。病院で実際に2万5,000円かかると言っているわけですよ。これ個人負担でしているわけなんですよ。やはりこれを健康増進課か何とか分からないけれども、総務課長、今コロナ禍の時代ですので、初期症状、そういう発熱のある方々を早く見つけてコロナを収束させるという目的だったら、私は町の負担で出していいと思いますけれども、財源的にできるのかできないのか。

○副議長（岡林剛也君）

清議員、発熱のある方は公費でやっているみたいですよ。

○5番（清平二君）

病院でできない。公費ではできない。今2万5,000円負担がかかるって言っている。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今朝も確認したんですけれども、発熱外来で受診される方とかは病院も心配ですので検査をします。その分につきましては、2、3千円の個人負担でできております。

ただ、中には、個人的に検査をしてほしい、会社に提出しないといけないので検査をしてほしいとかいう方に関しては2万5,000円、旅行に行くからどうしてもそういう検査をしてほしいという方に関しては2万5,000円ですしているというふうに今日伺っております。

○5番（清平二君）

そこのところをしっかりと病院側に連絡をして、発熱があった場合はそういう対応ができるということ、そうしないと、職場で発熱があり、学校で発熱があり、そうしたら、帰って病院に行ってください、病院に行ったら2万5,000円取られる、こういう具合に言われているので、そこのところをしっかりと病院側と話をして、公費負担でできるように、もし公費負担でできなかつたら、さっきのふるさと納税ですか、基金積立なんかしないで、こういうものに早く使って、町民の命を守る政策をしてほしいと思いますけれども。何で今の時期に、このふるさと納税の積立金を使ってでも、やっぱりコロナ禍を収束させるのが一番の目的じゃないんでしょうか。総務課長、そういうことはで

きないんでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

この3回目、島で出て、8月9日から今回は始まっているわけなんですけど、その中でも対応として、いろんな3町で施設を準備するとか、いろんなことを去年からもしてきて、今回も3町、それから保健所、病院も交えて協議をして、いろんな観点から、町の協力体制も、もらうときは町に協力体制をとってくださいということで申入れもしまして、会議等も行ってきました。

感染者については、県のほうに対応するというので、名前等も公表していないところではあるんですが、町としても、この感染防止を、コロナの感染を止めるということで、それを最大限に考えて対応をとってきております。今のところ、発熱があった場合については、この間、先週等もあったんですが、発熱で検査を受けられるという方については、保健所からの指示があれば公費でということと、あと熱を発しているのでもちよっと検査ということでは、保険が利いて3,000円程度の負担というところでもありますので、このまだ前回もしている初診料のことも考えて、それは各町で負担するように協議をしているんですが、この3,000円ということについても、また協議をして対応をとらせていただきたいと思います。

先ほど健康増進課の課長から出たとおり、証明をもらうためのPCR検査については自己負担でもらうということが、またそれを町でするとなると、何人そういう人が出てくるのか、そこも計り知れない量になったりするので、公費を使ってという点もあるんですが、今の現時点での証明をもらうことについては、自己負担で対応していただきたいと思います。

○5番（清 平二君）

ぜひ、このコロナ収束に向けては、いろいろ財源もあると思うんですけども、もう財源どころじゃないですよ。伊仙町の町民の命を守ることでありますので、最優先に考えて、医療機関と連携をとって、一日も早くこのコロナが収束することを私は願っております。また、それを実行していただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

これで終わります。（「4番」「職員の」と呼ぶ者あり）

じゃあ3番目の（「4番目」と呼ぶ者あり）4番目ね。職員の綱紀肅正について、その後のどういう状態なのか。きゅらまち観光課からお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

きゅらまち観光課における盗難事件につきましては、町民の皆様にご不便な思いをさせて、非常に申し訳なく、担当課長として申し訳なく思っております。本件につきまして、徳之島警察署のほうに現在の状況を確認したところ、継続捜査中との回答を頂いたところであります。

また、本年度の狂犬病予防接種につきましては、会計課、清議員からのご指摘のとおり、連番による領収書等を作製しまして、間違いのないように領収書等も事前に用意して、なるべくその現場のほうで手間がかからないような手段をとりまして、行ったところであります。

本年は6月16日、17日におきまして、狂犬病の予防の接種を行いました。16日の終了後、金額の

確認を行い、会計課へ預け入れております。17日には、前日分も含めて、領収書と金額の精査を行い、翌18日には歳入処理を終えております。

注射手数料につきましては、獣医師会からの請求が6月30日に届きまして、同日に伝票処理を行い、7月15日に会計課のほうから振込みがなされております。

今年度の16日分の処理については、やはり16日分は16日分で17日の朝に午前中に会計のほうへ預けられるような処理はすべきだったなど、後になって少し反省するところもありました。

また、次年度につきましては、獣医師会手数料分も予算措置を行い、歳入歳出処理でさらに間違いがないような手法をとって、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

清議員の質問にお答えいたします。

糖業振興会の使途不明金についてでございますが、その後の経過につきましては、一昨日の議案のほうでご説明いたしましたので割愛させていただきます。

解決策といたしまして、再発防止対策を講じております。1つ目に、新たに糖業振興会内において、事務局次長の配置、また経費支出の際には事務局長及び事務局次長のwチェックの実施、また、事務局員以外の職員における月1度の内部監査を実施しております。

また、補助事業等の事務運営に関しましては、現金を取り扱わない体制の構築を行っております。JAとの協議におきましても、資材、薬剤等の助成においては、JAのほうで受け付け後、JAのほうに入金していただくような体制を構築しているところでございます。

#### ○5番（清 平二君）

私は、こういう原因というのは、やはり職員が4年も5年もいると、新鮮味がなくなって、ついつい、そうなりがちであります。ぜひ職員等の配置は、その課でするんだったら、1年か2年かしたらローテーションを組む、そして、各課長もローテーションを組んで移動させる。今問題が起きているのは、後から来た課長がみんな処理しているわけです。やはりそういう人事の在り方であってほしいと思いますども。

あまり、長居とか言ったら言葉は悪いけども、やはり課長もローテーションをして異動させるということですけども。そういう具合にお願いして、私の質問を終わります。

#### ○副議長（岡林剛也君）

これで、清 平二君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時27分

---

再開 午後 3時39分

#### ○副議長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

永田 誠君の一般質問を許します。

#### ○9番（永田 誠君）

こんにちは。9番、永田 誠です。令和3年度第3回定例会において、一般質問をいたします。

コロナが深刻な中、東京オリンピック・パラリンピック開催に踏み切った日本のチーム力、その中で選手団の皆さんから大きな感動と新たな夢を私たちは頂きました。徳之島2世のレスリング、文田選手の銀メダル獲得に、私も元気を頂きました。また、その中で世界自然遺産登録という大きな結果も成し遂げ、関係者各位のご尽力には感謝を申し上げます。かけがえのない財産、引き継いでいく宝物、この町に生きることを誇りに思います。

それでは、1番目の項目に入らせていただきます。

1、町道・農道の補修及び改良について。機械の大型化が進み、バレイショ、サトウキビ運搬、また畜産に関してもロールベアラーなど通行に支障を来している箇所が散見されます。農業生産額50億円を掲げている町として、これらの現状を把握できているか、また対策について伺います。

2、コロナ対策について。新型コロナウイルス感染防止対策に関し、今後、伊仙町としてどのような取組を行うか伺います。

3番目に、少子高齢化対策及び学生支援について。現在、コロナや少子高齢化が進む中、伊仙町においても様々な問題が懸念されています。その中でも若い世代の人口流出防止対策として、伊仙町独自の奨学金制度などを創設し、未来ある若者たちへの支援はできないか伺います。

4、6期に向けた6つの重点施策について。

①文科系（島唄などの大会）及びスポーツ大会出場に伴う旅費の支援拡充に向けて取り組むとあるが、詳細について伺います。

②5期20年の実績と、6期目に向けての目標や意気込みについて伺います。

これで1回目の質問を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

永田 誠議員の質問の1番についてお答えいたします。

今、本当に県道、農道を通ってみますと、農業機械が約1割ぐらいは農業機械じゃないかというぐらい拝見しますけれども、中には本当に危険な、この幅の広い機械等があったりして、確かにこれは狭い農道等ではかなり苦勞するんじゃないかと思っております。

今回、町内のあらゆる農道、そして町道などをずっと見てまいりましたが、例えば、この土地改良区の中は、ほぼ道も真っすぐで舗装されている部分も多いんですけども、残念ながら土地改良できなかった地域に関しましては、この狭隘な道がくねくね曲がったり、そして非常に厳しい水に流されやすい道路などがありました。そういう道路を今後、土地改良事業の可能性も残しながら、順次、改修していく必要があると思っております。農業生産額50億ということでありまして、令和2年度の最新の状況では、54億以上の農業生産額は達しております。これはバレイショの価格高騰、そして、肉用牛の増加など、そしてキビも非常に恵まれた状況での54億円でございますけれ

ども、これがいろんな状況が悪い中でも最低50億を維持するためにはどうしていけるか等を、今後また考えていかなければならないと思っております。

一応、詳細については、また担当のほうから説明をしていただきます。

**○建設課長（福島隆也君）**

ただいまの永田議員の質問にお答えします。

機械の大型化が進み、サトウキビ運搬車やロールベアラー等の通行に支障を来している箇所を把握しているかについてですが、建設課においては、町道に関して、道路の幅、幅員等は道路台帳で把握しております。また、狭い箇所、大型トラックと離合の困難な箇所につきましては、地元住民からの要望があった箇所について調査しながら検討していきたいと思っております。

**○耕地課長（稲田良和君）**

永田議員の質問にお答えします。

農道関係について、農道、水路、のり面の補修・伐採等に関して、町民の皆さんからも多数要望があります。昨年度からの引継案件、本年4月以降の要望等を含め、数多くあり、要望か所を職員とともに現場を確認、また、農道の巡回を行い、課内で協議を行い、早急に対応しないといけない箇所、長期計画を立て対応しないといけない箇所、限られた予算ですので、優先順位をつけ、建設課とともに連携をとりながら対応を行っているところでございます。

**○9番（永田 誠君）**

建設課から先をお願いします。東部地区の佐弁地区になるんですけども、県道から下のところなんですけども、そこは課長も先ほど、自分ちょっと教えてもらったんですけど、場所は分かると思います。あそこをずっと幅員も狭くてガードレールもない。あそこはもう何回も落ちている人がいるということも聞いています。その計画等をちょっと教えてもらいたいと思います。

**○建設課長（福島隆也君）**

ただいまの永田議員の質問にお答えします。

その箇所については、住民から要望が結構ありまして、ただいまもう発注済みであります。今後、完成に向けて、施工しているところであります。

**○9番（永田 誠君）**

発注済みという、今年いっぱいですということでしょうか。

**○建設課長（福島隆也君）**

先月、入札を終えております。工期については、確かな数字は分かりませんが、年度内に工事は終わる予定であります。

**○9番（永田 誠君）**

そうですね。早急な対応をしていただきたいと思います。

それと、喜念の権現神社から上る道があるんですけど、喜念の上のほうに上る道ですね。縦線になるんですけども。その計画とかはないでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの場所は、喜念浄水場へ行く道でありますね。そこは来年度計画をしております。拡幅については、地権者等の了解が得られれば拡幅する予定であります。現在その舗装が結構傷んでおりますので、その補修をしていく事業を行うところであります。

○9番（永田 誠君）

その道なんですけども、大体今年度はどこまでの計画でしょうか。来年度から年ごとに距離を伸ばしていくということですか。大体年間何mぐらいで行く予定でしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

予算にもよるんですが、大体200mほどで整備していこうと思っております。

○9番（永田 誠君）

分かりました。

次は、耕地課のほうをお願いいたします。現在、畑総をしているところは各団体がありますが、各組織の予算関係はどのような状況でしょうか。

○耕地課長（稲田良和君）

令和2年度の実績について報告したいと思います。

町内9団体がありまして、令和2年度の実績なんです。各組織、単価、確定面積、農地面積を掛けまして、総額3,700万6,560円になります。この補助率につきましては、国50%、県と町が25%ずつとなっております。国の50%の補助の金額は1,850万3,280円、県と町が925万1,640円ずつとなっております。

○9番（永田 誠君）

そうですね。各団体に予算つけられていますけども、特に、縦線は勾配があつたり、路面が流れて土砂が側溝に詰まったり、またその土砂が沈砂池に詰まって毎年清掃をして、その清掃代で予算を費やしているのが、結構見受けられます。今後として、県との協議をして、この土砂の浸食防止ということで、その予算を浸食防止の予算をコンクリートとかアスファルト舗装とかできるような予算を県と協議ができないか、お伺いします。

○耕地課長（稲田良和君）

先ほど各組織の9団体の補助金のあれなんです。現在、農地維持支払交付金、資源向上交付金、2つの交付金を活用しているところでございます。この交付金は、共同作業により、施設を維持する、管理するための交付金でございます。活動に当たりましては、組織の役員、受益者、事務局と点検作業を行い、組織の役員会で年間計画を立てて作業をしているところでございます。

これとはまた別に、令和4年度から資源向上支払交付金を新規で活用する予定であります。令和2年度に各代表と活動区域内の施設、優先場所の選定を行い、積算作業まで終了しているところでございます。

案としましては、活動区域内の農道縦線を優先として計画をしているところでございます。検討

している農道縦線で約10年計画、農道横線、水路新設等を含みますと、長期継続事業となるため組織の承認が必要であり、今年度中に役員会を実施し、長寿命化計画を作成を行い、申請を行いたいと思います。

○9番（永田 誠君）

令和4年度からの資源向上支払交付金、これはコンクリート打設とかアスファルト舗装とか、そういうのに使えるような交付金でしょうか。

○耕地課長（稲田良和君）

1件の工事につきまして200万円以下ということで農道整備に活用できると思っております。

○9番（永田 誠君）

1件で200万円、これは距離が長くなると、その道は途中で終わってしまうというような形になると思うんですけども、こういった場合はどうなるでしょうか。

○耕地課長（稲田良和君）

1件200万円ですので、また次年度に継続して、またそこをするということになります。今積算32か所確認をいたしまして、約9,700万の、今、町として積算をしているところでございます。

○9番（永田 誠君）

そうですね。やっぱり機械の大型化、高齢化が進む中で事故等が起きないように要望して、この質問は終わります。

次、お願いいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

永田議員の2番目のコロナ対策についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に関し、今後、伊仙町としてどのように取組を行うかについてであります。一つ、感染対策としまして、感染対策に対する町民への意識啓発として、引き続き防災無線や広報誌、ホームページなど様々な場面で感染状況や対策に対する町民への情報提供、感染対策に関する協力をお願いしていきたいと思っております。

また、公共施設や感染対策の環境を整備し、感染拡大時の公共施設の利用制限や、引き続き町民の感染対策としての自粛依頼などを行っていきたいと思っております。

また、台風など災害発生時などの避難所受入れに関する感染対策も講じていきたいというふうにも思っております。

2番目に、牧本議員から午前中にもありましたけれども、新型コロナワクチンの推進ということでもあります。早めにワクチン接種を進めまして、成人の方は10月上旬まで、12歳以上につきまして、も大方10月中に感染対象の7割から8割の方の接種を目指し、抗体を多くの方が持つことによって感染拡大が起これにくい状態を目指していきたいというふうには思っております。

3つ目に、感染者への支援ということですが、感染を受けた方や家族への支援としまして、あくまでも相談があった場合になりますけれども、対応を初め、引き続き申請に基づく帰島時の旅



費助成や検査時の初診料、費用等の助成、また、誹謗中傷等への配慮など啓発を行っていききたいというふうに思っております。

4つ目に、自粛生活時の体調管理への支援に関しまして、自粛生活が続いておりますが、運動不足に対する方策を立て、家庭でできる運動などを、ほーらい館だよりなどで紹介するとともに、メンタル不調や健康相談など電話での相談に応じていきたいというふうに思っております。

以上であります。

**○9番（永田 誠君）**

そうですね。少し、第2回定例会において1万5,000円の商品券が出ましたけども、今年度、町としての、そのコロナ対策の商品券の総額は幾らでしょうか。

**○未来創生課長（名古健二君）**

ただいまの質問にお答えします。

人口が約6,500名ということで、1人1万5,000円ということで9,750万円を計上して、商品券の作成を行いまして、配布が終わったところでございます。

**○9番（永田 誠君）**

この1万5,000円の他に前回は出ていないのでしょうか。

**○未来創生課長（名古健二君）**

商品券に関しましては、令和2年度、昨年度に2万円の商工会だけのと、あと商工会の別でAコープさんでもファミリーマートさんでも使えるような商品券を2万円分発行しております。

**○9番（永田 誠君）**

すいません、ちょっと勘違いして。

すみません、一昨年度前が2万円だということですね。トータルで3万5,000円ですよね。他町と比べて伊仙町はどのような割合でしょうか。比べたら悪いんですけども、他町よりかは多いとか少ないとか。

**○未来創生課長（名古健二君）**

あんまりちょっと詳しくはないんですけども、伊仙町自体で商品券と給付金等を考えると、2年度、3年度で約10億円の金品を配布していることになります。私も弟が徳之島町におりまして聞いたら、伊仙町のほうがいいなという声しか聞いていませんで、多分両町に比べて、伊仙町はそういう面では町民のほうに経済効果としてもあるんじゃないかなと思います。

**○9番（永田 誠君）**

そうですね。他町と比べてはいけないんですけども、やっぱり伊仙町がよかったと思われることは、本当にうれしいことです。

今後、こういった、また商品券とかは、商品券の交付金とかは出る予定でしょうか。

**○未来創生課長（名古健二君）**

ただいまの質問なんですけど、今追加給付金ということで約950万ほど来ていますので、こちらの

ほうは今、きゅらまち観光課のほうと相談をしながら、ちょっと別の事業で使用しようと考えているところでもあります。今のところ、商品券とか給付金のほうは、一応予定しておりません。

○9番（永田 誠君）

今のところは商品券とかそういうのは、検討はしていないということなんですけども、飲食店、また各事業所が潤って、また町民に愛される伊仙町づくり、伊仙町で使ってよかった商品券というんですかね、そういったものをちょっと考えていただいて、今後、もし予算が出れば、子供たちからお年寄りまで喜ばれるような、その金額の増額とか考えていただいて、これで質問を終わります。

次、お願いします。

○未来創生課長（名古屋二君）

3番目の少子高齢化対策及び学生支援についてなんですけども、ふるさと納税で対応できないかということなんですけども、少子高齢化が進む中、本町の施策として、柱として、人口増加を掲げておりますので、奨学金制度によって町の将来を担う人材の育成に取り組むことは重要であると考えております。前向きに検討したいと思います。

○9番（永田 誠君）

そうですね。やっぱり徳之島から出て行って、学校を出て、また伊仙町に戻ってきたいというシステムですね。今さっき出ましたけど、ふるさと納税でできないかということなんですけども、今は、医療関係というんですかね、お礼奉公、過去の一般質問でもしましたけども、保育士、また農業政策として農業大学進学支援、一昨日、問題に掲げられました介護関係の進学支援、そういった等を推進して、島に若い人たちが戻ってきて働く環境、システムづくりを行っていただきたいと思います。

そうすれば、活気あふれる町、人口流出も止められ、人口が増えれば地方交付税も増えると思います。今後、独自の制度を創設していただいて、未来ある若者たちに支援していただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

次の4番で話そうと思っていましたけれども、一部話をしたいと思います。

今、永田議員話したように、いかに人口を増やしていくかということは、最大の目的であります。この今回伊仙町6期目に向けた町の重点施策の1番に、「人口増加と産業支援に関する政策に取り組みます」とあえて書きました。いろんな多角的な政策を総合して進めていくわけでありますので、この10年間、前回は申し上げましたけれども、伊仙町の人口が、これは住民基本台帳ではなくて国勢調査において、10年前、6,844人から、去年ですね、これ、これ11年前ですね、6,142人と、マイナス700人ですね。初期の5年間がマイナス20人ですから、これ社会的には人口が増えております。いろんな、亡くなる方が相当いらっしゃるんで、マイナス220ですけども、これをいかに増やしていくかということを考えてみたら、この今は奨学金制度をいろんな形で戻ってきたら、また来るための奨学金制度とか、何回か提示いたしました介護関係の方への給与補填、それから保育士への給

与補填などを中心にやっていると。そして住宅政策を、さらに加速して進めていくことで、伊仙町は人口増加に転換できると思うし、その働く場所と人の、どういう方々が来るかということで、これは農福連携で提案していただきましたいろんな、今価値観の多様化ということで、パラリンピックなどでも、いろんな方々が活躍していると。そういった中で、今具体的に実行しつつあるのが、アルコール依存症の方々であり、そして軽度の知的障害者、発達障害の方々を中心とした生産にかかわっていくという、そこに働く場ができるということでもあります。

そして、人口が徐々に増えてきますと、介護施設も必要になってくると。そうすると、介護士が増えていくと。その介護士たちの子供ができるのと保育所も必要になってくるというふうなことを、最終的には大きな循環の中で作り出していきたいと考えております。この旅費の拡充だったり、スポーツ大会支援に関しましては、先ほども質問があったと思いますので、そういうことで、人口増に向かって強力に取り組んでいきたいと思っております。

#### ○9番（永田 誠君）

そうですね。今町長の答弁にありましたけども大きな循環ということですね。そういうことが大事で、いかにこの人口流出を止めて、この奨学金制度を創設していただいて、若者たちが帰ってこられる伊仙町出身で思えるような、そういう創設をしていただきたいと思っております。

4番目、お願いします。

#### ○教委総務課長（上木正人君）

永田議員のスポーツ大会出場に伴う旅費の支援拡充に向けて取組とあるが、詳細について問うに  
お答えをいたしたいと思っております。

一昨日、一般質問の中で教育長のほうから答えがあったとおりでありますが、私のほうから、補助金の流れについて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、私のほうは、中体連のほうを担当してございますので、中体連の場合、目的といたしましては、伊仙中学校生徒の課外活動の成果を生かし、大島地区大会、鹿児島県大会に出場させ、今後の中学校における体育振興と青少年健全育成を図る目的で行っております。

スポーツ大会出場に伴う助成につきましては、中学校管理費経費の中の中学校体育連盟補助金として毎年100万円を計上してございます。そして、100万円の補助を行っているところでございます。

中体連の事務局は、3中学校の持ち回りで行っておりまして、当番校の事務局が補助金の申請を行います。教育委員会で補助金申請を受理し、内容を審査、補助金を交付決定をいたします。補助金交付を受けた対象者、中体連当番校は補助金の請求を行い、補助金の交付となります。補助金につきましては、事務局で各種大会へそれぞれ配分となります。

昨年度の大会は、コロナの影響で開催が中止をされました。その分、若干余分にお金が余ったということがありました。今年度は、団体競技、野球、サッカー、男女バレー等の出場がありましたので、今回そういったことで要望等が上りましたが、今後、また財務と予算折衝などを行い、不足分に関しましては対応してまいりたいと考えております。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

永田議員のスポーツ大会の補助についてですが、昨日、美島議員からも質問があったとおり、スポーツ大会出場に伴う旅費の支援拡充に向けて助成ですが、伊仙町の各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の上限を改正いたしました。

要綱の第4条になります、地区大会を経て県大会へ出場の場合は、1人当たり3,000円を3万円に、県大会を経て児童生徒参加の競技連盟等の主催する九州大会及び全国大会にあつては、旅費の2分の1を3分の2に、前項に該当する者については、九州大会は1人当たり2万円から5万円に、全国大会は1人当たり3万円を10万円に改正してあります。

また、この補助金交付対象者、交付要綱の第2条になりますが、（1）小学校の場合、競技連盟等の主催する地区大会の成績による県大会並びに九州大会及び全国大会に出場する者、（2）中学校の場合、競技連盟等の主催する鹿児島県大会を経て、九州大会及び全国大会へ出場する者に対して補助するものであります。

○9番（永田 誠君）

この第2条の（2）の中学校の場合とありますが、これでは、競技連盟等の主催する鹿児島県大会を経てとなっております。そうすると、地区大会は中体連で持つということでしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

地区大会、または、この中学校の地区の大会を経て県大会まで行くと思われます。その県大会までは、先ほど上木課長から説明した中体連のほうで対応しているところがございます。

○9番（永田 誠君）

教育委員会を出るとのことなんですけども、今回の場合は、県大会に出る、出場される方が昨年度より多かったと思いますけども、その1人当たりの旅費、県大会の旅費とかは、お分かりでしょうか、分かればいいです。

○教育長（大山惣二郎君）

永田議員の質問にお答えをします。

今大会は、総体に78名出場しております、中学校がですね。それで、その大会出場競技によって1泊している、帰っている団体もあるわけです。また3泊している競技もあるものですので、これはもう教育委員会としてはできませんので、学校裁量でお願いしてあるということ、3つの中学校の会長に、それは伝えてあります。

以上です。

○9番（永田 誠君）

それと、徳之島には様々な種目で活動されている子供たちもいると思いますが、例えば、伊仙町に在住している子供でも、町外での習い事、部活動の結果、県大会、全国大会に出場する場合は、これも適用になりますか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

町内在住の、伊仙町内であれば適用されます。

○9番（永田 誠君）

町内であれば適用するということで分かりました。この質問の中で文化系とありますけども、この文化系は地区大会とかそういう予選とかもあるんですけども、この文化系の旅費とかはどうなりますか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

文化系といいますと、例えば、高校の吹奏楽とかそういったものになりますかね。文化協会が関わるものについては、こちらのほうで文化協会の補助金のほうで、派遣費で上げることはできるかと思えますけど、吹奏楽部とかそういうのに関しては、ちょっとこちらでは分からないところでございます。

○9番（永田 誠君）

そうですね。文化系とかあるので、そこら辺もしっかり調べていただきたいと思えます。

それと、伊仙町では出生率も日本で高く、出産率ですね、子供たち、家庭にも恵まれると思えますが、大会に出場する際には、小学生、中学生、3人、4人と重なる家庭もあります。今の制度としては精算払いとなっていますが、やはり重なりと正直きつい家庭もあると思えますので、ある程度、前渡資金ができるような形がとれないか伺います。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちらは交付要綱の中にもありますように、事前に申請をしていただいて、実績を出していただいてからの補助金交付となります。

○9番（永田 誠君）

ですから、子供が3人、4人と重なるので、精算払いではなく前渡資金ですよ、こういった形をとれば親も応援に行けると思うんですけども、少しでも出していただければと思えますけど。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

補助金申請から請求までの様式等も要綱の中にございます。その中に、概算払いですかね、その辺、また検討できればと思えます。

○9番（永田 誠君）

町長はどうですか。意見ください。

○町長（大久保明君）

教育委員会が話したとおりでございます。

○9番（永田 誠君）

ぜひ、未来ある子供たちに前向きな検討をお願いしたいと思います。

それと、昨日、一般質問でありましたサントリーの件なんですけど、今年と昨年、コロナの影響があり、来島ができない状況であります。今後も島の子供たちのためにと、夢づくりに有志の若い方

たちがトウモロコシを植えて、資金づくり等活動をしています。コロナが落ち着き、来島される際は、ぜひ町の協力もお願いしたいと思います。

また、サントリーの一員で来島した元全日本代表選手の1人は、徳之島を気に入り、島への移住を考えています。ぜひ伊仙町へと若い人たちが現在動いているところであります。

このように地域活性化は見えなくても動いていますので、ぜひ今後も、町としての協力も必要でもあります。未来ある伊仙町まちづくり、誠の政治力の発揮をお願いしたいと思います。

次に、5期20年の実績と6期目に向けての目標や意気込みについて伺います。

#### ○町長（大久保明君）

5期20年ということで、私、恥ずかしながら、この手帳に毎年ずっと記録して、これを見たら大体分かるんですけども。そういえば、20年前の9月11日に、ニューヨークのマンハッタンビルでのテロがありました。私はその日に、町や県庁で県会議員の辞職ということで、伊仙町長選挙に立候補するということ話をしていたそのときであります。それからちょうど、あと3日ぐらいすると、まだ20年でありますので、かなり長い間、皆さん方が本当に、まだやるのかというぐらいの歳月が過ぎてまいりました。

その間、いろいろ紆余曲折あったり、実績といっても誇れるものもあるし、目指して、なかなかうまくいかないこともあったと思います。町長選挙になって次の年に本郷かもとさんが長寿世界一に認定されたということで、当時の議員20名と、かもとさんのお住まいを訪問いたしました。

それから、かいつまんで説明いたします。15年には、日本復帰50周年の泉芳朗祭、これは先日、美島議員も話をしていましたけども、泉芳朗祭を盛大に開催いたしまして、その後、義名山神社へののぼり旗などが始まった状況であります。

このように、この晴れがましいこともありましたけれども、このときに鹿児島銀行が撤退いたしました。翌平成16年には、農業高校が廃校ということで、このことを、このときも、美島議員とともに、それから勝信貴さん、この3名で伊藤知事誕生した直後でありましたけども、存続の要望をしたときに言われた言葉が、まだ覚えております。この人口の多いまちにつくるのが当たり前だろうと、その一言で突っぱねられまして、その残念さ、無念さは、私もその後、人口を増やさなければ、これは県とか国は評価しないんだなということを感じた始まりでありました。

平成17年、3町合併の住民投票がありまして、伊仙町は賛成多数、天城町も賛成多数でしたけれども、徳之島町が反対で、これ住民全体は徳之島町も含めて賛成が300人くらい多かったんですけども、これは実現しなかったということであります。その年には初めての伊仙町での全国闘牛サミットというのが、伊仙闘牛場で開催されました。

ずっといきまして、ほーらい館が平成20年に完成いたしました。

それから、21年に百菜がオープンしております。この年に、今になれば、世界自然遺産にのろしを上げたとは私は思っております。この頃、国県が世界自然遺産を言った時に、町村会で私が自然遺産のことを大々的に話しているときに、他の首長さんたち、ほとんど関心がないような状況の中で、

環境省、県と相談して、ほーらい館に400人の町民を、これはもう動員ですね、動員して、自然遺産のシンポジウムをしたその映像は、環境省が過去15年間ほどその映像を流しておったということですので、このことが今回の自然遺産の実現の一翼を担ったのではないかと考えております。

よろしいですか。あと簡単に説明しますが、実績じゃなくて経緯ですね。

平成22年には、基地移設反対運動がございまして、このときは3町長で当時の鳩山政権に、官邸に行って直談判したということは、皆さん方も記憶にあると思うし、亀津港で推定1万5,000人ぐらい、本当、集まったと思いますけれども、反対集会が国を動かしたということで、このことは、結局、民主党政権から自民政権に代わった一番の原因ではないかとも思ったりしております。

翌23年には、何とこの議会中に、3月議会の休憩中に、その部屋で東北大震災が発生して、そのときは有名な上木議員が、これは大変なことになると、映像にいろんな港の状況が、最初は小さい映像でしたが、あとは見るうちに誰も声を出すことのできないほどのことがあったことを思い出します。

私もこのとき、議員の美島議員がいたと思いますけれども、議会をもう少し早く終えていただきまして、東北に4泊5日の支援に行っていました。

平成24年は、町政50周年式典という形で、オープンしたなくさみ館で闘牛サミットを開催いたしました。そうこうしているうちに運が付き出したのか、奄美信用金庫のこの勧誘、これは町内のある有力者の教えというか情報で信用金庫が庁舎横に開設したということでもあります。

その頃、学校の統合するかどうかという話の中で、小学校存続ということ、これは大変な決断でしたけれども、そのことは住民の方々、集落の方々、出身者の方々の強い思いがバックアップしたことが、今の人口が減らなくなった要因になったと思います。

このとき、森少子化担当大臣が徳之島に、長寿子宝の島ということで来島いたしまして、そのとき闘牛場で少子化担当大臣が当時の横綱牛だったかな、触れていたときにびっくりして、畜産農家で育ったという話でありました。このことが縁で、翌年、首相官邸での有識者会議に呼ばれて、伊仙町の取組、それから学校を存続するという、それからもう一つは、高齢者の祝金、そういうものを子育て世代に回すという、今言う、多世代型社会保障の走りを打ち出したんじゃないかと思っております。

これもまた時代が大きく、伊仙町が大きく変換した、方向変換というか、Aコープのオープン、ファミリーマートのオープンが平成27年にありました。このことで、この前議会でも議論した商工会の方々との説得には、誠心誠意やりました。

それから、日本マルコが平成28年に誘致、これは3年、4年がかりの誘致でありましたけれども、ご存知のとおり、当初、MR Jが来るという予定が、三菱のMR Jは、アメリカが強引に止めたわけです。それで、どうなるかと思いましたが、幸い今はこのJAXAですね、宇宙関係の仕事を日本マルコに今後大きく受注することになりまして、造った工場が本当に多数、しっかり島の人が入れるようになったと思います。

少し余談ですけども、先ほど清議員が話したんですけども、日本マルコの職員は、何と最初は天城町が一番多くて、今伊仙町がやっと半分ぐらいになりましたけれども、島全体から雇用が生まれれば良いと考えております。

29年には、戦艦大和第50回の第2艦隊慰霊祭がありまして、これは尾辻先生等の働きかけで彬子女王殿下が来島するという事で、盛大に開催されました。今後、このときもお願いをしておるのは、これは防衛省なり宮内庁で管理をするだけの価値のある慰霊塔だということを述べてまいりました。

あと、細かいことは、もうこれ以上話しませんが、こういうふうな中で、私は伊仙町を、このような形で人口増加、これは各家に配布してあると思いますので、よろしかったら見ていただきたいと思うし、若い方々が、36項目をSNSで発信しておりますので、今これ全部私がこの内容について話したことが36のうち十数回は今発信しておりますので、それを見ている方も大分出てきたということでもありますので、そういう気持ちで、また頑張っていきたいと思うし、私のこの20年間、毀誉褒貶、いろいろあると思います。確かにまだ辞めないのかという意見もありましたし、この後継者をいかに育てていくかなど、これから課題もいっぱいあるし、改革すべきところがありますので、さらに伊仙町が、これ誰が書いたか分かりませんが、「歴史を知る、地域を知る、人を知る、大久保明」だそうです。町民総参加のまちづくりを誠の政治力という形で全力で取り組んでまいりますので、皆さん方とともに私も伊仙町議会議員の14名の議員の方々も思いは変わりません。町をいかにしてよくするかということでもあります。

今回、いろいろ指摘されたことに関しましても、謙虚になり、職員も今まで以上に叱咤激励を参考、肝に銘じて、一人一人が町民のために、そして出身者のために、伊仙町を理解する多くの方々のために、全身全霊でオール伊仙町で取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。（拍手）

#### ○副議長（岡林剛也君）

これで、永田 誠君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。明日9月10日は、令和2年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会による現地調査となります。委員の皆様は現地用の制服を着用の上、10時までに議場へご参集をお願いします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時38分



# 令和3年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和3年9月10日



令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和3年9月10日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 令和2年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山肇君	2番	牧本和英君
3番	西彦二君	4番	佐田元君
6番	岡林剛也君	7番	牧徳久君
8番	上木千恵造君	9番	永田誠君
11番	前徹志君	12番	明石秀雄君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（1名）

10番 福留達也君

1 オブザーバー（1名）

5番 清平二君

（※清議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島弘明君

事務局書記 元原克也君

～令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、令和3年9月7日本会議において付託されました令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は本日9月10日から14日までの5日間、実質は3日間を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営が行えますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1 委員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してあります委員派遣要求書案のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

異議なしと認めます。したがいまして、委員の派遣については、お手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次は、9月13日月曜日午前10時より、本議事堂において令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査を行いますので、午前10時まで本議事堂にご参集ください。

なお、この後、現地調査となりますので、各常任委員会に分かれ役場正面玄関前のワゴン車へお乗りくださいますようお願い申し上げます。

以上です。

散 会 午前10時05分



# 令和3年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

令和3年9月13日





令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和3年9月13日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 認定第1号 令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第2 認定第2号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第3 認定第3号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第4 認定第4号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第5 認定第5号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第6 認定第6号 令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
6番	岡林 剛也 君	7番	牧 徳久 君
8番	上木 千恵造 君	9番	永田 誠 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（2名）

5番	清 平 二 君	10番	福留 達也 君
----	---------	-----	---------

（※清議員及び福留議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	春島 弘明 君	事務局書記	元原 克也 君
--------	---------	-------	---------

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長補佐	前元 広紀 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

～令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会いたします。

審議を始める前に、本日は令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算についての補足説明のみを行います。

説明する際には、歳入歳出それぞれ各款項目順に各課長により決算書並びに主要施策の成果説明書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

また、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭な説明をされることを心がけていただき、特に、徴収率、不用額、流用額、繰越額について詳細な説明をお願いいたします。

日程第1 認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書74ページをお開きください。

実質収支に関する調書から、1、歳入総額71億9,558万1,000円、2、歳出総額71億1,796万1,000円、歳入歳出差引額7,762万円であります。この中から、4、翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費通次繰越額797万9,000円、繰越明許繰越額3,508万4,000円、合計額4,306万3,000円となり、5、実質収支額3,455万7,000円、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を1,800万円といたしました。

続きまして、総務課所管事務について詳細説明をいたします。

決算書6ページの下段から7ページ、成果説明書については10ページをお開きください。

また、総務課関連の歳入としましては、成果説明書22から28ページに詳細を記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

2款地方譲与税であります。1項地方揮発油譲与税、これはガソリン等に課税される地方揮発油税1,844万5,000円、2項自動車重量譲与税、これは、町道等の延長、面積により案分して交付される自動車重量税5,366万6,000円、4項森林環境譲与税の61万2,000円を含め、前年度比0.9%減の7,272万3,000円となっております。

3款利子割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。令和2年度の交付額は前年度比2.2%減の22万6,000円となっております。

4款配当割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。令和2年度の交付額は前年度比6.6%減の66万1,000円とな

っております。

5款株式等譲渡所得割交付金、これは一定の特定口座における上場株式の譲渡による所得等の金額に対して課税される県民税を市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。令和2年度の交付額は前年度比64.1%増の66万8,000円となっております。

決算書8ページに移ります。

6款法人事業税交付金、これは、令和2年度より新たに創設された交付金であり、令和元年度10月から県に納付された法人税を基に、当該市町村の経済センサス基礎調査の従業者数で案分して交付される交付金であります。令和2年度においては、54万6,000円となっております。

7款地方消費税交付金、これは国勢調査時の人口及び経済センサス基礎調査の従業者数により案分して交付されます。令和2年度の交付額は前年度比24.6%増の1億2,538万7,000円となっております。

8款環境性能割交付金、これは、県に納付された自動車税環境性能割額を町道の延長及び面積により案分して交付されます。令和2年度の交付額は、前年度比69.2%増の310万9,000円となっております。

9款地方特例交付金、この特例交付金は、交付率が低く財源を圧迫すると見込まれる交付金を補うものであり、令和2年度は、個人住民税減収補填交付金、自動車税減収補填交付金、軽自動車税減収補填交付金を対象にされた特例交付金であります。令和2年度の交付額は、前年度比69.5%減の253万2,000円となっております。

10款地方交付税、これは、普通交付税において地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を補填するものであります。

令和2年度の交付税額は、前年度比5.2%増の33億1,182万9,000円となっております。

決算書9ページに移ります。

11款交通安全対策特別交付税、これは、道路交通法の規定により反則金に係る収入を財源として、道路交通安全施設の設置、管理及び交通安全教育に要する経費として交付されるものです。令和2年度の交付税額は、前年度比11.4%増の118万円となっております。

決算書10ページに移ります。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料の収入済み額79万4,000円については、駐車場使用料であります。2項手数料1目総務手数料に、臨時運行許可手数料110件分の8万2,500円が含まれております。

決算書15ページに移ります。

15款県支出金2項県補助金7目消防費県補助金2,387万1,000円については、奄美群島防災関連施設整備事業の予算であり、繰越分1,977万9,000円と現年度分409万2,000円の歳入であります。

3項県委託金1目総務費県委託金5節権限移譲委託金12万円のうち、公有地に関連した事務の権限移譲金4万円が含まれております。

決算書17ページの8目消防費県委託金1節権限移譲委託金1万7,000円については、火薬類取締法に関する事務の委託料であります。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入726万1,069円に駐在所敷地貸付、N T T無線局敷地貸付、道路占有料、町有財産使用料の118万1,069円が含まれております。

2目利子及び配当金、きばらでえ伊仙応援基金の利子5,275円が含まれております。

2項財産売払い収入1目不動産売払い収入71万9,289円においては、町有地の売払い代金であります。

17款寄附金1節一般寄附金の17万円については、東京奄美会からのコロナ見舞金7万円と、鹿児島県町村議会からの激甚災害、これは、平成30年度分です。激甚災害の見舞金10万円であります。

決算書18ページに移ります。

2節指定寄附金1億1,341万5,616円に、上面縄シヨンマイカ舞踊の衣装に係る指定寄附金50万円が含まれております。

18款繰入金2項1目基金繰入金2節きばらでえ伊仙応援基金繰入金6,747万3,816円にふるさと納税活用事業分として1,515万1,583円を繰入れしてございます。

19款繰越金1項1目繰越金1,878万2,832円については、令和元年度からの繰越金であります。

20款諸収入3項1目1節総務管理費雑入2,865万4,370円に、主なものとして公益財団法人県市町村振興協会からの宝くじ交付金1,260万3,053円が含まれております。

決算書20ページに移ります。

9目消防費雑入181万7,908円については、ふるさと集落に整備された防災関連備品のコミュニティ助成事業180万円が主なものであります。

決算書21ページに移ります。

21款町債令和2年度において5億5,761万2,000円の借入れを行っております。

成果説明書16ページから18ページにかけて、地方債の現在高、借入先別・利率別現在高、年度別償還状況を示してございますので、ご参照ください。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について説明いたします。

成果説明書12ページをお開きください。

まずは、各課共通する人件費について説明いたします。

1、人件費の内訳、(1)議員、委員等報酬手当につきましては、議員、農業委員、教育委員、監査委員、会計年度任用職員の報酬であります。2億762万2,000円、(2)特別職の給与につきましては、町長、副町長、教育長の給与であり2,782万3,000円、(3)職員給与5億9,332万2,000円、(4)職員共済組合負担金1億4,228万2,000円、(5)退職手当組合負担金1億4,413万円、(6)災害補償費84万6,000円、(7)その他1,912万3,000円、これは、元年度より増額になった要因としまして、令和2年度から会計年度任用職員へと雇用形態が変わり、賞与及び社会保険料の増加によ

るものであります。

成果説明書14ページには、1、議会費から、10、教育費まで費目ごとの人件費を示してございます。総額としまして11億3,514万8,000円、前年度比9%の増となっております。

続きまして、総務課関係事業費歳出について説明いたします。

決算書23ページから25ページにかけて、成果説明書22ページから30ページにかけてご参照ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、庁舎全体に係る維持管理費であります。10節需用費についてはコピー用紙等の消耗品、庁舎の光熱水費、条例追録費等で1,407万9,655円、11節役務費については、切手、レターパック等の通信運搬費、電話料、登記手数料等で233万3,970円、12節委託料については、宿日直警備、高圧電気管理、健康診断、公会計制度導入指導、助言等の委託で2,106万7,439円、13節使用料及び賃借料については、コピー機、印刷機、高速カラープリンター等の使用料で206万2,973円、18節負担金及び交付金については、県町村会、郡町村会、防犯連絡協議会等への負担金、がんばる集落支援事業補助金等で666万6,625円、24節積立金については財政調整基金への積立て8,000万円であります。

2目財産管理費10節需用費については、燃料費、庁舎の修繕等で238万5,010円、11節役務費については市町村建物共済分担金、市町村自動車損害共済分担金、全国町村会損害賠償保険料等で655万4,538円、12節委託料については浄化槽管理委託料で36万1,768円、13節使用料及び賃借料については駐車場用地借り上げ、国有林野借り上げ、重機借上料等で206万8,313円、14節工事請負費については仮設駐車場整地コーラル舗装工事費で39万8,475円、15節原材料費についてはゲートボール場整備用盛土材で39万円、17節備品購入費については冷蔵庫、エアコン等の購入で21万76円であります。

3目交通安全対策費8節旅費については交通安全指導員の研修旅費で9万4,780円、10節需用費については、交通安全に係る施設の修繕で65万8,362円、13節使用料及び賃借料についてはガードレール転落防止柵、カーブミラー設置に係る重機借上料で184万2,500円、15節原材料費については、交通安全施設用のガードレール等の材料費で288万653円、4目電算システム費10節需用費については、PCの修理等で30万2,170円、11節役務費については、総合行政ネットワークシステム使用料、クラウド回線使用料等で178万7,504円、12節委託料については、電算システム保守、電算システム改修、プリンター保守、パソコン設定、ホームページサーバーシステム、コンビニエンスストア収納代行等の委託料で1,026万3,224円、13節使用料及び賃借料については、住基ネットワークシステム機器、総合行政ネットワーク機器、コンピューターウイルス対策ソフト、総合行政システム機器リース、仮想デスクトップ環境構築機器リース等で570万2,653円、17節備品購入費については、90台のパソコン購入で805万7,060円、18節負担金補助及び交付金については、町村会総合行政システム負担金、中間サーバープラットフォーム利用負担金、自治体クラウド負担金等で1,671万6,040円であります。

5目男女参画事業費8節旅費については、担当者研修に係る旅費5万2,780円であります。

決算書28ページ、成果説明書27ページをお開きください。

15目庁舎建設事業費12節委託料については、基本設計プロポーザル等支援業務委託、新庁舎基本設計業務委託、地質調査業務の前払い金等で2,384万円であります。

決算書40ページから41ページ、成果説明書はそのまま27ページであります。

4款衛生費1項保健衛生費4目予防費10節需用費1,094万8,967円のうち、213万597円がマスク及び消毒液等の衛生用消耗品代と54万3,136円の避難所施設改修費等が含まれております。12節委託料1,902万4,601円のうち198万8,639円の徳之島空港検温作業委託料が含まれております。17節備品購入費608万7,799円のうち149万6,000円のコロナウイルス対策用消毒器代が含まれております。

決算書59ページから60ページ、成果説明書については29ページから30ページをご参照ください。

9款消防費1項消防費1目常備消防費については、徳之島消防組合の事務執行経費を負担割合に応じて1億2,543万7,000円と、救助工作車購入負担金として3,338万円支出してございます。

2目非常勤消防費については、災害時から町民の生命と財産を守るという消防の使命の下、消防・防災全般にわたる施策を実行するための経費として、人件費263万2,650円、旅費53万6,780円の支出、執行残につきましては、コロナ感染防止により、大会等の中止によるものであります。需用費については42万2,918円の支出、執行残につきましては、出勤回数や活動の自粛等によるものでございます。委託料につきましては、国土強靱化計画策定委託料616万円であります。負担金補助及び交付金につきましては、市町村消防補償等組合負担金、コミュニティ助成事業、これは、ふるさと集落への防災備品の整備等で449万3,591円であります。

3目防災まちづくり事業費12節委託料については、避難所施設改修事業の設計委託料繰越分363万円、防災無線管理委託202万4,000円、耐震性貯水槽整備事業設計委託682万円の合計額1,247万4,000円であります。次年度への明許繰越額468万円については、避難所施設改修に伴う設計委託料であります。14節工事請負費については、河地、阿権の避難所施設改修事業の繰越分2,933万7,000円であります。次年度への明許繰越額1億3,000万円につきましては、耐震性貯水槽整備事業及び避難所施設改修事業に関する工事請負費であります。

決算書65ページをお開きください。

10款教育費4項高等学校費1目高等学校総務費18節負担金補助及び交付金1,085万9,160円のうち、300万円の樟南第二高等学校校舎改築事業補助金が含まれております。当校の校舎改築に要した事業費の返済補助として、伊仙町においては令和元年度より予算化してございます。

決算書73ページをお開きください。

12款公債費については、元金8億1,333万3,523円、利子5,065万9,492円、総額8億6,399万3,015円の元利償還を行いました。

成果説明書16ページをお開き、下から3段目をご参照ください。

町債現在高の状況について、令和元年度末現在高として76億3,665万7,000円、令和2年度発行額5億5,761万2,000円、令和2年度元利償還額8億6,396万9,000円、令和2年度末現在高として3.5%、

2億5,572万2,000円減の73億8,093万5,000円となっております。

成果説明書17ページをお開きください。

年度末工事代金の支払い等で一時借入れを行いましたので、その状況を記載してございます。

その下、予備費充当状況の表をご参照ください。

14款予備費の充当状況につきましては、1,289万9,657円の充当でありました。総務課関連では、葬祭扶助15万7,520円ではありますが、町内において身寄りがいない方が亡くなられ、喪主になる方もいないため、葬儀代の支払いと、3段目の検死診断書発行手数料、これは死亡診断書になります。その支払いを予備費から充当したものであります。

以上、決算について、総務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

補足説明を終わります。

未来創生課より補足説明をお願いします。

#### ○未来創生課長（名古屋二君）

それでは、未来創生課に関する令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

最初に、歳入について説明いたします。

決算書10ページをお開きください。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務使用料の収入未済額1,100万7,649円は、IRU芯線使用料になります。

続きまして、決算書10ページ、そのままです。成果説明書33ページをお開きください。

1項使用料3目商工使用料2節商工使用料360万円ですが、これは糸木名工業団地にあります貸工場施設の月額30万円の使用料でございます。

続きまして、決算書11ページをお開きください。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金3億4,484万3,904円中に、主なものとして、地方創生推進交付金1,812万8,904円と、新型コロナウイルス感染症対応交付金3億2,099万7,000円が国費分の歳入となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金6節集落活性化推進事業費補助金235万4,000円は、阿権前里屋敷の改修工事分の設計委託料の国費分の歳入となります。

続きまして15ページ、成果説明書37ページをお開きください。

15款県支出金2項県補助金5目商工費県補助金1節商工費補助金3,169万5,575円の中に、消費者行政活性化事業費補助金として110万4,000円が含まれております。

続きまして、成果説明書36ページをお開きください。

同款3項県委託金1目総務費県委託金4節統計調査費委託金443万7,221円中に、5年に1度の国勢調査の年ということで、429万8,921円が含まれております。



続きまして、決算書17ページから18ページをお開きください。

17款寄附金 1 項寄附金 1 目寄附金 1 節一般寄附金、 2 節特定寄附金 1 億1,341万5,616円中に、きばらでえ寄附金としまして1億1,271万5,616円があります。前年度より約3,200万の増であります。

続きまして、決算書19ページをお開きください。

20款諸収入 3 項雑入 1 目総務費雑入 1 節総務管理費雑入2,865万4,370円中に令和元年度未納分 I R U 芯線使用料1,090万7,579円の入金が含まれております。

続きまして、歳出の説明をいたします。

決算書25ページをお開きください。成果説明書は、32ページになります。

2 款総務費 1 項総務管理費 7 目文書広報費10節需用費297万4,290円については、毎月発行している広報誌の印刷製本費であります。

続きまして、決算書26ページ、 8 目企画費について説明いたします。10節需用費790万1,226円、主なものとして光熱費、内容としましては、サーバー室の電気料になっております。172万4,552円。次に、修繕費、主なものとして、ONU交換費及び台風時の断線復旧工事費447万3,270円とになっております。12節委託料1,847万6,894円につきましては、主なものとして光伝送路施設保守委託料1,260万1,644円であります。公衆無線LAN保守委託料69万8,500円、G-PONシステムOLT保守委託料165万円であります。13節使用料及び賃借料678万7,100円は、主なものとして電柱使用料であります。14節工事請負費660万円は、センター室用無停電電源装置の改良工事費であります。18節負担金補助及び交付金 2 億1,083万8,734円、主なものとしては生活応援商品券発行事業補助金 1 億2,932万7,000円、生活応援給付金4,046万2,500円であります。

続きまして、企業誘致対策事業について説明します。12節委託料につきましては、貸工場施設の高圧電気管理委託料29万400円、浄化槽管理委託料18万3,348円、合計47万3,748円であります。13節使用料及び賃借料の50万円の不用額は、重機借り上げ10万円とクラウドファンディングの手数料40万円であります。申込みがなかったということです。18節負担金補助及び交付金の不用額300万円は、クラウドファンディングを通して寄附金が集まったときの補助金でしたが、企業がなかったので落としました。

続きまして、決算書27ページになります。成果説明書は31ページになります。

10目きばらでえ伊仙応援基金事業費 1 億6,504万3,124円、主なものとして、7 節報償費には返礼代の3,120万7,934円、11節役務費1,298万1,758円につきましては、主なものとして通信運搬費は599万5,153円、広告料115万5,000円、ふるさと納税収納代行手数料581万3,814円です。12節委託料594万1,158円につきましては、主なものとしてふるさと納税支援サービス業委託料418万440円になります。24節積立金につきましては、基金への積立金 1 億1,272万891円であります。

11目地方創生推進事業費の 8 節旅費の不用額があるのは、コロナ禍で出張に行けなかったということでもあります。18節負担金補助及び交付金の200万円は、伊仙町集落多世代交流拠点づくり事業で、検福集落100万円と阿三集落100万円であります。

12目地域おこし協力隊推進事業費1,192万6,528円、1節報償費524万6,676円と3節職員手当36万9,450円と4節共済費は協力隊の人件費であります。8節旅費13万3,770円、10節需用費146万6,365円は、協力隊の活動旅費及び消耗品代、燃料代であります。13節使用料及び賃借料265万5,786円につきましては、車、パソコンのリース及び住宅使用料であります。

14目長寿と子宝のまちサテライトオフィス事業、成果説明書は35ページです。12節535万7,000円の内訳は、440万円は伊仙町テレワーク環境サテライトオフィス整備事業運用管理システム開発導入業務委託料で、残りの95万7,000円は、サテライトオフィス事業の設計委託料であります。18節の負担金補助及び交付金の60万円は、伊仙町へサテライトオフィス進出企業への補助金5万円の12か月で60万円となっております。残りは明許繰越であります。

31目集落活性化推進事業470万8,000円は、設計委託料であります。

成果説明書は35ページになります。

残りは明許繰越ということであります。

決算書31ページをお開きください。成果説明書は36ページになります。

同款5項統計調査費1目から10目をお開きください。令和2年度5年1回の国勢調査の調査年度ということで、調査費が429万8,921円計上してあります。

続きまして、決算書53ページをお開きください。成果説明書は37ページであります。

7款商工費1項商工費3目消費者行政推進費248万613円は、相談員の人件費及び弁護士相談会の経費等でございます。17節の備品購入費はオンライン用のパソコンの購入費用であります。

以上で、未来創生課の決算書の説明を終わります。よろしくお願いたします。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時05分

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

未来創生課が終わりまして、続きましてくらし支援課から説明をお願いします。

#### ○くらし支援課長（稲田大輝君）

決算書6ページをお開きください。

款1町税、項1町民税、2、固定資産税、3、軽自動車税、4、市町村たばこ税について補足説明いたします。

成果説明書の38ページをお願いします。説明のほうは、成果説明書のほうで行いたいと思います。

まず、38ページ、39ページは、賦課事務についての説明でありますので、お目通しをお願いします。

続きまして、成果説明書の39ページのほうで、収入状況の説明をしたいと思います。

初めに町民税個人分、現年分の収入額が1億2,247万1,000円、滞納繰越分が387万1,000円、法人分が、現年分978万7,000円、滞納分が10万円、固定資産税、現年度分1億728万3,000円、滞納繰越分391万6,000円、国有資産等交付金が109万円で、軽自動車税、現年分が2,946万6,000円、滞納分が227万8,000円、軽自動車税環境性能割分が110万9,600円、たばこ税が4,699万1,000円、こちらのほうが今年度の収入済み額になります。各税目ごとに前年単位で、収入額は若干上回っていているんですけど、法人税のみ若干前年に比べて収入が下がっております。

すみません、下のほう、41ページの③、上の表との対比で不納欠損額の状況을載せております。各税目ごとにおいて、滞納分で住民税が82万円、固定資産税が256万円、軽自動車税が60万5,000円、合計で398万5,000円の不納欠損を行っております。不納欠損は、地方税法第18条において、時効消滅の成立した案件及び執行停止後3年経過の案件を不納欠損処分として落としております。

成果説明書の42ページをお開きください。

全協のほうで説明をしていなかった国民健康保険税の収入状況について説明します。

令和2年度分国民健康保険税、調定額が1億598万7,000円、徴収額が9,427万7,000円、徴収率のほうは88.95%となります。

歳入のほうの説明は、以上で終わらせていただきます。

続きまして、歳出のほう、決算書の29ページからです。

1、総務管理費、項2徴税费において、2、賦課徴収費です。役務費の140万7,016円、催告書等いろいろな封書の送付の分でしたけど、不用のほうが出たので57万5,000円落としております。

すみません、続きまして30ページ、項3の戸籍住民基本台帳費、目1、戸籍住民基本台帳費の中の節18です。負担金及び交付金1,001万4,000円の交付金の中のうち、638万円のシステム負担金のほうを年度内での処理ができなかったため、繰り越しております。

以上で、くらし支援課の説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

子育て支援課より補足説明をお願いします。

#### ○子育て支援課長（岡林文晴君）

令和2年度一般会計決算書の子育て支援課関連の補足説明をいたします。

歳入から主なものを説明します。

決算書9ページをお開きください。成果説明書は、60ページの私立保育所分です。

12款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金2節私立保育所費負担金は、現年度保育料815万3,225円と、滞納繰越分23万2,000円を合計した額838万5,225円です。保育所に入所している児童の保護者負担金、これは保育料です。収入未済額3万8,000円につきましては、今年度7月に全額納入されています。

決算書10ページ、11ページをお開きください。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金、収入済み額2億6,252

万1,888円の内訳は、子どものための教育・保育給付費私立保育所分として1億1,653万120円、認定こども園分として6,379万4,436円、児童手当負担金8,219万7,332円です。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金、収入済額2,216万2,372円の内訳は、子育て世帯への臨時特別給付金給付費補助金1,083万円、これに伴う事務費補助金23万円、子ども・子育て支援交付金834万1,000円、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金18万9,000円、保育環境改善等事業補助金249万4,000円、特別児童扶養手当事務交付金2万372円、子ども・子育て支援事業補助金システム改修分5万8,000円分となっています。

決算書12ページ、13ページをお開きください。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節衛生費国庫補助金、収入済額2,548万4,000円の中に母子衛生費補助金産後ケア事業分23万7,000円が入っています。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金、収入済額9,628万2,954円の内訳は、子どものための教育・保育給付費私立保育所分4,990万4,249円、認定こども園分2,732万1,540円、児童手当負担金1,905万7,165円の合計額となっています。

決算書14ページ、15ページをお開きください。

15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金、収入済額550万5,000円の中に、ひとり親家庭医療費助成事業補助金170万4,000円、乳幼児医療費補助金204万1,000円の合計374万5,000円が含まれています。

3節児童福祉費補助金、収入済額1,074万2,000円の内訳は、子ども・子育て支援交付金743万3,000円、多子世帯保育料軽減事業費補助金23万4,000円、ひとり親世帯臨時特別給付金事務費補助金7万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金300万5,000円となっています。

15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金1,377万2,900円の中に、離島地域不妊治療支援事業費補助金6万8,900円が含まれています。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

決算書36ページをお開きください。成果説明書は、59ページです。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費12節委託料、支出済額721万3,713円の内訳としては、児童館管理運営委託料601万2,978円、子育て支援病児保育委託料120万735円となっています。19節扶助費、支出済額1億2,040万5,000円は、児童手当給付費です。

3款民生費2項児童福祉費2目私立保育所費10節需用費、支出済額400万円は、新型コロナ対策衛生用消耗品です。保育所、認定こども園、放課後児童クラブに簡易検査キット、マスク、手袋、消毒用資材、空気循環機の配布をいたしました。

18節負担金補助及び交付金、支出済額3億4,790万5,360円の内訳は、私立保育所3園、認定こども園2園への保育給付費3億4,677万6,510円、私立保育所新型コロナ対策間接補助金100万円、2園のほうに50万円ずつ支払いしています。

22節償還金利息及び割引料については、令和元年度教育・保育負担金超過受入額の返還金国庫分

231万2,502円、県費分52万1,378円となっています。

3 民生費 2 項児童福祉費 3 目子育て支援事業費 1 節報酬、支出済額240万9,112円は、子育て世代環境教育推進事業に係る地域おこし協力隊員と母子保健事業に係る保健師の報酬です。10節需用費支出済額194万6,697円の主なものは、乳幼児健診に係る衛生費、消耗品です。

決算書38ページをお開きください。成果説明書は、63ページをお開きください。

12節委託料の支出済額1,781万9,451円の内訳は、がじゅまるの家へのわれんきゃ広場や夏休み親子体験活動、中学校での演劇鑑賞会等の開催の委託料289万1,553円、放課後児童クラブ運営業務委託料1,492万7,898円となっています。19節扶助費の520万円は、出産祝い金となっています。

5 目子ども医療費19節扶助費、支払済み額1,253万7,028円の内訳は、ひとり親家庭医療費助成事業1,064件340万9,265円、乳幼児医療費助成事業償還払分1,466件424万9,315円、乳幼児医療給付事業404件123万7,499円、義務教育就学医療助成事業1,321件364万949円です。

ここで成果説明書59ページの1か所訂正をお願いいたします。

成果説明書の59ページ、一番下の部分、子育て世帯への臨時特別給付金一般分と公務員分とありますが、公務員部分の「181万円」を「187万円」へ訂正をお願いいたします。

3 款民生費 2 項児童福祉費 7 目子育て世帯への臨時特別給付金事業19節扶助費の支払済み額1,083万円は、令和2年4月分の児童手当を受けている方を対象に、臨時特別給付金として1万円の追加支給を行いました。

決算書42ページをお願いします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 6 目母子衛生費12節委託料支払済額485万2,530円の主なものは、妊婦健康診査委託料として469万8,530円となっています。18節負担金補助及び交付金614万569円は、産科医確保支援事業補助金として600万円を支出しています。

以上で、子育て支援課の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

引き続きまして、選挙管理委員会より補足説明をお願いいたします。

#### ○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

それでは、選挙管理委員会の決算書の説明をいたします。

成果説明書106ページ、一番最後のところになります。

こちらには、昨年行われた県知事選挙の結果が載っておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

では、決算書15ページをお開きください。

歳入のほうを説明いたします。

決算書15ページ、3 項県委託金 1 目総務費県委託金 3 節選挙費委託金492万4,139円は、県知事選挙費でございます。

次に、歳出のほうを説明いたします。

決算書30ページから31ページをお開きください。

4項選挙費 1目選挙管理委員会費1,220万144円は、主に職員の手当等でございます。

2目選挙啓発費は、支出額5万2,562円ですが、委員会費、選挙啓発費、いずれも昨年度は新型コロナウイルスの影響で、研修等、出張等がなかったため、支出はございませんでした。

3目県知事選挙費は492万4,139円の支出でございました。

以上、選挙管理委員会の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、地域福祉課より補足説明をお願いいたします。

#### ○地域福祉課長（大山 拳君）

令和2年度一般会計歳入歳出決算、地域福祉課に係るものについて補足説明をいたします。

成果説明書は45ページから46ページになります。

主なものについて、決算書での説明をいたしたいと思います。

歳入につきまして、決算書9ページをお開きください。

12款分担金及び負担金 2項 1目 1節老人福祉費負担金は、徳之島老人ホームの入所措置費として801万5,650円の歳入となっております。

次に、10ページ、下のほうになります。

14款国庫支出金 1項 1目 1節社会福祉費負担金は、国保基盤安定負担金として963万4,487円、障害者自立支援給付費等負担金として1億1,458万2,685円、障害者自立支援医療給付費負担金として600万円、障害児入所・通所給付事業負担金が1,250万円の合計1億4,271万7,172円の歳入となっております。

次に、決算書11ページになります。

下のほう、2項国庫補助金 2目 1節社会福祉費補助金、こちらは地域生活支援事業費補助金として350万8,000円、障害者自立支援給付費審査支払等システム改修補助金として16万7,000円の歳入が含まれております。その下、2節老人福祉費補助金は、介護保険低所得者保険料軽減負担金として1,248万600円の歳入となっております。

決算書13ページになります。

15款県支出金 1項 1目 1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療給付費負担金、重度心身障害者医療助成金、障害児入所・通所給付事業負担金、それぞれの合計1億2,290万4,608円の歳入となっております。その下の2節老人福祉費負担金は、後期高齢者医療特別会計基盤安定負担金として3,265万185円の歳入となっております。

決算書14ページをお開きください。

2項県補助金 2目 1節社会福祉費補助金550万5,000円の中に、地域生活支援事業補助金175万4,000円と民生委員推薦委員会補助金6,000円の合計176万円が歳入として含まれております。

2節老人福祉費補助金は、老人クラブ育成補助金、介護保険低所得者軽減措置事業補助金、介護保険低所得者保険料軽減負担金、元気度アップ地域包括ケア推進事業補助金の合計770万2,381円の歳入となっております。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金1,377万2,900円の中に、地域自殺対策緊急強化事業費として130万9,000円が含まれております。

決算書16ページになります。

上のほうの2目民生費県委託金1節権限移譲委託金23万5,000円のうち、障害者を支援するための法律に関する事務の権限移譲委託金として4万7,000円が歳入として含まれております。

決算書18ページになります。

18款繰入金1項3目1節介護保険特別会計繰入金は、徳之島地区介護保険組合負担金精算返還金介護保険分として50万6,982円の歳入となっております。

次に、20ページになります。

20ページ上のほう、6目民生費雑入2節社会福祉費雑入は、シルバー人材センターの法人形態変更に伴う剰余金返還金、徳之島地区介護保険組合負担金精算返還金障害福祉分、障害者自立支援給付費負担金国庫・県費追加交付、障害児入所・通所給付費国庫・県費追加交付分、電気料金基本料金超過分の収入として、合計535万8,435円の歳入となっております。

以上、歳入についての説明となります。

次に、歳出について説明いたします。

決算書33ページから34ページになります。

3款民生費1項1目12節委託料、計画していた地域福祉計画の作成に係る委託料でしたが、コロナウイルス感染拡大に伴い不用額が出ております。

34ページ、27節繰出金、国民健康保険基盤安定繰出金7,765万9,674円、国保会計財政安定化支援事業繰出金2,088万円、助産費等補助金、繰出金224万円、国民健康保険事務費繰出金778万8,000円の合計1億856万7,674円の歳出であります。不用額の56万326円については、助産費等補助金の実績確定に伴う執行残となっております。

2目社会福祉施設費10節需用費、主なものとして管理施設光熱水費、管理施設の修繕費としての需用費289万3,535円となっております。不用額は、光熱水費や修繕費の実額に応じて支出をしたため、執行残となっております。

3目老人福祉費27節繰出金、介護保険給付地域支援事業、介護保険事務費、低所得者介護保険料軽減措置、それぞれの事業の実績に応じ、合計1億4,579万7,533円の歳出、794万1,467円が不用額となっております。

4目後期高齢者医療費27節繰出金についても、後期高齢者医療事業の実績に伴うもので、各種事業の中でも不用額215万6,629円のうち、後期高齢者医療広域連合療養給付費において不用額214万3,349円と大きくなっております。

決算書35ページになります。

6目障害福祉費19節扶助費、障害者自立支援給付費事業、障害者自立支援総合対策事業、障害者自立支援医療給付費事業、地域生活支援事業、心身障害児（者）施設訪問旅費助成、障害児入所・通所給付事業通しての歳出となっております。自立支援給付費や医療給付費の実績に伴い、不用額が大きくなっております。

35ページ、8目重身医療費19節扶助費は、重度心身障害者医療費助成金として1,550万6,484円の歳出となっております。不用額については、事業実績に伴う執行残となっております。

決算書36ページになります。

9目地域包括支援センター運営費10節需用費の内訳として、公用車の修繕費と車検整備費として32万6,720円の歳出となっております。

決算書39ページになります。

4項災害救助費1目18節負担金補助及び交付金は、災害時に福祉避難所として開設される事業所への負担金としての歳出であります。19節扶助費は、火災や自然災害などの災害見舞金としての歳出であります。

決算書42ページになります。

7目地域自殺対策強化事業12節委託料については、役場新規採用職員や民生委員を対象としたゲートキーパー養成講座や、阿権小学校の子ども会を対象にしたSOSの出し方教育に係る委託料となっており、192万9,000円の歳出となっております。

以上、地域福祉課における決算についての説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、健康増進課より説明をお願いします。

#### ○健康増進課長（澤佐和子君）

令和2年度健康増進課関連分一般会計歳入歳出決算について、補足説明をいたします。

成果説明書は64ページから66ページになります。

まず、歳入についてご説明いたします。

決算書9ページをお開きください。

12款分担金及び負担金2項負担金2目衛生費負担金1節保健衛生費負担金、収入済額うち366万510円は、各種検診の自己負担金であります。検診受診実績につきましては、成果説明書65ページに、健康増進事業をご参照ください。

次に、12ページをお願いします。

14款国庫支出金1項国庫補助金2目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金2,548万4,000円うち61万3,000円は、感染症予防事業の新たなステージに入ったがん検診と風疹抗体検査に関する国からの補助金であり、184万4,000円が新型コロナワクチン接種体制整備事業に関する国庫補助金であります。



14ページ、15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金1,377万2,900円のうち69万7,000円は、健康増進事業県補助金であります。

16ページ、お願いします。

3項県委託金2目民生委員委託金1節権限移譲委託金23万5,000円うち16万8,000円は、医療関係各種及び調理師・栄養士免許申請事務の権限移譲に係る県からの委託金であります。

次に、歳出、決算書40ページをお開きください。

不用額の大きいものについて説明いたします。

4款衛生費1項保健衛生費3目保健センター運営費18節負担金補助及び交付金44万6,800円につきましては、主に医師修学資金助成申請者がいなかったためによる不用額であります。

その下、19節扶助費48万6,000円につきましても、若年がん患者に対する療養支援事業の申請対象者がいなかったための不用額となっております。

4目予防費については、10節需用費228万6,833円につきましては、各種予防接種実績によるワクチン購入費やコロナ感染症対策事業費として、各消毒や衛生用品購入費、コロナ対策整備事業に係る事務用品の実績による不用額となっております。

また、12節委託料において412万7,399円が不用額となっておりますが、コロナ禍において検診控えなどによる結核検診受診の実績や各種予防接種における実績によるものであります。令和2年度から高校生以下のインフルエンザワクチン助成も行いましたが、コロナの影響もあり、高齢者は約7割の方が接種を受けましたが、子どもの接種は、特に中高生の接種は少ない状況でした。

決算書41ページになりますが、18節負担金補助及び交付金において、コロナ感染症で陽性となった方で、島外で療養された方6名の旅費助成を行いました。これの執行残93万5,000円と、19節扶助費において新型コロナウイルス感染症における検査時の初診料助成を159人行いましたが、これの執行残72万9,000円を次年度へ繰り越すものであります。

5目健康増進事業費におきましては、7節報償費21万7,000円や11節役務費35万3,328円などにつきまして、検診実績などによる活動費の減や通信運搬費などの減によるものであり、12節委託料631万495円が不用額となっておりますが、これも、コロナ禍における各種がん検診などの実績によるものであります。

成果説明書64ページになりますが、予防接種等事業の実績につきまして、66ページにおきましては、各種がん検診実績や特定保健指導実績などが記載されています。暫定値では、特定健診、特定保健指導は実施率が高くなっていますが、コロナ禍において訪問指導などの活動が困難だったこともあり、確定値は特定保健指導実施率が60%に届かない見込みであります。がん検診受診においても、肺がん検診や乳がん検診が計画よりやや増加したものの、ほとんどのがん検診が例年より受診者が少ない状況でした。こうした中、新たな取組としまして、糖尿病の重症化予防として、リモートでの専門的な保健指導を行ったり、参加は少なかったものの、「メタボ対策としてのウエストサイズ大作戦」では、参加者の大きな行動変容が認められるなど、事業効果も出ております。

国保保健事業や予防、国保、介護が一体となって進める一体的保健事業を各関係課部署と連携し、早世対策から生活習慣改善を図り、重症化・重度化防止を図っていきたくと思っています。

健康増進課関連の補足説明を終わります。

**○決算審査特別委員長（牧 徳久君）**

ここでしばらく休憩いたします。午後は13時、1時より再開いたします。

休憩 午前 11時50分

---

再開 午後 1時00分

**○決算審査特別委員長（牧 徳久君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中におきましても補足説明をしまいましたが、これからも午後に引き続き補足説明をまいります。

きゅらまち観光課よりお願いします。

**○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）**

成果説明書のほうの79ページをお開きください。

まず、小型合併浄化槽施設設置整備事業であります。令和2年度におきましては、5人槽71基、7人槽2基、単独浄化槽の撤去が35か所、宅内配管34か所で合計金額3,668万3,000円を算出しております。近年は単独浄化槽の撤去費用もこの補助の額に含めることにより、この合併浄化槽の普及が進んでいるものでございます。

歳入につきましては、決算書12ページに国からの衛生費補助金として1,834万1,000円、県の同じく決算書の14ページのほうに県衛生費補助金として県費のほうで688万6,000円が歳入であります。

歳出のほうは決算書の40ページでございます。

続きまして、成果説明書の2番、狂犬病予防でございます。本年は令和2年度におきましては、5月27、28日の2日間実施しまして、252頭に注射を行っております。この部分につきましては、決算書の10ページ、歳入の衛生手数料のほうに猫の登録手数料、注射手数料、登録手数料等が含まれて記載がされております。

続きまして、成果説明書の80ページであります。

ハブ撲滅対策費です。令和2年におきましては、合計で1,383匹、414万9,000円の歳出であります。雑入のほうの決算書の19ページのほうに、衛生雑入費としてハブ駆除対策費県より205万6,500円の歳入があります。この部分で若干半額の1,500円のこの匹数の差異がございますのは、年度末にハブの回収を県の保健所が来るんですが、このときの差がありまして、若干この匹数と県の歳入の数字が若干差がございます。

続きまして、成果説明書の81ページ、海岸漂着物対策事業であります。歳出の決算書のほうは42ページになります。年間ごみの回収量が118.2t。総事業費として、2,078万68円の歳出となっております。

ります。

続きまして、5番目、脱炭素地域づくりモデル形成事業であります。歳入の決算書のほうのページ12ページ、衛生費国庫補助金として歳入がございます。歳出のほうはページ43ページ、委託料であります。熊本環境革新支援センターのほうがこのモデル事業の委託先となっております、全額国の補助金であります。992万2,000円の歳出であります。

続きまして、82ページの世界自然遺産推進事業であります。この世界自然遺産推進事業につきましては、その財源の多くを占めるものがふるさと納税であります。決算書の54ページに詳細にその歳出についてあります。主に行ったものとして、委託でもって外来植物の駆除をやっております。主にやったのが喜念浜のポトスの駆除作業であります。合計で5,060kgの処理を行っております。

もう1点、希少植物調査移植に伴う委託事業とあります。最近枯れ松に着生していますフウランやナゴラン等々がありますが、倒木した松の木にありますが、これを移植する必要があるということで委託し、501株移植しております。この世界自然遺産推進事業の中でもう1つ大きい部分として、徳之島地区自然保護協議会というものがあります。こちらのほうに負担金として124万円拠出してあります。これをもちまして、3町のほうの自然保護協議会のほうで世界遺産に関する様々な取組を行っているところであります。

続きまして、成果説明書の82ページ。美しい村づくり事業であります。本事業につきましても、財源の主なものにつきましてはふるさと納税が充てられております。令和2年の処理量としまして、不法投棄が主な事業の内容でございますが、13か所98tを処理しております。決算書のほうは43ページに詳細の金額が載せてあります。

続きまして、下の伊仙町商工会補助事業であります。伊仙町商工会補助事業として220万円の歳出をしてあります。決算書のほうは53ページに当たります。以下、トライアスロン、ほーらい祭り様々な事業がありましたが、令和2年度につきましては、全ての祭り、イベントのほうが中止となっております。

続きまして、84ページをお開きください。決算書のほうは53ページとなっております。コロナ禍における観光のコロナ禍が過ぎた後にどういう観光ができるか、コロナ禍で大変厳しい状況が続いているこの観光事業に対しての助成事業を行いました。島内の宿泊施設に1泊するごとに5,000円のクーポン券を発行しまして、最高1万5,000円。これを町内の各お店で使えるというような事業であります。詳細につきましては、53ページに歳出の全ての金額が載っておりますので、後ほど質疑応答のほうでまた詳細についてはお答えしたいと思います。

以上であります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、農業委員会よりお願いいたします。

#### ○農委事務局長（豊島克仁君）

それでは、農業委員会の令和2年度歳入歳出決算書の補足説明をいたします。決算書歳入につき

まして、14ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金、1節農業委員会費補助金、収入済額は828万333円となっております。内訳といたしまして、農業委員会費補助金219万6,000円、機構集積支援事業補助金183万1,000円、農地利用最適化交付金425万3,333円となっております。

続きまして、16ページをお開きください。

15款県支出金、3項県委託金、4目農林水産業費県委託金、2節権限委譲委託金、収入済額38万2,000円のうち、農業委員会の分といたしまして20万6,000円で、農地法に関する事務の権限委譲の準備金になります。

続きまして、20ページをお開きください。

20款諸収入、4項受託事業収入、1節農業費受託事業収入、収入済額は60万2,700円となっております。内訳といたしまして、農業者年金業務受託収入59万7,700円、農地売買等事業業務受託収入5,000円となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。決算書44ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬845万8,287円、これは農業委員会会長及び委員推進員の報酬になります。

12節委託料、25万3,000円は農家台帳システム保守委託料になります。

18節負担金補助及び交付金、38万8,700円は主なものとして、農業会議所及び奄美地区農業委員会連絡協議会の負担金となります。

続きまして、成果説明書105ページをお開きください。

1番最後のほうです。農業委員会開催状況につきましては、毎月15日前後が開催日となっております。主な議題としましては、農地法第3条許可申請の議案、農地法第4条、第5条許可申請を主に取り扱っております。令和2年度の農地法第3条許可申請は67件、18万8,811m<sup>2</sup>が売買および贈与での申請となっております。農地法第4条許可申請は2件、2,493m<sup>2</sup>、農地法第5条許可申請は5件、2,285m<sup>2</sup>が転用されております。

農地利用集積結果につきましては、167件、68万3,446m<sup>2</sup>となっております。農地の利用関係をめぐる紛争につきましては、令和2年度は境界線等の和解の仲介申し立てがなかったため、ゼロ件となっております。農業者年金加入状況につきましては、令和2年度の加入が2件、受給者数が196名となっております。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、経済課より補足説明をお願いします。

#### ○経済課長（橋口智旭君）

経済課所管の令和2年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。歳入のほうから説明いたします。決算書7ページをお開きください。

2 款地方譲与税、4 項 1 目 1 節森林環境譲与税、収入済額61万2,000円は森林整備及びその促進に関する費用に充当することとなっており、木材利用の促進や普及啓発を目的に基金として積立し、新庁舎建設の際の一部木質化を計画しております。

10ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、2 項負担金、5 目農林水産業費負担金、収入済額876万9,560円は畜産関係の各種資機材の導入助成事業を実施した際の農家負担分でございます。

13款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目農林水産業使用料、収入済額383万8,444円は百菜施設使用料及び生活改善センター、農業支援センターの使用料でございます。

14ページです。

15款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金、2 節農業費補助金、収入済額 1 億5,514 万306円。主なものといたしまして、令和元年度からの繰り越し事業でございます産地生産基盤パワーアップ事業補助金 1 億1,370万円、農林水産物輸送コスト支援事業補助金3,322万9,221円、他にさとうきび優良種苗供給確保事業、農地集積協力金交付事業、鳥獣被害対策事業などその他各事業の実施による歳入が含まれております。

4 節林業費補助金、収入済額64万9,800円は森林環境直接支払い事業及び里山林総合対策事業の実施による歳入、5 節水産業費補助金、収入済額160万8,800円は離島漁業再生支援事業及びサンゴ礁保全対策事業の実施による歳入でございます。

16ページをお開きください。

15款県支出金、3 項県委託金、4 目農林水産業費県委託金、1 節農業費委託金、収入済額710万円は奄美群島移動寄生虫特別防除事業受託による歳入、2 節権限委譲委託金、収入済額38万2,000 円のうち、6 万5,000円が有害鳥獣に関する事務に対する歳入でございます。

17ページです。

16款財産収入、1 項財産運用収入、2 目 1 節利子及び配当金、収入済額 3 万841円のうち、715円が肉用牛基金利子、2 項 3 目 1 節生産物売払い収入、収入済額53万65円のうち12万3,825円が農業支援センターの農作物売払いによる収入でございます。

18ページをお開きください。

18款繰入金、2 項 1 目基金繰入金、3 節伊仙町森林環境譲与税基金繰入金、調定額、収入済額ともにゼロ円となっておりますが、こちらは地方譲与税の収入で説明いたしましたとおり、基金の積立による事業実施を計画しているため、令和 2 年度の基金からの繰入はいたしておりません。4 節伊仙町肉用牛特別導入事業基金繰入金、収入済額1,890万円、こちらは同事業の県支出金の返還にかかる基金からの繰入金でございます。

19ページです。

20款諸収入、3 項雑入、3 目農林水産業費雑入、1 節農業費雑入、収入済額426万1,290円、主なものとして鹿児島地域振興公社からの農地中間管理事業事務受託として240万1,000円、味の素 A G

F株式会社からの徳之島コーヒー生産支援プロジェクト負担金として160万円などの歳入がございました。

2節畜産業費雑入、収入済額279万1,000円は畜産基盤整備事業に関する農家負担分でございます。

3節水産業費雑入、収入済額6万円は、漁業集落支援事業に関する違約金でございます。

続きまして歳出の説明をいたします。決算書45ページから、成果説明書68ページからとなっております。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農業総務費、主なものといたしまして、12節委託料はコーヒーの現地栽培技術を確立するための業務委託料として200万円の支出、13節使用料及び賃借料については、百菜のレジリース及び公用車のリース料等の支出。18節負担金補助及び交付金は環境に優しい農業推進事業において、堆肥散布助成を行っており、400万円の支出、その他徳之島地域営農推進本部や廃プラスチック処理連絡協議会等、各団体への負担金補助及び交付金として支出しております。

45ページから46ページです。

5目特殊病害虫防除対策費、こちらはカンキツグリーンング病の根絶を図るための調査及び防除にかかる経費。また、ミカンゴミバエ等の侵入警戒トラップ調査を行っております。

10節需用費は防除用の薬剤の購入、12節委託料は調査及び防除等の作業委託でございます。

6目糖業振興費、継続費及び繰り越し事業繰越額1億1,880万円は産地生産基盤パワーアップ事業の令和元年度からの明許繰り越しでございます。

12節委託料、こちらは種苗対策として、原苗圃の設置を行っております。

18節負担金補助及び交付金の主なものといたしまして、産地生産基盤パワーアップ事業1億1,370万円。ハーベスター料金の一部助成、または面積拡大定期管理等の推進を目的とし、一般財源とコロナ交付金を活用しまして、総額5,000万円の助成を行ったところでございます。

不用額705万8,678円につきましては、産地パワーアップ事業の入札減並びにさとうきび増産推進事業の実績に伴う不用額となっております。

7目有機物供給センター管理運営費、継続費及び繰り越し事業繰越額1,804万円は液肥散布車導入にかかる令和元年度からの明許繰り越しでございます。

10節需用費1,029万9,720円は主にアンモニアキラー等の薬品代及び修繕費としての支出、12節委託料は施設の管理運営委託料としての支出、17節備品購入費は先ほど申し上げました液肥散布車の導入でございます。

8目園芸振興費、主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金において園芸品目生産資材助成として183万2,385円の助成を行っております。

46ページから47ページです。

9目畜産振興費、主なものといたしまして、12節委託料において、使用管理にかかる各種資機材の導入委託、翌年度繰越額の454万3,000円は本事業のうち、シリンダーカッター導入分の令和3年

度への明許繰り越しでございます。

18節負担金補助及び交付金、支出済額2,670万8,091円。主なものといたしまして、優良素牛保留補助金2,240万円。畜産基盤再編総合整備事業負担金279万1,000円の支出。不用額については、優良素牛保留事業及び基盤整備事業の実績に伴う不用額でございます。優良素牛保留事業につきましては、令和元年度までは予算額1,000万円とし、対象農家数で按分し助成いたしておりましたが、令和2年度からは事業を拡充し、実施しており、飼養頭数の増頭につながったと考えております。

22設償還金利子及び割引料1,890万円は歳入でも説明しましたとおり、伊仙町肉用牛特別導入事業基金にかかる県支出金の返還となっております。

10目生活改善センター運営費、主なものとして、10節需用費において和室の修繕、14節工事請負費において経年劣化に伴う蒸気ボイラーの更新工事を行っております。

11目農林水産物輸送コスト支援事業、事業対象の2 J A、2団体に対し、農産物及び資材の流通経費の助成を行っております。

不用額については、バレイショ価格の高騰により、共販率が減少傾向にあったため、助成金のほかも多額な不用額が生じた次第です。

47ページから48ページです。成果説明書70ページになります。

12目農業担い手育成確保事業、こちらは認定農業者連絡協議会や4 Hクラブ等本町の農業を担う農家、団体の活動に対する支援。また、農業次世代人材育成投資事業を活用し、青年就農者に対し給付金を給付いたしております。

13目人・農地プラン推進支援事業。こちらは地域の農業者等の話し合いにより、その地域における人・農地プランの実質化に向けて取り組んでおり、令和2年度においては2地区の実質化を行いました。

14目農地中間管理事業。こちらは県地域振興公社から業務委託を受け、農地の集積、集約化に取り組んでおります。R 2年度実績といたしまして、2地区において約23ヘクタールの農地集積を行っております。

また、農地集積協力交付金として368万3,200円支出しております。

15目鳥獣被害対策事業費、有害鳥獣駆除実績といたしまして、イノシシの成獣164頭、幼獣7頭の捕獲がございました。また、狩猟免許取得費用助成、捕獲遠隔監視機器の導入、イノシシ対策資材購入費用の助成を行っております。不用額については、イノシシ駆除にかかる報償費、また対策資材購入助成の実績に伴う不用額となっております。

16目奄美農業創出緊急支援事業ですが、例年農家を伴い園芸に関する各品目において研修、先進地視察等を実施しておりましたが、令和2年度においてはコロナ禍の影響により視察等を見送っております。

18節負担金補助及び交付金、翌年度繰越額1,045万6,000円はポストハーベスター2台の導入にかかる明許繰り越しであり、本年度導入することとなっております。

17目農業支援センター運営費。実績といたしまして、キノコにじいろクラブを連携した農福連携事業への取組、農業塾の開催、学校への出前講座等を実施いたしました。

また、年間を通して土壌分析の受付等を行っております。

また、一般質問でもお答えしましたように、3月末での所長の退職を受けて、本年度8月に新たな所長を迎えることができたので、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

49ページから50ページです。

19目ふるさとレストランプロジェクト事業費、主なものとして、12節委託料、こちらは新規店舗の開拓や各連絡調整等を委託しており、令和2年度においては新たに2店舗のレストランに参入いただいております。

決算書52ページをお開きください。

3項林業費、1目林業振興費、こちらは各事業を活用しまして、町有林の保育間伐の実施、また、町内の5つの小中学校において、松への薬剤の樹幹注入を実施いたしております。

4項水産業費、1目水産振興費、こちらはサンゴ礁のモニタリング調査等を通じた保全対策事業の委託、また、離島再生支援事業を活用した漁業集落の活動に対する支援を行っております。

以上、経済課所管の令和2年度歳入歳出決算の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、耕地課より補足説明をお願いいたします。

#### ○耕地課長（稲田良和君）

令和2年度一般会計歳入歳出決算書、耕地課関係についての歳入の補足説明をいたします。成果説明書77ページから78ページ、決算書9ページ。

12款分担金及び負担金1項負担金、1目農林水産業費分担金、1節農地費分担金、調定額441万円に対しまして、収入済額48万7,053円、収入未済額392万2,947円、徴収率11.04%。滞納繰越分調定額5,100万4,530円に対しまして、収入済額683万7,805円、収入未済額4,416万6,725円、徴収率13.41%、両分担金合わせた調定額5,541万4,530円に対しまして、収入済額732万4,858円。収入未済額4,808万9,672円。徴収率13.20%となっております。分担金につきましては、長年低迷しており、今後も夜間徴収や分納等、徴収対策を強化するとともに徴収計画を図り、徴収率の向上を図ってまいります。

11ページ。

14款国庫支出金、4目災害復旧費国庫負担金、1節農林水産施設災害復旧費負担金、178万9,612円につきましては、農地農業用施設災害復旧工事分国庫負担金でございます。

12ページ。

2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、1節農地費補助金844万円につきましては、水利施設等保全高度化事業補助金、農村環境計画策定事業補助金でございます。

14ページ。



15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、3節農地費補助金、3,852万9,920円につきましては、多面的機能支払交付金2,775万4,920円。多面的機能支払推進交付金72万5,000円。地籍調査事業費補助金1,005万円でございます。

16ページ。

3項県委託金、4目農林水産業費県委託金、2節権限委譲委託金、38万2,000円のうち11万1,000円については、土地改良法に関する事務ということで権限委譲の収入でございます。

21ページ。

1目過疎対策事業債、3節農林水産業債1億1,170万円のうち、水利施設等保全高度化事業費390万円。東伊仙地区排水路事業5,130万円が含まれております。

22ページ。

13目緊急自然災害防止対策事業債、1節緊急自然災害防止対策事業債9,940万円につきましては、東伊仙地区排水路工事費でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書50ページ、成果説明書は同じく77ページから78ページでございます。

6款農林水産業費、2項農地費、1目農地総務費、10節需用費、435万1,850円につきましては、地下水ポンプの電気料並びに修繕料が主なものでございます。

12節委託料994万8,160円につきましては、農村環境策定事業第2伊仙中部事業計画書作成業務でございます。

14節工事請負費1億780万9,000円につきましては、東伊仙地区排水路工事、農業総合開発センター北側の排水路工事費でございます。

18節負担金補助及び交付金、5,149万6,745円、主なものとしましては、多面的支払い交付金町負担金、徳之島用水土地改良区負担金でございます。

50ページから51ページ。

2目特定地域振興生産基盤整備事業、10節需用費、1,779万8,176円につきましては、主に修繕費でございます。

13節使用料及び賃借料189万9,600円につきましては、補修時の重機借り上げ料でございます。

18節負担金補助及び交付金、9,951万6,810円につきましては、畑総畑かん需要の町負担金でございます。不用額2,788万7,190円につきましては、畑総畑かんの実績に伴うものでございます。

3目ダム管理費、10節需用費161万8,776円につきましては、ダムの光熱水費、修繕費でございます。

51ページから52ページ。

5目地籍調査事業費、12節委託料1,195万円につきましては、測量委託費でございます。

13節使用料及び賃借料110万3,520円につきましては、地籍調査システムの使用料でございます。

15節原材料費17万2,152円につきましては、協会立ち上げ材料費でございます。

18節負担金補助及び交付金、15万6,000円につきましては、県、郡の地籍調査事業の協議会負担金でございます。

72ページ。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、4目農地災害復旧費、14節工事請負費182万8,000円につきましては、馬根地区災害の工事費でございます。

以上、耕地課関係の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、建設課関係の補足説明をいたします。

#### ○建設課長（福島隆也君）

それでは、建設課関係の令和2年度歳入歳出決算の主なものについて説明いたします。決算書10ページをお開きください。成果説明書は72ページからになります。

歳入についてご説明いたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木費使用料、1節住宅使用料につきましては、調定額9,669万3,510円に対して、収入済額5,256万4,150円、収入未済額4,412万9,360円であります。今年度からは決算書の表記が公営住宅使用料と滞納繰越分が合算されております。詳細につきましては、歳入歳出決算審査意見書4ページをお開きください。年度別収入未済額調をご覧ください。徴収率は54.4%、前年度比0.2%の増であります。

次に、決算書12ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金1億79万2,500円につきましては、公的賃貸住宅家賃低廉化事業費及び防災等整備事業費、阿権・馬根線等の事業交付金の事業費にかかるものであります。

2節防災・安全社会資本整備事業交付金6,624万2,000円は橋梁の補修、道路舗装補修の事業費になります。

次に、16ページをお開きください。

15款県支出金、3項県委託金、7目土木費県委託金、1節道路橋梁費委託金、670万円は県道維持管理費、2節権限委譲金12万7,800円は都市計画法やまちづくり条例等の事務に関する委託金であります。

次に、21ページをお開きください。

21款町債、1項町債、1目過疎対策事業債、5節土木費6,880万円は過疎対策事業債に、2目辺地対策事業債、1節土木費2,410万円は社会資本整備交付金事業にかかる事業債であります。

次に、歳出の説明をいたします。

53ページをお開きください。

6款農林水産業費、4項水産業費、3目漁港管理費の10節需用費、支出済額142万3,560円は前泊漁港の船揚げ場の修繕費であります。

次に、55ページをお願いします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節委託料の7万1,500円は用地交渉費でありましたが、用地交渉に困難をきたしているため、75万9,500円の不用額がでております。

2項道路橋梁費、1目過疎対策事業費の12節委託料41万8,000円は東花津川線の測量委託費。100万円の繰り越しをしております。

14節工事請負費1,353万3,000円は上面縄のウスクドウ東線と糸木名中央線の工事費、21節補償補填及び賠償金の178万8,151円は阿三中山線の電柱移転費であります。

続きまして、56ページをお願いします。

2目の道路維持費、10節需用費の2,412万9,011円の内訳につきまして、説明いたします。消耗品、燃料費の他に修繕費、2,367万8,379円になります。この修繕費につきましては、前年度までは人夫賃金等が節区分に別にありましたが、2年度からは修繕費に賃金、材料費、重機代が含まれているためであります。また、近年の異常気象、またゲリラ豪雨等で路肩決壊等の軽微な修繕箇所が多く発生しているのが起因しております。

12節委託料1,114万円につきましては、道路台帳作成業務、草刈り業務委託料であります。

15節原材料費270万3,870円は道路補修材料費になります。この道路維持費にある翌年度繰越分については次年度に購入予定の西伊仙、東伊仙A工区へのアクセス道路の拡張の移転補償費に繰り越してあります。

次に款項に同じく3目の権限委譲を受けた県道維持管理費、主に420万900円は県道にかかる草刈り委託料であります。

4目社会資本整備総合交付金事業についてご説明いたします。総予算額1億5,618万6,178円のうち、支出済額8,658万4,084円、翌年度繰越額が6,883万8,000円、不用額76万4,094円となっております。

14節の工事請負費7,800万4,000円は伊仙馬根線道路照明事業、阿権馬根線の改良舗装工事になります。翌年度繰越額について用地交渉に時間を要しているため次年度に繰越するものであります。

5目の防災・安全社会資本整備交付金事業について説明いたします。予算額1億9,472万3,326円のうち、支出済額1億750万7,931円、翌年度繰越額8,700万円、不用額21万5,388円になります。

同目の12節委託料1,348万8,970円は橋梁長寿命化計画策定委託料及び道路修繕委託料になります。繰越額の1,000万円は次年度の橋梁補修設計委託料に充てるものであります。

14節工事請負費8,786万200円は舗装補修工事。第2鹿浦橋を含む9か所の舗装補修工事になります。詳細については追加説明書の73ページに記載しております。お目通しください。

次に3項港湾費、1目港湾管理費、15節原材料費、これは面縄港の物揚場の補修及び遊泳禁止等の看板作成に使用しております。

次に4項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費727万623円は主に住宅退去にかかる修繕費が含まれております。

12節の委託料790万9,000円は西伊仙の下向里団地及び阿三カシナトウ団地の解体委託料になります。

13節使用料及び賃借料145万7,000円につきましては公用車のリース料及び公営住宅敷地の伐採作業にかかる重機借上料であります。

次に2目公営住宅建設事業費、12節委託料167万4,200円は西犬田布団地及び崎原団地の測量委託料であります。

16設公有財産購入費205万円は西犬田布団地の用地購入費になります。翌年度繰越額が2,391万2,000円につきましては、用地の選定、交渉に時間を要したためであります。

3目定住促進住宅運営費、13節使用料及び賃借料2,180万2,464円は定住促進住宅のリース料になります。

次に、73ページをお願いします。

11款災害復旧費、2項公共土木災害施設災害復旧費、4目港湾施設災害復旧費、22節償還金利子及び割引料59万円は30年度災の積算に不備があり、その返還金であります。災害復旧事業は災害が発生し、査定を受け、成功認定を受けるまで3年余りかかるものであります。設計図書に不備等があれば返還請求を受けるものであります。技術者の育成が急務だと思っております。

建設課にかかる主要施設の成果説明は72ページから76ページに記載しておりますので、お目通しください。

以上で建設課の歳入歳出決算の説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 2時00分

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続きまして、教育委員会関係のご説明をお願いします。

#### ○教委総務課長（上木正人君）

それでは、教育委員会総務課の令和2年度歳入歳出決算について補足説明をいたします。

歳入より説明をいたします。決算書の9ページをお開きください。成果説明書は89ページから95ページです。

12款分担金及び負担金、2項負担金、3目教育費負担金、2節小学校費負担金20万1,940円は日本スポーツ振興センター小学校分の災害共済の保護者負担分です。

3節中学校費負担金8万7,380円は中学校分の日本スポーツ振興センター災害共済の保護者負担分です。

続きまして10ページから11ページをご覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目教育費国庫負担金、1節幼稚園費負担金797万9,555円は公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園、預かり保育の国庫負担分でございます。

12ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、1節小中学校費補助金2,965万5,000円は学校施設環境改善交付金及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助でございます。

2節高等学校費補助金414万3,000円は徳之島高校に町内より通学している生徒を対象にしたバス通学費の補助金でございます。

13ページ。

4節保健体育費補助金700万5,000円は小中学校の入学時の心臓健診事業の補助金、学校保健特別対策事業費補助金でございます。

6節教育費補助金2,074万6,000円は公立学校情報端末機器整備費の補助金でございます。

13ページ、14ページです。

15款県支出金、1項県負担金、3目教育費県負担分、1節幼稚園費負担金574万5,919円。公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園及び預かり保育による県負担分でございます。

17ページをお開きください。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、収入済額726万1,069円のうち、602万円が小中学校の教職員住宅の宿舍貸付収入でございます。下段のほう、2項財産物売払い収入、3目生産物売払い収入、収入済額53万655円のうち、40万6,240円は伊仙小学校の太陽光熱発電の売電収入でございます。

続きまして歳出の説明をさせていただきます。60ページをお開きください。成果説明書は92ページから95ページでございます。

支出が大きなものをご説明させていただきます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料、支出済額808万7,400円は伊仙町学校施設長寿命化計画策定委託業務でございます。

次61ページ。

5目学力向上プログラム、7節報償費1,174万500円につきましては、小中学校支援員の謝金でございます。

12節委託料、支出済額4,775万4,760円につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備委託料でございます。不用額の5,786万8,240円は初年度の繰越明許費でございます。

13節使用料及び賃借料、支出済額1,344万9,492円は電子黒板、無線LAN、公務用パソコンのリース料でございます。

めくっていただきまして、62ページ。

6目GIGAスクール環境整備事業、17節備品購入費4,992万4,050円は公立学校情報機器整備事

業備品購入費のものでございます。

63ページをお願いいたします。

2項小学校費、9目学校管理費、1節報酬、支出済額724万4,258円につきましては、各小中学校の用務員の報酬でございます。

10節需用費4,193万9,994円は各小学校の光熱水費、修繕費、指導書代でございます。

10目教育振興費、19節扶助費428万8,249円は修学旅行費の援助費及び準用保護生徒援助費の補助でございます。

64ページをお願いいたします。

3項中学校費、4目学校管理費、1節報酬254万6,432円は各中学校の用務員の報酬でございます。

10節需用費1,504万9,507円は各中学校の光熱水費、修繕費、指導書代でございます。

65ページをお願いいたします。

6目学校建築費、12節委託料、113万5,000円は伊仙中学校10号棟耐震補強、大規模改造工事管理委託料でございます。

14節工事請負6,513万9,000円は伊仙中学校10号棟耐震補強大規模改造工事1工区から3工区の工事請負でございます。

4項高等学校費、1目高等学校総務、18節1,085万9,160円のうち、785万9,160円は離島高校生就学支援費でございます。実績といたしましては、前期が39名、後期36名、計75名の申請がございました。

以上、教育委員会総務課の令和2年度歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

引き続きまして、社会教育課より補足説明をお願いいたします。

#### ○社会教育課長（伊藤晋吾君）

それでは、社会教育禍関係の令和2年度歳入歳出決算について補足説明いたします。

まず、歳入より説明いたします。決算書10ページ、お願いします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目教育費使用料、1節社会教育費使用料171万3,267円は体育施設公民館使用料及び歴史民俗資料館の入館料でございます。

12ページ、お願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金1億79万2,500円のうち、義名山公園整備事業実施設計業務委託料195万2,500円が含まれています。

同ページ、6目教育費国庫補助金、3節社会教育費補助金386万3,000円。

15ページをお願いします。

15款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金、1節社会教育費補助金17万2,000円。

16ページをお願いします。

同款3項県委託金、6目教育費県委託金、1節社会教育費委託金、2,036万7,000円につきましては、町内遺跡確認調査事業、埋蔵文化財活用事業及び畑総事業に伴う埋蔵文化財調査事業の国、県の補助金及び委託金でございます。

その下、2節権限委譲委託金2万円は県青少年保護育成条例に関する事務の委託金になります。19ページをお願いします。

20款諸収入、3項雑入、4目教育費雑入、1節社会教育費雑入、28万1,126円のうち、28万円は契約業者からの入金分でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出について補足説明いたします。決算書59ページをお願いします。

成果説明書は96ページから103ページになりますので、ご参照いただきたいと思います。

8款土木費、5項都市計画費、1目公園費、12節委託料の535万1,600円は義名山公園管理棟改修工事の工事監理業務委託料及びテニスコート改修設計委託料になります。

14節3,423万5,000円は義名山公園管理棟改修工事費になります。委託料の9万5,000円及び工事請負費3,600万円は明許繰り越しとなっております。

続きまして、66ページから67ページ。

10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育総務費、14節工事請負費の126万5,000円は東目手久青少年会館の浄化槽改修工事費になります。

18節負担金補助及び交付金の294万9,400円は地域女性連PTAや連合青年団等、各種団体の補助金及び県、地区の負担金でございます。

67ページ。

3目学習支援プロジェクト事業費、12節委託料566万2,017円は現役東大生による遠隔双方向ライブ授業委託料及び学習支援員委託料でございます。

4目社会体育費、10節需用費635万4,264円は主に体育館の光熱費及び修繕費となっております。

68ページ。

同目17節、備品購入費458万3,480円は空手用マット、仮設トイレの備品購入費でございます。

同目18節負担金補助及び交付金639万2,626円は町体育協会、町スポーツ少年団の補助金及び県、地区の負担金でございます。

同ページ。

5目公民館費、10節需用費184万3,388円は主に光熱費及び修繕費でございます。

12節委託料490万2,356円は東西公民館の耐震診断業務委託料でございます。

14節工事請負費233万9,200円は公民館の空調整備でございます。

17節備品購入費50万8,800円は空気清浄機の購入費でございます。

69ページ。

7目図書室運営費、12節委託料209万円は読書通帳システム委託料でございます。

17節備品購入費45万9,000円はこちらも空気清浄機の購入費で移動図書館車両の643万5,000円は明許繰り越しとなっております。

同ページ。

8目歴史民俗資料館費、12節委託料1,144万1,000円は松くい虫被害木伐倒除去委託料及びシステム構築委託料で、デザイン委託料、映像制作委託料、資料デジタル化委託料の370万8,000円は明許繰り越しとなっております。

17節備品購入費313万8,636円は軽ダンプ、空気清浄機、パーティション等の備品購入でございます。

9目につきましては、国の補助を受け実施しております。主なものとして、町内遺跡確認調査の事務及び発掘作業員の報酬等でございます。

70ページをお願いします。

10目につきましては、県の委託を受け、実施しております。主なものとして発掘整理作業員の報酬及び委託料の報告書作成などがございます。

11目青少年健全育成事業費ですが、こちらは毎月開催の親子チャレンジ教室を実施しているものでございます。

以上、社会教育課関係の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、給食センターから補足説明をお願いいたします。

#### ○学校給食センター所長（松田博樹君）

それでは、給食センターの補足説明をいたします。

歳入につきまして、決算書20ページ、をお願いします。

20款4項1目5節教育費受託事業収入387万円はパン加工賃165万3,000円、米飯加工賃221万7,000円です。

次に歳出に入ります。決算書71ページをお開きください。

成果説明書は104ページになります。

10款教育費、7項保健体育費、2目給食センター運営費、主なものとしまして、1節報酬、これは給食配送運転手3名、調理員7名、パン、米飯加工員3名、代替調理員2名分の報酬となっております。不用額が149万5,983円となっておりますが、これは給食配送運転手が1名、パン、米飯加工員が1名の不在時期があったためです。

8節旅費、これは大島地区学校給食センター運営協議会研修会、県学校給食センター連絡協議会研修会旅費。費用弁償としまして、会計年度職員の通勤手当となっております。また、不用額12万8,620円ですが、これは大島地区学校給食センター運営協議会研修会、県学校給食センター連絡協議会研修会がコロナの影響で中止になったためです。

11節役務費、不用額52万1,126円とありますが、これはノロウイルス検査手数料で当初年6回の予



定でありましたが、ノロ流行時期の1月から3月、年3回に変わったため減額しております。

13節使用料及び賃借料に不用額の15万8,127円がありますが、昨年度は台風の発生が少なく、発電機のリースが1回で済んだためです。

17節備品購入費、これはシンク一層1台、二層2台、事務所のクーラー1台、包丁殺菌庫1台購入しております。

18節負担金及び交付金、これは大島地区学校給食センター運営協議会、県学校給食センター連絡協議会、県栄養士協議会、徳之島保健所管内給食施設連絡協議会の負担金とまた学校給食用物資代、米、パン、牛乳などの代金1,564万6,277円となっております。

以上で給食センターの説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、一般会計の補足説明を終わります。

日程第2 認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。補足説明があればこれを許します。

#### ○地域福祉課長（大山 拳君）

認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算において、地域福祉課にかか  
る事業についてを補足説明いたします。

決算書77ページをお開きください。成果説明書は47ページから49ページとなります。主に決算書  
で説明したいと思います。

収入済額9億3,134万6,520円から支出済額9億1,396万9,949円を差し引き、歳入歳出差引残高が  
1,737万6,531円。そのうち、1,700万円を基金積立金として、残りの37万6,571円を翌年度繰越金と  
しております。

決算書79ページをお開きください。

5款国庫支出金、1項2目1節システム整備費補助金は令和3年3月から運用開始予定であった  
オンライン資格確認のためのシステム改修費としての歳入となっております。国、県において、デー  
タ集約に時間を要しており、現時点での運用開始は令和3年10月となっております。

次に、決算書80ページになります。

6款県支出金、1項1目2節特別交付金は保険者努力支援分交付金992万8,000円、特別調整交付  
金、市町村分交付金3,251万1,000円、県繰入金2号分交付金967万2,000円、特定健康診査等負担金  
423万2,000円の合計額となっております。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、保険者支援分、職  
員給与費繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、それぞれの合計額1億856  
万7,674円の歳入となっております。

決算書82ページになります。

5目一般被保険者第三者納付金、1節一般被保険者第三者納付金及び7目1節一般保険者返納金

は第三者行為求償による歳入及び資格喪失者の返還金としての歳入となっております。

続いて、歳出について説明いたします。

決算書83ページです。

1款1項1目18節負担金補助及び交付金はシステム改修は行ったものの国、県において集約に時間を要しており、令和3年3月運用開始予定が遅れたことからオンラインシステム負担金の4,000円が不用額となっております。

次に84ページになります。

2款1項療養諸費について。退職被保険者については、5年の経過措置がなくなり、対象者がいなくなったことからそれぞれ補正減額をしております。

1目一般被保険者療養給付費、3目一般被保険者療養費、5目審査支払手数料での歳出でそれぞれの実績に応じての歳出及び不用額となっております。

2項1目18節負担金補助及び交付金について、高額療養費としての歳出になっており、実績に応じて不用額も出ております。

決算書85ページになります。

4項出産育児諸費は出産一時金として実績に応じた歳出のため、84万円の不用額が出ております。下の5項葬祭諸費についても実績に応じ、32万円の歳出となっております。

次に、86ページになります。

3款1項医療給付費分は、医療費にかかる費用の県への納付金として1億5,961万9,247円の歳出となっております。

2項後期高齢者支援金等分は国保会計から後期高齢者医療支援金として4,619万4,555円の歳出となっております。

3項介護納付金分も同じく、介護保険支援として2,022万4,000円の歳出となっております。

次に決算書89ページになります。

6目保険給付費等交付金償還金は令和元年度国保給付費等交付金、普通交付金額の確定に伴い、償還金としての歳出となっております。

以上で、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出の補足説明を終わります。

日程第3 認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。補足説明があればこれを許します。

#### ○地域福祉課長（大山 拳君）

認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明いたします。決算書93ページをお開きください。成果説明書は50ページから56ページとなります。

収入済額9億1,334万3,748円から支出済額8億7,605万5,105円を差し引き、歳入歳出差引残高が

3,728万8,643円、そのうち1,400万円を基金積立金とし残りの2,328万8,643円を翌年度繰越金としております。

94ページをお開きください。

1款保険料について、現年度分、滞納分合わせて1億944万4,670円で現年度収納率が97.68%、過年度分が3.21%となっております。昨年と比較し、普通徴収が5.26%増加しており、今後も納め忘れを防ぐために督促の通知等を徹底し、年々収納率が向上するよう努め、過年度の徴収についてもくらし支援課などと連携し、個別訪問や納税相談を実施していきたいと思っております。

また、平成21年度から29年度までの時効消滅分、2,018万6,380円を不納欠損としております。不納欠損をしないために、介護保険制度の周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

2款1項1目介護給付費負担金は施設介護サービスにかかる費用と居宅介護サービスにかかる費用のそれぞれの国の法定割合分の合計額である1億6,068万4,519円の歳入となっております。

同款2項国庫補助金、主に調整交付金と包括支援センター事業の収入となっており、1億2,752万3,517円の歳入となっております。

3款支払基金交付金は国庫支出金と同じく介護保険給付費や包括支援センター事業収入として、支払基金から2億2,686万1,000円の歳入となっております。

決算書95ページから96ページになります。

4款県支出金、2款国庫支出金で説明した介護保険給付費、包括での地域支援事業にかかる事業の県の法定負担割合による歳入で、1億2,800万8,380円の歳入であります。

5款繰入金、1項一般会計繰入金は各種事業において町が負担すべき法定割合分としての一般会計からの繰入金となっております。

97ページの2項基金繰入金は過年度保険料還付金の財源としての不足分60万円を基金から繰り入れたものです。

6款諸収入、2項雑入については、主に徳之島地区介護保険組合負担金返還金、プラン作成による収入となっております。

決算書98ページになります。

7款繰越金、令和元年度決算剰余金1,302万8,848円の繰越金歳入となっております。

次に歳出について説明いたします。99ページになります。

1款総務費、1項1目18節負担金補助及び交付金、町村会への事務処理負担金及びシステム改修負担金として、124万5,200円の支出で11万800円はその執行残となっております。

決算書99ページから103ページにかけて。

2款の保険給付費、居宅や施設などの各種介護サービスにかかる給付になっており、不用額は全て実績に基づく執行残となっております。各種サービスにおいて給付額を予測することが困難であり、また支出すべき給付額の予算がないということがあってはならないことから不用額も高額となっております。款全体で8億1,431万8,129円、不用額が2,699万1,871円となっております。

決算書103ページとなります。

3款地域支援事業費、1項1目18節負担金補助及び交付金については、通所型サービスや訪問型サービスの負担金として、介護事業所へ実績に応じた支出となっており、10万481円が執行残となっております。

2項一般介護予防事業費、1目7節報償費は元気度アップ事業の実績に伴う執行残として、19万5,000円、12節委託料、各教室及び地域サロンなどの委託料として450万円を実績に応じ支出し、執行残が21万5,000円となっております。

次に、104ページになります。

3項包括的支援事業任意事業費、2目11節役務費について成年後見人制度の申請手数料として予算措置していたものですが、申請がなかったため全額が不用額となっております。

4目12節委託料、独居高齢者や高齢者のみの世帯などへ食事を提供する配食サービスとなっております。実績に応じ636万5,000円支出し、21万3,000円が執行残となっております。

次に105ページになります。

6目生活支援体制整備事業費、12節委託料は生活支援コーディネーターによる地域での介護予防活動の支援や協議体の設立、社会資源マップの制作にかかる事業として、長寿子宝社へ委託しているものです。

5款諸支出金、1項2目22節償還金利子及び割引料については地域支援事業過年度清算金償還金として49万399円、介護給付費過年度清算償還金として1,186万2,140円、合計1,235万2,539円の歳出となっております。

次に106ページになります。

2項操出金、1目27節操出金は徳之島地区介護保険組合からの清算返還金を一般会計へ繰り出すものとなっております。

以上、介護保険特別会計の補足説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

日程第4 認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。補足説明があればこれを許します。

#### ○地域福祉課長（大山 拳君）

認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

決算書110ページ、成果説明書は57ページから58ページになります。

収入済額1億8,421万4,869円から支出済額1億8,138万9,482円を差し引き、歳入歳出差引残高が282万5,387円。差引残高全額を翌年度繰越金としております。

次に、歳入について説明いたします。決算書111ページをお開きください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料について、特別徴収分、普通徴収分合わせて4,545万5,900円、現年度収納率が99.17%、過年度分が61.68%となっており、ともに昨年度より収納率は増加しております。引き続き、電話催告や納付相談を行い、収納率向上に努めてまいりたいと思います。

また、収入未済額がマイナス28万8,300円となっておりますが、こちらは特別徴収したものの、その後死亡や転出などにより返還した金額となっております。事務が県の後期高齢者医療広域連合にて行われており、死亡転出確認後の事務報告により調定額は減額したものの、決算額についてはそのままとなっており、広域事務組合からの連絡により、町は処理を行うため収入未済額において差額分をマイナスとしております。

3 款繰入金、1 項 2 目 1 節保険基盤安定繰入金について、低所得者の保険料軽減分としての歳入で、町が4分の1、県が4分の3の負担割合となっております。

下の3目療養給付費繰入金、1 節療養給付費繰入金、こちらは全額町の負担となっており、8,846万7,651円の歳入となっております。

決算書112ページになります。

5 款 4 項受託収入について。長寿健診事業の歳入として72万2,000円。訪問指導事業の歳入として7万7,608円。合計79万9,608円の歳入となっております。

5 項雑入について。こちらは療養給付費の過年度清算金として17万1,914円。後期高齢者医療制度円滑運営事業補助金のシステム改修費として1万7,000円の歳入となっております。

続いて歳出について説明いたします。

決算書113ページになります。

1 款 1 項総務管理費、被保険者証の印刷製本にかかる10節需用費が8万9,991円。

13節使用料及び賃借料がシステム口座端末リース料として、5万9,868円。

18節負担金補助及び交付金がシステム改修費としての8万8,000円が主な支出となっております。

2 項徴収費が主に11節役務費は通知書や督促状の送料や金融機関への口座振替手数料、公金事務取扱手数料が主なもので、25万6,787円の歳出となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目18節負担金補助及び交付金について、町負担分の療養給付費が8,846万7,651円。保険基盤安定負担金が4,353万3,581円。保険料特別徴収分が3,569万6,600円。保険料普通徴収分が819万5,100円。保険料前年度徴収分が51万7,200円。滞納繰越分が54万7,300円の合計、1億7,695万7,432円の歳出となっております。

また、実績に伴う執行残が合計676万1,568円となっております。

3 款保健事業費、1 項 1 目健康診査事業、12節委託料において、長寿健診にかかるデータ管理システム委託料4万731円。厚生連への健診事業委託料93万4,800円が主な歳出となっております。

114ページ下のほう。

4 款諸支出金は1 項 1 目22節償還金利子及び割引料が所得確定による還付や充当として14万2,600円、2 項 1 目27節繰出金、療養給付費の過年度清算金として一般会計への繰出金17万1,914円

の合計31万4,514円となっております。

以上、後期高齢者特別会計の説明を終わります。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について、議題とします。補足説明があればこれを許します。

#### ○健康増進課長（澤佐和子君）

令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書は116ページから122ページまで。成果説明書は66ページから67ページになります。

まず、決算書のほうから122ページをお開きください。

実質収支にかかる調書について、歳入歳出総額はいずれも9,918万5,000円で、前年度より15.6%減額となっており、歳入歳出差引額や翌年度繰越額はありません。

歳入についてご説明いたします。決算書116ページをお開きください。

1款使用料及び手数料3,861万4,605円は主に会議等の施設使用料であります。前年度比2.8%の減額となっております。

2款繰入金5,132万3,414円については、前年度より20%、1,281万995円減額となっておりますが、運営に関わる一般会計からの繰入金です。

予算減額と収入済額の比較において、761万2,414円が増額になっていますが、決算書の28ページをお開きください。

一般会計2款1項13目徳之島交流ひろばほーらい館運営費において、補正予算での減額誤りにより764万9,764円から不用額の3万7,360円を減額した761万2,414円を予備費より充当していただいております。申しわけございませんでした。

決算書116ページに、すみません、お戻りください。

4款諸収入924万7,458円はショップの売り上げと百菜、法務局の電気代、事業収入などです。歳入合計は9,918万5,477円で、前年度比は15.6%の減額となっております。

120ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費9,896万6,477円は主に職員給与とスタッフ報酬、需用費、委託料が多い支出となっております。需用費では、光熱水費1,916万1,921円。燃料費1,004万1,575円。修繕費が768万32円です。委託料は運転管理委託料が設備高圧含めて、722万9,200円。浄化槽委託料が127万8,100円。観覧席保守点検が38万5,000円。特殊建築物定期検査委託料が節目健診で99万円となっております。

令和2年6月よりほーらい館送迎バスが巡回バスとして長寿子宝社へ運行を委託することになり、運転手報酬が5月まで、また実証事業としての委託事業となったことにより、3月期のみほーらい館から長寿子宝社へ集落を結ぶ健康増進事業委託として188万4,853円を支出しております。

2款1項健康増進費、14万9,000円は主に介護予防教室の健康インストラクター報酬費であります。

3款1項文化事業費はコロナ禍において毎年開催しているほーらい館クリスマスパーティーは開催を見送り、水泳事業において競技力向上会として子どもたちの水泳指導授業を元オリンピック選手を招聘して7万円で実施しております。

次に、成果説明書は66、67ページをお開きください。

会員ごとに月別集計を計上しております。令和2年度は4月から約1か月半、9月に3日間、12月に19日間、1月に2日間、コロナ感染拡大防止対策として臨時休館いたしました。月別会員推移を前年度と比較しますと、個人、ペア、グループ、子ども全てに減少しておりますが、8月より水泳授業を復活させたことにより、教室会員は年間合計で元年度105人から2,492人と増加しております。月平均で470人となっております。臨時休館もありましたが、100人ほど増加しております。特にジュニア水泳授業の開始により、スイミング会員が354人増加で、歳入も826万円増加いたしました。また、徳之島町、天城町から設備用負担金をいただき、送迎バスの運行を行っていますが、両町とも会員は増加しております。しかし、令和3年度に入りまして、今現在でも8月より臨時休業をいたしており、休館中職員によるできる範囲のメンテナンスを行っておりますが、オープンより13年目に入り今後も老朽化が進むなど、修繕箇所も多くなってくるものと思われま。令和2年度伊仙町歳入歳出決算審査意見書17ページにありますように、ほーらい館を運営するに当たって、繰入金歳入の51.7%を占めております。コロナ禍にあり、会費が約2か月半歳入として入ることができなかったこともありますが、今後は会員増を図る上でも利用しやすいようなプログラムの充実などを含め、スタッフ一丸となって鋭意努力していきたいと思ひます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたひます。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

日程第6 認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算についてを議題とします。補足説明があればこれを許します。

#### ○水道課長補佐（前元広紀君）

令和2年度伊仙町上水道事業会計決算の報告をいたします。1ページをご覧ください。

（1）収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

（イ）収入。予算合計3億29万5,000円。決算額3億437万7,078円。予算額に比べ、決算額の増減408万2,078円とありますが、こちらは仮受消費税及び地方消費税を含んでおり、その額が1,129万4,495円となっております。

項1 営業収益、予算額合計2億2,836万6,000円。決算額2億2,838万1,445円。同様に増減額が1万5,445円となっております。これも先ほどと同額の地方消費税及び消費税額を含んでおります。

第2項営業外収益、予算額合計7,192万9,000円に対しまして、決算額7,599万5,633円、決算額に

比べまして増減が406万6,633円となっております。

続きまして、(ロ)支出の部です。款1水道事業費用、予算額合計2億9,695万5,000円、決算額2億9,600万6,546円でございます。不用額94万8,454円。備考としてこちらも仮払い消費税及び地方消費税額を含んでおります。その額が791万5,677円でございます。第1項営業費用、合計2億7,379万8,959円。決算額2億7,323万7,317円、不用額56万1,642円。先ほどと同様に消費税額を含んでおります。同額です。

第2項営業外費用、予算額合計1,802万1,000円。決算額1,768万1,441円。不用額33万9,559円。

第3項特別損失、予算額合計513万5,041円。決算額508万7,788円。不用額4万7,253円。

続きまして、(2)資本的収入及び支出のご説明をいたします。

第1款資本的収入、予算額合計1億1,592万3,000円。決算額1億1,592万2,000円。予算額に比べ決算額の増減マイナスの1,000円でございます。

内訳になります。第1項企業債、予算額合計6,330万1,000円。決算額6,330万円ちょうど。予算額に比べ決算額の増減はマイナスの1,000円となっております。

第2項他会計支出金、予算額3,595万6,000円。決算額3,595万6,000円、同額でございます。

第3項国庫補助金、予算額合計1,666万6,000円。決算額、同額1,666万6,000円となっております。

資本的支出(ロ)支出のご説明もいたします。

第1款資本的支出、予算額合計1億7,854万4,000円。決算額7,413万4,351円。不用額440万9,649円。

第1項建設改良費、予算額合計9,615万5,000円。決算額9,202万5,813円でございます。不用額が412万9,187円。こちらは仮払い消費税及び地方消費税額を含んでおります。その額が833万1,967円となっております。

第2項企業債償還金、合計8,238万9,000円。対しまして決算額が8,210万8,538円。不用額28万462円となっております。また、令和2年度4月1日において、上水道事業会計と令和元年度までございました簡易水道事業会計が統合されておりますので、(ハ)特例収入及び支出の項目が生じておりますのでご説明いたします。特例収入、予算額合計4,639万1,000円。決算額4,803万6,205円。不用額はマイナスで164万5,205円となっております。特例支出、予算額合計309万8,000円。決算額2,255万7,112円。不用額がマイナスで1,945万9,112円となっております。

続きまして2ページの財務諸表のご説明をいたします。

2、財務諸表(1)令和2年度伊仙町上水道事業損益計算書(令和2年4月1日から令和3年3月31日までを対象としております。)

1、営業収益の(1)給水収益1億1,294万4,950円。受託工事収益はございませんでした。その他営業収益1億414万2,000円で計2億1,708万6,950円でございます。営業費用(1)原水費及び浄水費3,853万1,051円。(2)配水及び給水費943万466円。(3)総係費8,441万6,545円。(4)減価償却費1億3,267万6,674円。(5)資産減耗費26万6,904円、小計で2億6,532万1,640円となりま



して、営業損失収支では4,823万4,690円の損失となっております。

3、営業外収益。受取利息（1）7,558円。（2）他会計補助金1,859万8,453円。（3）長期前受金戻入5,243万6,743円。雑収益はございませんでした。小計で7,104万2,484円。営業外費用（1）支払利息1,394万9,441円。（2）消費税373万2,000円。（3）雑支出はございませんでした。営業外費用の小計1,768万1,441円。営業外費用の差引が5,336万1,043円の利益となっております。営業費用と営業外費用の差引で経常利益512万6,353円となっております。

6、特別損失（1）過年度損益修正の損でございます。137万8,801円。（2）その他特別損失370万8,987円。小計で508万7,788円。合計もその通り508万7,788円でございます。当年度の純利益は先ほどの512万6,353円から508万7,788円を差し引いた額で3万8,565円が当年度の純利益となっております。前年度繰越利益剰余金、前年度までの繰越利益剰余金でございます。8億9,551万4,240円。簡易水道統合に伴う欠損金1億1,577万8,683円。その他未処分利益剰余金変動額はございませんでした。

以上で当年度末未処分利益剰余金の額は7億7,977万4,122円でございます。

（2）令和2年度伊仙町上水道事業利益剰余金計算書。前年度末の資本金の未処分残高は1億5,647万8,109円でございます。これに資本剰余金の合計が202万1,431円。そして、利益剰余金の合計8億3,919万1,236円。これをもちまして、資本の合計が現在高が10億3,364万6,776円となっております。

（3）剰余金処分計算書（案）とございますが、先日ご審議賜りましたので案を消していただきますようによろしく申し上げます。

資本金1億9,243万4,109円。これから資本の剰余金202万1,431円を差し引きまして、繰越の未処分の利益剰余金の額が7億7,973万5,557円となっております。

（4）令和2年度伊仙町上水道事業貸借対照表をご説明を申し上げます。4ページ。

1、固定資産の部、固定資産の合計が35億2,647万9,109円でございます。これは固定資産と無形固定資産両方を含んでおります。

2、流動資産、現金預金、3億7,832万5,538円。（2）未収金8,233万7,368円。貸倒引当金マイナス110万5,000円となっており、未収金と貸倒引当金の合計が8,123万2,368円でございます。

以上で流動資産の合計が4億5,955万7,906円でございます。

固定資産と流動資産の資産合計が39億8,603万7,015円でございます。

続きまして5ページ。負債の部でございます。

3、固定負債、企業債16億4,204万2,194円。リース債務及び他会計借入金引当金には該当がございませんでした。固定負債の合計は16億4,204万2,194円でございます。

4、流動負債、企業債9,233万8,836円。リース債務311万1,389円。（3）未払金810万8,344円。引当金、賞与引当金295万円。引当金の合計はこの同額のままで295万円でございます。預かり金4万9,820円。

以上で、4、流動負債の合計は1億655万8,389円となっております。

5、繰延勘定。勘定収益（1）長期前受金13億6,058万2,009円。（2）収益化累計額マイナス1億5,679万2,353円。繰延収益合計12億378万9,656円。負債の合計が29億5,239万239円となっております。

続きまして資本の部。6、資本金1億9,243万4,109円でございます。

7、剰余金（1）資本剰余金、イ、国庫補助金202万1,431円。資本剰余金合計202万1,431円でございます。

（2）利益剰余金、イ、減債積立金3,387万7,304円。ロ、利益積立金1,512万4,160円。ハ、建設改良積立金1,041万5,650円。ニ、当年度末未処理剰余金7億7,977万4,122円。利益剰余金合計8億3,919万1,236円。剰余金合計、8億4,121万2,667円。資本合計10億3,364万6,776円。負債資本合計39億8,603万7,015円。

6 ページ。

3、令和2年度注記表。先ほど申し上げました通り、令和2年度は簡易水道と上水道の事業が統合した初年度でございますので、ここにある注記表の定めにとつて統合をしております。

1、重要な会計方針にかかる事項に関する注記。1、固定資産の減価償却の方法。（1）有形固定資産。機械及び装置は定率法でございます。その他は定額法となっております。主な耐用年数です。建物20年から38年、構築物10年から50年、機械及び装置5年から20年。車両運搬具3年から5年。工具、器具及び備品5年から7年。（2）無形固定資産、定額法となっております。主な耐用年数、ダムの使用権55年間、ソフトウェア5年、（3）リース資産。所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産については、自己所有の固定資産に適応する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

2、引当金の計上基準（1）貸倒引当金、債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能の額を計算しております。

（2）退職給付引当金。職員の退職手当は伊仙町企業職員の退職手当に係る負担に関する覚書に基づき、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金の計上はございません。

（3）賞与等引当金。職員の期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上してございます。

3、その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項。（1）消費税等の会計処理。消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によります。

2、貸借対照表等に関する注記。（1）企業債の償還にかかる他会計の負担。貸借対照表に計上されている企業債。（1年以内に償還予定のものを含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は6億5,395万1,000円である。

3、その他の注記。

(1) 引当金の取り崩し。イ、貸倒引当金。当年度末において水道料金を不納欠損するため、貸倒引当金8,000円を取り崩した。ロ、賞与引当金。当年度6月末において職員の期末勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費を支払うため、賞与等引当金162万9,000円を取り崩しを行った。

(2) 簡易水道事業の統合に伴う会計処理。簡易水道事業が令和2年4月1日に統合されることに伴い、当該事業の資産、負債及び資本の全てを上水道会計に引き継ぎ、会計処理を行っている。

#### 4、令和2年度伊仙町上水道事業、事業報告。ア、概況。

(1) 総括事項、(イ) 営業。この報告書は令和2年度決算に基づき、その概況について述べます。(ロ) 建設改良。資本的支出の建設改良費は9,202万5,813円となります。(ハ) 経理。収益的収入2億8,812万9,334円は営業収益2億1,708万6,950円。営業外収益7,599万5,633円でした。収益的支出2億8,809万869円は営業費用2億6,532万1,640円。営業外費用1,768万1,441円。特別損失508万7,789円でした。資本的収入1億1,592万2,000円は企業債収入6,330万円。他会計出資金3,595万6,000円。国庫補助金1,666万6,000円でした。資本的支出1億7,413万4,351円は建設改良費9,202万5,813円。企業債償還金8,210万8,538円でした。

(2) 議会議決事項。令和2年度議案第51号、令和元年度上水道事業会計の利益処分について、外5件の議決をいただいております。

(3) 行政官庁認可事項。該当なしとございますが、統合に関する認可は令和2年3月にいただいており、施行が4月1日からでございますので、令和2年において行政認可事項は該当はございません。

3、職員に関する事項。イ、係別調書。令和2年3月31日現在が統合後の人数でございます。右側の令和元年3月31日現在とありますが、これは統合前に人数でありますので、単純に比較は難しいかと思っております。現在の職員の数は課長、課長補佐、係長、以上1名ずつ。主事が2名、主事補が1名、再任用職員が1名、会計年度職員5名、合計の12名となっております。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

水道課長補佐、まだたくさんありますので、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時25分

---

再開 午後 3時35分

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

それでは、休憩前に続きまして、会議を開きます。

#### ○水道課長補佐（前元広紀君）

先ほどの引き続き、決算報告をいたします。

4、令和2年度伊仙町上水道事業報告書のイは建設改良費の内訳となりますので、割愛させていただきます。ウ、会計。これにつきましても営業収支の内訳及び補助金等の内訳となりますので、割愛させていただきます。

11ページ、業務量。こちらについても事業収入及び支出等に関する事項ですので、お目通しいただければと思います。

5、キャッシュフロー。12ページでございます。こちらは年度を通じて動いた現金の動きを表したものでございます。1番下の行に資金期末残高とあります。3億7,832万5,538円。これが貸借対照表及び財務諸表の現金残高となっております。その内訳になりますので、お目通しください。

大見出しで6、収益費用明細書。こちらにも細かく分類した明細になりますので、重複いたしますので割愛いたします。

14ページ。7、固定資産明細表。こちらにも先ほどの固定資産、有形、無形ございますが、の明細になってございます。ご一読ください。割愛させていただきます。

大見出し8、企業債明細書。これは現在水道事業として簡水のものも引き継いでおります。残高を有するもののみを記述してございますので、ご確認ください。合計で水道事業として現在持っている未償還の起債額は17億3,438万1,030円でございます。

最後の16ページでございます。一般会計から繰り入れた繰入金の詳細でございます。企業会計に対して操出をしていただく際に操出基準というルールがございますので、この操出基準に基づいた金額とそれに基づいた上乗せ分とこのルールに基づかない基準の事由以外の繰入金という形で3段に分けてございます。そして、歳入側が左側で、右側にその歳出の目的を書いてございます。ご確認くださいませようよろしくお願いします。

以上、伊仙町上水道事業会計の報告といたします。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の議会は9月14日、明日火曜日、午前10時から開会いたします。議事日程は令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算の質疑から採決までといたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時45分

# 令和3年第3回伊仙町議会定例会

第 6 日

令和3年9月14日



令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和3年9月14日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 認定第1号 令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第2 認定第2号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第3 認定第3号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第4 認定第4号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第5 認定第5号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第6 認定第6号 令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
6番	岡林 剛也 君	7番	牧 徳久 君
8番	上木 千恵造 君	9番	永田 誠 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（2名）

5番	清 平 二 君	10番	福留 達也 君
----	---------	-----	---------

(※清議員及び福留議員は、決算審査特別委員ではないため。)

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	春島 弘明 君	事務局書記	元原 克也 君
--------	---------	-------	---------

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長補佐	前元 広紀 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		



～令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会につきましては、一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算の質疑から採決までを行います。

審議を始める前に、質疑や答弁をされる場合は、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭に発言されることを心がけていただき、質疑におきましては1項目3回までの質問といたします。それ以上の質問は、他の委員の質問に支障を来す関係上、許可しませんので、あらかじめ申し添えておきます。

日程第1 認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

令和2年度一般会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

成果説明書で、まずは質問したいと思います。

27ページ、新型コロナウイルス感染症予防事業及び、98ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺います。

まず、予防事業についてですが、その目的として、全国で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症に備えて、修繕や備品購入等による公共施設整備、各種感染予防、拡大防止につながる体制整備を行う。地方創生臨時交付金につきましては、町内で感染者発生時の隔離施設開設時に感染者及び濃厚接触者間での三密を回避するため、施設内設置予定のトイレを増設し、感染者の増加を防止するとあるんですけども、島内においても、8月にクラスターが起きて、感染者が大量に発生しております。また、病院では対応できないために、自宅療養者も大勢いたようですが、この予算は、そういった方のために避難所施設修繕費、備品購入、段ボールベッド等ですね、あとトイレ7基とあるんですけども、この避難所施設と隔離施設とはそれぞれ、どこか。また、トイレはどこに保管してあるのか。今回、修繕した施設や購入した段ボールベッド、トイレは、活用できたのか。できていないなら、なぜ、できていないのか。また、今後の体制整備はどうしていくつもりなのか、伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの岡林委員の質問にお答えします。

質問の中で、私が答える分と、またトイレ等の件については、また担当課のほうから答えていただきますが、3町とも、こういった感染者が広まって、クラスターになった場合に、医療関係とか、あと、保健所の対応とか、それが逼迫するものだと予想して、3町の町で持っている施設をそういった隔離場所にしようということで、去年、コロナがはやり始めた頃から話し合いをして、そういう

ふうな取組で、施設の修繕も行ってきたところでもあります。その経過していくうちに、今回8月9日から感染が始まった件が1番、島内においては感染がかなり広まったわけなんですけど、保健所の考えとしては、町の施設ではなくて、県のほうで、そういったホテル等を借り切って、施設、隔離施設ということにするということもありまして、その3町と医療関係の話合いの中では、3町で準備されている施設については、医療関係者の陽性となった方ではなくて、医療関係者で感染がちょっと疑われる場合、自宅に帰ると家庭があり老人もいるということで、そういった方を受け入れてくれないかという要請がありましたので、今現時点では、そういう方を準備した施設に迎え入れるということで協議を行って、そのような進め方をしております。

それと、避難所施設の修繕ということでありまして、ここも感染を疑われる方が来た場合に、また、その整備、誘導等とか、そういうものがしっかりしてなければ、対応にできないということで、そういった施設の修繕も行ったところでもあります。（「場所は」と呼ぶ者あり）義名山体育館です。（「体育館を修繕したんですか」と呼ぶ者あり）はい。

それと、この検温業務の委託料なんですけど、去年当初、職員で、2名ずつ交代でしていたんですけど、これが長引くということも想定されまして、また、小さいお子さんをお持ちの方がまた担当に行くとなると、そこもちょっと感染が危惧される場所でもありましたので、この検温業務については委託をしたほうがうまくいくということで、このような検温作業の委託をしているところでもあります。

#### ○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの仮設トイレに関してですが、体育館が濃厚接触者等の隔離施設になることを想定して7基購入しております。保管場所としては義名山の管理棟のほうに保管しております。今現在は、先ほど総務課長があつたように、利用はしてない状況でございます。

#### ○6番（岡林剛也君）

県がホテルを借りて、それを優先的に言えば、医療関係者が家に帰らないですむようにそこに入れるというふうに解釈したんですけども、町内においても、家族間でそういう濃厚接触者なり感染者が出た場合、避難するもしくは隔離する場所が確保されるべきだと思いますが、そういう体制は取れているのかどうか、お伺いします。

#### ○健康増進課長（澤佐和子君）

この濃厚接触者、確かに今回クラスターが発生しまして、濃厚接触者の方からも、時間がたって10日とか、2週間近くたって陽性になったりする方が何人か出てきました。この陽性になった方、濃厚接触者の対応に関しましては、個人情報というところで、保健所が管理してまして、町のほうに、この方をこういうことで困っていますので、どこか隔離するところがないですか、相談が1回に2回あつたんですけど、結局そこまで至らなかったです。相談はありました。確かに。

以上です。

○6番（岡林剛也君）

今、個人名は、県が、保健所が管理していると、それを新聞で、たしか、各自治体に教えるというのが新聞に載っていたんですけども、そういうのも踏まえて、今、この段ボールベッドや避難所は、まだ準備はしてあるんですけども、1回も使っていないということですよね。トイレも含めて。

○健康増進課長（澤佐和子君）

段ボールベッドとか、パーティション、トイレは使ってないということだったんですけど、に関しては、台風とかの発生時の感染対策として、去年から使わせていただいています。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。ぜひとも、また、いつ、この間の8月のような事態が起こるかも分からないので、あと聞いたのが、買い物ですね、自宅療養者の買物が非常に困るということを知っていたので、町はそういうことも含めて、また、いろいろ検討していただきたいと思います。

そして、このように、町の職員が日夜コロナ感染症予防に汗を流しているさなか、先週木曜日の一般質問において、牧本委員が、コロナ感染症対策本部長である町長が、町民には行動の自粛を求めながら、自分はお供を引き連れて個別訪問しているのはいかがなものかと注意を促したんですけども、反省するべき点はあるが見解の相違というようなことを述べていました。それから、おとこの日曜日に町民の方から、自分の留守中に町長とお供がやってきて、選挙用の名刺が置いてあると。留守番をしていた95歳のばあちゃんいわく、町長と後援会の人 came と。その家の主の方は、ちょうど牧本議員がおっしゃっていたことと同じ、どこの誰とも分からない不特定多数の人に会った者が介護の必要な高齢者の家に来るなど何を考えているのかと、常識では考えられんと怒り心頭の電話が私にありました。また、昨夜は、別の高齢者夫婦の自宅に同一人物と思われる関係者と共に個別訪問しているという苦情が届いているが、これは事実なのか。事実であれば、行政が主体となって感染予防事業の予算を使って感染拡大防止に努めているさなか、町民ましてや弱い高齢者の感染のリスク、下手をすると命の危険まで脅かしかねない個別訪問を対策本部長である町長が繰り返すのはどういうことか、見解を伺いたい。

また、国においては、緊急事態宣言下、県においては蔓延防止措置が取られている中、この先も同じことを町内至るところで繰り返すのか、併せて伺います。

○町長（大久保明君）

緊急事態宣言下であるということですが、町長が2人ないし3人で町内の方々を回るという状況と名刺を置いてあったということは、それは何のことでないわけであります。もちろん感染防止対策は取っているし、それから距離も保ちながら町内の方々を激励も含めて、みんなで乗り越えていきたいと思いますということもあるわけですから、そのことに関して、私があえてコロナ対策を無視して行動しているわけではないわけでありますので、ただ、その方が、高齢の方が怒っていたという状況に関しまして、それが事実であれば、反省をして、そのようなことを思われぬような行動をこれからは取ってまいりたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

情報収集とか言っていますけど、同じところに3回も4回も行って、家の中にまで上がってやるのはいかがなものかと思えますよ。それは情報収集と言うんですか。後援会関係者を連れて、私はそう思いませぬ。家の方が言っておいてくれというのは、百歩譲って家の中に上がるのはご遠慮いただきたいとおっしゃっていたので、お伝えしときます。

次に、決算書60ページ。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節12委託料808万7,400円。この委託料の内訳をお伺いします。また、はい。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの岡林議員のご質問にお答えいたします。

12節委託料支出済額ですね、808万7,400円は、伊仙町学校施設長寿命化計画策定業務の2年目の委託料でございます。（「全部ですか。全額、全額」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。

この委託料に関しましては、588万5,000円でございます。（「もうちょっと丁寧に説明してあげて」と呼ぶ者あり）はい。（「808万ってなっていますけど」と呼ぶ者あり）

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

あと、残りは何かという説明。

○教委総務課長（上木正人君）

委託料ですね、すみません。

残りの分は、ごみ収集委託料が118万8,000円と草刈り委託料27万5,000円です。それと講演会の派遣業務委託料が12万7,400円でございます。それと送迎業務委託料61万2,000円でございます。

○6番（岡林剛也君）

そのうち588万5,000円の学校施設長寿命化計画なんですけど、これ、たしか、平成31年、令和元年と令和2年度だったと記憶していますけども、300万円とたしか600万円で当初で組んであったんですけど、この策定期間、計画策定に関わる期間と委託料の総額、また、それはどこの業者が委託され、どのように選定したのか。

また、令和元年、2年で終了して、こういう伊仙町学校施設長寿命化計画概要版というのがありますが、本編といいますか、本物、本物ちゅうか、確定版みたいなのは、ちゃんとできているかどうか、お伺いします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの岡林議員のご質問にお答えいたします。

まず、計画の目的といたしましては、本町の計画、施策を踏まえ、学校施設の改修や改築等及び維持保全に関する中長期的な計画を策定することにより、財政負担の軽減や平準化及びライフサイクルコストの縮減を図りながら、安全で、安心して使える学校施設の整備を図ることを目的としております。計画の背景にあるのは、本町の学校施設は、小学校が8校、中学校が3校、幼稚園3校がございますが、この中、全ての学校施設が昭和30年から50年代に建設をされております。全体の

棟数の67%に当たります37棟が30年以上経過をしているというふうなことで、こういった場合には必ず耐震化を実施し、診断結果は基準全て満たしているというふうなことはあったわけなんですけども、どうしても、かつて30年代から50年代に建設をされた施設でございますので、今回こういったふうに2年連続を続けて長寿命化計画を立てたわけなんですけども、実際に今、岡林議員がお持ちのやつは概要版でございまして、実際にできているものは事務局のほうにございますので、大丈夫です。

○6番（岡林剛也君）

じゃあ、何で、できているなら、概要版じゃなくて、確定版を、の分、みんな欲しいと思うんですけども、本当にできているんですか。

○教委総務課長（上木正人君）

これが全て、こういった状況、これは、ではないですけども、こういったキングファイル状況で、1年目、2年目として、うちの事務局に保管してございますので、もし、あれであれば、私のほうで指示をしまして、取り寄せますけど。

○6番（岡林剛也君）

普通ですよ、町の5か年計画とか、そういうのにしても、ちゃんと冊子になってありますよね。そんなファイルじゃないですよ。本当に、本当にそれはできている、それでいいんですか。

○教委総務課長（上木正人君）

実際に事務局にございますので、はい。大丈夫です。

○6番（岡林剛也君）

それでは、後で、議員皆さんに配っていただきたいと思います。

それと、この概要を見た限りでは、給食センターが建て替え計画に入っていないんですよ。以前の議会の答弁で、教育長は給食センターの改善は急務であると、町長は劣悪な状態であり今は場所の選定中であると述べていたんですけども、そう認識していながら、なぜ、この計画に、建て替え計画に入っていないのか。これに入っていないと、各種補助事業が受けられないのではないかと思うんですけども、本当に建設する気があるのかどうか、町長及び教育長にお伺いいたします。

○町長（大久保明君）

教育委員会と協議をして、いろんな、どういう形にするか、場所の選定等は今議論をしている最中ですので、その場所がまだ最終的に決定していないという形の中で、計画書の中のものではないかというふうに思いますけれども、また、教育委員会から説明をしてもらいます。

○教育長（大山惣二郎君）

岡林議員の質問にお答えします。

確かに、今、教育関係における給食センターも、子どもたちのことを考えれば、建て替えは急務だと思っております。夏休みあたり給食センター行って、二、三回見ているんですけど、メンテナンス、職員も大変と、仕事を見ればですね。そういう意味においても、管理面も大変です。これは

早急にさせていただきたいということは、検討のお願いをしているところであります。

○6番（岡林剛也君）

財政的に厳しいのであれば、各小規模校の建て替えとかもあるんですけども、優先順位を勘案して、今現在の実情として、毎日大変な負担を負っている食物アレルギーを持つ生徒の親御さんや設備の老朽化によるものと思われる異物混入事案、また、今後の幼稚園給食とか、災害避難時における食事提供の可能性などを考慮すると、役場庁舎建設とかよりも、給食センター建設のほうがよっぽど重要であると思うんですけども、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

今回の庁舎建設であります。いろいろな避難所の、災害が起きた場合の避難所の機能を持たせるという意味では、この庁舎のほうも大切ではありますが、岡林議員が言われた給食センターの状況、そういうものを鑑みて、この予算的なものも、それから教育委員会の長寿命化計画も、また織り込めるように、計画を立てていきたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

ぜひとも給食センターの建設は優先順位を上げてやっていってほしいと思います。もし、場所がなければ、その裏のゲートボール場、最高じゃないかなと僕は思うんですけども、よろしく願いいたします。

最後に、決算書124ページ。（3）有価証券、株券2,900万円ですか、あるんですけども、この内訳をお願いいたします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

---

再開 午前10時34分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

岡林議員の質問であります。前年度末現在高の2,900万の内訳でございますが、エアコミュニケーター800万円、徳之島空港ビル2,000万、あと、徳之島ビジョン100万、合計で2,900万であります。

○6番（岡林剛也君）

今、ビジョン100万と言いました。分かりました。

この空港ビルの2,000株、1万円が多分2,000万だと思いますが、これは配当とかはどうなっているのか、お伺いします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時37分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

今、この現在高の内訳を言ったところではありますが、エアコミューターについては、株主優待券という形で、後で確認して、お答えしますが、何枚か割引優待券というのが来てございます。そのほか、徳之島空港ビル、徳之島ビジョンについては、配当は来てないところでもあります。

○6番（岡林剛也君）

そのエアコミューターの優待券ですか、それ、他町では、たしか町民に還元して、たしか使っているという話を聞いたことがあるんですけども、伊仙町では、そういう、離島割とどっちが安くなるか分からないですけど、安ければ、そっちも町民にいろいろ、順番とかはいろいろあるでしょうけども、決めて、還元してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

島内離島割引カードを持っている方にすれば、この割引のほうが高くなるので使えないんですが、ほかに島外、郡内からでない方については、1枚1,500円でこれを販売という形で雑収入に入れております。ある程度、余裕があれば、みんなに1枚ずつという形でもできるんですけど、いろいろ庁舎内でも買っている人もいますし、親族が来られるという方もそういった利用しますので、広く広報して、町民の皆さん利用できるようにしていきたいと思います。来年の11月までが有効期限であります。

○6番（岡林剛也君）

僕は初めて聞いたんですけども、それはもう既に販売していると、しかも、それは知っている人だけが今買っているという状況のように聞こえたんですけども、そのとおりでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

たしか5月頃にこの割引券が来まして、今、数枚処理をしているところですがまだ、残り数がありますので、その広報等、町民の皆さんが利用できるように広報活動もしていきたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

全町民が平等に公平に、そういう恩恵を受けれるような町政運営をしていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ほかに質疑はございませんか。

○4番（佐田 元君）

令和2年度歳入歳出決算書で質疑いたします。

まず、予算書の24ページ。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

決算書、決算書。

○4番（佐田 元君）

ええ、決算書の、ごめんなさい。決算書の24ページ。

目2の財産管理、節14の工事請負40万、支出済額が39万8,475円となっておりますが、これは当初予算のほうのゲートボール造成工事、この中に計上されておった額なのか、この40万ですね。これが当初予算に計上されておったのか。そして、もし、これは別であれば、その下の原材料費、材料費が40万、これも計上されていますが、これが予算書、当初予算の造成工事費のどの部分なのか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えします。

当初予算にのってございましたのは、造成工事300万円と工事請負費の中で舗装工事40万というふうな形で当初予算の計上でございました。この決算書の工事請負費40万が舗装工事の工事費でありまして、建設を始めると駐車場が少なくなるということもありまして、コーラル舗装による工事を行ったところであります。

あと、造成工事につきましては、Aコープ横のところをゲートボール場という話で当初、予算も計上してございましたが、そこになるとトイレの問題、駐車場の問題等が発生するというものでありまして、今、庁舎建設を計画しているところ、令和2年度大会があるということで、盛土材それから重機借上料、この300万を流用しまして、この後ろのゲートボール場に原材料費として40万利用して、これを行ったところであります。

○4番（佐田 元君）

今、原材料に利用したということなのですが、この残りはどうされたんですか。300万残っていると思いますが、その300万の中の40万は今のゲートボール場に盛土したとかいう話を聞いておりますが、残りの260万ですか。これはどこに流用されたのか、伺います。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時44分

---

再開 午前10時57分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。



○総務課長（久保 等君）

先ほどの佐田議員の質問にお答えします。

決算書24ページの工事請負費。当初予算では、340万という形であったんですが、この40万、コーラル舗装の40万だけが残って、あとの300万という話なんです。先ほどのゲートボール場の盛土材、15の原材料費の40万、それから13節の使用料及び賃借料に60万、計100万であります。目内流用してございます。その決算書の真ん中のほうなんです。財産管理費、予備費及び支出及び流用増減という欄があるんですが、そちらのほうに、この残りの200万がマイナスになって、その下段、交通安全対策費に200万流用したということで記載してございます。この流用に関しましては、当初予算の予算書の中に、歳出予算の流用ということで、第5条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるということで、（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用という形に、こういことができますので、今回、その300万のゲートボール場に関しましては、こういった形で流用して歳出してあるものでございます。

○4番（佐田 元君）

今の説明で分かりましたけど、やっぱり、当初予算上げて流用できるという範囲内でやっているというのは問題ないと思いますが、やっぱり、議会のほうにも、6月議会、先ほどもある議員からありましたが、6月議会あたりでも説明ができよったんじゃないかなという思いがします。ぜひ、注意していただきたいと思います。

それで、この14の工事請負費、これはどこに、どの業者に工事を請負させたのか。詳しい詳細な説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

この14節の工事請負費40万の39万8,475円ですが、今、庁舎前といいますか、岡林商店の西側の広場であります。ここ、建物を解体して、そのまま空き地状態になっていたんですが、そこを草が生えたり、いろんな水がたまったりということでありましたので、そこを整地して、除草とか、そういうものをしていただけないかということでありましたので、ここをこの工事費で整地をして、借用しているものであります。契約関係については、また、契約書をまたお持ちします。

○4番（佐田 元君）

契約者、後で出すということよろしいですか。出していただきたいと思います。

次に、決算書の125ページ。よろしいでしょうか。2の物品の中に、運搬車が50台かな、そして原料回収車1台となっていますが、これの詳細な説明をお願いしたいと思います。125ページよ。

○総務課長（久保 等君）

この運搬車50台と原料回収車につきましては、資料を取って明確な答弁をしたいと思いますので、しばらくお待ちください。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時10分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの佐田議員の質問であります、物品の中の運搬車の50台については、公用車の軽トラック及びバンの50台であります。原料回収車につきましては、堆肥センターで使っている原料回収車であります。

○4番（佐田 元君）

要望といいますか、余計なお世話か分かりませんが、この文言もちょっと分かりにくいんですね。運搬車、運搬車、これをもう少し分かりやすい表現でやったほうがいいんじゃないですか。軽トラックであれば、軽トラック、バンであれば、バンでやったほうが分かりやすいのじゃないかと思えますので、注意しておきます。

以上で終わります。

○総務課長（久保 等君）

ただいま要望がありました、この運搬車、原料回収車、散布車、小型特殊車というふうな表現ですと分かりにくいという意見もございますので、これをまた分かりやすい表記に変えていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

令和2年度歳入歳出決算書について質疑を行います。

主要施策の成果説明書38ページ、予算決算書は6ページ、成果説明書からお尋ねをいたします。

この成果説明書に、目的として、公正公平な課税を基本とし、貴重な一般財源確保を目的とするとうたわれております。そして、それぞれの税項目が上がっておりますけれども、まず、町民税についてお尋ねをいたします。

町民税の個人町民税未申告者が多いというふうな成果及び問題点というところに書かれております。普通個人町民税が納税義務者492人、特別徴収納税義務者1,471人とあります。このことについて、詳しくちょっと聞きたいと思えます。

その右側の表に表1というのがあります。令和2年度所得申告状況というのがあります。対象人員が5,458名、そして全体の申告した人数が4,942名、収入金額108億6,780万641円。そして、下のほ

うに内訳がそれぞれ書いてあります。その5,456人の申告した中の4,940人が今申し上げた所得でありますけれども、未申告の514人について、ちょっとお尋ねをしたいんですけども、未申告を減らすようにすることが財政収入につながってくると思っておりますけれども、これはもう20年間にわたって言い続けてきた町長の政策の一つでもあると思いますけれども、一向にこれが改善されてない。申告人員4,942人の収入金額は先ほど申しました108億。1人が納めるその平均、これを4,942名で割ると所得は219万9,069円となると思われましてけれども、さらに未申告者514人にこの平均の所得を勘案すると約113億ですが、町民の所得になると思います。そうしますと、5,456人で割るとこれを5,456人、全体の対象人員がそうですから、割ると219万9,068円になると、220万程度ですね、町民所得が、ということから考えられると私は思いますけれども、今年、去年、令和2年度の町民所得は幾らになっておりますか。お尋ねいたします。

#### ○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

すみません、成果説明書38ページのほうに記載させている、確かに、令和2年度所得申告状況、令和3年5月31日現在ということで、表のほうに記載している数字なんですけど、対象人員5,456名というのは令和2年1月1日現在の伊仙町に住民票を有する方の課税台帳に記載される人数です。隣のほうの申告人員数の4,942名は、確かに、これは下の内訳の給与収入、それから農業収入、下の（その他）までの収入等の申告をした方の累計数ではあるんですけど、この中に給与収入、農業収入、年金収入等、他の収入とかぶっている方もカウントをされているんですけど、実際、この申告人員は申告数の人員から拾っているもので、ちょっと、議員のほうから聞かれている未申告者の数とは差引きが単純に合わない部分が出てくるんですけど、実際、申告率として表しているほうに、18歳未満の学生の申告のない方の人数もそのままカウントして入れているので、このような表記になっております。令和2年中の実際申告された所得の金額については、ちょっと今、手持ちのやつですぐ出ないので、確認をして、また、提示したいと思います。

平均所得のほうは、今ちょっと手元に持っていないので、確認をして、また提示したいと思いません。

平均所得額をまた出すときに、こちらに出ている収入額というのは、全申告のあった中で、収入金額の記載のある部分の収入しか拾っておりませんので、所得額となったときには、また、いろいろな控除をし、各収入に対する所得額に応じて算出するものであるので、この収入額を単純に町民全体数で割ったやつは町民の収入額しか出ないので、若干、こちらのほうで、課税に対して使っている所得額とは差が出てきます。

所得額のほうは、ちょっと今手持ち資料がないので、確認をしてお示しいたします。

#### ○14番（美島盛秀君）

それでは、ぜひ、昼からでもよろしいですので、調べてお伝えください。

それでは、伊仙町歳入歳出決算審査意見書の5ページをお願いします。

5 ページの 1 番上の町税、ほかの公営使用料とかもありますけれども、町税の 1 番下のほうにいろいろ説明があって、「徴収率が88.6%と低く、また県内最下位の状況から、今後とも徴収率向上に努めるよう要望します」というふうに書かれております。

これ、県下最下位ということは、日本で最下位と私は思いますけれども、そういうこと等を含めて、町長は20年間、この財政問題、申告問題については、真剣に本当に取り組んできたと考えているのか、町長の見解をお尋ねいたします。

#### ○町長（大久保明君）

伊仙町の県下最下位という所得に関しましては、いろんな要素があると思います。本当に伊仙町は、それほど貧しい町なのかどうかということが、他町の方々はそういうふうに思ったりもしていますけれども、所得申告に関して、私自身も何とか全てを申告できるようになるような努力はしてきたつもりでありますけれども、そのことだけでなく、やはり、いろんな経済活性化を進めていくことが現段階で最も重要なことだと思っておりますので、農業生産額も昨年度は54億という形で伸びてまいりました。いろんな形で、経済活動も含めて、伊仙町の人口減少というのは他町よりは急速ではありません。そういうことなど（「委員長」と呼ぶ者あり）考えてみて、（「質問の内容と全然違っている。答弁しているけど。注意してよ」と呼ぶ者あり）ですから、徴収率も含めてですね……。

#### ○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

徴収率のことも書いてありますので。

#### ○町長（大久保明君）

伊仙町全体の、例えば、徴収率がこういう状況であっても、全体としての所得そのものは他町よりは減ってないというふうにも理解できると思いますので、そういうことも含めて、単純に最下位という状況はしっかりと頭に入れながら、そして、それをいかにしたら、伸ばしていけるかということ、これからもしっかりと追及していきたいと考えております。

#### ○14番（美島盛秀君）

私は、今、徴収率についてをお尋ねをいたしましたけれども、徴収率に、税収でありますので、所得も関係するという町長の考えでありますけれども、私は普段から、町長の答弁などを聞いてとって、何かこう言葉で濁すような答弁が多い。その質疑に対して。今も、所得が低いとは思わない。貧しい町民とか、何かこう町民のことを、言葉は悪いですけども、ばかにしたような、また我々議会が何も言わないだろうという議会を軽視したような自分の考えで、どんどんどんどん行ってしまう。それが政策に私は結びついてない。徴収率が88.6%で県下最下位ということなんですけれども、この徴収率を上げる努力を今までしたことがありますか。住民、例えば、集落に入って、こういう状況ですと。集落説明会などをすると。先ほどの質問でも、コロナ感染対策が、答弁の中で、行政施策だとか、何かこう言葉を濁して言うておりましたけれども、本当にこういうようなことを実情を分かっているならば、そういう説明等をして、あるいは、公民館あるいは集会場などがあります

ので、ここ何年か説明会を聞いたことがない。確かに町長が当選した1期目、2期目あたりは各集落での座談会等も頻繁にあったと私は思っております。そういうような中で、町長はいろいろ言い訳じみたような答弁をしておりますけれども、実際に徴収率が88.6%と県下最下位ということをお認めていただけますか。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の徴収率が88.6%であるということでの質疑であります。今、くらし支援課においては差し押さえ、それから水道課等においても給水停止等のことはやっておりますので、これは今までよりも伸びてはきているんですが、まだ、このような数字ということでもありますので、また、このような差し押さえ、また、給水停止等を行うことによって、この徴収率を90%台、また、他の町に負けないぐらいの数字に上げていく努力はこれからも続けていかなければならないと考えております。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

総務課長、これ、コロナ禍の影響も出ているという答弁もよろしいんじゃないですか、これ。（発言する者あり）（笑声）

○14番（美島盛秀君）

これね、全国の人が見ているんですよ、委員長。そういうような組織的ないろんな町長の策略じゃないですか、これ。今までずっと言っている答弁とか、今の総務課長の答弁を聞いて、そういうようなことだから、議会軽視、町民不在と私は度々言うんですよ。やはり、我々議員14名というのは、議会というのは、執行部でもない。議会は独立した機関です。教育委員会もそうでしょう。選挙管理委員会もそうでしょう。そこに一々執行部が口を突っ込んで、ああしなさい、こうしなさい、言うから、物が言えないような職員が出てきたり、あるいは課長が出てきたり、本当に情けないことだと私は思っておりますよ。そういうことを含めて、この税金は徴収率とあるいは所得、町民の所得にもつながりますので、いろいろほかにもあります。決算書に載っておりますので、皆さんお目通ししていると思っておりますけれども、今日は、今のこの問題については終わりました、また、その報告があり次第、またしたいと思っておりますので、この場で、私は、この件について終わっておきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時31分

---

再開 午後 1時00分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの美島議員の所得についての資料が配付されておりますので、くらし支援課より説明お願

いします。

**○くらし支援課長（稲田大輝君）**

先ほど美島議員のほうから令和2年度の所得の内訳をとということでしたので、すみません、皆様のほうに資料として、令和2年度の各所得の内訳書をお配りしています。

成果説明書のほうの中のほうでは、収入額のほうで、ちょっと表示していますので、そちらの数字とは若干変わってくるんですけど、営業所得から公的年金所得までの所得の内訳の一覧をお渡ししています。

ご質問のあった町民1人の平均所得価格ということだったので、お渡ししている表の合計所得の欄の下のほうになります。申告対象人数5,456人に対して、総所得から割った町民1人当たりの所得額は77万641円になります。

**○14番（美島盛秀君）**

この資料の数字と実際の町民所得、または、それぞれ理解し難い内容だと私は思います。例えば、申告をする人、しない人。また、夫婦そろっておって、旦那の収入だけで申告する人。奥さんの収入は申告しない人。いろいろあると思います。そういう中で、普通は町民所得240何万だったですか、という2年前のが出ているわけなんですけども、ここで言う、この5,455人の平均した、5所得、これから割り出した平均所得は77万641円と、これが平均所得という今の説明でもありましたけれども、普通から考えれば、伊仙町は非常に所得が低いと思われがちだと私は思うんですけども、そういうふうを受け取ってよろしいですか。

**○くらし支援課長（稲田大輝君）**

すみません。先ほどの説明の中で、ちょっと、各所得ということ、全部表記している中で、皆さんに渡した資料の中で人数の記載がないんですけど、金額の横に記載しているものは各所得申告者の人数になるんですけど、マイナスで申告している方の分はゼロ円で換算して計算して引いてないので、若干人数的に少なくはなっています。それと所得の低いという質問だったんですけど、こちらのほう、やっぱり、申告で上がってきたものに対して、その所得額に応じて、所得額を出しているんですけど、未申告者分も含んで、実態の把握されてない部分も確かにあるんですけど、それに対して、多い少ないというの、ちょっと、こちらのほうでは判断をしかねます。

**○14番（美島盛秀君）**

今の説明で、ある程度理解はできます。できますけれども、こういうふうな平均所得と、マイナスで申告している人も含めれば、こういう額になるということですけども、1番、これから言えることは、伊仙町は最低の生活をしていると私は言わなければならない。町長はいつも答弁の中では、自分は1期1期4年間、それぞれの政策は認められて、町民から信任を受けて20年間続けてこられたから、また6期目にも挑戦をするんだという答弁がありました。なぜ、私がこの質問をしたかということ、やはり、町民の所得が上がり、生活がよくなれば、私は、こういう、町長がよく言う政争の町から政策の町へとよく言いますけれども、政争は起きない。私はそう考えていますので、

町長の政策はうそな方便でもあると言うしかないとは思っていますから、こういう質問をいたしました。

そういう中で、予算書の6ページ。不納欠損が非常に大き過ぎる。この不納欠損が大き過ぎるということは、見れば分かると思いますけれども、5年ずっと催促状を出したり、あるいは財産の調査をしたり、通帳したり、いろいろ法的手続等も最終的にやるわけなんですけども、5年間、こういうことの仕事、職員の事務能力、こういうことの指導は、町長、1期1期4年ということをおっしゃるけれども、やってきた自信があるでしょうか。お尋ねいたします。

#### ○町長（大久保明君）

この合計所得が、例えば、子どもが何人おるとか、そういうことは全部、一人一人、子どもも一町民ですけれども、一度、一家当たり、どのくらいの所得なのかというのを換算していくことも必要じゃないかと考えております。

いろいろ指導は、不納欠損に関しましても、本当に全職員で全集落全戸を回ったり、そういうことはかなり、特に1期目、2期目、3期目あたりまでは精力的にやって、先ほど言った徴収率も跳ね上がった状況にもありましたけれども、このように不納欠損額を、確かに多いかもかもしれません。ですから、今後とも職員は公僕であるということを常に自覚して、そして、町民に信頼されるような職員になっていくと。そして、本当に町内を回りますと非常に所得の少ない方々かなりいらっしゃいますので、その方々がいかにして所得が増えていくかなどやって、今まで同様全力でやってまいりますけれども、具体的に伊仙町の農業生産額は上がったりしていますけれども、もっともっと雇用を生みながら、町民の所得を上げていくと。今議会においても、ラスパイレス指数が低いのではないかと指摘などもありました。一方、私は、保育士とか、介護士の給与補填に最近言及をしていますし、それは地方交付税制度をしっかりと考えていけば、人が、例えば、いつも言うように、若い世代で1人当たり換算しますと25万円前後の地方交付税入ってくるわけですから、そういう政策、また、高齢者が島に来れば、30万近い地方交付税が入ってくるということなどを町民所得の向上につながるようにしていくと。そうすれば、平均所得も伸びていくという計算になるわけですから、そういうことを進めていきたいと思っておりますし、また、高齢者の農家の方々の所得をどのようにして引き上げていくかということでは、農地をいかに有効に若い世代に貸したりして、所得を上げていくとかいう政策がいろいろ考えられると思っておりますので、そして、職員が今、確かにある課においては、水道課においても給水停止などを果敢にやるようになったら、徴収率は相当伸びておりますので、そういう職員を今後とも訓練をしながら、そして、町民のためだと、税金を払うのは皆さんのためですよというふうな説得力をもっともっと伸ばしていくような指導を職員にはやっていきたいと考えております。

#### ○14番（美島盛秀君）

町長の施策、公約、そういうことについては、私もずっと20年間聞いてまいりました。今、言われたこと、雇用の場をつくらなければいけないと。以前、役場は雇用の場だと、定数を減らす必要

もないという答弁をしたことがありますけれども、例えば、企業誘致で、糸木名のマルコを企業誘致しました。それから、黒糖工場も言ったら加工工場で、モクモクファームと連携して雇用の場を広げると。何人雇用するとかいう政策を発表されておりました。そのマルコなんですけども、私、マルコ、町民の方と、ぜひ、マルコの実情を知りたいということで行きました。私は直に行って聞いて、本当にすばらしい会社だなということを実感しました。10年間で120名雇用すると。雇用の場が広がるということを最初話されて、そして、ああ、いいところだなと、そうすれば、近くにある阿権にも、寮もできないかなということ、そういう推進する活動もしました。そういう中で、最初はなかなか雇用ができなかった。この前、行って聞きましたら、26人と言いましたか。その中で職員は12名とか、正規の職員が12名と言いました。その中で初任給は幾らぐらいで、私は知り合いが高卒で入っていましたので聞きました。そうしたら、初任給は20万ぐらいだったですかねと言いました。びっくりしましたよ。徳之島で20万初任給、高卒でもらえる会社がありますか。これはすばらしい会社だなと、なぜ、そういうところをしっかりと説明をして企業誘致などできなかったのか。ほいで、結局は、今、7年目ですか、7年目で20何人。あと四、五年で、4年、3年で120名までできるのかな。そういうこと等を聞きたくて、勉強したくて、行ったわけなんですけれども、こんなすばらしい、汚れない、汚い、汚れない、いい会社にもかかわらず、雇用の場が少ないと、雇用者が少ないということは、町のいろんな説明不足等もあったのではないかなと思ったりして帰ってきたわけなんですけれども、そういうことに含めて、職員採用で、役場は雇用の場だと、臨時職員はもう100名を超えていると私は思います。いろいろ事情はあると思いますけれども、役場の臨時職員の平均給与、今、幾らですか。臨時職員ですよ。

#### ○総務課長（久保 等君）

会計年度任用職員全体の平均という数字は今出してないところなんです、一般事務においては、約14万円で雇用してございます。

#### ○14番（美島盛秀君）

一般事務というのは職員と考えていいわけですね。臨時じゃなくて、職員の（「免許とか、そういう資格を持っている人じゃなくて、各課で雇用している会計年度職員」と呼ぶ者あり）臨時を含めて。臨時は関係なく。（「もう臨時がみんな会計年度任用職員という形」と呼ぶ者あり）14万。

（「はい」と呼ぶ者あり）

14万ということですけど、マルコの平均、初任給が20万と、20万じゃなくてもいいでしょう。近くでもいいでしょう。大分差がありますよね。この職員の14万というのは、経験もあるし、あるいは年数もたっている。二十歳以上あるいは30歳以上の人もいるでしょう。そういう人たちが14万ぐらいで働いている。こういうようなこと等から考えて、なぜ、臨時職員で役場に入りたがるのか。町長は雇用の場がないと言いましたけれども、いろいろ申し上げませんよ。しっかりと考えてください。私たちもいろんな声を聞きます。そういうこと等に対して、この場で私は言いません。失礼になりますので、言いませんけれども、そういうことが世間では広く言われているんですよ。なぜ、



職員採用だけにみんな集中するのか。こういうすばらしい企業もあるんだということをやっぱり町長は自ら、役場に臨時で来るよりも、こういう企業がありますよと、そういうことを勧めてやるのが私は町のリーダーとしての役目だと思うんですけども、私たちも選挙が近づいてくるといろんな声を聞きます。当選したら4年間で何人採用できるから採用してあげるよとか言われたと、またお願いしたいから一所懸命やるんだという話も聞きます。それは人間の、人の考え方でしょうから、そうあるでしょう。そのようなことで、いろんなトラブルが関わった。その20年間のそういう町長の指導力、そういうことが私は今問われていると考えておりまして、町長の答弁等を聞いて、私は全く信頼のできない公約、あるいは本物の力、あるいは誠の力だと。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

美島議員。この決算についてやっているわけですので、いろいろ政治的信条とかは、一般質問でお願いしますよ。

○14番（美島盛秀君）

はい。一般質問でできなかった分を今言おうとしたんだけど。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

いや、これは決算ですから。

○14番（美島盛秀君）

終わります。そういうことで、町長は、そういう指導力、そういったことを今後ますます考えていただけねばいけないと私は考えております。

この町民所得77万、これがもっともっと正しい数字で、100万とか、200万とか、出せるような、そういう政策を打ち出してほしいわけなんですけども、その不納欠損について、どう認識しているのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

余計なことということが大分長かったんですけども、まず、日本マルコの件につきましては、ありがとうございます。美島議員は記憶にないかもしれませんが、あの会社は破産して撤退していく。そうしたら、どう責任を取るかということ私に質問しました。私は、だけど、（発言する者あり）いや、だから、（発言する者あり）全てね、全て決算ですからね。私は、今、全ての校長先生、教頭先生にも、日本マルコに視察に行くようお願いしていますし、受注がこれからも増えてくると思いますが、いろいろ、MR Jという飛行機がなかなか飛ばなかったんですけども、あれは2年後から、また新しい機種が、三菱が世界的評価を受けることになっておりますので、本当に120人規模の会社になると思います。さらに航空宇宙関係で、今、受注が増えているということです。ですから、私は、町内回るときに、いろんな場所でマルコの宣伝をしましたが、どうも天城町の方が一番多くて、所長もみんな徳之島町出身ですから、なぜ、伊仙町の方がなかなか応募しないのか、いろいろ不思議でしたけれども、最近社長とも話をして、伊仙町の方は最優先に採用してくださいということで、今後とも町内雇用ということで進めていきたいと思っております。

町民の方にいろいろ誤解があって、あそこは非常に優秀な人でないと入れないとか、それから、顕微鏡を使うのは非常に大変であるとかいうふうなことが、なかなか職員が増えない要因でありましたけれども、これから徐々に進んでいくと思います。

不納欠損に関しては、委員がおっしゃるとおり、これは今後とも今まで以上に全職員、それで全職員全課が関わっていきますので、そのためにオール伊仙町という形で、オール役場職員一丸となっていてやっていけば解決できるわけでありますので、それを今までなかったような強力なリーダーシップでやっていくことを、今日は、私は皆さん方に宣言をしたいと思うし、そのことは、今日、職員みんなが聞いている中で、そのことを強力に今後は推進していくことをここに美島盛秀議員の質問に対して答弁をしておきます。ありがとうございます。（「不納欠損について」と呼ぶ者あり）

#### ○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問の中で不納欠損という額であります、これを改善するために大島支庁に出向に行って、勉強させて、その後、差し押さえ、今まで過去にはなかったんですが、差し押さえもしてきていますし、また、この町民税だけでなく水道使用料なども給水停止等をして、徴収率というのが上がってきているわけですので、また、その経緯については、くらし支援課のほうから説明していただきます。

#### ○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの美島議員の不納欠損について、くらし支援課のほうで行っている不納欠損の額の内容について説明したいと思います。

6ページ、決算書6ページの町民税から固定資産税、軽自動車税の部分の滞納分の部分で不納欠損を行っています。

すみません。成果説明書の41ページ。③不納欠損の状況というところで、昨日のほうも少し説明をしたんですけど、まず、不納欠損、「地方税18条において、消滅時効の成立した案件及び執行停止後3年経過の案件を不納欠損処分とした」と文言の表記をしているんですけど、18条の案件というのが、執行権を5年間行使しないことによる徴収権の消滅による不納欠損なんですけど、これが死亡者であったり、通知書を送れなかったりして、確認ができなかった分に関する分です。そちらの金額が昨年の内訳の中の398万5,360円のうち382万6,000円。残りの部分が執行停止。これは担税能力がないということで、本人等の財産調査等を行い、税を支払う能力のない方に関して執行停止をし、3年経過したことにより、徴収義務の消滅をさせて不納欠損に入れる分です。

今、議員のほうから質問があったように、職務怠慢ではないかと、死亡者課税であったり、納税義務者の特定ができない部分に関して調査をし、通知を送ったり、いろいろなことをしているんですけど、やっぱり、それでも納税義務者の特定ができずにいる案件がまだまだありますので、その辺を今後戸籍等を使って追跡をしたり、納税義務者を確定して行って、何もせず消滅を迎えるという案件がなくなるように職員共々皆努力していきたいと思っています。

不納欠損をしないようにということで、その上の行に滞納処分の実績状況等を記載しております

が、30年度から令和2年度まで、預貯金であったり、この動産というのが、捜索に入り動産を差し押さえてきて公売をしたりしたものにはなるんですけど、不納欠損にならないようにということで、一応、生命保険であったり、預貯金と財産が発見されなかった方は、本人の持つ不動産、動産を調査し、捜索等に入り、滞納整理のほうを行っていています。

すみません。先ほど徴収率の件で、88.6%の件も、平成21年から令和元年にかけてです。平成21年当時が84.1%だったんですけど、その後、県に研修生を派遣したり、それから県のほうからの徴収確保団体での指導を仰ぎ、徐々に回復し、87%台前後をキープしたままで、今現状の88.6%という状況で、若干改善はされているんですけど、県内の平均が90を超えているので、伊仙町も90%を超えるように努力はしていきます。

以上です。

#### ○14番（美島盛秀君）

なぜ、私が今のことを聞いたかということ、1番最初に言ったように、公正公平な課税を基本としなければいけないということを申し上げましたけれども、やはり、今の20年間、21年よりは上昇、率はいいということも、もちろん理解できます。正直者がばかを見る。こういうことがあってはならない。私は、そういう行政が今伊仙町では続いているんじゃないか。この税収だけでなくですよ。そういうことを申し上げたくて、この税収の徴収率問題等を取り上げたわけなんですけども、ご理解をしていただきたいと思っております。

そのほかにもいろいろ見てみますと、徴収料、料金、例えば、畑総事業の徴収率なんか、5,000万を超えているでしょう。不納額が。これは不納欠損等はないわけなんですけれども、やはり、職員の努力。例えば、軽自動車。車検が切れたら分かるはず。役場でも。車検が切れたら切れる前に、あなたの車は車検が切れますけども、ちゃんと処理をしてくださいよ、廃車にするのであれば、廃車にして、しないと、そのまま残って、税金が請求来ますよというような、そういう指導をやる。それが職員の仕事でもあると思うんですけども、そういう細かい目配り、気配り、そういうこと等はやらなくていいのか、それも公務の仕事の一つと思っているのか、お尋ねをいたします。

#### ○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの美島議員の質問の中に、軽自動車税の車検が切れての通知とかをして、サービスをしてくださいという件だったんですけど、軽自動車税は確かに登録事務所のほうで確認をして、登録のある軽自動車に対して、4月1日現在での所有者に賦課を行っております。その中で、まず、車検が切れている車に関しても賦課のほうはしているんですけど、所有者のほうと確認を取って、車のほうの処分とか、手続をしてくださいというような案内を今後していくようにするよう計画をしています。それと、登録抹消はしていないんですけど、リサイクルをかけている車とかに関しては、今、J-LISのシステムのほうで、車体の実態があるかという調査をして、解体の進んでいる分に関しては、こちらのほうで確認をして、処分をしていく手続を行っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この軽自動車税ですね、私も経験があります。友達に譲って、そのまま滞納になっていて、3年分、4年分の払った記憶もあります。そういうこと等を含めて考えてみますと、やはり軽自動車4,914台、物すごい台数が伊仙町にもあるわけです。役場は、町は、これは利益を上げられないわけですから、民間車検工場などは、あるいは、必ず車検の前には、二、三か月前に案内が来ます。そこはもう利益誘導ですからやるのはもちろんですけども、役場はこれが払えなかったら赤字です。税金を納めさせて、町民の生活を守る。幸せを守る。これが役場の職員の仕事だと思いますので、そういうこと等に、やはり、気を配って、きちんとやる。今後はそういうこともやらないと、20年間、そういう指導の一つもしてない。20年間、先ほど町長は今後頑張りますと言いましたけど、もう頑張らなくていいです。20年で、もう、はっきり、こういう結論が出ていますから、20年間たっても変わらない。もう多くの町民から信頼を私は失っていると、20年たって20年後も信頼があると町長は言っていますけども、20年で改善ができてない。多くの面で政策の面で改善ができてない。ですから、私は、町長はもう信頼関係もなければ、そういう政策をきれいごとを言っても聞く町民はいないと、大半の町民はいないと私は思っておりますので、町民がしっかりと幸せな、そして所得が上がって、すばらしい伊仙町になるような、そういう町政を願っておりますので、そういう町政になれるようなこと、今後、職員の努力をお願いをして、私の質疑を終わります。

○町長（大久保明君）

私の気持ちは、美島さんは自分の見解を言ったわけでありますので、私自身は、いろいろありますけれども、この20年間、あらゆる努力、あらゆる（発言する者あり）知恵を絞って頑張ってまいり、言います。不適切な（発言する者あり）ことに関しまして、私は（発言する者あり）反論しますので……。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

静粛をお願いします。静粛をお願いします。

○町長（大久保明君）

これからもですね、（発言する者あり）20年間、あらゆる実績が出ておりますので、美島さんが心配するほどではありませんけど、それはあなたの見解であります。私自身がそう思っていないということです。それは町民の方々が判断しますので、（発言する者あり）いやいや、それはあなたの見解ですからね。あなたが1番長い議員のあなたの見解であって（発言する者あり）それは考え方の違い、捉え方の違いあるわけですから、それは町民が判断しますので、そういうことです。（発言する者あり）

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、美島議員の質疑を完結します。

ほかに質疑はございませんか。

○3番（西 彦二君）

説明書の71ページ。決算書の49ページです。農業支援センター運営費についてお尋ねします。

農業センターが始まりまして、なかなか成績が残らずやっていますけど、今回また8月にまた新しいセンター所長が迎えて、また、喜んでおります。本人も若いときからの経験積みながら、実施積みながら、野菜また果樹などを専門にして、自分たちも思っています。

また、昨日、広報いせんのほうに、ちょっと、この経済課通信が入ってまして、これに農業支援センター新所長の挨拶が載っています。これ見たとき、この写真がもう昭和時代の、顔も分からなくて、今の時代のコピーとは思えなくて、これ確認して、こういったの出したんですかと思って、お願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

経済課だよりについては、確認等行っております。行っておりますが、全世帯にお配りするというので、輸転機等を使用しておりますので、ちょっと不鮮明になって配送されてしまった次第です。

○3番（西 彦二君）

ですね。やっぱり、これからの農業経営に農業支援センターをもっと活用してもらって、また、もう1回支援センターのアピールを、また、きれいな用紙で、また町民に知らせてもらったら助かります。よろしくお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今年度、農業支援センターのほうで、Aコープ横の圃場を利用した各種品目等の栽培等も計画しておりますので、併せて再度配布したいと思います。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ほかに。

○3番（西 彦二君）

前回の定例会で、庁舎内に防犯カメラを設置した件がありまして、この件でちょっとお伺いします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

決算書。

○3番（西 彦二君）

決算書には載ってないです。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

今議会は決算についての質疑ですので、後で、後ほど。

○3番（西 彦二君）

分かりました。終わります。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。

これから認定第1号について討論を行います。

○14番（美島盛秀君）

令和2年度歳入歳出決算書に対する反対討論を行います。

2日間にわたって決算審査を行いました。その予算書の中で、先ほどから、昨日から、前日からありました、質疑、説明、そして今日の質疑等の含めて、この予算書の内容は理にかなう答弁が得られなかったと私は思いますし。また、町長の答弁は反省もしない。ただ、自分の権力だけを押しつけるような答弁であった。このようなことから、私はこのような決算書を認定することには反対いたします。

以上です。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○11番（前 徹志君）

ただいま美島委員から反対の立場の討論がありましたけど、私は賛成の立場で討論をいたします。

この決算書は何の不利もなく、答弁者がしっかりしてないという理由でありましたけど、理にかなった質疑ができてないと私は思っておりますので、賛成の立場で賛成の討論といたします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立少数です。したがって、認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定しないことに決定いたしました。

日程第2 認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第3 認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第4 認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。こ

の採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。



これで、当特別委員会に付託されました6会計歳入歳出決算審査を全て終わりました。

当特別会計に付託されました6会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会は、これをもって解散することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○決算審査特別委員長（牧 徳久君）**

異議なしと認めます。したがって、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。

お疲れさまでした。

次の会議は、9月17日金曜日午前10時から開会します。

日程は本会議です。当日は全員協議会を行いますので、午前9時までに議会委員会室へご参集ください。お疲れさまでした。

散 会 午後 1時50分



# 令和3年第3回伊仙町議会定例会

第 7 日

令和3年9月17日



令和3年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

令和3年9月17日（金曜日） 午前10時40分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 認定第1号 令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 議案第45号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）
- 日程第8 陳情第1号 陳情審査委員長報告（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第9 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君                      事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長補佐	前元 広紀 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育 長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時40分

○議長（福留達也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 認定第1号 令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第2 認定第2号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第3 認定第3号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第4 認定第4号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第5 認定第5号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第6 認定第6号 令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（福留達也君）

日程第1 認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第2 認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3 認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第4 認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第5 認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第6 認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の6件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

令和2年度伊仙町一般会計他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。去る、令和3年9月7日に当特別委員会に付託されました令和2年度伊仙町一般会計他5特別会計歳入歳出決算は、9月10日から9月14日までの5日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

審査の概要といたしましては、9月10日に総務文教厚生常任委員会、経済建設常任委員会の各分野を分けて、担当課長及び職員出席のもと現地調査を行いました。9月13日から9月14日の2日間は町長をはじめ執行部が説明員として出席し、令和2年度各会計決算書、主要施策の成果説明書並びに監査意見書を参考にし、予算の執行状況や費用対効果などの行政運営を監視するという目的に沿って慎重に審査を行いました。

まず、9月10日に行われた現地調査について報告いたします。

総務文教厚生常任委員会については、1件目に決算書69ページ、款10項6目7の明許繰越となっている移動図書館車両購入費について、社会教育課担当者より説明を受けました。

本年7月に車両納入後、7月21日に出発式を行い運行開始し、町内小学校への移動図書館や放課後わくわくクラブの子どもたちへの読み聞かせなどを行い、大変喜ばれているとのことでありまし

た。また、読書通帳の導入や3か町で連携して図書利用促進の取組を行っていることにより、利用者数・貸出冊数は令和3年7月時点で、既に令和2年度全体の貸出冊数を越えているとの説明でありました。新型コロナウイルスの警戒レベルが下がり運行が再開できる状況になった暁には、多くの町民が利用できるよう要望いたします。

次に、決算書62ページ、成果説明書94ページ、款10項1目6、GIGAスクール環境整備事業について、教育委員会総務課担当職員より説明を受けました。

本事業は、町内全小中学校においてネットワーク環境の整備並びに児童生徒一人につき1台ずつタブレットパソコンを導入し、令和3年度よりICTを活用した学習が取り組まれているとのことであり、教職員においてもタブレットを活用した授業の研修会等を行っているとのことでありました。

現在、学習に使用するアプリに関しては、セキュリティー等の関係上、教育委員会において一括で管理されているとの説明でありましたが、今後タブレットを最大限に活用していただくためにも、必要なアプリは各学校長の判断において使用できるような柔軟性を持たせ、子どもたちに少しでもタブレットに触れる機会を持たせるためにも、自宅へ持ち帰り利用できるように要望いたします。

次に、決算書59ページ、成果説明書96ページ、款8項5目1運動広場管理棟工事費について、社会教育課担当職員より説明を受けました。

本管理棟は、昭和62年に建設され築34年がたち内部の木材部分がシロアリ等の食害により危険な状態となっていたため、社会資本整備総合交付金を活用し、総工費3,998万8,000円をかけ改修されておりました。以前は管理棟の中にしかトイレがなく、普段使用することができなかったが、改修後は常時トイレが使用できるように外に入口が設けられており、グラウンドを利用される町民にとっては、非常に利用価値が高まったのではないかと考えられます。

しかし、管理棟横にグラウンドゴルフの用具入れとして、使用できなくなった冷蔵庫が置かれた状態でありましたが、景観的な観点からグラウンドゴルフ連盟と協議を行い、用具が入れられる程度の物入れを作成するなど、利用者へは積極的な支援を行っていただきたい。

次に、決算書60ページ、成果説明書29ページ、款9項1目3令和2年度避難所施設機能向上・強化等改修事業の明許繰越となっている阿権福祉会館、河地福祉会館改修事業について、総務課担当職員より説明を受けました。

当該事業は、令和3年度の奄振予算が前倒しとなったため令和2年度での実施となり、主に玄関ドアの取り替え、シャッターの取り付け、一部天井の張替え、外壁の爆裂補修、トイレの新設、発電機設置、空調設置などを行っておりました。

決められた予算の範囲内での改修工事のため限度はあるとは思いますが、両福祉会館は共に築年数30年以上も経過しており、今後町単独予算などで外壁の防水及び塗装工事や台風襲来時の避難者を守る観点から、雨戸の設置について検討していただくよう要望いたします。

次に、経済建設常任委員会は、1件目に決算書28ページ、成果説明書35ページ、款2項1目31集



落活性化推進事業の阿権地区の前里屋敷改修工事について、未来創生課長他担当者より説明を受けました。

令和2年度から令和3年度へ明許繰越された事業で現在、前里屋敷の改修工事が発注されて工事が行われていました。

事業の内容といたしましては、古民家及び馬小屋の改修を行い、古民家をサロンによる運動能力の向上や健康教育、環境学習、食事処のカフェとして活用し、馬舎を地域住民が集って地場産野菜の販売などを行う朝市場として活用する計画であるとのことでした。それに向けて現在改修工事が着々と行われておりますが、完成後には外構工事の予定がないとのことですが、町単独予算においても観光バスが出入りできる入口を含めた整備を要望いたします。

次に、決算書53ページ、成果説明書83ページ、款7項1目2観光費の観光拠点連携整備事業に係る瀬田海浜公園休憩施設の整備状況などについて、きゅら町観光課長他担当職員から説明を受けました。

この施設は、以前あった休憩所が老朽化で撤去され、今回奄美群島成長戦略推進交付金を活用した事業で、屋根付休憩施設3棟でバーベキュー台が設置され、年間を通して多くの町民や観光客などの利用があり喜ばれているとのことでありました。今年の夏休みにおいては、各月360名程度の利用があったとの説明がありました。

また、建設後10年程度経過している更衣室及びシャワー室、トイレ室などの各部材が塩害を受けていたため、特にドアなどは木製で塩害を受けにくい丈夫なドアを制作し取り替えて、きゅらまち観光課の職員の方で随時点検を行い、維持管理や掃除を行っているとのことでありました。施設内の草刈作業については、委託契約を締結して定期的に除草を行っているとのことでありました。今後とも施設整備に当たっては、設計段階で塩害を受けにくい材質を選定し、施設の長寿命化のために日頃の維持管理を引き続き今後も続けていただきますようお願いいたします。

次に決算書45ページ、成果説明書68ページ、款6項1目4農業総務費の委託事業について、県農業開発総合センター徳之島支場におきまして、コーヒー試験栽培委託状況の説明を受けました。

まず、当該支場長より当センターの概要の説明がありました。

昭和62年に伊仙から現在地へ移転し、支場長他15名の職員で12町歩の面積にさとうきびを中心に、園芸、野菜、花卉など試験栽培研究を行い、さとうきびにおいては新品種の育成や作業機械化の試験や開発、品種については農林27号や株の多い品種などの栽培試験研究、野菜等についてはばれいしょ、実えんどう、かぼちゃ、枝豆、花卉としてはトルコギキョウや菊、そして奄美の特産品として注目されているコーヒーの試験栽培研究を行っているとのことでありました。

次に、圃場において研究専門職員からコーヒーの栽培試験状況について説明がございました。

5か年計画で令和元年度から平張ハウスにコーヒー「モカ」の試験栽培が開始されました。

試験課題としては、平張施設を活用した強風対策及び遮光技術の確立として暴風効果の検証、遮光技術の検討を行い奄美地域に適した品種の選定、育苗及び栽培技術の確立を行っている段階とい

うことでありました。

また、台風時の平張施設内での試験結果で、最大瞬間風速を4割程度に抑える効果が確認されたとの説明がございました。

コーヒー栽培のため、平張ハウスの奄振補助事業導入については、当センターでの試験栽培での成果をもとに奄振補助事業への措置を要望していくとのことでした。

今後期待される新しい作物であるため、試験成果により伊仙町の特産品として品種、栽培技術の確立が求められます。

続いて、9月13日から9月14日にかけて実施されました各会計の決算審査内容について、ご報告を申し上げます。

令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算について、補足説明を受け質疑応答を行いました。

認定第1号、令和2年度一般会計歳入総額は71億9,558万1,281円、歳出総額は71億1,796万711円であり、歳入歳出差引額については7,762万570円となっております。

また、5,962万570円を翌年度繰り越し、実質収支額が3,455万円の黒字となっております。

そして、地方自治法第233条2の規定により、1,800万円を財政調整基金積立金へと繰り入れされている状況でございます。

次に、同会計の財政状況についてであります。当町の財政力指数は0.12であり、経常収支比率は88.9、実質公債費比率も9.7と昨年度より改善しておりますが、財政構造の硬直化は続いていると思われま。

なお、地方債残高は前年度より2億5,500万円ほど減少し73億8,093万円でありました。

町税、使用料、分担金の収入未済額については1億3,452万円となっております。

今後とも所得申告の推進による公平な課税を図り、町税・使用料・分担金の徴収率を向上させ、今後増大する財政需要、住民サービスの維持など財源を確保するためにも、全庁的な徴収体制と計画的な徴収対策が喫緊の課題でございます。

また、不納欠損に関してましては398万円と前年度より減少しております。

さらに滞納管理の徹底を図り、安易な不納欠損はせずに、悪質な滞納者に関しましては今後とも厳しく法的処分を実施するよう要望いたします。

町民所得の向上について、県下において当町では町民所得が低い状況ではないかとの質疑があり、農業所得の向上はもとより企業誘致や定住促進など、人口増加による雇用の確保などを行い、町民所得の向上のため努力していくとの答弁がございました。

町税等の不納欠損及び徴収率について質疑があり、担当課長から今後も死亡者課税など戸籍を調査し納税義務者を特定する努力を行って、できるだけ何もせずに消滅を迎えることがないように全職員で対応してまいりたいとの答弁でありました。

徴収率向上については、平成21年度当時84%であったが、鹿児島県税務課への職員出向や研修、

下降団体に対しての県の研修などを実施し、預貯金、生命保険調査、動産・不動産調査による差し押さえや公売を行なったことにより、徐々に改善している状況でございます。令和元年度に87%、今年度においては若干改善し87.7%となっており、県下市町村が90%を超えているため、それに向け今後も努力をしていくとの答弁でありました。

新型コロナ感染症対策については、避難施設などの整備状況や使用状況について質疑があり、担当課長から町総合体育館のコロナ対策避難場所として整備し、段ボールベット、仮設トイレ6台を購入しているが、今のところ新型コロナ感染症対策避難の要請はなく、台風対策時の避難時の新型コロナ感染防止対策にも活用していくとの答弁がありました。

学校施設長寿命化計画については、昭和41年度に建設された町立学校給食センターの建設について、最近、子どもたちには食物アレルギーなどの症状も多く、それらに衛生的に対応できるよう学校給食センターの早期建設要望がございました。

予算の流用については安易な流用はせずに、当初予算で計上した予算を流用した場合に、議会にも報告をするよう求める意見がございました。

農業支援センターについて8月から新所長が赴任され、果樹や野菜の指導など活用が期待されるため、もっと町民へアピールをするよう要望がありました。

これを受け、今後はAコープ横の圃場において各種品目の作物を栽培する計画をしており、町民の皆様へ周知してまいりたいとの答弁がありました。

次に、認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、歳入総額9億3,134万6,000円、歳出総額9億1,396万9,000円、歳入最出差引額1,737万6,000円となっております、そのうち1,700万円を基金繰入額とし、37万6,571円を翌年度繰越額となっております。

国保特別会計においては、平成30年度から運営主体が県となったため、令和4年度まで激減緩和措置と県による所得割、人口割の恩恵を受け、令和2年度は法定外繰り入れは行われなかったものの、徴収率が現年度分と滞納繰越分を合わせると72.1%となっており、昨年度より6.5%改善されております。

現年度分の徴収率が88.95%ということなどから、いまだに財政運営に支障を来しているため、さらなる徴収体制を整える必要があると思われまます。併せて年々増加傾向にあります保険給付費を抑制する対策も講じるよう要望いたします。

次に、認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について、歳入総額9億1,334万3,000円、歳出総額8億7,605万5,000円、歳入歳出差引額3,728万8,000円となっており、うち1,400万円が基金繰入金となっております。介護保険事業については、前期高齢者の介護認定申請者数が増加し、要介護認定の重度化率の出現率も県下において高い割合となっているにもかかわらず、受給者数、給付費はともに減少傾向にあるということは、地域包括支援センターによる取組が効果を表しているということですので、引き続き自立支援、重度化防止の推進に向けた取組が行えるよう要望いたします。

認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、歳入総額1億8,421万4,000円、歳出総額1億8,138万9,000円、歳入歳出差引額282万5,000円で全額翌年度繰越となっております。

被保険者が75歳以上ということで医療費の抑制が困難であるということ、保険料に未納が生じた場合、徴収も難しくなると予想されますので、比較的徴収率の高い特別徴収や口座振替をお願いするなどの対応も有効ではないかと思われております。

次に、認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について、令和2年度決算では歳入歳出それぞれ9,918万円であり、うち5,132万円の繰り入れがあり、前年度より若干減少し本年度は当初予算で5,003万円の繰入金が生計上されておりますが、一般会計から毎年多額の繰入金で運営がなされている状況でございます。

また、開館から10年以上経過し老朽化も進行していることから、設備の更新などを行い、町民ニーズにあった施設として早期に対策を講じるよう要望いたします。

次に、認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、財務諸表に基づく営業収益が2億1,708万6,950円、営業費用が2億6,532万1,640円あり、差引合計4,823万4,690円となっております。次に、営業外収益が7,104万2,484円、営業外費用が1,768万1,441円、差引5,336万1,043円、特別損失が508万7,788円で当年度純利益は3万8,565円、当年度未処分利益剰余金は7億7,977万4,122円となっております。

令和2年度は、阿権地区と中山地区において原水導水管工事、東部地区及び中部地区において配管布設替工事を行っております。また、水道課職員で日頃から漏水復旧作業にあたっており、断水の改善に努められておりますことを評価いたします。

徴収業務においては、水道使用料未納者に対する給水停止措置など、職員の努力により水道使用料の徴収率も少しずつ改善されております。

財務状況においては旧態依然として、給水原価を供給単価で補えない状況であり、その補填を一般会計からの繰入金で賄っていることなどから、段階的に適正な水道使用料改正を検討する必要があります。

令和2年度に簡易水道と上水道の統合によりまして、今後もその計画に基づき年次的に老朽管等施設の更新や耐震化が急務でございます。

また、一般的に美味しいと言われております硬度の低い水の供給のためにも、できるだけダムや硬度の高い地下水を少なくし、山間部の表流水を原水として確保するための事業を進めるよう要望いたします。

以上、決算監査意見書指摘事項の改善を図ることと、特別委員会の要望意見改善状況を議会において後日、検証いたしますので執行部の改善対応を要望いたします。

令和2年度一般会計歳入歳出決算他5特別会計決算について、本委員会では令和2年度一般会計歳入歳出決算の討論で、委員からまず反対討論があり「理にかなう答弁が得られなかった。また町

長の答弁は反省もしない、ただ自分の権力だけを押し付けるような答弁であった」これに対し、賛成討論では、「決算書は何の不手際もない。答弁者がしっかりしていないとの理由だったが、質疑者こそ理にかなった質疑ができてないと思う」との賛成討論があり、採決の結果、令和2年度一般会計歳入歳出決算は不認定となりました。

その他5特別会計は、認定すべきものと決定いたしました。

令和3年9月17日。決算審査特別委員会委員長、牧 徳久。

**○議長（福留達也君）**

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（福留達也君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。（「議長、監査委員は退場するの。しなくていいんじゃないの」と呼ぶ者あり）退場の必要はないんじゃないですかね。（「退場の必要はないの。ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり）しばらく休憩します。

休憩 午前11時12分

---

再開 午前11時15分

**○議長（福留達也君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、認定第1号について討論を行います。

**○1番（杉山 肇君）**

令和3年度第3回定例会決算審査特別委員会での不認定という採決に対し、反対の討論をいたします。

9月13日に、各担当課長より詳細な補足説明が行われ、9月14日に各委員からの質疑が行われました。討議の争点として財産管理費のゲートボール場造成費と不納欠損について、説明及び討論がなされました。

それに対し、最終的な否決の根拠として理にかなった答弁がなかったなど、討論とはおよそかけ離れた主観的意見をもって否決に至りましたが、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい現状において、従来どおり予算執行、コロナ感染症対応交付金内での生活応援商品券、子育て世帯応援給付金、農家さんたちへの支援など、各担当課の努力すら評価に値しないのか。町民の一人一人の声を届けるべく選ばれた伊仙町議会議員として、議論を通じ、執行部の予算執行を監視することが職責であり、委員会としての姿ではないかを感じる。

反省しない、権力の押し付けなどの理由で、職責を放棄することは言語道断であると。所信に戻り、職責を遂行するに当たり、考えるべきはしっかりと現状と向き合い、将来を見据え、子や孫に恥ずべきことなく継承していくことが、本来の姿ではないでしょうか。賛成することで開かれる未来もあるということを申し添え、いま一度ご再考いただきたく、反対の討論とする。

○議長（福留達也君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○14番（美島盛秀君）

ただいまの委員長報告に対する賛成討論をいたします。

認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の賛成討論をします。

質疑に対する答弁に明快さを欠き、十分な理解が得られない。町民税や徴収料、その他の科目においても十分な理解が得られませんでした。2番目に、各課の事業実施状況において、目的にそぐわない指摘事項が多かった。予算の流用等など、また他の事業においても理解のできないのが多かったと考えられる。次に、年度ごとに監査委員から厳しい指摘事項があるにもかかわらず、取組が希薄で町財政に影響を及ぼすおそれがあります。

以上のことから、認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、理にかなう決算であるとは認められなかったため、不認定との委員長報告に賛成いたします。

○議長（福留達也君）

他に討論はございませんか。

○11番（前 徹志君）

令和2年度歳入歳出決算特別委員会の委員長報告の不認定に対し、反対の立場で討論いたします。

先ほど、同僚議員からも反対討論がありましたが、特別委員会での反対討論の中で、町長の答弁は反省もしない、ただ自分の権力だけを押し付けた答弁との意見がありました。委員が指摘した押し付けとは、どの予算に対し、どのようなことを、どのように町長が権力で押し付けたのでしょうか。令和2年度の当初予算こそ議会では、議会での議決ができずに専決処分したものの、その後の補正予算等では議会と協議、調整をしながら各種施策に取り組んできたものだと思っております。

そして、我々議員も少なからず伊仙町民として住民サービスを受けている立場であります。明確な指摘もせず、また解決策も見出さず、このまま令和2年度決算を不認定とすることは全てを否定することになります。是は是、非は非というならば、常に公正公平な立場で物事を判断し、執行部をただし、共に問題解決を図っていくのが我々議会であります。

したがって、一部指摘事項はあると思われませんが、全てを考慮したときに本案は認定すべきだと考えます。

以上です。

○議長（福留達也君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算に対する委員長報告は不認定です。したがって、原案について採決します。認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立少数です。したがって、認定第1号、令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定しないことに決定いたしました。

これから、認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和2年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

---

再開 午後 1時03分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第7 議案第45号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）

○議長（福留達也君）

日程第7 議案第45号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第45号について、9月7日に引き続き、質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

○6番（岡林剛也君）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

予算書18ページ、生活改善センター運営費の、この備品購入67万2,000円の説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、生活改善センターで運用する機械類の更新費用となっております。中身といたしまして、高速度ミキサー、またミートチョッパーとなっております。

○6番（岡林剛也君）

20ページ、土木費の14工事請負費2,090万の説明をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

この過疎対策事業債の工事請負費は、2款の道路維持費の組み替えになります。過疎対策事業で行えば起債がついて、その負担が減るものと思っております。

○6番（岡林剛也君）

工事の中身をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

これは、道路改良舗装工事であります。大体100mぐらいの舗装と改良になります。

○6番（岡林剛也君）

これは1件ですか。

○建設課長（福島隆也君）

路線は6か所ほど予定をしております。

○6番（岡林剛也君）

その下、消防費の避難所施設改修工事300万円の説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今回計画をしている2か所の公民館の設計をしたところ、いろいろ打ち合わせもしたんですが、1か所150万程度増額しないと、思ったような改良ができないということで、この300万を補正計上してございます。

○6番（岡林剛也君）

すみません。これは2か所といたしますと、どちらとどちらでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

下検福と、東伊仙西の営農センターであります。

○6番（岡林剛也君）

その下の教育委員会費、教育委員報酬が減額されていますけども、この説明をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

こちらは1名定数に満ちておりませんので、5か月分をマイナスしてございます。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。（「動議」と呼ぶ者あり）ただいま、本案に対して西 彦二君他1名から修正の動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

---

再開 午後 1時12分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対し、西 彦二君他6名から修正の動議が提出されましたので、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

○3番（西 彦二君）

ただいま議題となっております令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）に対しまして、修正動議を提出いたします。

修正動議の説明を行います。

議案第45号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第115号3及び伊仙町会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和3年9月17日。発議者、伊仙町議会議員、西 彦二、美島盛秀、樺山 一、佐田 元、牧本和英、清 平二、岡林剛也。

修正案につきましては、皆様にお配りのとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第45号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第45号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の採択を行います。

まず、本案に対する西彦二君他6名から提出された修正案について、起立によって採決します。

お諮りします。本修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く、原案について採決します。

お諮りします。修正決議した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第8 陳情第1号 陳情審査委員長報告

○議長（福留達也君）

日程第8 陳情第1号、馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情についてを議題といたします。

経済建設常任委員長より審査報告を求めます。

○経済建設常任委員長（美島盛秀君）

令和3年陳情第1号 馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情の趣旨説明を、委員長報告をいたします。

令和3年陳情第1号 馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情の審査委報告を行います。

去る、9月8日、議会委員室において委員6名事務局職員1名の下、慎重に審査を行いました。審議の結果、馬根地区には平成26年度に建設された町営住宅、馬根団地があります。委員から、町内33集落の中にはいまだ町営住宅建設が進んでいない地区もあるとの意見があり、小学校存続は本町の最大の課題でもあることから、今後の財政・政策などを考慮したとき、民間住宅を活用するな

ど、小規模校存続については今後統廃合を含め、さらに議論を深めることが必要であるとの結論に達し、審査の結果、令和3年陳情第1号 馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情は不採択とすることを決定しました。

令和3年9月17日。経済建設常任委員会委員長、美島盛秀。

○議長（福留達也君）

これから、陳情第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第1号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情第1号の、委員長報告は不採択です。陳情第1号、馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、陳情第1号、馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情は採択するものと決定いたしました。

△ 日程第9 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を  
求める意見書

○議長（福留達也君）

日程第9 発議第5号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より意見書についての趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（牧 徳久君）

発議第5号について、趣旨説明を行います。

発議第5号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、住民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症

対策はもとより、地方創生雇用対策、防災減災対策、急速な高齢化に伴い、財政需要の増額が見込まれる社会保障などへの対応に迫られております。

つきましては、お手元にお配りしてありますとおり、国会及び関係行政庁に対し、コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により提出しようとするものでございます。

以上が、趣旨説明であります。伊仙町議会議員一同。総務文教厚生常任委員長、牧 徳久。

○議長（福留達也君）

これから、発議第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから、発議第5号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

お諮りします。発議第5号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は原案のとおり決定いたしました。

ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日付で関係省庁へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

#### △ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（福留達也君）

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（福留達也君）

日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回伊仙町議会定例会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 福 留 達 也

伊仙町議会副議長 岡 林 剛 也

伊仙町議会議員 牧 本 和 英

伊仙町議会議員 西 彦 二